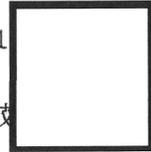


関原発第406号
2019年12月9日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番1
関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂



高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2019年10月8日付け関原発第303号をもって変更認可申請しました、高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、別紙のとおり補正いたします。

以上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正内容

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文、別添及び添付資料を以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち、「2. 変更の理由」を添付1のとおり補正する。
- ・別添を添付2のとおり補正する。
- ・添付資料を添付3のとおり補正する。

以 上

2. 変更の理由

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正（2019年10月2日改正）のうち、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する教育及び訓練に関する改正内容を反映するため、関連する保安規定条文の変更を行う。

- (2) 規定内容の適正化

先行プラント審査の反映等により、規定内容を追加又は変更することで適正化を実施する。

- (3) 表現の変更、運用の明確化等

先行プラント審査の反映等により、表現・体裁の見直し、設備名称の見直し、運用の明確化を実施する。

別添 高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

第4章（運転管理）における枠囲みの範囲については、機密に係る事項ですので、公開することはできません。

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 3 条 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEA04111-2009)」(以下、「JEA04111」という。))および関係法令に基づく品質マネジメントシステム(安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JEA04111 に従う。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設</p> <p>原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう(以下、本条において「原子炉施設」という。)</p> <p>(2) 原子炉施設情報公開ライブラリー</p> <p>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう(以下、「ニュースシア」という。)</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会</p> <p>国内 PWR (加圧水型軽水炉) プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以下、本条および第 1 20 条において同じ。)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 一般要求事項</p> <p>(1) 原子力部門 (第 4 条 図 4 に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を 4.2.1 b)、c)、d) および e) に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を図 3-1 に示す。</p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第 3 条 第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEA04111-2009)」(以下、「JEA04111」という。))および関係法令に基づく品質マネジメントシステム(安全文化を醸成する活動を行うしくみを含む。以下、「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるもの他 JEA04111 に従う。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設</p> <p>原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称をいう(以下、本条において「原子炉施設」という。)</p> <p>(2) 原子炉施設情報公開ライブラリー</p> <p>原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう(以下、「ニュースシア」という。)</p> <p>(3) PWR 事業者連絡会</p> <p>国内 PWR (加圧水型軽水炉) プラントの安全安定運転のために、PWR プラントを所有する国内電力会社と国内 PWR プラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう(以下、本条および第 1 20 条において同じ。)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 一般要求事項</p> <p>(1) 原子力部門 (第 4 条 図 4 に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの原子力部門への適用を 4.2.1 b)、c)、d) および e) に示す文書で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を図 3-1 に示す。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 3 条 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下、「重要度分類指針」という。)に基づき重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4. 1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づき重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性または斬新性の程度</p> <p>b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</p> <p>(4) 原子力部門は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力部門が決めた場合には、原子力部門はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、原子力部門の品質マネジメントシステムの文書に定める。</p> <p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p> <p>b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」</p>	<p>c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下、「重要度分類指針」という。)に基づき重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4. 1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づき重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。</p> <p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性または斬新性の程度</p> <p>b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業または製造プロセス、要員、要領および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</p> <p>(4) 原子力部門は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力部門が決めた場合には、原子力部門はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、原子力部門の品質マネジメントシステムの文書に定める。</p> <p>4. 2 文書化に関する要求事項</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</p> <p>b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第3条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>c) JEA4111の要求事項に基づき作成する表3-1-1に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書(c)およびd)の社内標準を除く。)およびこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p>なお、b)、c)およびd)に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表3-1、表3-2で示す社内標準の中で、文書名または作成し管理することを記載する。</p> <p>また、c)、d)およびe)の記録は、適正に作成する。</p> <p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p>原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」(本品質保証計画を含む。)を作成し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項</p> <p>d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの適用範囲(2. 参照)</p> <p>g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内標準(4. 2. 1 参照)</p> <p>h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述(図3-1 参照)</p> <p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>(1) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の種類ではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準を確立する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために原子力部門が必要と決</p>	<p>c) JEA4111の要求事項に基づき作成する表3-1-1に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準およびこれらの社内標準の中で明確にした記録</p> <p>e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書(c)およびd)の社内標準を除く。)およびこれらの文書の中で明確にした記録</p> <p>なお、b)、c)およびd)に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、表3-1、表3-2で示す社内標準の中で、文書名または作成し管理することを記載する。</p> <p>また、c)、d)およびe)の記録は、適正に作成する。</p> <p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p>原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」(本品質保証計画を含む。)を作成し、維持する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項</p> <p>d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項</p> <p>e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの適用範囲(2. 参照)</p> <p>g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内標準(4. 2. 1 参照)</p> <p>h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述(図3-1 参照)</p> <p>4. 2. 3 文書管理</p> <p>(1) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の種類ではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準を確立する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</p> <p>b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</p> <p>d) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために原子力部門が必要と決</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第3条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に關して必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5. 1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を原子力部門内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。(5. 3参照)</p> <p>c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。(5. 4. 1参照)</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。(5. 6参照)</p> <p>e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7. 2. 1および8. 2. 1参照)</p> <p>5. 3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 原子力部門の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 原子力部門全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に關する方針と整合がとれている。</p> <p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p>	<p>定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に關して必要な管理を規定するために、表3-1の4. 2. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p> <p>5. 経営者の責任</p> <p>5. 1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を原子力部門内に周知する。</p> <p>b) 品質方針を設定する。(5. 3参照)</p> <p>c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。(5. 4. 1参照)</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。(5. 6参照)</p> <p>e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。(6. 参照)</p> <p>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。(7. 2. 1および8. 2. 1参照)</p> <p>5. 3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 原子力部門の目的に対して適切である。</p> <p>b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</p> <p>c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。</p> <p>d) 原子力部門全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に關する方針と整合がとれている。</p> <p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 品質目標</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<第3条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1) 社長は、原子力部門内におけるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7. 1 (3) a）参照）を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p> <p>(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>5. 5 責任、権限およびコミュニケーション 5. 5. 1 責任および権限 社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>5. 5. 2 管理責任者 (1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者（原子力事業本部長）は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 原子力部門（経営監査室を除く。）全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 経営監査室長は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>(1) 社長は、原子力部門内におけるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7. 1 (3) a）参照）を設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p> <p>(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れている。</p> <p>5. 5 責任、権限およびコミュニケーション 5. 5. 1 責任および権限 社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。</p> <p>5. 5. 2 管理責任者 (1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者（原子力事業本部長）は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 原子力部門（経営監査室を除く。）全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 管理責任者（経営監査室長）は、与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>5. 5. 3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。(5. 4. 1 および8. 2. 3 参照)。 d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 5. 4 内部コミュニケーション (1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項について、表3-2の5. 5. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 (1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回(原則として年度末)以上品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を表3-2の5. 5. 4項に係る社内標準に基づき管理責任者(原子力事業本部長)へ報告する。管理責任者(原子力事業本部長および経営監査室長)は、これらの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。 (3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。なお、第5条第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。 (4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8. 2. 1 参照) c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果(8. 2. 3 および8. 2. 4 参照) d) 予防処置および是正処置の状況(8. 5. 2 および8. 5. 3 参照)</p>	<p>5. 5. 3 プロセス責任者 社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されとともに、有効性を継続的に改善する。 b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。 c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。(5. 4. 1 および8. 2. 3 参照)。 d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p> <p>5. 5. 4 内部コミュニケーション (1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。 (2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項について、表3-2の5. 5. 4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 (1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回(原則として年度末)以上品質マネジメントシステムをレビューする。 (2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を表3-2の5. 5. 4項に係る社内標準に基づき管理責任者(原子力事業本部長)へ報告する。管理責任者(原子力事業本部長および経営監査室長)は、これらの情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。 (3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。なお、第5条第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。 (4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方(8. 2. 1 参照) c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果(8. 2. 3 および8. 2. 4 参照) d) 予防処置および是正処置の状況(8. 5. 2 および8. 5. 3 参照)</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ（5. 6. 3 参照） h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処 置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画および実施にかかわる改善 c) 資源の必要性 6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供</p> <p>原子力部門は、原子力安全に必要な資源を表3-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確にし、提供する。</p> <p>6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般</p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識</p> <p>原子力部門は、表3-2の5. 4項および6. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。 c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。 d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。（4. 2. 4 参照）</p> <p>6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、維持管理する。 また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを表3-2の7.</p>	<p>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ（5. 6. 3 参照） h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処 置すべてを含める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画および実施にかかわる改善 c) 資源の必要性 6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供</p> <p>原子力部門は、原子力安全に必要な資源を表3-2の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る社内標準において明確にし、提供する。</p> <p>6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般</p> <p>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有する。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識</p> <p>原子力部門は、表3-2の5. 4項および6. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。 c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。 d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。（4. 2. 4 参照）</p> <p>6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、維持管理する。 また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを表3-2の7.</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 3 条 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>1項に係る社内標準において明確にし、維持する。</p> <p>6. 4 作業環境</p> <p>原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7. 1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準および表3-2の7. 1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4. 1参照)</p> <p>(3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。なお、d)については表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動ならびにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4. 2. 4参照)</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>原子力部門は、次の事項を業務の計画(7. 1参照)で明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7. 2. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもってしている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p>	<p>1項に係る社内標準において明確にし、維持する。</p> <p>6. 4 作業環境</p> <p>原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7. 1 業務の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、表3-1の4. 2. 3項に係る社内標準および表3-2の7. 1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4. 1参照)</p> <p>(3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。なお、d)については表3-2の7. 1項に係る社内標準において明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項</p> <p>b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動ならびにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4. 2. 4参照)</p> <p>(4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。</p> <p>7. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</p> <p>原子力部門は、次の事項を業務の計画(7. 1参照)で明確にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</p> <p>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7. 2. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</p> <p>c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもってしている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第3条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7. 2. 3 外部とのコミュニケーション</p> <p>原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表3-2の7. 2. 3項に係る社内標準で明確にし、実施する。</p> <p>7. 3 設計・開発</p> <p>原子力部門は、表3-2の7. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 3. 1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>および権限</p> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設設計の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。(4. 2. 4参照) インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能および性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設設計の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。</p> <p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供</p>	<p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7. 2. 3 外部とのコミュニケーション</p> <p>原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を表3-2の7. 2. 3項に係る社内標準で明確にし、実施する。</p> <p>7. 3 設計・開発</p> <p>原子力部門は、表3-2の7. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 3. 1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の段階</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</p> <p>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）</p> <p>および権限</p> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p> <p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設設計の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する。(4. 2. 4参照) インプットには、次の事項を含める。</p> <p>a) 機能および性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 原子炉施設設計の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。</p> <p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<第3条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>する。</p> <p>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7. 3. 1 参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7. 3. 1 参照)検証を実施する。</p> <p>この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</p> <p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7. 3. 1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 4 調達</p> <p>原子力部門は、表3-2の7. 4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p>	<p>する。</p> <p>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7. 3. 1 参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7. 3. 1 参照)検証を実施する。</p> <p>この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</p> <p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7. 3. 1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 4 調達</p> <p>原子力部門は、表3-2の7. 4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<第3条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(5) 原子力部門は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報の取得およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を定める。</p> <p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告および処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達製品の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7. 5 業務の実施</p> <p>原子力部門は、業務の計画(7. 1 参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p>	<p>7. 4. 1 調達プロセス</p> <p>(1) 原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</p> <p>(2) 供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</p> <p>(3) 原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。</p> <p>(4) 評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(5) 原子力部門は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報の取得およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を定める。</p> <p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告および処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>(2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7. 4. 3 調達製品の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7. 5 業務の実施</p> <p>原子力部門は、業務の計画(7. 1 参照)に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第3条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視および測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリソースが実施されている。</p> <p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、原子力部門は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含む手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認および要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法および手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項 (4. 2. 4 参照)</p> <p>e) 妥当性の再確認</p> <p>7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の実行項目に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 4 原子力部門外の所有物</p> <p>原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが原子力部門の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 5 調達製品の保存</p> <p>(1) 原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>(2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、表3-2の7. 5. 5 項に係る社内標準を確立する。</p> <p>7. 6 監視機器および測定機器の管理</p> <p>原子力部門は、業務の計画(7. 1 参照)に基づき、次の事項を実施する。</p>	<p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視および測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリソースが実施されている。</p> <p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、原子力部門は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含む手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認および要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法および手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項 (4. 2. 4 参照)</p> <p>e) 妥当性の再確認</p> <p>7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 原子力部門は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の実行項目に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 4 原子力部門外の所有物</p> <p>原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが原子力部門の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>7. 5. 5 調達製品の保存</p> <p>(1) 原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>(2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、表3-2の7. 5. 5 項に係る社内標準を確立する。</p> <p>7. 6 監視機器および測定機器の管理</p> <p>原子力部門は、業務の計画(7. 1 参照)に基づき、次の事項を実施する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<第3条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視および測定を表3-2の7. 1項および8. 2. 4項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を表3-2の7. 6項に係る社内標準において明確にする。</p> <p>(2) 原子力部門は、監視および測定の方法で監視および測定が実施できることを確実にする。表3-2の7. 1項に係る社内標準において確立する。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>原子力部門は、その機器、および影響を受けた業務、原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。</p> <p>この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 一般</p> <p>(1) 原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8. 2 監視および測定</p>	<p>(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視および測定を表3-2の7. 1項および8. 2. 4項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を表3-2の7. 6項に係る社内標準において明確にする。</p> <p>(2) 原子力部門は、監視および測定の方法で監視および測定が実施できることを確実にする。表3-2の7. 1項に係る社内標準において確立する。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>原子力部門は、その機器、および影響を受けた業務、原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する。(4. 2. 4 参照)</p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。</p> <p>この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 一般</p> <p>(1) 原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8. 2 監視および測定</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>8. 2. 1 原子力安全の達成 原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を表3-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査 原子力部門は、表3-1の8. 2. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7. 1参照）に適合しているか、JEA04111の要求事項に適合しているか、および原子力部門が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査およびその結果の記録を維持する。（4. 2. 4参照）</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。（8. 5. 2参照）</p> <p>(6) 監査のプログラムおよび結果について、管理責任者に報告する。</p> <p>(7) 経営監査室は、原子力事業本部および発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、発電所に内部監査の実施を指示する。</p> <p>(8) 原子力事業本部および発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。</p> <p>8. 2. 3 プロセスの監視および測定 (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p>	<p>8. 2. 1 原子力安全の達成 原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を表3-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査 原子力部門は、表3-1の8. 2. 2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7. 1参照）に適合しているか、JEA04111の要求事項に適合しているか、および原子力部門が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査およびその結果の記録を維持する。（4. 2. 4参照）</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。（8. 5. 2参照）</p> <p>(6) 監査のプログラムおよび結果について、管理責任者に報告する。</p> <p>(7) 経営監査室は、原子力事業本部および発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、発電所に内部監査の実施を指示する。</p> <p>(8) 原子力事業本部および発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。</p> <p>8. 2. 3 プロセスの監視および測定 (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第3条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正ならびに是正処置をとる。</p> <p>8. 2. 4 検査および試験</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-2の8. 2. 4項に係る社内標準を確立し、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7. 1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(4) 業務の計画(7. 1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8. 3 不適合管理</p> <p>原子力部門は、表3-1の8. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせさせた観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表3-2の8. 4項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、そ</p>	<p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正ならびに是正処置をとる。</p> <p>8. 2. 4 検査および試験</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、表3-2の8. 2. 4項に係る社内標準を確立し、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画(7. 1参照)に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の可否判定基準への適合の証拠を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を、記録する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(4) 業務の計画(7. 1参照)で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8. 3 不適合管理</p> <p>原子力部門は、表3-1の8. 3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。(4. 2. 4参照)</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせさせた観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、表3-2の8. 4項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、そ</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第3条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>これらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8. 2. 1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8. 2. 2. 3 および 8. 2. 4 参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向 (8. 2. 3 および 8. 2. 4 参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7. 4 参照)</p> <p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的改善</p> <p>原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8. 5. 2 是正処置</p> <p>原子力部門は、表 3-1 の 8. 5. 2 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。) を規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定および実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録 (4. 2. 4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8. 5. 3 予防処置</p> <p>原子力部門は、表 3-1 の 8. 5. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見 (良好事例を含む。) および他の施設から得られた知見 (PWR 事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。) の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」</p>	<p>これらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8. 2. 1 参照)</p> <p>b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8. 2. 2. 3 および 8. 2. 4 参照)</p> <p>c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向 (8. 2. 3 および 8. 2. 4 参照)</p> <p>d) 供給者の能力 (7. 4 参照)</p> <p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的改善</p> <p>原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8. 5. 2 是正処置</p> <p>原子力部門は、表 3-1 の 8. 5. 2 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。) を規定する。</p> <p>a) 不適合のレビュー</p> <p>b) 不適合の原因の特定</p> <p>c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>d) 必要な処置の決定および実施</p> <p>e) とった処置の結果の記録 (4. 2. 4 参照)</p> <p>f) とった是正処置の有効性のレビュー</p> <p>8. 5. 3 予防処置</p> <p>原子力部門は、表 3-1 の 8. 5. 3 項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見 (良好事例を含む。) および他の施設から得られた知見 (PWR 事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。) の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項 (JEA4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」</p>	<p>変更なし</p>

	変更前	変更後	差異の理由
<p>を含む。)を規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定および実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録 (4. 2. 4 参照)</p> <p>e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>を含む。)を規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定および実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録 (4. 2. 4 参照)</p> <p>e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	<p>を含む。)を規定する。</p> <p>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</p> <p>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>c) 必要な処置の決定および実施</p> <p>d) とった処置の結果の記録 (4. 2. 4 参照)</p> <p>e) とった予防処置の有効性のレビュー</p>	
<p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>品質管理</p> <p>計画段階 (Plan)</p> <p>実施段階 (Do)</p> <p>評価段階 (Check)</p> <p>改善段階 (Act)</p> <p>注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。 業務の詳細は各社内標準にて定める。</p> <p>注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括 (原子力技術)、原子力技術部門統括 (土木建築)、原子燃料部門統括のいずれかを指す。</p>	<p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>品質管理</p> <p>計画段階 (Plan)</p> <p>実施段階 (Do)</p> <p>評価段階 (Check)</p> <p>改善段階 (Act)</p> <p>注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。 業務の詳細は各社内標準にて示している。</p> <p>注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括 (原子力技術)、原子力技術部門統括 (土木建築)、原子燃料部門統括のいずれかを指す。</p>	<p>図3-1 品質マネジメントシステム体系図</p> <p>品質管理</p> <p>計画段階 (Plan)</p> <p>実施段階 (Do)</p> <p>評価段階 (Check)</p> <p>改善段階 (Act)</p> <p>注1) 本図は、品質マネジメントシステムを構成するプロセスの関連を規格要求事項に着目し、整理した上でPDCAに分類して示している。 業務の詳細は各社内標準にて示している。</p> <p>注2) 原子力事業本部各部門統括とは、原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括 (原子力技術)、原子力技術部門統括 (土木建築)、原子燃料部門統括のいずれかを指す。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

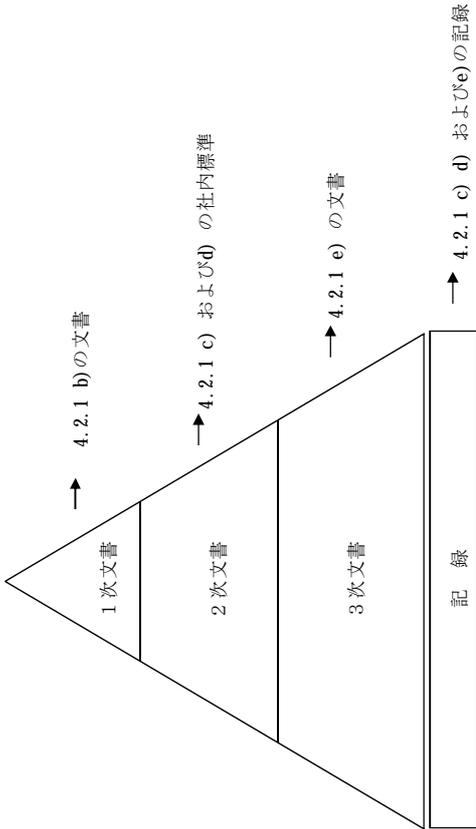
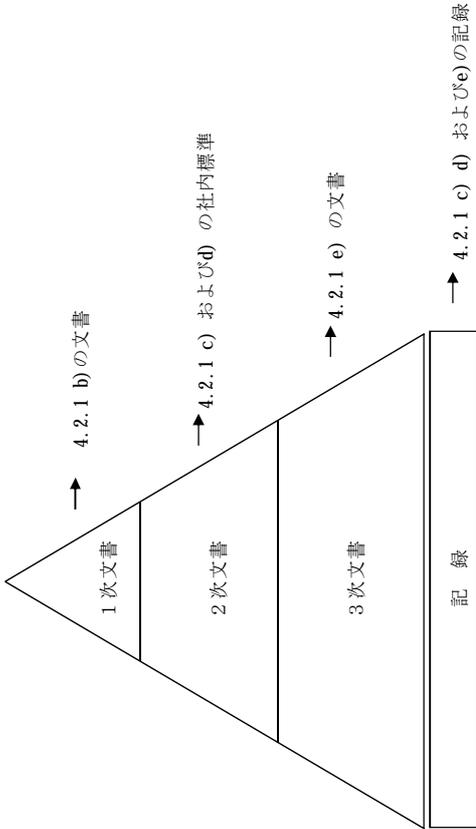
変更前	変更後	差異の理由
 <p>1次文書 → 4.2.1 b) の文書 2次文書 → 4.2.1 c) およびd) の社内標準 3次文書 → 4.2.1 e) の文書 記録 → 4.2.1 c) d) およびe) の記録</p>	 <p>1次文書 → 4.2.1 b) の文書 2次文書 → 4.2.1 c) およびd) の社内標準 3次文書 → 4.2.1 e) の文書 記録 → 4.2.1 c) d) およびe) の記録</p>	<p>変更なし</p>

図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図

図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前					変更後					差異の理由
表3-1：本品質保証計画関連条項とJFAC4111の要求事項に基づき作成する社内標準との関係										
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	本品質保証計画関連条項	社内標準名		所管箇所	文書番号
		1次文書	2次文書				1次文書	2次文書		
4. 2. 3	文書管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号	4. 2. 3	文書管理	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号
4. 2. 4	記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	原子力部門における内部監査通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号	4. 2. 4	記録の管理	原子力部門における内部監査通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号
8. 2. 2	内部監査	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18 経営原通達 第1号	8. 2. 2	内部監査	原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18 経営原通達 第1号
8. 3	不適合管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	不適合管理および是正処置	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号	8. 3	不適合管理	不適合管理および是正処置	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号
8. 5. 2	是正処置	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	不適合管理および是正処置	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号	8. 5. 2	是正処置	不適合管理および是正処置	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号
8. 5. 3	予防処置	原子力発電の安全に係る品質保証規程※1	予防処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電通達 第2号	8. 5. 3	予防処置	予防処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電通達 第2号
※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室および経営監査室であり、文書番号は平成15規程第5号とする（以下、本条において同じ）。										
表3-2：本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係										
本品質保証計画関連条項	項目	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項	本品質保証計画関連条項	社内標準名		所管箇所	本規定関連条項
		1次文書	2次文書				1次文書	2次文書		
4. 1	重要度分類	原子力発電の	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第2号	4. 1	重要度分類	原子力発電の グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第2号
※2：本品質保証計画関連条項および本規定関連条項と原子力部門が必要と決定した社内標準との関係										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前				変更後				差異の理由
安全文化	安全文化	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	安全文化	安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25 原産証通 達第1号	
4. 1				4. 1				
5. 4	品質目標	品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	5. 4	品質目標	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原産証通 達第3号	
5. 5. 3				5. 5. 3				
6. 2. 2				6. 2. 2				
5. 5. 3	プロセス 責任者	原子力部門に おける文書・ 記録管理通達	原子力事業本部 原子力企 画部門	5. 5. 3	プロセス 責任者	原子力事業本部 原子力企 画部門	平成18 原産証通 達第3号	
5. 5. 4				5. 5. 4				
5. 5. 6	内部コミュニ ケーション	内部コミュニ ケーション通 達	原子力事業本部 原子力企 画部門	5. 5. 6	内部コミュニ ケーション	原子力事業本部 原子力企 画部門	平成18 原産証通 達第4号	第6条、第8条
6. 1	資源の提 供	要員・組織計 画通達	原子力事業本部 原子力企 画部門	6. 1	資源の提 供	原子力事業本部 原子力企 画部門	平成18 原産証通 達第1号	
6. 1				6. 1				
6. 2	力量、教 育・訓練お よび認識	教育・訓練通 達	原子力事業本部 原子力企 画部門	6. 2	力量、教 育・訓練お よび認識	原子力事業本部 原子力企 画部門	平成18 原産証通 達第2号	第131条、第 132条

表現の変更、運用の明確化等（以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更）

表3-2（続き）

本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名	所管箇所	本規定関連条 項
		1 次 文 書		

表3-2（続き）

本品質保証 計画関連条項	項目	社内標準名	所管箇所	本規定関連条 項
		1 次 文 書		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前		変更後		差異の理由
6. 1 6. 3 6. 4 7. 1 7. 2 7. 5 7. 6 8. 2. 4	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条(第4章 運転管理)、第120条、第120条の3、第120条の4(第8章 保守管理)、第134条(第11章 記録および報告)	原子力発電の安全に係る品質保証規程	原子力発電の安全に係る品質保証規程	
	運転管理 燃料管理	運転管理 燃料管理	運転管理 燃料管理	
	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条
	平成18年 平成18年 平成18年	平成18年 平成18年 平成18年	平成18年 平成18年 平成18年	
	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条
	運転管理 放射性廃棄物管理	運転管理 放射性廃棄物管理	運転管理 放射性廃棄物管理	
	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条
	平成18年 平成18年 平成18年	平成18年 平成18年 平成18年	平成18年 平成18年 平成18年	
	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	原子力発電所 原子力発電所 原子力発電所	第9条の2、第10条の2、第12条の2から第93条、第120条、第120条の3、第120条の4、第134条

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前				変更後				差異の理由
品質保証計画関連条項	項目	社内標準名 1 次文書	2 次文書	社内標準名 1 次文書	2 次文書	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	
7. 2. 2	外部とのコミュニケーション	外部コミュニケーション	外部コミュニケーション	7. 2. 2	外部とのコミュニケーション	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	
7. 2. 3	原子力安全の達成	原子力安全の達成	原子力安全の達成	7. 2. 3	原子力安全の達成	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	
8. 2. 1	設計・開発	設計・開発	設計・開発	8. 2. 1	設計・開発	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	
7. 3	調達	調達	調達	7. 3	設計・開発	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	
7. 4	調達製品の保存	調達製品の保存	調達製品の保存	7. 4	設計・開発	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	
7. 5. 5	監視機器および測定機器の管理	監視機器および測定機器の管理	監視機器および測定機器の管理	7. 5. 5	設計・開発	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	
7. 6	監視機器および測定機器の管理	監視機器および測定機器の管理	監視機器および測定機器の管理	7. 6	設計・開発	原子力事業本部 原子燃料部門	原子力事業本部 原子燃料部門	

表3-2 (続き)

表3-2 (続き)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第3条>

変更前				変更後				差異の理由
8. 2. 3	プロセスの監視および測定	品質目標到達	原子力事業本部 原子力発電部門 経営監査室	平成18 原産品 達第3号	8. 2. 3	プロセスの監視および測定	品質目標到達	変更なし
7. 6 8. 2. 4	検査および試験	原子力部門における内部監査 検査・試験 達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 経営 達第1号	7. 6 8. 2. 4	検査および試験	原子力部門に 検査・試験 達	
8. 4	データの分析	データ分析 達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原産品 達第5号	8. 4	データの分析	データ分析 達	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<第9条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上または本店の保安に関する役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>7. 代行者として選任する本店の保安に関する役職者は、所定の要件^{※1}を満たす者とする。また、選任された代行者は原子炉主任技術者としての職務遂行を的確に実施できるよう、必要な情報入手、訓練への参加および教育の受講^{※2}を行う。</p> <p>※1：過去に原子炉主任技術者または代行者の職務を経験した者のうち、重大事故等発生時の対応等に関する教育を受講した者</p> <p>※2：第6条に定める原子力発電安全委員会、第8条に定める原子力発電安全運営委員会、第18条の5の第4項(2)(b)に定める訓練および第125条に定める訓練等への参加、ならびに第131条の表131-1および表131-2の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」を対象として実施する教育と同等の教育の受講</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第9条 原子力事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、本店の保安に関する役職者とする。なお、原子炉主任技術者は、品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、技術課長および保安計画課長のいずれかの職位を兼任することができる。</p> <p>4. 代行者の職位は、課(室)長以上の役職者とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者がいずれかの職位を兼任する場合、担当する原子炉について兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職が行うこととする。また、代行者が原子炉主任技術者と交代した場合においても同様とする。</p> <p>6. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(3号炉および4号炉の原子炉主任技術者については、非常召集可能圏外に離れる場合を含む)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>規定内容の適正化(代行者の職位について、本店の保安に関する役職者を削除)</p> <p>規定内容の適正化(代行者として選任する本店の保安に関する役職者削除に伴う変更)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第10条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。 (2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。 (4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。 (1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合 (2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合 3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第10条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。 (2) 表10-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表10-2に定める事項について、各課(室)長からの報告内容等を確認する。 (4) 表10-3に示す記録の内容を確認する。 (5) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。 (1) 前項(1)の職務を遂行すべき状況が生じた場合 (2) 第134条第1項(1)から(5)の報告を受けた場合 3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。 4. 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、相互の職務について情報共有を行い、意思疎通を図る。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第10条>

変更前		変更後		差異の理由
条文	内容	条文	内容	
表10-1		表10-1		
第13条 (運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築	第13条 (運転員等の確保)	第5項および第7項に定める体制の構築	
第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	
第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画 (3号炉および4号炉)	
第24条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第24条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	
第32条 (軸方向中性子束出力偏差) 容運転制限範囲	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第32条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	
第36条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第36条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	
第72条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間	第72条 (燃料取扱建屋空気浄化系)	照射終了後の所定期間	
第93条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第93条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	
第97条 (燃料の取替等)	第1項に定める燃料装荷実施計画 第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果	第95条 (新燃料の貯蔵) 第97条 (燃料の取替等)	第2項に定める燃料移動の実施計画 第1項に定める燃料装荷実施計画 第3項に定める取替炉心の安全性評価の結果 第5項に定める燃料移動の実施計画	規定内容の適正化(第95条、第97条及び第98条において、燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得ることとしたことによる変更)
第105条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第98条 (使用済燃料の貯蔵) 第105条 (管理区域の設定・解除)	第2項に定める燃料移動の実施計画 第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	
第131条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第131条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	
第132条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	第132条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第10条>

変更前		変更後		差異の理由
表10-2		表10-2		変更なし
条文	内容	条文	内容	
第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第18条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	
第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	
第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	第18条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	火山影響等発生時に講じた措置の結果(3号炉および4号炉)	
第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第18条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	
第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果(3号炉および4号炉)	第18条の5(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果(3号炉および4号炉)	
第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果(3号炉および4号炉)	第18条の6(大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果(3号炉および4号炉)	
第85条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(3号炉および4号炉)	第85条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認(3号炉および4号炉)	
第88条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第88条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	
第89条(予防安全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰している	第89条(予防安全を目的とした点検・保修を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置 第11項に定める運転上の制限外から復帰している	
第91条(異常時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	第91条(異常時の基本的な対応)	異常が発生した場合の原因調査および対応措置	
第92条(異常時の措置)	異常の収束	第92条(異常時の措置)	異常の収束	
第134条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という。))第87条第9号に定める事象が生じた場合 第91条に定める異常が発生した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	第134条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という。))第87条第9号に定める事象が生じた場合 第91条に定める異常が発生した場合 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	
	実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第10条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表10-3</p> <p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p> <p>4. 引継日誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p>	<p>表10-3</p> <p>1. 運転日誌等</p> <p>(1) 熱出力</p> <p>(2) 炉心の中性子束密度</p> <p>(3) 炉心の温度</p> <p>(4) 冷却材入口温度</p> <p>(5) 冷却材出口温度</p> <p>(6) 冷却材圧力</p> <p>(7) 冷却材流量</p> <p>(8) 制御棒位置</p> <p>(9) 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)</p> <p>(10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量</p> <p>2. 燃料に係る記録</p> <p>(1) 原子炉内における燃料体の配置</p> <p>(2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</p> <p>(3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量</p> <p>3. 点検報告書</p> <p>(1) 運転開始前の点検結果</p> <p>(2) 運転停止後の点検結果</p> <p>4. 引継日誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <p>(1) 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</p> <p>(2) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</p> <p>(3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況</p> <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <p>(1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度</p> <p>(2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法</p> <p>(3) 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法</p> <p>(4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路</p> <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第10条＞

変更前	変更後	差異の理由
8. 保安教育の実施報告書	8. 保安教育の実施報告書	

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 13 条 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に当たって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 13-1 に定める人数は、原子炉の運転にあたって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 13-1 に定める人数の者を有し、中央制御室（1、2 号炉中央制御盤取替工事に伴い A 中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室）あたり 5 直以上を編成した上で 3 交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 24 時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表 13-1 に定める人数のうち、1 名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 13-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室（1、2 号炉中央制御盤取替工事に伴い A 中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室）に確保する。</p> <p>4. 各課（室）長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保するとともに、運転員、常駐の本部要員および常駐の緊急安全対策要員を、発電所内に合計で 70 名以上常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第 18 条の 5 第 4 項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表 13-1 および表 13-3 に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第 5 項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割が立たない場合、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表 13-1 および表 13-3 に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者に次員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第 6 項、第 8 項の措置を受け、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第 13 条 発電室長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に当たって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 13-1 に定める人数は、原子炉の運転にあたって第 1 項で定める者の中から、1 直あたり表 13-1 に定める人数の者を有し、中央制御室（1、2 号炉中央制御盤取替工事に伴い A 中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室）あたり 5 直以上を編成した上で 3 交代勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して 24 時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表 13-1 に定める人数のうち、1 名は当直課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 当直課長は、第 2 項で定める者のうち、表 13-2 に定める人数の者を主機運転員以上の者の中から常時中央制御室（1、2 号炉中央制御盤取替工事に伴い A 中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室）に確保する。</p> <p>4. 各課（室）長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、安全・防災室長は、重大事故等の対応を行う要員として、表 13-3 に定める人数を常時確保するとともに、運転員、常駐の本部要員および常駐の緊急安全対策要員を、発電所内に合計で 70 名以上常時確保する。</p> <p>5. 安全・防災室長および発電室長は、第 18 条の 5 第 4 項(2)の成立性確認において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量（以下、本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表 13-1 および表 13-3 に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 所長は、第 5 項の訓練のうち、現場訓練による有効性評価の成立性確認において、除外された者と同じ役割が立たない場合、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、その結果、力量を確保できる見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>7. 安全・防災室長および発電室長は、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表 13-1 および表 13-3 に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8. 安全・防災室長および発電室長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者に次員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め補充を行う。また、所長は、第 2 項および第 4 項に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合は、第 9 項の措置を講じる。</p> <p>9. 所長は、第 6 項、第 8 項の判断を行った場合の措置として、原子炉の運転中は、原子炉停止の措置を実施し、原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。なお、原子炉停止の措置の実施に当たっては、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに、実施する。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更（教育訓練）</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更（教育訓練）</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更（教育訓練）</p>

※1：重大事故等対施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第13条>

変更前		変更後		差異の理由																													
表13-1	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室^{※1}※2 (1号炉および2号炉)</td> <td>A 中央制御室^{※2}※3 (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉2基がともモード 1、2、3、4、5および6 の場合^{※3}</td> <td>原子炉2基がともモード 1、2、3、4、5および6 の場合^{※4}</td> <td>12名以上^{※5}※6</td> <td>12名以上^{※6}※7</td> <td>12名以上^{※6}</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合^{※3}</td> <td>原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合^{※4}</td> <td>9名以上^{※5}※7</td> <td>9名以上^{※6}※9</td> <td>10名以上^{※6}</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※4}※5</td> <td>使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※4}※5</td> <td>6名以上^{※5}</td> <td>6名以上^{※6}</td> <td>8名以上^{※6}</td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉2基がともモード 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※3}	原子炉2基がともモード 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※4}	12名以上 ^{※5} ※6	12名以上 ^{※6} ※7	12名以上 ^{※6}	原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※3}	原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※4}	9名以上 ^{※5} ※7	9名以上 ^{※6} ※9	10名以上 ^{※6}	使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4} ※5	使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4} ※5	6名以上 ^{※5}	6名以上 ^{※6}	8名以上 ^{※6}	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室^{※1}※2 (1号炉および2号炉)</td> <td>A 中央制御室^{※2}※3 (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※4}</td> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※5}</td> <td>3名以上^{※8}</td> <td>3名以上^{※9}</td> <td>3名以上^{※9}</td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4}	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※5}	3名以上 ^{※8}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更（※1追加に伴う番号繰り下げ）</p>
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																													
原子炉2基がともモード 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※3}	原子炉2基がともモード 1、2、3、4、5および6 の場合 ^{※4}	12名以上 ^{※5} ※6	12名以上 ^{※6} ※7	12名以上 ^{※6}																													
原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※3}	原子炉1基がモード1、2、 3、4、5および6の場合 ^{※4}	9名以上 ^{※5} ※7	9名以上 ^{※6} ※9	10名以上 ^{※6}																													
使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4} ※5	使用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4} ※5	6名以上 ^{※5}	6名以上 ^{※6}	8名以上 ^{※6}																													
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																													
原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4}	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※5}	3名以上 ^{※8}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}																													
<p>※1：1号炉および2号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。 ※2：1、2号炉中央制御室取替工事に伴いA中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間は、運転員が常駐する区画である運転員控室。 ※3：複数の運転モードに該当する場合、要求される運転員数の多い方が適用される。 ※4：照射済燃料移動中も含む（以下、同じ）。 ※5：当直課長を含む。 ※6：内6名が3号炉および4号炉現場作業応援。 ※7：内3名が3号炉または4号炉現場作業応援。</p>																																	
表13-2	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室^{※1}※2 (1号炉および2号炉)</td> <td>A 中央制御室^{※2}※3 (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※4}</td> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※5}</td> <td>3名以上^{※8}</td> <td>3名以上^{※9}</td> <td>3名以上^{※9}</td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4}	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※5}	3名以上 ^{※8}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}	<table border="1"> <tr> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード</td> <td>A 中央制御室^{※1}※2 (1号炉および2号炉)</td> <td>A 中央制御室^{※2}※3 (1号炉および2号炉)</td> <td>B 中央制御室 (3号炉および4号炉)</td> </tr> <tr> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※4}</td> <td>原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合^{※5}</td> <td>3名以上^{※8}</td> <td>3名以上^{※9}</td> <td>3名以上^{※9}</td> </tr> </table>	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4}	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※5}	3名以上 ^{※8}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}	<p>※9：当直課長または当直主任を含む主機運転員以上。</p>										
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																													
原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4}	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※5}	3名以上 ^{※8}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}																													
中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	中央制御室名 3号炉および 4号炉の運転モード	A 中央制御室 ^{※1} ※2 (1号炉および2号炉)	A 中央制御室 ^{※2} ※3 (1号炉および2号炉)	B 中央制御室 (3号炉および4号炉)																													
原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※4}	原子炉1基以上がモード1、 2、3、4、5、6および使 用済燃料ピットに燃料体を 貯蔵している期間の場合 ^{※5}	3名以上 ^{※8}	3名以上 ^{※9}	3名以上 ^{※9}																													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第13条>

変更前		変更後		差異の理由
表13-3				
常駐	本部要員 6名以上	緊急安全対策要員 40名以上	常駐	変更なし
召集	10名以上	38名以上	召集	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 1 4 条 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(巡視点検) 第 1 4 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内および第 1 0 7 条第 1 項で定める区域および系統より切離されている施設※¹を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 (1) 原子炉炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第 1 0 7 条第 1 項で定める区域については、第 1 0 7 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。 3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間※²毎に巡視し、点検を行う。 ※ 1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※ 2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数削減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>(巡視点検) 第 1 4 条 当直課長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内、第 1 0 7 条第 1 項で定める区域および系統より切離されている施設※¹を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。 (1) 原子炉炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電室長は、原子炉格納容器内、アニュラス内および第 1 0 7 条第 1 項で定める区域については、第 1 0 7 条第 1 項で定める措置に伴う立ち入り制限を考慮して、巡視点検を行う区域および方法を定める。当直課長は、その定めに従い、巡視点検を実施する。 3. 各課（室）長は、系統より切離されている施設について一定期間※²毎に巡視し、点検を行う。 ※ 1：系統より切離されている施設とは、3号炉および4号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。 ※ 2：一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、実施回数削減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また、点検可能な時期が定期検査時となる施設については、定期検査毎とする。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 17 条 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉起動前の確認事項) 第 17 条 各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始※¹までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※²について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。 ※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することという。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項) 第 17 条 各課(室)長は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認し、発電室長に通知する。発電室長は、この通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 発電室長は、最終ヒートアップ開始※¹までに、第3節の条文中で定期検査時に関係課長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※²※³について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直課長に通知する。 ※1：定期検査の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することという。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※3：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については、最終ヒートアップ開始前の1年以内の確認結果を確認するものとする。</p>	<p>規定内容の適正化(既認可プラントとの記載の整合)</p> <p>規定内容の適正化(既認可プラントとの記載の整合)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の4>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫について、各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、発電室長、<u>電気保修課長</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める(3号炉および4号炉)。</p>	<p>(資機材等の整備) 第18条の4 3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫について、各課(室)長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 安全・防災室長、所長室長および電気保修課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路ならびに避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>(2) 所長室長、<u>放射線管理課長</u>、<u>発電室長</u>、<u>電気保修課長</u>および<u>計装保修課長</u>は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める(3号炉および4号炉)。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の5>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うことを任務とする。</p> <p>4. 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止する</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 3号炉および4号炉について、原子炉主任技術者は、第2項に定める計画に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4. 安全・防災室長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>(a) 要員の役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(b) 3号炉および4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下、「成立性の確認訓練」という。）を年1回以上実施すること</p> <p>(d) 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(e) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、各課（室）長（当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)(a)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止する</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等（以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更）</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更（教育訓練）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の5>

変更前	変更後	差異の理由
<p>ための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>ための対策に関すること。</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>6. 各課(室)長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p> <p>7. 各課(室)長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>8. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること。</p> <p>9. 原子力安全部門統括は、第8項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>10. 原子力安全部門統括は、<u>第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>※1：重大事故等対応設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</u></p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更(教育訓練)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の6>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>(c) (b)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>(d) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、各課(室)長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに<u>当たっては</u>、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備)</p> <p>第18条の6 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合(以下、「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること。</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>(a) <u>重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</u></p> <p>(b) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること。</p> <p>(c) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること。</p> <p>(d) (c)項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること。</p> <p>(e) (c)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること。</p> <p>2. 3号炉および4号炉について、各課(室)長(当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに<u>あたっては</u>、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3. 各課(室)長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 各課(室)長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 3号炉および4号炉について、原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す</p>	<p>差異の理由</p> <p>変更後の規定において、(a)項の教育訓練に関する事項に「<u>重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること。</u>」が追加されたこと。</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第18条の6>

変更前	変更後	差異の理由
<p>「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全部門統括は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全部門統括は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的な評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：重大事故等対応設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対応設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに、大規模損壊対応で用いる化学消防自動車の設置もしくは改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、または運転員（当直員）、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合、第13条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p>	<p>美用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更（教育訓練）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第23条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第23条 モード1および2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間 (原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間) が1号炉および2号炉では2.0秒以下、3号炉および4号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2 (臨界状態) において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2 (臨界状態) において、12時間以内、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード1および2 (臨界状態) において、制御棒位置偏差差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間以内、制御棒毎に各制御棒位置が、ステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※1}と判断した場合、表23-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>	<p>(制御棒動作機能)</p> <p>第23条 モード1および2 (臨界状態) において、制御棒動作機能は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、制御棒の全引抜位置からの落下時間 (原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間) が1号炉および2号炉では2.0秒以下、3号炉および4号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1および2 (臨界状態) において、3ヶ月に1回、全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして、各制御棒位置が変化することにより、制御棒が固着していないことを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1および2 (臨界状態) において、12時間以内、制御棒毎に各制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、モード1および2 (臨界状態) において、制御棒位置偏差差大を検知する警報が動作不能となった場合、4時間以内、制御棒毎に各制御棒位置が、ステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、制御棒動作機能が第1項で定める運転上の制限を満足していない^{※1}と判断した場合、表23-2の措置を講じるとともに、制御棒1本が不整合である場合は原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒位置指示装置またはステッピングカウンタの動作不良により、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合は、制御棒の不整合とはみなさない。</p>									
<p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="1050 1249 1157 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能^{※2}</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能^{※3}でないこと (2) 全ての制御棒が不整合^{※4}でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことという (以下、本条において同じ)。</p> <p>※4：不整合とは、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと	<p>表23-1</p> <table border="1" data-bbox="1050 353 1157 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒動作機能^{※2}</td> <td>(1) 全ての制御棒が挿入不能^{※3}でないこと (2) 全ての制御棒が不整合^{※4}でないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の制御棒動作機能のうち、制御棒クラスタは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※3：挿入不能とは、機械的固着のため、制御棒が挿入できないことという (以下、本条において同じ)。</p> <p>※4：不整合とは、制御棒位置がステッピングカウンタの表示値の±12ステップ以内でない場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	項目	運転上の制限	制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合 (※2追加に伴い、以降番号繰り下げ))</p>
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと									
項目	運転上の制限									
制御棒動作機能 ^{※2}	(1) 全ての制御棒が挿入不能 ^{※3} でないこと (2) 全ての制御棒が不整合 ^{※4} でないこと									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第23条>

変更前	変更後	差異の理由												
<p>表23-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合</td> <td>A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※⁴を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。</td> <td>1時間 1時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4：所要の停止余裕とは、1号炉および2号炉については、1.77%Δk/k以上、3号炉および4号炉については、1.8%Δk/k以上であることをいう（以下、本条において同じ）。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※ ⁴ を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間 12時間	<p>表23-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合</td> <td>A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※⁵を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。</td> <td>1時間 1時間 12時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：所要の停止余裕とは、1号炉および2号炉については、1.77%Δk/k以上、3号炉および4号炉については、1.8%Δk/k以上であることをいう（以下、本条において同じ）。</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※ ⁵ を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間 12時間	
条 件	要求される措置	完了時間												
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※ ⁴ を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間 12時間												
条 件	要求される措置	完了時間												
A. 制御棒1本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直課長は、所要の停止余裕※ ⁵ を満足していることを確認する。 または A.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。	1時間 1時間 12時間												
<p>表23-2（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 制御棒1本が不整合である場合</td> <td>B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および</td> <td>1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	B. 制御棒1本が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および	1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回	<p>表23-2（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B. 制御棒1本が不整合である場合</td> <td>B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および</td> <td>1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	B. 制御棒1本が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および	1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回	
条 件	要求される措置	完了時間												
B. 制御棒1本が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および	1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回												
条 件	要求される措置	完了時間												
B. 制御棒1本が不整合である場合	B.1 当直課長は、制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または B.2.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直課長は、原子炉熱出力を75%以下に下げる。 および B.2.3 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 および	1時間 1時間 1時間 2時間 24時間 その後の1日に1回												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第23条>

変更前		変更後		差異の理由
	<p>B.2.4 原子燃料課長は、モード1において、$F_{\Delta H}^{N_{\Delta H}}$および$F_{\Delta H}(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p>	<p>B.2.4 原子燃料課長は、モード1において、$F_{\Delta H}^{N_{\Delta H}}$および$F_{\Delta H}(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および</p> <p>B.2.5 原子燃料課長は、本条件で安全解析の再評価を行い、その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。</p>	72時間	変更なし
表23-2 (続き)				
	<p>D. 2本以上の制御棒が不整合である場合</p>	<p>D.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または</p> <p>D.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および</p> <p>D.2 当直課長は、モード3にする。</p>	完了時間 1時間	
表23-2 (続き)				
	<p>D. 2本以上の制御棒が不整合である場合</p>	<p>D.1.1 当直課長は、所要の停止余裕を満足していることを確認する。 または</p> <p>D.1.2 当直課長は、所要の停止余裕を満足するように、ほう酸による濃縮操作を開始する。 および</p> <p>D.2 当直課長は、モード3にする。</p>	完了時間 1時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 2 8 条 >

変更前	変更後	差異の理由										
<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能)) 第 2 8 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 2 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 2 8 - 2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、3 号炉および 4 号炉の緊急ほう酸水補給弁が開弁できることを確認する。 3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 8 - 3 の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てん/高圧注入ポンプおよびほう酸ポンプ 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。 ※ 1 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する (以下、本条において同じ)。</p>	<p>(化学体積制御系 (ほう酸濃縮機能)) 第 2 8 条 モード 1 および 2 において、化学体積制御系は、表 2 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充てん/高圧注入ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*1。 (2) 当直課長は、モード 1 および 2 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上のほう酸ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 (3) 当直課長は、モード 1 および 2 において、ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表 2 8 - 2 で定める頻度で確認する。 (4) 発電室長は、定期検査時に、3 号炉および 4 号炉の緊急ほう酸水補給弁が開弁できることを確認する。 3. 当直課長は、化学体積制御系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 2 8 - 3 の措置を講じる。この規定の他の条文の定めにかかわらず、充てん/高圧注入ポンプおよびほう酸ポンプ 1 系統が復旧するまでは、モード 3 からモード 4 への移行を行ってはならない。 ※ 1 : 運転中のポンプについては、運転状態により確認する (以下、本条において同じ)。</p>											
<p>表 2 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="911 1319 1086 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">化学体積制御系*2</td> <td>(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3 号炉または 4 号炉の B 充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	化学体積制御系*2	(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること	(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること	<p>表 2 8 - 1</p> <table border="1" data-bbox="911 427 1086 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">化学体積制御系*2</td> <td>(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3 号炉および 4 号炉のほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸水補給弁および充てん系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる。</u> 3 号炉または 4 号炉の B 充てん/高圧注入ポンプによる充てん系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	化学体積制御系*2	(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること	(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限											
化学体積制御系*2	(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること											
	(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること											
項目	運転上の制限											
化学体積制御系*2	(1) ほう酸濃縮に必要な系統のうち、1 系統以上が動作可能であること											
	(2) ほう酸タンクのほう酸濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表 2 8 - 2 で定める制限値内にあること											

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第28条>

変更前				変更後				差異の理由
表28-2				表28-2				変更なし
項目	制限値		確認頻度	項目	制限値		確認頻度	
ほう素濃度	1号炉	21,000 ppm以上	1ヶ月に1回	1号炉	21,000 ppm以上	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	
	2号炉	21,000 ppm以上		2号炉	21,000 ppm以上			
ほう酸水量 ^{※3} (有効水量)	17.4 m ³ 以上	17.3 m ³ 以上	1週間に1回	ほう酸水量 ^{※3} (有効水量)	17.4 m ³ 以上	17.3 m ³ 以上	1週間に1回	
ほう酸水温度	65℃以上	65℃以上		ほう酸水温度	65℃以上	65℃以上		
※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。				※3：全ほう酸タンクの合計水量をいう。				
表28-3				表28-3				
条件	要求される措置		完了時間	条件	要求される措置		完了時間	
A. 充てん/高圧注入ポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。		12時間 速やかに	A. 充てん/高圧注入ポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、充てん/高圧注入ポンプ1台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。		12時間 速やかに	
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満してない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。		10日	B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満してない場合	B.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。		10日	
C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満してない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。		10日 (ほう酸注入タンクとほう酸水を循環しているタンクについては、第55条(ほう酸注入タンク)を参照のこと)	C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満してない場合	C.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。		10日 (ほう酸注入タンクとほう酸水を循環しているタンクについては、第55条(ほう酸注入タンク)を参照のこと)	
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満してない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。		10日	D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満してない場合	D.1 当直課長は、ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。		10日	
E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。		10日	E. 条件A、B、CまたはD以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する。		10日	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第28条>

変更前		変更後		差異の理由
F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード3にする。 および F.2 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	F. 条件B、C、DまたはEの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード3にする。 および F.2 当直課長は、化学体積制御系1系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第31条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第31条 モード1において、$F^{N_{\Delta H}}$は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F^{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超えない限り、1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F^{N_{\Delta H}}$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(核的エンタルピ上昇熱水路係数 ($F^{N_{\Delta H}}$))</p> <p>第31条 モード1において、$F^{N_{\Delta H}}$は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. $F^{N_{\Delta H}}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長は、燃料取替後、原子炉熱出力が75%を超えない限り、1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認し、その結果を当直課長に通知する。その後、原子燃料課長は、モード1において、1ヶ月に1回、炉内出力分布測定を行い、$F^{N_{\Delta H}}$を確認する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、$F^{N_{\Delta H}}$が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表31-2の措置を講じるとともに、当直課長および計装保修課長に通知する。通知を受けた当直課長および計装保修課長は、同表の措置を講じる。</p>									
<p>表31-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること	<p>表31-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>$F^{N_{\Delta H}}$</td> <td>$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること	
項目	運転上の制限									
$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること									
項目	運転上の制限									
$F^{N_{\Delta H}}$	$1.60(1+0.2(1-P^{*1}))$ 以下であること									
<p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合。</p>	<p>※1：Pは、原子炉熱出力の定格に対する割合</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>								

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第31条＞

変更前		変更後		差異の理由
表31-2		表31-2		変更なし
<p>条件</p> <p>A. $F_{\Delta H}^N$が運転上の制限を満足していない場合※2</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1.1 当直課長は、$F_{\Delta H}^N$の運転上の制限を満足させる。 または A.1.2.1 当直課長は、原子炉熱出力を50%以下に下げ、および A.1.2.2 計装保修課長は、出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ、その結果を当直課長に通知する。 および A.2 原子燃料課長は、炉内出力分布測定を行い、$F_{\Delta H}^N$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する。 および A.3 原子燃料課長は、所定の出力以上の上昇する前に炉内出力分布測定を行い、$F_{\Delta H}^N$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し、その結果を当直課長に通知する※3。</p>	<p>完了時間</p> <p>4時間 4時間 8時間 24時間 原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内</p>	<p>完了時間</p> <p>4時間 4時間 8時間 24時間 原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内</p>	
<p>条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>B.1 当直課長は、モード2にする。</p>	<p>12時間</p>	<p>12時間</p>	

※2：条件Aに至った場合は、 $F_{\Delta H}^N$ が制限値内に回復しても、A.3の措置を完了しなければならぬ。

※3：本措置を実施するために、原子炉熱出力を下げる必要はない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-1>

変更前	変更後	差異の理由							
<p>(計測および制御設備)</p> <p>第34条 次の計測および制御設備は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表34-2から表34-8に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2から表34-8の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(計測および制御設備)</p> <p>第34条 次の計測および制御設備は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 原子炉保護系計装 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系計装 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 (7) 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装</p> <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表34-2から表34-8に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長および計装保修課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表34-2から表34-8の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>							
<p>表34-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 1738 874 2145">項目</th> <th data-bbox="842 1294 874 1738">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="890 1738 986 2145">第1項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="890 1294 986 1738">表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること	<p>表34-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 842 874 1249">項目</th> <th data-bbox="842 398 874 842">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="890 842 986 1249">第1項で定める計測および制御設備</td> <td data-bbox="890 398 986 842">表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能^{※1}であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。</p>	項目	運転上の制限	第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること
項目	運転上の制限								
第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること								
項目	運転上の制限								
第1項で定める計測および制御設備	表34-2から表34-8に定める所要チャネル数、系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能 ^{※1} であること								

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第34条 表34-2＞

変更前

表34-2 原子炉保護系計装

- 【凡例】
- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
 - (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 - (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿
 - (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
 - (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
 - (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
 - (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
 - (j) 原子炉格納容器内の燃料移動中ではない場合
 - (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	所要求チャネル・系統	モード	適用モード	状態	機能	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系監視回線	1号炉および2号炉	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	モード1および2	モード1および2	1. 計装修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 電気修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1ヶ月に1回(※)計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。	6時間	計装修繕課長	
									2. 手動原子炉トリップ
2. 手動原子炉トリップ	1号炉および2号炉	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	モード4(a)および5(a)	モード4(a)および5(a)	1. 計装修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 電気修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1ヶ月に1回(※)計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。	4.8時間	計装修繕課長	
									2. 手動原子炉トリップ

※2：特に定める場合を除き、チャネル・系統毎に個別の条件が適用される。

※3：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことという（以下、本条において同じ）。

※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことという（以下、本条において同じ）。

※5：3号炉および4号炉のモード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後

表34-2 原子炉保護系計装

- 【凡例】
- (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
 - (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 - (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未滿
 - (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合
 - (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
 - (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
 - (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未滿
 - (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
 - (j) 原子炉格納容器内の燃料移動中ではない場合
 - (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	所要求チャネル・系統	モード	適用モード	状態	機能	項目	頻度	担当
1. 原子炉保護系監視回線	1号炉および2号炉	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	モード1および2	モード1および2	1. 計装修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 電気修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1ヶ月に1回(※)計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。	6時間	計装修繕課長	
									2. 手動原子炉トリップ
2. 手動原子炉トリップ	1号炉および2号炉	A. 1系統が動作不能である場合 B. 原子炉トリップしや断器1が動作不能である場合 C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	モード3(a), 4(a)および5(a)	モード3(a), 4(a)および5(a)	1. 計装修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 2. 電気修繕時は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることと確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1ヶ月に1回(※)計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。残りの系統が互いに1系統ずつ計装修繕する。	4.8時間	計装修繕課長	
									2. 手動原子炉トリップ

※2：特に定める場合を除き、チャネル・系統毎に個別の条件が適用される。

※3：3号炉および4号炉のモード1および2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことという（以下、本条において同じ）。

※5：3号炉および4号炉のモード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

差異の理由

表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
（※3追加に伴い、以降番号繰り下げ）

表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
（※5追加に伴い、以降番号繰り下げ）

表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-2>

変更前

機能	設定値	所置ヤ ャル・系統	条件	挿置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大電圧ΔT高	1号炉芯 よび2号 炉芯 第35条 の設定値 範囲内	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 および2	6時間	炉内出力分布測定 結果と軸方向性 を比較する。 偏差が±3% を超過する 場合は、炉内 検査を実施す る。	1ヶ月に1回	原子燃料課 および 計装係 長
8. 過大出力ΔT高	第35条 の設定値 範囲内	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 および2	6時間	炉内出力分布測定 結果と軸方向性 を比較する。 偏差が±3% を超過する 場合は、炉内 検査を実施す る。	1ヶ月に1回	原子燃料課 および 計装係 長
9. 原子炉圧力低	12.94 MPa 以上	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 (f)	6時間	設定値測定および 機能検査を実施 する。 動作不能でない ことを指茶道により 確認する。	1日に1回	計装係 長
10. 原子炉圧力高	16.48 MPa 以下	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 および2	6時間	設定値測定および 機能検査を実施 する。 動作不能でない ことを指茶道により 確認する。	1日に1回	計装係 長
11. 加圧器水位高	計装ス の94% 以下	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 (f)	6時間	設定値測定および 機能検査を実施 する。 動作不能でない ことを指茶道により 確認する。	1日に1回	計装係 長

変更後

機能	設定値	所置ヤ ャル・系統	条件	挿置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大電圧ΔT高	1号炉芯 よび2号 炉芯 第35条 の設定値 範囲内	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 および2	6時間	炉内出力分布測定 結果と軸方向性 を比較する。 偏差が±3% を超過する 場合は、炉内 検査を実施す る。	1ヶ月に1回	原子燃料課 および 計装係 長
8. 過大出力ΔT高	第35条 の設定値 範囲内	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 および2	6時間	炉内出力分布測定 結果と軸方向性 を比較する。 偏差が±3% を超過する 場合は、炉内 検査を実施す る。	1ヶ月に1回	原子燃料課 および 計装係 長
9. 原子炉圧力低	12.94 MPa 以上	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 (f)	6時間	設定値測定および 機能検査を実施 する。 動作不能でない ことを指茶道により 確認する。	1日に1回	計装係 長
10. 原子炉圧力高	16.48 MPa 以下	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 および2	6時間	設定値測定および 機能検査を実施 する。 動作不能でない ことを指茶道により 確認する。	1日に1回	計装係 長
11. 加圧器水位高	計装ス の94% 以下	3	A. 1チャ ンネル にある場合 B. 条件Aの 範囲内 に達成でき ない場合	モード1 (f)	6時間	設定値測定および 機能検査を実施 する。 動作不能でない ことを指茶道により 確認する。	1日に1回	計装係 長

差異の理由

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-2>

変更前

機能	1号炉の3号炉のよび4号炉の定常電圧	3号炉のよび4号炉の定常電圧	遮断モード	遮断モード	所要システム	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却ポンプ初達電圧	1号炉の定常電圧の90%以上	3号炉の定常電圧の87%以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.8未満にする。 2. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
13. 1次冷却ポンプ電源電圧	57kV以上	57kV以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長および計装係修課長
14. 1次冷却ポンプ電源電圧	57kV以上	57kV以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長および計装係修課長
15. 1次冷却ポンプ電源電圧	57kV以上	57kV以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長

変更後

機能	1号炉の3号炉のよび4号炉の定常電圧	3号炉のよび4号炉の定常電圧	遮断モード	遮断モード	所要システム	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却ポンプ初達電圧	1号炉の定常電圧の90%以上	3号炉の定常電圧の87%以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.8未満にする。 2. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長
13. 1次冷却ポンプ電源電圧	57kV以上	57kV以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長および計装係修課長
14. 1次冷却ポンプ電源電圧	57kV以上	57kV以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気係修課長および計装係修課長
15. 1次冷却ポンプ電源電圧	57kV以上	57kV以上	モード1	モード1	1号炉の遮断モード	A. 1号炉の遮断モードにある場合 B. 遮断モードの完了時間内に動作可能な状態にある場合	1. 当該遮断モードは、P.7未満にする。	6時間	設定前確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装係修課長

変更なし

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-2>

変更前

機能	取組	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	所要ヤル・系統	要件	措置	手順	所要ヤル・系統	項目	頻度	担当
16. 主蒸気機、給水機、蒸気発生機、水位低下警報機	主蒸気機、給水機、蒸気発生機、水位低下警報機	1号炉および2号炉 1.3×10 ⁴ IP 1.5/h以下	3号炉および4号炉 定額容量の20%以下	1号炉系統 1. 1号炉系統 2. 2号炉系統	A. 1号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 2号炉系統が動作可能な状態にある。	1号炉系統は、モード3にする。 2号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	1号炉系統 2号炉系統	設定値超過および機能検査を実施する。	定期的に1日に1回	計装係
17. 蒸気発生機	蒸気発生機	計装スパンの15%以上	計装スパンの2%以上	1号炉系統 2号炉系統	A. 1号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 2号炉系統が動作可能な状態にある。	1号炉系統は、モード3にする。 2号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	1号炉系統 2号炉系統	動作不能でないことを指し示すことにより確認する。	1日に1回	当直係
18. タービン、トリップ	タービン、トリップ	計装スパンの5%以上	計装スパンの1%以上	1号炉系統 2号炉系統	A. 1号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 2号炉系統が動作可能な状態にある。	1号炉系統は、モード3にする。 2号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	1号炉系統 2号炉系統	設定値超過および機能検査を実施する。	定期的に1日に1回	計装係
19. 非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	3号炉系統 3.4-3 機能1、非常用炉心冷却系	3号炉系統 3.4-3 機能1、非常用炉心冷却系	3号炉系統 4号炉系統	A. 3号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 4号炉系統が動作可能な状態にある。	3号炉系統は、モード3にする。 4号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	3号炉系統 4号炉系統	設定値超過および機能検査を実施する。	定期的に1日に1回	計装係

変更後

機能	取組	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	所要ヤル・系統	要件	措置	手順	所要ヤル・系統	項目	頻度	担当
16. 主蒸気機、給水機、蒸気発生機、水位低下警報機	主蒸気機、給水機、蒸気発生機、水位低下警報機	1号炉および2号炉 1.3×10 ⁴ IP 1.5/h以下	3号炉および4号炉 定額容量の20%以下	1号炉系統 2号炉系統	A. 1号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 2号炉系統が動作可能な状態にある。	1号炉系統は、モード3にする。 2号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	1号炉系統 2号炉系統	設定値超過および機能検査を実施する。	定期的に1日に1回	計装係
17. 蒸気発生機	蒸気発生機	計装スパンの15%以上	計装スパンの2%以上	1号炉系統 2号炉系統	A. 1号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 2号炉系統が動作可能な状態にある。	1号炉系統は、モード3にする。 2号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	1号炉系統 2号炉系統	動作不能でないことを指し示すことにより確認する。	1日に1回	当直係
18. タービン、トリップ	タービン、トリップ	計装スパンの5%以上	計装スパンの1%以上	1号炉系統 2号炉系統	A. 1号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 2号炉系統が動作可能な状態にある。	1号炉系統は、モード3にする。 2号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	1号炉系統 2号炉系統	設定値超過および機能検査を実施する。	定期的に1日に1回	計装係
19. 非常用炉心冷却系	非常用炉心冷却系	3号炉系統 3.4-3 機能1、非常用炉心冷却系	3号炉系統 3.4-3 機能1、非常用炉心冷却系	3号炉系統 4号炉系統	A. 3号炉系統が動作可能な状態にある。 B. 4号炉系統が動作可能な状態にある。	3号炉系統は、モード3にする。 4号炉系統は、モード3にする。	モード1 および モード2	3号炉系統 4号炉系統	設定値超過および機能検査を実施する。	定期的に1日に1回	計装係

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-2>

変更前

機能	1号炉 よび2号 炉	3号炉 よび4号 炉	運用モード	所要ヤ ンル・系統	所要ヤ ンル・系統	項目	頻度	担当
20. 地震加速 方向	水平方 向	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	モード1 および2	3	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	鉛直方 向	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	モード1 および2	3	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
21. インターロック	中間領域 中性子束 A	中間領域 中性子束 A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	中間領域 中性子束 A	中間領域 中性子束 A	モード1 (f)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
C-P-6	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 (g)	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 (h)	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
P-10	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 および2	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 (i)	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
P-13	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	モード1 (j)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	モード1 (k)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長

※13：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

変更後

機能	1号炉 よび2号 炉	3号炉 よび4号 炉	運用モード	所要ヤ ンル・系統	所要ヤ ンル・系統	項目	頻度	担当
20. 地震加速 方向	水平方 向	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	モード1 および2	3	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	鉛直方 向	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	原子炉建 物 下1階床 以下 1.6 以下 80 Gal 以下	モード1 および2	3	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
21. インターロック	中間領域 中性子束 A	中間領域 中性子束 A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	中間領域 中性子束 A	中間領域 中性子束 A	モード1 (f)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
C-P-6	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 (g)	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 (h)	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
P-10	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 および2	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	出力領域 中性子束 A	出力領域 中性子束 A	モード1 (i)	4	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
P-13	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	モード1 (j)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長
	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	タービン 第1段後 出力 の 10±0.6 %	モード1 (k)	2	A. 1チャンネルA.1計測係数表は、当該インター ロックを運転状態に適合させる ものである場合、 B. 各々の項目 を完了時間 に達成できな い場合	設定値超過および機能検査を実施する。	定期検査時	計測係数 長

※15：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-3>

変更前

表34-3 工学的安全施設等作動計表

【凡例】
 (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 (c) 全蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
 (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値		適用モード	所番チャックル系統	条件	措置	完了時間	確認事項		
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉						項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系 a. 非常用炉心冷却系 運転回路	-	-	モード1、2、3および4	1、2系統	A. 1系統が動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	A. 1系統が動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気修繕員
b. 手動起動	-	-	モード1、2、3および4	2	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気修繕員
c. 原子炉格納容器圧力高(高-1)	34 MPa以上	24 MPa以下	モード1、2および3	3	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計修繕員 表および 電気修繕員
							36時間	動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	当直員

※1.4: 3号炉および4号炉については、原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができ、この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本案において同じ)。

変更後

表34-3 工学的安全施設等作動計表

【凡例】
 (a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 (c) 全蒸気隔離弁が閉じている場合は除く
 (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合
 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値		適用モード	所番チャックル系統	条件	措置	完了時間	確認事項		
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉						項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系 a. 非常用炉心冷却系 運転回路	-	-	モード1、2、3および4	1、2系統	A. 1系統が動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	A. 1系統が動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気修繕員
b. 手動起動	-	-	モード1、2、3および4	2	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	電気修繕員
c. 原子炉格納容器圧力高(高-1)	34 MPa以上	24 MPa以下	モード1、2および3	3	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	A. 1チャックルが動作可能な状態にある場合 B. 条件Aの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合 C. 条件Bの措置が完了した後に動作可能な状態にある場合	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計修繕員 表および 電気修繕員
							36時間	動作不能でないことを指示欄により確認する。	1日に1回	当直員

※1.6: 3号炉および4号炉については、原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残り1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができ、この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本案において同じ)。

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 4 条 表 3 4 - 3 >

変更前

機能	設定値		所要モード	所要チャーンネル数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	1号機 よび2号機 の 定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	2号機 よび4号機 の 定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量								
主蒸気炉ライオン 流量高と主蒸気 炉ライオン圧力 低下または1次 冷却水の温度 保護機能の一 致	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	定期検査時	計測保護系 および 電気保護係 長
	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	定期検査時	計測保護系 および 電気保護係 長
主蒸気炉ライオン 流量高と主蒸気 炉ライオン圧力 低下または1次 冷却水の温度 保護機能の一 致	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	定期検査時	計測保護系 および 電気保護係 長
	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	定期検査時	計測保護系 および 電気保護係 長

※15：残りの3チャーンネルが動作可能な状態に1チャーンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャーンネルを動作不能とはみなさない。

変更後

機能	設定値		所要モード	所要チャーンネル数	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	1号機 よび2号機 の 定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	2号機 よび4号機 の 定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量								
主蒸気炉ライオン 流量高と主蒸気 炉ライオン圧力 低下または1次 冷却水の温度 保護機能の一 致	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	1日に1回	計測保護系 および 電気保護係 長
	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	1日に1回	計測保護系 および 電気保護係 長
主蒸気炉ライオン 流量高と主蒸気 炉ライオン圧力 低下または1次 冷却水の温度 保護機能の一 致	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	1日に1回	計測保護系 および 電気保護係 長
	定常流量 の 40%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	定常流量 の 50%以上 以下20% 以下 出力以下 の 定常流量	モード1、 2 および3 (0)	各主蒸 気炉ライ オン毎に 2	A. 1チャーン ネルが動作不 能である場 合 B. 条件Aの情 報が動作不 能でない場 合	A.1 計測保護系は、当該チャ ーンネルを動作可能な状態にす る。 B.1 当直課長は、モード3にす る。 および B.2 当直課長は、モード4にす る。	6時間	設定値確認およ び機能検査を契 機とする。	1日に1回	計測保護系 および 電気保護係 長

※17：残りの3チャーンネルが動作可能な状態に1チャーンネルをバイパスすることができ、この場合、バイパスしたチャーンネルを動作不能とはみなさない。

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-3>

変更前

機能	1号機が1号機停止 よび2号機が1号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	確認事項	
						項目	頻度
d. 原子炉格納容器排気空調回路 (1) 原子炉格納容器排気空調回路	—	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	完了時間 6時間	項目 機能検査を実施する。 定期検査時 電気保修理 電
(2) 手動起動	原子炉格納容器排気空調回路	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	完了時間 12時間 56時間	項目 機能検査を実施する。 定期検査時 電気保修理 電
(3) 非常用炉心冷却条件 4. 主蒸気ライン断線 a. 動機回路	原子炉格納容器排気空調回路	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	完了時間 6時間 12時間 36時間	項目 機能検査を実施する。 定期検査時 電気保修理 電

変更後

機能	1号機が1号機停止 よび2号機が1号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	所要モード 1号機停止 2号機停止	確認事項	
						項目	頻度
d. 原子炉格納容器排気空調回路 (1) 原子炉格納容器排気空調回路	—	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	完了時間 6時間	項目 機能検査を実施する。 定期検査時 電気保修理 電
(2) 手動起動	原子炉格納容器排気空調回路	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	完了時間 12時間 56時間	項目 機能検査を実施する。 定期検査時 電気保修理 電
(3) 非常用炉心冷却条件 4. 主蒸気ライン断線 a. 動機回路	原子炉格納容器排気空調回路	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	モード1、2系統 2、3および 4	完了時間 6時間 12時間 36時間	項目 機能検査を実施する。 定期検査時 電気保修理 電

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-3>

変更前

機能	1号機及び2号機並びに3号機	適用モード	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	項目	確認事項		担当
					項目	頻度	
b. 手動起動	1号機及び2号機並びに3号機	モード1、 2(c)および 3(c)	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	機能検査を実施する。	定期検査時	電気保険課長	
c. 原子炉格納容器減圧力異常高(階-2)	1号機及び2号機並びに3号機	モード1、 2(c)および 3(c)	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気保険課長 および 電気設備課長	
				動作不能でないことを指示し、より確認する。	1日に1回		
d. 主蒸気ライン流量と主蒸気ライン圧力低下	1号機及び2号機並びに3号機	モード1、 2(c)および 3(c)	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	機能1：非常用炉心冷却系、主蒸気ライン流量と主蒸気ライン圧力低下は1次冷却剤平均温度異常低の一致を参照。	1日に1回	当課課長	
				機能2：非常用炉心冷却系、主蒸気ライン流量と主蒸気ライン圧力低下は1次冷却剤平均温度異常低の一致を参照。	1日に1回		

変更後

機能	1号機及び2号機並びに3号機	適用モード	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	項目	確認事項		担当
					項目	頻度	
b. 手動起動	1号機及び2号機並びに3号機	モード1、 2(c)および 3(c)	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	機能検査を実施する。	定期検査時	電気保険課長	
c. 原子炉格納容器減圧力異常高(階-2)	1号機及び2号機並びに3号機	モード1、 2(c)および 3(c)	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	電気保険課長 および 電気設備課長	
				動作不能でないことを指示し、より確認する。	1日に1回		
d. 主蒸気ライン流量と主蒸気ライン圧力低下	1号機及び2号機並びに3号機	モード1、 2(c)および 3(c)	所要ファンネル、蒸気発生器、凝縮器、減圧弁等の設置	機能1：非常用炉心冷却系、主蒸気ライン流量と主蒸気ライン圧力低下は1次冷却剤平均温度異常低の一致を参照。	1日に1回	当課課長	
				機能2：非常用炉心冷却系、主蒸気ライン流量と主蒸気ライン圧力低下は1次冷却剤平均温度異常低の一致を参照。	1日に1回		

変更なし

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-1-3>

変更前

機能	設定値 1号機及び2号機 および3号機	所要チャーンセル、系統数 機数	措置	完了時間	確認事項		担当
					項目	頻度	
a. 給水保護	—	2系統 *1-1 2(e)および3(e)	A.1 計装保護装置または電気保護装置は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、取り戻しが正常な状態であることを確認した後に、バスを動作させる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	運転後を要する。 定期検査時	電気保護班長 および 電気保護班員	
b. 蒸気発生器水位異常	計装装置の75%の5.4以下	1または2 *1-1 2(e)および3(e)	A.1 計装保護装置は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値超過および機能異常を要する。 定期検査時	電気保護班長 および 電気保護班員	
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1: 非常用炉心冷却系を参照。	3	A.1 計装保護装置は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを確認する。 1日に1回	当直班長	

変更後

機能	設定値 1号機及び2号機 および3号機	所要チャーンセル、系統数 機数	措置	完了時間	確認事項		担当
					項目	頻度	
a. 給水保護	—	2系統 *1-1 2(e)および3(e)	A.1 計装保護装置または電気保護装置は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、取り戻しが正常な状態であることを確認した後に、バスを動作させる。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	運転後を要する。 定期検査時	電気保護班長 および 電気保護班員	
b. 蒸気発生器水位異常	計装装置の75%の5.4以下	1または2 *1-1 2(e)および3(e)	A.1 計装保護装置は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値超過および機能異常を要する。 定期検査時	電気保護班長 および 電気保護班員	
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1: 非常用炉心冷却系を参照。	3	A.1 計装保護装置は、当該チャーンセルを動作可能な状態にする。 B.1 当直員は、モード3にする。 B.2 当直員は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	動作不能でないことを確認する。 1日に1回	当直班長	

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-5>

変更前

表34-5 デイジーゼル発電機起動計装

機能	設定値	適用モード	所屬システム・系統	条件	措置	完了時間	確認事項
1. デイジーゼル発電機起動後戻り	1号炉および3号炉 2号炉	モード1、2、3 および4	所屬システム・系統 1.1	A. 1系統が動作不能である場合 B. 系統Aの措置を完了し、かつ、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	A.1 電気保護係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気設備の故障等が原因で、作業のため当該系統のハイパスを行うことがある。 B.1 当班係長は、モード3を完了し、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	6時間	機能検査定期検査を兼ねる。
2. 非常用高圧母線低電圧	定電圧の7定電圧の3.4%以上	モード1、2、3、および4 制御中	所屬システム・系統 1系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 1系統あたり1系統が動作不能である場合	A.1 当班係長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B.1 当班係長は、モード3を完了し、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	6時間	機能検査定期検査を兼ねる。
3. 非常用炉心冷却系作動	定電圧の7定電圧の3.4%以上	モード1、2、3、および4 制御中	所屬システム・系統 1系統	A. 1系統あたり1系統が動作不能である場合 B. 1系統あたり1系統が動作不能である場合	A.1 当班係長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B.1 当班係長は、モード3を完了し、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	6時間	機能検査定期検査を兼ねる。

変更後

表34-5 デイジーゼル発電機起動計装

機能	設定値	適用モード	所屬システム・系統	条件	措置	完了時間	確認事項
1. デイジーゼル発電機起動後戻り	1号炉および3号炉 2号炉	モード1、2、3 および4	所屬システム・系統 1.1	A. 1系統が動作不能である場合 B. 系統Aの措置を完了し、かつ、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	A.1 電気保護係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、換気設備の故障等が原因で、作業のため当該系統のハイパスを行うことがある。 B.1 当班係長は、モード3を完了し、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	6時間	機能検査定期検査を兼ねる。
2. 非常用高圧母線低電圧	定電圧の7定電圧の3.4%以上	モード1、2、3、および4 制御中	所屬システム・系統 1系統	A. 1系統あたり1系統が動作不能である場合 B. 1系統あたり1系統が動作不能である場合	A.1 当班係長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B.1 当班係長は、モード3を完了し、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	6時間	機能検査定期検査を兼ねる。
3. 非常用炉心冷却系作動	定電圧の7定電圧の3.4%以上	モード1、2、3、および4 制御中	所屬システム・系統 1系統	A. 1系統あたり1系統が動作不能である場合 B. 1系統あたり1系統が動作不能である場合	A.1 当班係長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B.1 当班係長は、モード3を完了し、モード1、2、3のいずれかの状態にある場合	6時間	機能検査定期検査を兼ねる。

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第34条 表34-6>

4 変更前

表34-6 中央制御室非常用循環系計装

機 能	設定値	適用モード	所屬システム・系統	条件	措置	完了時間	項目	確認事項
1. 中央制御室非常用循環系自動操縦回路	1号炉および3号炉および4号炉 2号炉		所屬システム・系統 A. 1号炉および3号炉および4号炉 B. 2号炉	A. 1号炉および3号炉および4号炉が動作不能である状態に陥る。 B. 2号炉が動作不能である状態に陥る。	A. 1号炉および3号炉および4号炉の電源系を遮断し、また2号炉の電源系を遮断する。 B. 2号炉の電源系を遮断する。	30日 10日	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。	機能検査実施要領を参照する。
2. 手動操縦(3号炉および4号炉)			所屬システム・系統 C. 3号炉および4号炉 D. 2号炉	C. 3号炉および4号炉が動作不能である状態に陥る。 D. 2号炉が動作不能である状態に陥る。	C. 3号炉および4号炉の電源系を遮断し、また2号炉の電源系を遮断する。 D. 2号炉の電源系を遮断する。	10日	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。	機能検査実施要領を参照する。
3. 非常用炉心冷却系自動	表34-3		所屬システム・系統 E. 1号炉および3号炉および4号炉 F. 2号炉	E. 1号炉および3号炉および4号炉が動作不能である状態に陥る。 F. 2号炉が動作不能である状態に陥る。	E. 1号炉および3号炉および4号炉の電源系を遮断し、また2号炉の電源系を遮断する。 F. 2号炉の電源系を遮断する。	30日 10日	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。	機能検査実施要領を参照する。

※20：1号炉および2号炉については、「使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中」は適用されない。
 ※21：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表34-6 中央制御室非常用循環系計装

機 能	設定値	適用モード	所屬システム・系統	条件	措置	完了時間	項目	確認事項
1. 中央制御室非常用循環系自動操縦回路	1号炉および3号炉および4号炉 2号炉		所屬システム・系統 A. 1号炉および3号炉および4号炉 B. 2号炉	A. 1号炉および3号炉および4号炉が動作不能である状態に陥る。 B. 2号炉が動作不能である状態に陥る。	A. 1号炉および3号炉および4号炉の電源系を遮断し、また2号炉の電源系を遮断する。 B. 2号炉の電源系を遮断する。	30日 10日	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。	機能検査実施要領を参照する。
2. 手動操縦(3号炉および4号炉)			所屬システム・系統 C. 3号炉および4号炉 D. 2号炉	C. 3号炉および4号炉が動作不能である状態に陥る。 D. 2号炉が動作不能である状態に陥る。	C. 3号炉および4号炉の電源系を遮断し、また2号炉の電源系を遮断する。 D. 2号炉の電源系を遮断する。	10日	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。	機能検査実施要領を参照する。
3. 非常用炉心冷却系自動	表34-3		所屬システム・系統 E. 1号炉および3号炉および4号炉 F. 2号炉	E. 1号炉および3号炉および4号炉が動作不能である状態に陥る。 F. 2号炉が動作不能である状態に陥る。	E. 1号炉および3号炉および4号炉の電源系を遮断し、また2号炉の電源系を遮断する。 F. 2号炉の電源系を遮断する。	30日 10日	機能検査を実施する。 機能検査を実施する。	機能検査実施要領を参照する。

※22：1号炉および2号炉については、「使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中」は適用されない。
 ※23：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 4 条 表 3 4 - 8 >

変更前

表 3 4 - 8 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装

機能	選別モード	所屬システム等	条件	措置	完了時間	確認事項
1. 燃料建屋空気浄化系作動制御回路	燃料浄化モード	1. 燃料建屋空気浄化系 2. 燃料建屋空気浄化系制御回路	1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。	1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。	10日	燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。
2. 手動起動			1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。	1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。		
3. 燃料落下後知						

※23：3号炉および4号炉については、照射終了後、所定の期間を超過した照射済燃料を取り扱う場合は適用を除外する。

※24：機能毎に個別の条件が適用される。

※25：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表 3 4 - 8 燃料落下および燃料建屋空気浄化系計装

機能	選別モード	所屬システム等	条件	措置	完了時間	確認事項
1. 燃料建屋空気浄化系作動制御回路	燃料浄化モード	1. 燃料建屋空気浄化系 2. 燃料建屋空気浄化系制御回路	1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。	1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。	10日	燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。
2. 手動起動			1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。	1. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。 2. 燃料建屋空気浄化系が動作している状態であること。		
3. 燃料落下後知						

※25：3号炉および4号炉については、照射終了後、所定の期間を超過した照射済燃料を取り扱う場合は適用を除外する。

※26：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

差異の理由

表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第37条>

変更前	変更後	差異の理由										
<p>(1次冷却系 モード3-1)</p> <p>第37条 モード3において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態※1である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップや断器が投入され、制御棒クアラスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="911 1361 1190 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次冷却系※2</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること</td> </tr> <tr> <td>(2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2： 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第5条（表85-8）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること	(2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>(1次冷却系 モード3-1)</p> <p>第37条 モード3において、1次冷却系は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態※1である場合は、1日に1回、2台以上の1次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード3において、制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、1日に1回、以下の事項を確認する。</p> <p>(a) 1台の1次冷却材ポンプが運転中であり、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>(b) 他の1台以上の1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表37-2の措置を講じる。</p> <p>※1：制御棒の引抜き操作が行える状態とは、原子炉トリップや断器が投入され、制御棒クアラスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>表37-1</p> <table border="1" data-bbox="911 465 1190 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1次冷却系※2</td> <td>(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること</td> </tr> <tr> <td>(2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2： 3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第5条（表85-8）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること	(2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>
項目	運転上の制限											
1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること											
	(2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること											
項目	運転上の制限											
1次冷却系※2	(1) 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中であること											
	(2) 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること											

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第37条>

変更前		変更後		差異の理由	
表37-2	表37-2	変更後	変更後	変更なし	
<p>条件</p> <p>A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。</p> <p>B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にする。</p> <p>D.1.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または D.1.2 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および D.3 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>72時間</p> <p>24時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>条件</p> <p>A. 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合に、運転中の蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>B. 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合に、動作可能な蒸気発生器による熱除去系が1系統である場合</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>D. 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする。 または A.2 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または A.3 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。</p> <p>B.1 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にする。</p> <p>D.1.1 当直課長は、原子炉トリップしや断器を開く。 または D.1.2 当直課長は、制御棒クラスタ駆動用電源装置(MGセット)のしや断器を開く。 および D.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および D.3 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>1時間</p> <p>72時間</p> <p>24時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第38条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 モード4-1)</p> <p>第38条 モード4において、1次冷却系は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2の措置を講じる。</p> <p>表38-1</p> <table border="1" data-bbox="778 1346 916 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系^{※1}</td> <td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1： 3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-8）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系 ^{※1}	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>(1次冷却系 モード4-1)</p> <p>第38条 モード4において、1次冷却系は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード4において、1日に1回、余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち1台が運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプが運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード4において、1日に1回、前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは1次冷却材ポンプのうち、1台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに、1次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は、それに対応する蒸気発生器のうち1基以上の水位（狭域）が計器スパンの5%以上であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表38-2の措置を講じる。</p> <p>表38-1</p> <table border="1" data-bbox="778 450 916 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系^{※1}または蒸気発生器による熱除去系^{※2}のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：3号炉および4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。 ※3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3号炉または4号炉の蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条（表85-8）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合） （※1追加に伴い、以降番号繰り下げ）</p> <p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系 ^{※1}	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系 ^{※1} または蒸気発生器による熱除去系 ^{※2} のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 3 8 条 >

変更前		変更後		差異の理由	
表 3 8 - 2		表 3 8 - 2		変更なし	
<p>条件</p> <p>A. 余熱除去系 1 系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て動作不能である場合</p> <p>B. 余熱除去系が全て動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が 1 系統である場合</p> <p>C. 余熱除去系が全て運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、モード 5 にする。</p> <p>B.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。</p> <p>C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>2 0 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、モード 5 にする。</p> <p>B.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直課長は、他の蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧する措置を開始する。</p> <p>C.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および C.2.1 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直課長は、蒸気発生器による熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態にする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>2 0 時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第39条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 モード5 (1次冷却系満水) -)</p> <p>第39条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。</p> <p>(b) 2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。</p> <p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="742 1350 917 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系1系統が運転中であること^{※1} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること ^{※1} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること ^{※1}	<p>(1次冷却系 モード5 (1次冷却系満水) -)</p> <p>第39条 モード5 (1次冷却系満水) において、1次冷却系は、表39-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系満水) において、1日に1回、以下のいずれかの事項を確認する。</p> <p>(a) 前号で確認した以外の余熱除去ポンプ1台に電源が供給されているか運転中であること。</p> <p>(b) 2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表39-2の措置を講じる。</p> <p>表39-1</p> <table border="1" data-bbox="742 456 917 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※1}1系統が運転中であること^{※2} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条 (表85-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であることを条件に、全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※1} 1系統が運転中であること ^{※2} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること ^{※2}	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合) (※1追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系1系統が運転中であること ^{※1} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること ^{※1}									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※1} 1系統が運転中であること ^{※2} (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位 (狭域) が計器スパンの5%以上であること ^{※2}									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第39条>

変更前		変更後		差異の理由
表39-2		表39-2		変更なし
<p>条件</p> <p>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合 および 計器スパンの5%以上の水位(狭域)を有する蒸気発生器が1基以下である場合</p> <p>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該余熱除去システムを復旧する措置を開始する。 または A.2 当直課長は、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器スパンの5%以上である状態に復旧する措置を開始する。</p> <p>B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに 速やかに</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第40条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1次冷却系 モード5 (1次冷却系非満水)) 第40条 モード5 (1次冷却系非満水*)において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1: 1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="742 1361 849 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※2※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※3: ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※2※3	<p>(1次冷却系 モード5 (1次冷却系非満水)) 第40条 モード5 (1次冷却系非満水*)において、1次冷却系は、表40-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。 (2) 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水)において、1日に1回、残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。 3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表40-2の措置を講じる。</p> <p>※1: 1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表40-1</p> <table border="1" data-bbox="742 465 849 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2: 3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条 (表85-4)の運転上の制限も確認する。 ※3: 1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気抜きを行う場合は、2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※4: ポンプの切替を行う場合は、以下の全てを満足させることを条件に、15分に限り、全ての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 (a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること。 (b) 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと。 (c) 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合) (※2追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※2※3									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	余熱除去系※2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること※3※4									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第40条>

変更前		変更後		差異の理由																		
表40-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	表40-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 余熱除去系が全て運転中でない場合</td> <td>B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに	B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに	変更なし
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																				
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																				
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 余熱除去系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに																				
B. 余熱除去系が全て運転中でない場合	B.1 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 当直課長は、余熱除去系1系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。	速やかに																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 1 条 >

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1 次冷却系 モード 6 (キャビティ高水位) -)</p> <p>第 4 1 条 モード 6 (キャビティ高水位^{*1}) において、1 次冷却系は、表 4 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 6 (キャビティ高水位) において、1 日に 1 回、1 台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 6 (キャビティ高水位) において、1 日に 1 回、1 次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 1 - 2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位が 1 号炉および 2 号炉については EL 31.0 m 以上、3 号炉および 4 号炉については EL 31.4 m 以上である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>	<p>(1 次冷却系 モード 6 (キャビティ高水位) -)</p> <p>第 4 1 条 モード 6 (キャビティ高水位^{*1}) において、1 次冷却系は、表 4 1 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1 次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード 6 (キャビティ高水位) において、1 日に 1 回、1 台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード 6 (キャビティ高水位) において、1 日に 1 回、1 次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1 次冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 1 - 2 の措置を講じるとともに、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※ 1 : キャビティ高水位とは、原子炉キャビティ水位が 1 号炉および 2 号炉については EL 31.0 m 以上、3 号炉および 4 号炉については EL 31.4 m 以上である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p>									
<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系 1 系統以上が運転中であること^{*2} (2) 1 次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1 次冷却系	(1) 余熱除去系 1 系統以上が運転中であること ^{*2} (2) 1 次冷却材温度が 65 °C 以下であること	<p>表 4 1 - 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{*2} 1 系統以上が運転中であること^{*2} (2) 1 次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	1 次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{*2} 1 系統以上が運転中であること ^{*2} (2) 1 次冷却材温度が 65 °C 以下であること	
項目	運転上の制限									
1 次冷却系	(1) 余熱除去系 1 系統以上が運転中であること ^{*2} (2) 1 次冷却材温度が 65 °C 以下であること									
項目	運転上の制限									
1 次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{*2} 1 系統以上が運転中であること ^{*2} (2) 1 次冷却材温度が 65 °C 以下であること									
<p>※ 2 : 1 次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8 時間あたり 1 時間以内に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>※ 2 : 3 号炉および 4 号炉の余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>※ 3 : 1 次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8 時間あたり 1 時間以内に限り、余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合) (※ 2 追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>								

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 4 1 条 >

変更前		変更後		差異の理由	
表 4 1 - 2	表 4 1 - 2	表 4 1 - 2	表 4 1 - 2		
<p>条件</p> <p>A. 余熱除去系が全て運転中でない場合</p> <p>B. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料^{※3}の移動を中止する^{※4}。 および A.3 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p> <p>B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および B.3 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4 時間</p>	<p>条件</p> <p>A. 余熱除去系が全て運転中でない場合</p> <p>B. 1 次冷却材温度が 65 °C を超えた場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料^{※4}の移動を中止する^{※5}。 および A.3 当直課長は、余熱除去系 1 系統を復旧し、運転状態とする措置を開始する。</p> <p>B.1 当直課長は、1 次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.2 原子燃料課長は、炉心への照射済燃料の移動を中止する。 および B.3 当直課長は、1 次冷却材温度を 65 °C 以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直課長は、原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部を全て閉止する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4 時間</p>
<p>※ 3 : ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 4 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない（以下、本条において同じ）。</p>		<p>※ 4 : ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>※ 5 : 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない（以下、本条において同じ）。</p>			

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第42条＞

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(1) 1次冷却系 モード6 (キャビティ低水位) -)</p> <p>第42条 モード6 (キャビティ低水位^{※1}) において、1次冷却系は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉については EL 31.0 m 未満、3号炉および4号炉については EL 31.4 m 未満である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="842 1402 986 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※2} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※2} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること	<p>(1) 1次冷却系 モード6 (キャビティ低水位) -)</p> <p>第42条 モード6 (キャビティ低水位^{※1}) において、1次冷却系は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 1次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、残りの1台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード6 (キャビティ低水位) において、1日に1回、1次冷却材温度が 65 °C 以下であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、1次冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表42-2の措置を講じる。</p> <p>※1：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位が1号炉および2号炉については EL 31.0 m 未満、3号炉および4号炉については EL 31.4 m 未満である場合をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="842 510 986 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系</td> <td>(1) 余熱除去系^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の余熱除去系は、重大事故等対応設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の余熱除去系が動作不能時は、第85条 (表85-4) の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合) (※2追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p> <p>変更なし</p>
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※2} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること									
項目	運転上の制限									
1次冷却系	(1) 余熱除去系 ^{※2} 2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中であること ^{※3} (2) 1次冷却材温度が 65 °C 以下であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 4 条 >

変更前	変更後	差異の理由																												
<p>(加圧器安全弁) 第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4 (1 次冷却材温度が 1 号炉および 2 号炉については 160 °C を超える、3 号炉および 4 号炉については 130 °C を超える) において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="603 1422 678 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 4 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="778 1422 885 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>3 個のうち 1 個は 17.16 MPa[gage] 以下 他は 17.31 MPa[gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 4 4 - 3</p> <table border="1" data-bbox="954 1406 1232 2145"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、モード 3 にする。 および A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は 17.16 MPa[gage] 以下 他は 17.31 MPa[gage] 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード 3 にする。 および A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>(加圧器安全弁) 第 4 4 条 モード 1、2、3 および 4 (1 次冷却材温度が 1 号炉および 2 号炉については 160 °C を超える、3 号炉および 4 号炉については 130 °C を超える) において、加圧器安全弁は、表 4 4 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表 4 4 - 2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、加圧器安全弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 4 - 3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 4 - 1</p> <table border="1" data-bbox="603 526 678 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁^{※1}</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3 号炉および 4 号炉の加圧器安全弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表 4 4 - 2</p> <table border="1" data-bbox="778 526 885 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器安全弁吹出し圧力</td> <td>3 個のうち 1 個は [] MPa[gage] 以下 他は [] MPa[gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 4 4 - 3</p> <table border="1" data-bbox="954 510 1232 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、モード 3 にする。 および A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。</td> <td>1 2 時間 3 6 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器安全弁 ^{※1}	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は [] MPa[gage] 以下 他は [] MPa[gage] 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード 3 にする。 および A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載整合)</p>
項目	運転上の制限																													
加圧器安全弁	全てが動作可能であること																													
項目	設定値																													
加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は 17.16 MPa[gage] 以下 他は 17.31 MPa[gage] 以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード 3 にする。 および A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間																												
項目	運転上の制限																													
加圧器安全弁 ^{※1}	全てが動作可能であること																													
項目	設定値																													
加圧器安全弁吹出し圧力	3 個のうち 1 個は [] MPa[gage] 以下 他は [] MPa[gage] 以下																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. 加圧器安全弁 1 台以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード 3 にする。 および A.2 当直課長は、モード 4 にし、1 次冷却材温度を 1 号炉および 2 号炉については 160 °C 以下、3 号炉および 4 号炉については 130 °C 以下にする。	1 2 時間 3 6 時間																												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 5 条 >

変更前	変更後	差異の理由																																
<p>(加圧器逃がし弁) 第 4 5 条 モード 1、2 および 3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 発電室長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5-3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 5-1</p> <table border="1" data-bbox="671 1420 815 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁^{※1} および 加圧器逃がし弁元弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3号炉または4号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5-3) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 4 5-2</p> <table border="1" data-bbox="986 1420 1094 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁 吹出し圧力</td> <td>[Ma [gage]] 以下</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁 吹止まり圧力</td> <td>[Ma [gage]] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 4 5-3</p> <table border="1" data-bbox="1161 1366 1369 2145"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合^{※1}</td> <td>A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 ^{※1} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器逃がし弁 吹出し圧力	[Ma [gage]] 以下	加圧器逃がし弁 吹止まり圧力	[Ma [gage]] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合 ^{※1}	A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間	<p>(加圧器逃がし弁) 第 4 5 条 モード 1、2 および 3 において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表 4 5-1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表 4 5-2 で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 発電室長は、定期検査時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。 3. 当直課長は、加圧器逃がし弁または加圧器逃がし弁元弁が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 4 5-3 の措置を講じる。</p> <p>表 4 5-1</p> <table border="1" data-bbox="671 524 815 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁^{※1} および 加圧器逃がし弁元弁</td> <td>全てが動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3号炉および4号炉の加圧器逃がし弁は、重大事故等対応設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5-3) の運転上の制限も確認する。</p> <p>表 4 5-2</p> <table border="1" data-bbox="986 524 1094 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加圧器逃がし弁 吹出し圧力</td> <td>[Ma [gage]] 以下</td> </tr> <tr> <td>加圧器逃がし弁 吹止まり圧力</td> <td>[Ma [gage]] 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 4 5-3</p> <table border="1" data-bbox="1161 470 1369 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合^{※2}</td> <td>A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。</td> <td>1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	加圧器逃がし弁 ^{※1} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること	項目	設定値	加圧器逃がし弁 吹出し圧力	[Ma [gage]] 以下	加圧器逃がし弁 吹止まり圧力	[Ma [gage]] 以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合 ^{※2}	A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p> <p>表現の変更、運用の明確化等 (注記番号の見直し)</p>
項目	運転上の制限																																	
加圧器逃がし弁 ^{※1} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること																																	
項目	設定値																																	
加圧器逃がし弁 吹出し圧力	[Ma [gage]] 以下																																	
加圧器逃がし弁 吹止まり圧力	[Ma [gage]] 以上																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合 ^{※1}	A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間																																
項目	運転上の制限																																	
加圧器逃がし弁 ^{※1} および 加圧器逃がし弁元弁	全てが動作可能であること																																	
項目	設定値																																	
加圧器逃がし弁 吹出し圧力	[Ma [gage]] 以下																																	
加圧器逃がし弁 吹止まり圧力	[Ma [gage]] 以上																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 加圧器逃がし弁 1 台の自動制御ができないが、手動での全開および全閉操作は可能である場合 ^{※2}	A.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。	1 時間																																

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 5 条 >

変更前		変更後		差異の理由
B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開または全閉ができない場合 1 時間 B.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 および B.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。 C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合 1 時間 C.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。 D. 条件 A、B または C の措置を完了時間内に達成できない場合 1 2 時間 D.1 当直課長は、モード 3 にする。 および D.2 当直課長は、モード 4 にする。 3 6 時間	B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開または全閉ができない場合 1 時間 B.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 および B.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。 C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合 1 時間 C.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。 D. 条件 A、B または C の措置を完了時間内に達成できない場合 1 2 時間 D.1 当直課長は、モード 3 にする。 および D.2 当直課長は、モード 4 にする。 3 6 時間	B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開または全閉ができない場合 1 時間 B.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 および B.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。 C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合 1 時間 C.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。 D. 条件 A、B または C の措置を完了時間内に達成できない場合 1 2 時間 D.1 当直課長は、モード 3 にする。 および D.2 当直課長は、モード 4 にする。 3 6 時間	B. 加圧器逃がし弁 1 台が、手動でも全開または全閉ができない場合 1 時間 B.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし弁元弁を閉止する。 および B.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。 C. 加圧器逃がし弁元弁 1 台の全閉操作ができない場合 1 時間 C.1 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直課長は、当該加圧器逃がし弁元弁を動作可能な状態に復旧する。 D. 条件 A、B または C の措置を完了時間内に達成できない場合 1 2 時間 D.1 当直課長は、モード 3 にする。 および D.2 当直課長は、モード 4 にする。 3 6 時間	

※1：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

※2：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第47条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1次冷却材漏えい率) 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 原子炉保修課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の<u>どちらか</u>が動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>	<p>(1次冷却材漏えい率) 第47条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 計装保修課長は、定期検査時に、凝縮液量測定装置の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (2) 計装保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (3) 原子炉保修課長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の原子炉格納容器サンプ水位計の機能の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。 (4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1日に1回、原子炉格納容器サンプ水位計を用いて、また、モード1および2において、1日に1回、凝縮液量測定装置を用いて、原子炉格納容器内への漏えい率を確認する^{※1}。</p> <p>なお、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の<u>いずれ</u>かが動作不能である場合、当直課長は、8時間に1回、動作可能な計器により原子炉格納容器内への漏えい率を確認する。</p>	<p>規定内容の適正化 (凝縮液量の測定装置において検出に必要な蒸気が発生する期間を考慮し、その機能が要求される期間をモード1、2に見直したことによる変更) (以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更)、 表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m³/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	<p>3. 当直課長は、原子炉格納容器内への漏えい率または原子炉格納容器内漏えい監視装置が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表47-2の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置により測定される漏えい率が 0.23 m³/h を上回っている状態で運転を継続する場合は、1日に1回、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタ、格納容器じんあいモニタ等により運転上の制限を満足していることを確認しなければならない。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 4 7 条 >

変更前		変更後		差異の理由	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
表 4 7 - 1	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m³/h 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m³/h 以下であること</p> <p>原子炉格納容器内漏えい監視装置</p>	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m³/h 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m³/h 以下であること</p> <p>原子炉格納容器内漏えい監視装置</p>	<p>(1) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「未確認の漏えい率」という。）が 0.23 m³/h 以下であること</p> <p>(2) 原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち、原子炉炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率（以下、「原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率」という。）が 2.3 m³/h 以下であること</p> <p>原子炉格納容器内漏えい監視装置</p>		
※ 2 : 凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。					
表 4 7 - 2	<p>表 4 7 - 2</p> <p>A. 未確認の漏えい率が 0.23 m³/h を超えた場合</p> <p>B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m³/h を超えた場合</p> <p>C. 原子炉格納容器サンプ水位計</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または A.2 当直課長は、原子炉炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことを確認する。</p> <p>B.1 当直課長は、制限値以下に回復させる。 または B.2 当直課長は、1次冷却系からの漏えいでないことを確認する。</p> <p>C.1 当直課長は、原子炉格納容器</p>	<p>完了時間</p> <p>4時間</p> <p>4時間</p> <p>4時間</p> <p>30日</p>	<p>表 4 7 - 2</p> <p>A. 未確認の漏えい率が 0.23 m³/h を超えた場合</p> <p>B. 原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率が 2.3 m³/h を超えた場合</p> <p>C. モード1および2において、</p>	<p>完了時間</p> <p>4時間</p> <p>4時間</p> <p>4時間</p> <p>30日</p>
※ 2 : 凝縮液量測定装置の健全性を確認するための点検または洗浄により、原子炉格納容器サンプ水位計または凝縮液量測定装置の指示値が変動する場合を除く。					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第47条>

変更前		変更後		差異の理由
<p>および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>サンプル水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、代替手段※3による監視を行う。</p>	<p>原子炉格納容器サンプル水位計および凝縮液量測定装置が動作不能である場合</p>	<p>サンプル水位計または凝縮液量測定装置を動作可能な状態に復旧する。 および C.2 当直課長は、代替手段※3による監視を行う。</p>	
<p>1 2 時間 5 6 時間</p>	<p>速やかに その後の1日に1回</p>	<p>D. モード3および4において、原子炉格納容器サンプル水位計が動作不能である場合</p>	<p>D.1 当直課長は、原子炉格納容器サンプル水位計を動作可能な状態に復旧する。 および D.2 当直課長は、代替手段※3による監視を行う。</p>	
<p>D. 条件A、BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合は、条件CまたはDで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力からの漏えいを示す有意な変化があった場合</p>	<p>1 2 時間 5 6 時間</p>	<p>E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合は、条件CまたはDで要求される措置を実施中に、原子炉冷却材圧力からの漏えいを示す有意な変化があった場合</p>	<p>E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。</p>	

※3：代替手段による監視とは、1次冷却材のインベントリ収支、格納容器ガスモニタおよび格納容器じんあいモニタによる監視をいう。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第51条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第51条 モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超える場合）※1において、蓄圧タンクは、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう素濃度、ほう素濃度を表51-2で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、燃料取替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、1号炉および2号炉については3cm以上、3号炉および4号炉については計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(蓄圧タンク)</p> <p>第51条 モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超える場合）※1において、蓄圧タンクは、表51-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超える場合）において、蓄圧タンクのほう素濃度、ほう素濃度、ほう素濃度を表51-2で定める頻度で確認する。</p> <p>なお、燃料取替用水タンクからの補給または1次冷却系の加熱以外の理由により、蓄圧タンク水位計で、1号炉および2号炉については3cm以上、3号炉および4号炉については計器スパンの3%以上の水位増加が確認された場合は、6時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超える場合）において、1日に1回、蓄圧タンクの全ての出口弁が全開であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、蓄圧タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3（1次冷却材圧力が6.89 MPa[gage]を超えた時点）から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く（以下、本条において同じ）。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第51条>

変更前		変更後		差異の理由																																				
表51-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク※2</td> <td>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること	表51-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄圧タンク※2</td> <td>(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること																													
項目	運転上の制限																																							
蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること																																							
項目	運転上の制限																																							
蓄圧タンク※2	(1) ほう素濃度、ほう酸水量および圧力が表51-2で定める制限値内にあること (2) 出口弁が全開であること																																							
※2:	3号炉または4号炉の蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。	※2:	3号炉および4号炉の蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認する。	表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)																																				
表51-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,200 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回	圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回	表51-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,200 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>29.0 m³ 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> <tr> <td>圧力</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>4.04 MPa[gage] 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回	圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回	
項目	制限値		確認頻度																																					
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																						
ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回																																					
ほう酸水量(有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回																																					
圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回																																					
項目	制限値		確認頻度																																					
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																						
ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	3ヶ月に1回																																					
ほう酸水量(有効水量)	29.0 m ³ 以上	29.0 m ³ 以上	1日に1回																																					
圧力	4.04 MPa[gage] 以上	4.04 MPa[gage] 以上	1日に1回																																					
表51-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage]以下に下げる。</td> <td>12時間 18時間</td> </tr> <tr> <td>D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 36時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間	B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage]以下に下げる。	12時間 18時間	D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間	表51-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>72時間</td> </tr> <tr> <td>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage]以下に下げる。 C.3 当直課長は、モード3にする。 C.4 当直課長は、モード4にする。</td> <td>12時間 18時間</td> </tr> <tr> <td>D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 36時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間	B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage]以下に下げる。 C.3 当直課長は、モード3にする。 C.4 当直課長は、モード4にする。	12時間 18時間	D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間																																						
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間																																						
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage]以下に下げる。	12時間 18時間																																						
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間																																						
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間																																						
B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	1時間																																						
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89 MPa[gage]以下に下げる。 C.3 当直課長は、モード3にする。 C.4 当直課長は、モード4にする。	12時間 18時間																																						
D. 蓄圧タンク2基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 D.2 当直課長は、モード4にする。 D.3 当直課長は、モード5にする。	12時間 36時間 56時間																																						

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第52条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2および3-1) 第52条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表52-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表52-2で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、高圧注入系および低圧注入系（低圧注入系については1号炉および2号炉を除く）の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(7) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉について定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(非常用炉心冷却系 モード1、2および3-1) 第52条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および余熱除去ポンプについては表52-2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表52-2で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、高圧注入系および低圧注入系（低圧注入系については1号炉および2号炉を除く）の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(7) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉について定期検査時に、余熱除去ポンプ入口弁が、閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する（以下、本条において同じ）。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第52条＞

変更前	変更後	差異の理由																												
<p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{※2}</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-3および表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表52-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{※2}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4}	項目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	項目	確認事項	充てん／高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	<p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系^{※2}</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること^{※4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の高圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-3および表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の低圧注入系が動作不能時は、第85条（表85-4）の運転上の制限も確認する。</p> <p>※4：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表52-2</p> <p>1. 1号炉および2号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉および4号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん／高圧注入ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> <tr> <td>余熱除去ポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ^{※2}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4}	項目	確認事項	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	項目	確認事項	充てん／高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p> <p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>
項目	運転上の制限																													
非常用炉心冷却系 ^{※2}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4}																													
項目	確認事項																													
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																													
項目	確認事項																													
充てん／高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																													
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																													
項目	運転上の制限																													
非常用炉心冷却系 ^{※2}	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※4}																													
項目	確認事項																													
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																													
項目	確認事項																													
充てん／高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																													
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第52条>

変更前		変更後		差異の理由
表52-3		表52-3		変更なし
<p>条件</p> <p>A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p>	
<p>条件</p> <p>B. 低圧注入系1系統が動作不能である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>B.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直課長は、残りの系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p>	
<p>条件</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>12時間 36時間</p>	<p>完了時間</p> <p>12時間 36時間</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 3 条 >

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(非常用炉心冷却系 - モード 4 -) 第 5 3 条 モード 4 において、非常用炉心冷却系は、表 5 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 4 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび 1 台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 3 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 5 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="571 1339 679 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系 ※ 1 ※ 2 ※ 3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 ※ 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の高圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 3 および表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 2 : 3 号炉または 4 号炉の充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の充てん系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : 3 号炉または 4 号炉の低圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 4 : 非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2 時間に限り、運転上の制限を適用しない。 ※ 5 : 余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ※ 1 ※ 2 ※ 3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 ※ 5	<p>(非常用炉心冷却系 - モード 4 -) 第 5 3 条 モード 4 において、非常用炉心冷却系は、表 5 3 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード 4 において、1 ヶ月に 1 回、1 台以上の充てん/高圧注入ポンプおよび 1 台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用炉心冷却系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 3 - 2 の措置を講じる。</p> <p>表 5 3 - 1</p> <table border="1" data-bbox="571 443 679 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系 ※ 1 ※ 2 ※ 3</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 ※ 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の高圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 3 および表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 2 : 3 号炉および 4 号炉の充てん系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の充てん系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : 3 号炉および 4 号炉の低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3 号炉または 4 号炉の低圧注入系が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 4) の運転上の制限も確認する。 ※ 4 : 非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2 時間に限り、運転上の制限を適用しない。 ※ 5 : 余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系 ※ 1 ※ 2 ※ 3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 ※ 5	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p> <p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p> <p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系 ※ 1 ※ 2 ※ 3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 ※ 5									
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系 ※ 1 ※ 2 ※ 3	(1) 高圧注入系または充てん系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 (2) 低圧注入系 1 系統以上が動作可能であること ※ 4 ※ 5									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第53条>

変更前		変更後		差異の理由
表53-2		表53-2		変更なし
条件	要求される措置	条件	要求される措置	
A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	A. 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、低圧注入系1系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	
B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	B. 高圧注入系および充てん系の全てが動作不能である場合	B.1 当直課長は、高圧注入系または充てん系の1系統を動作可能な状態に復旧する。	
C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード5にする。	C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード5にする。	
	完了時間		完了時間	
	速やかに		速やかに	
	1時間		1時間	
	20時間		20時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第54条>

変更前	変更後	差異の理由																																				
<p>(燃料取替用水タンク) 第54条 モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクは、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度およびほう酸水量を表54-2で定める頻度で確認する。 3. 当直課長は、燃料取替用水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-3の措置を講じる。</p> <p>表54-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク※1</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉または4号炉の燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-1-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表54-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,200 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>1,325 m³ 以上</td> <td>1,600 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回	<p>(燃料取替用水タンク) 第54条 モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクは、表54-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2、3および4において、燃料取替用水タンクのほう素濃度およびほう酸水量を表54-2で定める頻度で確認する。 3. 当直課長は、燃料取替用水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表54-3の措置を講じる。</p> <p>表54-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水タンク※1</td> <td>ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の燃料取替用水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-1-4)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表54-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>2,200 ppm 以上</td> <td>2,800 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>1,325 m³ 以上</td> <td>1,600 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限																																					
燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること																																					
項目	制限値		確認頻度																																			
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																				
ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回																																			
ほう酸水量(有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回																																			
項目	運転上の制限																																					
燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表54-2で定める制限値内にあること																																					
項目	制限値		確認頻度																																			
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																				
ほう素濃度	2,200 ppm 以上	2,800 ppm 以上	1ヶ月に1回																																			
ほう酸水量(有効水量)	1,325 m ³ 以上	1,600 m ³ 以上	1週間に1回																																			
<p>表54-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>表54-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合</td> <td>B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間	B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間													
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																				
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																				
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																				
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。	8時間																																				
B. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直課長は、ほう酸水量を制限値内に回復させる。	1時間																																				
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第55条>

変更前	変更後	差異の理由																																																														
<p>(ほう酸注入タンク) 第55条 モード1、2および3において、ほう酸注入タンクは、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2および3において、ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表55-2で定める頻度で確認する。 3. 当直課長は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。</p> <p>表55-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク</td> <td>ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>20,000 ppm 以上</td> <td>21,000 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃ 以上</td> <td>65℃ 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃ 以上	65℃ 以上	1日に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間	<p>(ほう酸注入タンク) 第55条 モード1、2および3において、ほう酸注入タンクは、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード1、2および3において、ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度を表55-2で定める頻度で確認する。 3. 当直課長は、ほう酸注入タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表55-3の措置を講じる。</p> <p>表55-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸注入タンク^{※1}</td> <td>ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のほう酸注入タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>表55-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう素濃度</td> <td>20,000 ppm 以上</td> <td>21,000 ppm 以上</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水量(有効水量)</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>3.4 m³ 以上</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>ほう酸水温度</td> <td>65℃ 以上</td> <td>65℃ 以上</td> <td>1日に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表55-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</td> <td>1時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</td> <td>12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	ほう酸注入タンク ^{※1}	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	ほう素濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回	ほう酸水量(有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回	ほう酸水温度	65℃ 以上	65℃ 以上	1日に1回	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>
項目	運転上の制限																																																															
ほう酸注入タンク	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること																																																															
項目	制限値		確認頻度																																																													
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																														
ほう素濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回																																																													
ほう酸水量(有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回																																																													
ほう酸水温度	65℃ 以上	65℃ 以上	1日に1回																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間																																																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間																																																														
項目	運転上の制限																																																															
ほう酸注入タンク ^{※1}	ほう素濃度、ほう酸水量およびほう酸水温度が表55-2で定める制限値内にあること																																																															
項目	制限値		確認頻度																																																													
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																														
ほう素濃度	20,000 ppm 以上	21,000 ppm 以上	1ヶ月に1回																																																													
ほう酸水量(有効水量)	3.4 m ³ 以上	3.4 m ³ 以上	1週間に1回																																																													
ほう酸水温度	65℃ 以上	65℃ 以上	1日に1回																																																													
条件	要求される措置	完了時間																																																														
A. ほう酸注入タンクのほう素濃度、ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直課長は、制限値内に回復させる。	1時間																																																														
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および	12時間																																																														

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第55条>

変更前		変更後		差異の理由
<p>B.2 当直課長は、1次冷却系は、93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう素濃度まで、濃縮する。 および B.3 当直課長は、制限値内に回復させる。</p> <p>C. 条件Bの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>12時間 7日 24時間</p>	<p>B.2 当直課長は、1次冷却系は、93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう素濃度まで、濃縮する。 および B.3 当直課長は、制限値内に回復させる。</p> <p>C.1 当直課長は、モード4にする。</p>	<p>12時間 7日 24時間</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第56条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表56-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、表56-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む)を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロクインターロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロクインターロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器漏えい率が表56-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 原子炉保修課長は、定期検査時に、原子炉格納容器エアロクインターロック機構の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、表56-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、定期検査時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に閉状態としている原子炉格納容器隔離弁(前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む)を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p>(5) 当直課長は、モード1、2、3および4において、12時間に1回、原子炉格納容器圧力を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、以下の措置を講じる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器エアロクインターロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-4の措置を講じる。</p> <p>(2) 原子炉格納容器エアロクインターロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表56-5の措置を講じるとともに、同表の条件Dに該当する場合は原子炉保修課長に通知する。通知を受けた原子炉保修課長は、同表の措置を講じる。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)(※1追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>								
<p>表56-1</p> <table border="1" data-bbox="1150 1368 1361 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td> <td> (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクインターロックが動作可能であること^{※1※2} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること^{※3} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 動作可能であることは、原子炉格納容器エアロクインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロクインターロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること、および原子炉格納容器エアロクインターロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクインターロックが動作可能であること ^{※1※2} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※3}	<p>表56-1</p> <table border="1" data-bbox="1150 472 1361 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器^{※1}</td> <td> (1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクインターロックが動作可能であること^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること^{※4} </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉および4号炉の原子炉格納容器は、重大事故等対応設備を兼ねる。 ※2: 動作可能であることは、原子炉格納容器エアロクインターロックの機能が健全であること、および原子炉格納容器エアロクインターロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること、および原子炉格納容器エアロクインターロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器 ^{※1}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクインターロックが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}	
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクインターロックが動作可能であること ^{※1※2} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※3}									
項目	運転上の制限									
原子炉格納容器 ^{※1}	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値内にあること (3) 原子炉格納容器エアロクインターロックが動作可能であること ^{※2※3} (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能であること ^{※4}									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 56 条 >

変更前	変更後	差異の理由																																																								
<p>ことをいう。</p> <p>※2：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>表56-2</p> <table border="1" data-bbox="400 1541 576 2143"> <thead> <tr> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>12 kPa [gage] 以下 9.8 kPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1" data-bbox="644 1630 788 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-4 ※4※5※6</p> <table border="1" data-bbox="858 1346 1414 2143"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※7</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※7</td> <td>1時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子</td> <td>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	制限値		項目	制限値	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下 9.8 kPa [gage] 以下	項目	漏えい率	A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下	検査 低圧検査	0.04 %/日 以下	B・C種検査	0.04 %/日 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※7	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※7	1時間 隔離後の1ヶ月に1回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間	<p>ことをいう。</p> <p>※3：モード4の原子炉格納容器パージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：動作可能であることは、閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。</p> <p>表56-2</p> <table border="1" data-bbox="400 645 576 1249"> <thead> <tr> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>制限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉および2号炉</td> <td>3号炉および4号炉</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器圧力</td> <td>12 kPa [gage] 以下 9.8 kPa [gage] 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-3</p> <table border="1" data-bbox="644 734 788 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>漏えい率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種 設計圧力検査</td> <td>0.08 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>検査 低圧検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> <tr> <td>B・C種検査</td> <td>0.04 %/日 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表56-4 ※5※6※7</p> <table border="1" data-bbox="858 450 1414 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※8</td> <td>4時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※8</td> <td>1時間 隔離後の1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子</td> <td>C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	制限値		項目	制限値	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下 9.8 kPa [gage] 以下	項目	漏えい率	A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下	検査 低圧検査	0.04 %/日 以下	B・C種検査	0.04 %/日 以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※8	4時間 隔離後の1ヶ月に1回	B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※8	1時間 隔離後の1ヶ月に1回	C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間	
制限値																																																										
項目	制限値																																																									
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																									
原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下 9.8 kPa [gage] 以下																																																									
項目	漏えい率																																																									
A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下																																																									
検査 低圧検査	0.04 %/日 以下																																																									
B・C種検査	0.04 %/日 以下																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※7	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																								
B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※7	1時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																								
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間																																																								
制限値																																																										
項目	制限値																																																									
1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																									
原子炉格納容器圧力	12 kPa [gage] 以下 9.8 kPa [gage] 以下																																																									
項目	漏えい率																																																									
A種 設計圧力検査	0.08 %/日 以下																																																									
検査 低圧検査	0.04 %/日 以下																																																									
B・C種検査	0.04 %/日 以下																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、1個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および A.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※8	4時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																								
B. 原子炉格納容器隔離弁2個を有するラインで、2個の原子炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および B.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ※8	1時間 隔離後の1ヶ月に1回																																																								
C. 閉鎖系で原子炉格納容器隔離弁1個を有するラインで、1個の原子	C.1 当直課長は、当該ラインを隔離する。 および	4時間																																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第56条>

変更前		変更後		差異の理由
炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ^{※7}	炉格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.2 当直課長は、当該ラインが隔離されていることを確認する。 ^{※8}	
D. 原子炉炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値を満足していない場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	D. 原子炉格納容器圧力が表56-2で定める制限値を満足していない場合	D.1 当直課長は、原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	1時間
E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	E. 条件A、B、CまたはD以外の理由で、原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 当直課長は、原子炉格納容器の機能を復旧する。	1時間
F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了したおよび間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード3にする。 および F.2 当直課長は、モード5にする。	F. 条件A、B、C、DまたはEの措置を完了したおよび間内に達成できない場合	F.1 当直課長は、モード3にする。 および F.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間
<p>※4：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。</p> <p>※5：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。</p> <p>※6：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。</p> <p>※7：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。</p>		<p>※5：各隔離ラインは、直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。</p> <p>※6：ライン毎に、条件および要求される措置が適用される。</p> <p>※7：原子炉格納容器隔離弁の閉止不能により、当該ラインの各機器が動作不能となる場合は、それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。</p> <p>※8：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。</p>		

表56-5 ^{※8}_{※9}^{※10}_{※11}

条 件	要求される措置	完了時間
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1時間 24時間 施錠後の1ヶ月に1回

表56-5 ^{※9}_{※10}^{※11}

条 件	要求される措置	完了時間
A. 閉止不能な原子炉格納容器エアロックドア1つを有する原子炉格納容器エアロックが1基以上ある場合	A.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直課長は、A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	1時間 24時間 施錠後の1ヶ月に1回

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第56条>

変更前		変更後		差異の理由
<p>B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロロックが1基以上ある場合</p> <p>1 時間</p> <p>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	<p>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	<p>B. インターロック機構が動作不能な原子炉格納容器エアロロックが1基以上ある場合</p> <p>1 時間</p> <p>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	<p>B.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの閉止可能なドアのうち1つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直課長は、B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	
<p>C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロック2つを有する原子炉格納容器エアロロックが1基以上ある場合</p> <p>1 時間</p> <p>C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	<p>C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	<p>C. 閉止不能な原子炉格納容器エアロロック2つを有する原子炉格納容器エアロロックが1基以上ある場合</p> <p>1 時間</p> <p>C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	<p>C.1 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの1つのドアを閉止する。 および C.2 当直課長は、C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直課長は、C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。</p> <p>2 4 時間</p> <p>施錠後の1ヶ月に1回</p>	
<p>※8：当該原子炉格納容器エアロロックの修理を行うための出入りは許容される。</p> <p>※9：常用および非常用原子炉格納容器エアロロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロロックを使用することが許容される。</p> <p>※10：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に入りが許容される。</p>		<p>※9：当該原子炉格納容器エアロロックの修理を行うための出入りは許容される。</p> <p>※10：常用および非常用原子炉格納容器エアロロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に、一時的に当該原子炉格納容器エアロロックを使用することが許容される。</p> <p>※11：インターロック機構が動作不能な場合、同時に両方のドアが開放されないことを条件に入りが許容される。</p>		
<p>表56-5 (続き) ※8※9※10</p>		<p>表56-5 (続き) ※9※10※11</p>		
<p>D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロロック1基以上の機能が確保でき</p> <p>完了時間</p> <p>速やかに</p>	<p>D.1 原子炉係修課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および</p>	<p>D. 条件A、BまたはC以外の理由により原子炉格納容器エアロロック1基以上の機能が確保でき</p> <p>完了時間</p> <p>速やかに</p>	<p>D.1 原子炉係修課長は、当該原子炉格納容器エアロロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第56条>

変更前		変更後		差異の理由
ない場合	D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。 E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	1 時間 2 4 時間	D.2 当直課長は、当該原子炉格納容器エアロックの1つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 原子炉保修課長は、当該原子炉格納容器エアロックの機能を復旧し、その結果を当直課長に通知する。 E.1 当直課長は、モード3にする。 および E.2 当直課長は、モード5にする。	変更なし
表56-6				
1. 1号炉および2号炉				
化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン	抽出ライン 封水戻りライン	抽出ライン 封水戻りライン	
安全注入系統	蓄圧タンクテスタライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	蓄圧タンクテスタライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	蓄圧タンクテスタライン 蓄圧タンク N ₂ 供給ライン	
原子炉補機冷却水系統	余剰抽出クーラ出口ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	余剰抽出クーラ出口ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	余剰抽出クーラ出口ライン 原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク N ₂ 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク N ₂ 供給ライン 冷却材ドレンタンクベントライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレンポンプ出口ライン 原子炉格納容器サンポンプ出口ライン	
試料採取系統	加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	加圧器気相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	
原子炉格納施設	原子炉格納容器真空逃がしライン	原子炉格納容器真空逃がしライン	原子炉格納容器真空逃がしライン	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 6 条 >

変更前		変更後		差異の理由
換気系統	原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	換気系統	原子炉格納容器送気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	変更なし
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンブルライン	蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンブルライン	
計器用空気圧縮系統	原子炉格納容器内供給ライン	計器用空気圧縮系統	原子炉格納容器内供給ライン	
表 5 6 - 6 (続き)				
2. 3号炉および4号炉				
化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン	化学体積制御系統	抽出ライン 封水戻りライン	
安全注入系統	蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンク _{N₂} 供給ライン	安全注入系統	蓄圧タンクテストライン 蓄圧タンク _{N₂} 供給ライン	
原子炉補機冷却水系統	原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 制御棒駆動装置冷却ライン 余剰抽出冷却器冷却ライン 冷却材ドレン冷却器冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	原子炉補機冷却水系統	原子炉格納容器循環空調装置冷却ライン 制御棒駆動装置冷却ライン 余剰抽出冷却器冷却ライン 冷却材ドレン冷却器冷却ライン 1次冷却材ポンプ冷却ライン	
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク _{N₂} 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク _{N₂} 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレン冷却器出口ライン 原子炉格納容器サンブポンプ出口ライン	放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水供給ライン 加圧器逃がしタンク _{N₂} 供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 冷却材ドレンタンク _{N₂} 供給ライン 冷却材ドレンタンクガス分析ライン 冷却材ドレン冷却器出口ライン 原子炉格納容器サンブポンプ出口ライン	
試料採取系統	加圧器相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	試料採取系統	加圧器相部サンブルライン 加圧器液相部サンブルライン ループ高温側サンブルライン 蓄圧タンクサンブルライン	
換気系統	原子炉格納容器給気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	換気系統	原子炉格納容器給気・排気ライン 原子炉格納容器圧力逃がしライン 放射線監視装置サンブルライン 原子炉格納容器空気サンブルライン	
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンブルライン	蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンブルライン	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 6 条 >

変更前		変更後		差異の理由
消火用水系統	消火用水系格納容器入口ライン	消火用水系統	消火用水系格納容器入口ライン	
1次冷却材ポンプ消火系統	1次冷却材ポンプ CO ₂ 消火装置ライン	1次冷却材ポンプ消火系統	1次冷却材ポンプ CO ₂ 消火装置ライン	
炉内計装用ガスパージ系統	炉内計装用ガスパージライン	炉内計装用ガスパージ系統	炉内計装用ガスパージライン	
空調用冷水系統	制御棒位置指示装置冷却水出入口ライン	空調用冷水系統	制御棒位置指示装置冷却水出入口ライン	
制御用空気系統	格納容器行き制御用空気ライン	制御用空気系統	格納容器行き制御用空気ライン	
	加圧器逃がし弁供給ライン		加圧器逃がし弁供給ライン	
原子炉格納施設	原子炉格納容器真空逃がしライン	原子炉格納施設	原子炉格納容器真空逃がしライン	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 5 8 条 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 5 8 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 5 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、1 号炉および 2 号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、3 号炉および 4 号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 5 8 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量を表 5 8 - 2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、1 号炉および 2 号炉については 4 台、3 号炉および 4 号炉については 2 台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 8 - 4 の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第 5 8 条 モード 1、2、3 および 4 において、原子炉格納容器スプレイ系は、表 5 8 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、1 号炉および 2 号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、3 号炉および 4 号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表 5 8 - 3 に定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(5) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直課長は、よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量を表 5 8 - 2 に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード 1、2、3 および 4 において、1 ヶ月に 1 回、1 号炉および 2 号炉については 4 台、3 号炉および 4 号炉については 2 台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、原子炉格納容器スプレイ系が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 5 8 - 4 の措置を講じる。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第58条>

変更前		変更後		差異の理由																												
表58-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系^{※1}</td> <td> (1) 2系統が動作可能であること^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉または4号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の運転上の制限も確認する。 ※2：原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること	表58-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系^{※1}</td> <td> (1) 2系統が動作可能であること^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の運転上の制限も確認する。 ※2：原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること	表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)																				
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること																															
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器スプレイ系 ^{※1}	(1) 2系統が動作可能であること ^{※2} (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量が表58-2に定める制限値内にあること																															
表58-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量(有効水量)</td> <td>10.0 m³ 以上</td> <td>11.7 m³ 以上</td> <td>モード1、2、3 および4において 6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期検査時	苛性ソーダ溶液量(有効水量)	10.0 m ³ 以上	11.7 m ³ 以上	モード1、2、3 および4において 6ヶ月に1回	表58-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>苛性ソーダ濃度</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>30 wt% 以上</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>苛性ソーダ溶液量(有効水量)</td> <td>10.0 m³ 以上</td> <td>11.7 m³ 以上</td> <td>モード1、2、3 および4において 6ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期検査時	苛性ソーダ溶液量(有効水量)	10.0 m ³ 以上	11.7 m ³ 以上	モード1、2、3 および4において 6ヶ月に1回	
項目	制限値		確認頻度																													
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																														
苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期検査時																													
苛性ソーダ溶液量(有効水量)	10.0 m ³ 以上	11.7 m ³ 以上	モード1、2、3 および4において 6ヶ月に1回																													
項目	制限値		確認頻度																													
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																														
苛性ソーダ濃度	30 wt% 以上	30 wt% 以上	定期検査時																													
苛性ソーダ溶液量(有効水量)	10.0 m ³ 以上	11.7 m ³ 以上	モード1、2、3 および4において 6ヶ月に1回																													
表58-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	表58-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>格納容器スプレイポンプ</td> <td>テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m³/h 以上であることを確認する</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																					
項目	確認事項																															
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																															
項目	確認事項																															
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する																															

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第58条>

変更前		変更後		差異の理由	
表58-4		表58-4		変更なし	
<p>条件</p> <p>A. 原子炉格納容器スプレイスレイドシステムが動作不能である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p>	<p>条件</p> <p>A. 原子炉格納容器スプレイドシステムが動作不能である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</p>	<p>完了時間</p> <p>10日 4時間 その後の8時間に1回</p>
<p>条件</p> <p>B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</p>	<p>完了時間</p> <p>72時間</p>	<p>条件</p> <p>B. よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度または苛性ソーダ溶液量が制限値を満足していない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>B.1 当直課長は、制限値内に回復させる。</p>	<p>完了時間</p> <p>72時間</p>
<p>条件</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>12時間 56時間</p>	<p>条件</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>完了時間</p> <p>12時間 56時間</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第59条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第59条 モード1、2、3および4において、アニュラス空気浄化系は、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファンフィルタ、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表59-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台のアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する(以下、本条において同じ)。</p> <p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="1013 1339 1085 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：</p> <p>3号炉または4号炉のAアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-1)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	<p>(アニュラス空気浄化系)</p> <p>第59条 モード1、2、3および4において、アニュラス空気浄化系は、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファンフィルタ、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表59-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉についてはアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉についてはアニュラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、1号炉および2号炉については2台のアニュラス空気再循環ファン、3号炉および4号炉については2台のアニュラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。</p> <p>3. 当直課長は、アニュラス空気浄化系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表59-3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する(以下、本条において同じ)。</p> <p>表59-1</p> <table border="1" data-bbox="1013 448 1085 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気浄化系^{※2}</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉のAアニュラス空気浄化系は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる</u>。</p> <p>3号炉または4号炉のAアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-1)の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限									
アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること									
項目	運転上の制限									
アニュラス空気浄化系 ^{※2}	2系統が動作可能であること									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第59条>

変更前		変更後		差異の理由																		
表59-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気再循環ファンフィルタ （1号炉および2号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタ （3号炉および4号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュラス空気再循環ファンフィルタ （1号炉および2号炉）	95 % 以上	アニュラス空気浄化フィルタ （3号炉および4号炉）	95 % 以上	表59-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>よう素除去効率（総合除去効率）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アニュラス空気再循環ファンフィルタ （1号炉および2号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> <tr> <td>アニュラス空気浄化フィルタ （3号炉および4号炉）</td> <td>95 % 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	よう素除去効率（総合除去効率）	アニュラス空気再循環ファンフィルタ （1号炉および2号炉）	95 % 以上	アニュラス空気浄化フィルタ （3号炉および4号炉）	95 % 以上	変更なし						
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																					
アニュラス空気再循環ファンフィルタ （1号炉および2号炉）	95 % 以上																					
アニュラス空気浄化フィルタ （3号炉および4号炉）	95 % 以上																					
項目	よう素除去効率（総合除去効率）																					
アニュラス空気再循環ファンフィルタ （1号炉および2号炉）	95 % 以上																					
アニュラス空気浄化フィルタ （3号炉および4号炉）	95 % 以上																					
表59-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	表59-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
条件	要求される措置	完了時間																				
A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																				
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																				
条件	要求される措置	完了時間																				
A. アニュラス空気浄化系 1 系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの系統のファンを起動し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の8時間に1回																				
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第61条>

変更前	変更後	差異の理由																																																								
<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第61条 モード1、2および3において^{※1}、主蒸気安全弁は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) タービン保守課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表61-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表61-1</p> <table border="1" data-bbox="639 1424 746 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁</td> <td>蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-2</p> <table border="1" data-bbox="847 1424 1091 2145"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で、かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で、かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で、かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-3</p> <table border="1" data-bbox="1161 1346 1302 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-4</p> <table border="1" data-bbox="1369 1395 1455 2145"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち</td> <td>A.1 当直課長は、表61-2に</td> <td>6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で、かつ80%以下	6個	55%超で、かつ70%以下	5個	40%超で、かつ55%以下	4個	25%超で、かつ40%以下	3個	25%以下	2個	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間	<p>(主蒸気安全弁)</p> <p>第61条 モード1、2および3において^{※1}、主蒸気安全弁は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) タービン保守課長は、定期検査時に、主蒸気安全弁設定値が表61-3に定める値であることを確認し、その結果を当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気安全弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-4の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉起動時のモード3から、主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。</p> <p>表61-1</p> <table border="1" data-bbox="639 528 746 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁^{※2}</td> <td>蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：3号炉および4号炉の主蒸気安全弁は、<u>重大事故等対応設備を兼ねる。</u></p> <p>表61-2</p> <table border="1" data-bbox="847 528 1091 1249"> <thead> <tr> <th>原子炉熱出力</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%超</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>70%超で、かつ80%以下</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>55%超で、かつ70%以下</td> <td>5個</td> </tr> <tr> <td>40%超で、かつ55%以下</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>25%超で、かつ40%以下</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>25%以下</td> <td>2個</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-3</p> <table border="1" data-bbox="1161 450 1302 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気安全弁吹出し圧力</td> <td>各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表61-4</p> <table border="1" data-bbox="1369 499 1455 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の主蒸気安全弁のうち</td> <td>A.1 当直課長は、表61-2に</td> <td>6時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気安全弁 ^{※2}	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること	原子炉熱出力	個数	80%超	7個	70%超で、かつ80%以下	6個	55%超で、かつ70%以下	5個	40%超で、かつ55%以下	4個	25%超で、かつ40%以下	3個	25%以下	2個	項目	設定値	主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>
項目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で、かつ80%以下	6個																																																									
55%超で、かつ70%以下	5個																																																									
40%超で、かつ55%以下	4個																																																									
25%超で、かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
項目	設定値																																																									
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間																																																								
項目	運転上の制限																																																									
主蒸気安全弁 ^{※2}	蒸気発生器毎に表61-2で定める個数以上が動作可能であること																																																									
原子炉熱出力	個数																																																									
80%超	7個																																																									
70%超で、かつ80%以下	6個																																																									
55%超で、かつ70%以下	5個																																																									
40%超で、かつ55%以下	4個																																																									
25%超で、かつ40%以下	3個																																																									
25%以下	2個																																																									
項目	設定値																																																									
主蒸気安全弁吹出し圧力	各蒸気発生器において7個のうち1個は7.48 MPa[gage]以下 他の1個は7.65 MPa[gage]以下 残り5個は7.85 MPa[gage]以下																																																									
条件	要求される措置	完了時間																																																								
A. 所要の主蒸気安全弁のうち	A.1 当直課長は、表61-2に	6時間																																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第61条>

変更前		変更後		差異の理由
ち 1個以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	ち 1個以上が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が1個以下である場合	定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第62条>

変更前	変更後	差異の理由																																						
<p>(主蒸気隔離弁) 第62条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-2の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="571 1429 646 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁</td> <td>閉止可能であること※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表62-2</p> <table border="1" data-bbox="782 1429 1268 2143"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td> <td>8時間 閉止後の1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード4にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁	閉止可能であること※1	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間	<p>(主蒸気隔離弁) 第62条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 電気保修課長は、定期検査時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 3. 当直課長は、主蒸気隔離弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表62-2の措置を講じる。</p> <p>表62-1</p> <table border="1" data-bbox="571 533 646 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気隔離弁※1</td> <td>閉止可能であること※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ※2：閉止状態にある主蒸気隔離弁については、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表62-2</p> <table border="1" data-bbox="782 533 1268 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。</td> <td>8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。</td> <td>8時間 閉止後の1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード4にする。</td> <td>24時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2	条件	要求される措置	完了時間	A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間	C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）（※1追加に伴い、以降番号繰り下げ）</p>
項目	運転上の制限																																							
主蒸気隔離弁	閉止可能であること※1																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																						
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回																																						
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間																																						
項目	運転上の制限																																							
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2																																							
条件	要求される措置	完了時間																																						
A. モード1および2において主蒸気隔離弁1個が閉止不能である場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	8時間																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間																																						
C. モード3で主蒸気隔離弁1個以上が閉止不能である場合	C.1 当直課長は、当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直課長は、当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	8時間 閉止後の1週間に1回																																						
D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード4にする。	24時間																																						

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第64条＞

変更前	変更後	差異の理由																																
<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第64条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) に おいて、主蒸気逃がし弁は、表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>表64-1</p> <table border="1" data-bbox="558 1422 630 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁^{*1}</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉または4号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表64-2</p> <table border="1" data-bbox="798 1422 1324 2143"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できない状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できない状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間 36時間	<p>(主蒸気逃がし弁)</p> <p>第64条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) に おいて、主蒸気逃がし弁は、表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 計装保修課長は、定期検査時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、主蒸気逃がし弁が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表64-2の措置を講じる。</p> <p>表64-1</p> <table border="1" data-bbox="558 526 630 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主蒸気逃がし弁^{*1}</td> <td>手動での開弁ができること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 3号炉および4号炉の主蒸気逃がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表64-2</p> <table border="1" data-bbox="798 526 1324 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できない状態に復旧する。</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。</td> <td>12時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること	条件	要求される措置	完了時間	A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できない状態に復旧する。	7日	B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間 36時間	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限																																	
主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できない状態に復旧する。	7日																																
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																																
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間 36時間																																
項目	運転上の制限																																	
主蒸気逃がし弁 ^{*1}	手動での開弁ができること																																	
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 主蒸気逃がし弁1個が開弁できない場合	A.1 当直課長は、当該主蒸気逃がし弁を開弁できない状態に復旧する。	7日																																
B. 主蒸気逃がし弁2個以上が開弁できない場合	B.1 当直課長は、開弁できない主蒸気逃がし弁が1個以下になるように復旧する。	24時間																																
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合) にする。	12時間 36時間																																

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第65条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(補助給水系)</p> <p>第65条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水系は、表65-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表65-2に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(6) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表65-3に定める事項を確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-4の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の閉閉確認をもって代えることができる。(以下、本条において同じ)</p>	<p>(補助給水系)</p> <p>第65条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、補助給水系は、表65-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表65-2に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、定期検査時に、補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。ただし、タービン動補助給水ポンプについては、起動弁が動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>(6) 発電室長は、定期検査時に、3号炉および4号炉の電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表65-3に定める事項を確認する。</p> <p>(7) 当直課長は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の電動補助給水ポンプおよび1台のタービン動補助給水ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(8) 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、1ヶ月に1回、1台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。</p> <p>3. 当直課長は、補助給水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表65-4の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。なお、モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の閉閉確認をもって代えることができる。(以下、本条において同じ)。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第65条>

変更前		変更後		差異の理由
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
表65-1 補助給水系 ^{※2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{※3} (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	表65-1 補助給水系 ^{※2}	(1) モード1、2および3において、電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能であること ^{※3} (2) モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能であること	表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
※2：	3号炉または4号炉の補助給水系が動作不能時は、第85条（表85-8）の運転上の制限も確認する。	※2：	3号炉および4号炉の補助給水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の補助給水系が動作不能時は、第85条（表85-8）の運転上の制限も確認する。	
※3：	タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。	※3：	タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。	
表65-2 タービン動補助給水ポンプ	確認事項 テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	表65-2 タービン動補助給水ポンプ	確認事項 テストラインにおける吐出圧力が <input type="text"/> MPa 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	
表65-3 電動補助給水ポンプ	確認事項 テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	表65-3 電動補助給水ポンプ	確認事項 テストラインにおける揚程が <input type="text"/> m 以上、容量が <input type="text"/> m ³ /h 以上であることを確認する	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第65条>

変更前		変更後		差異の理由
表65-4		表65-4		変更なし
条件	要求される措置	条件	要求される措置	
完了時間	完了時間	完了時間	完了時間	
A. モード1、2および3において、補助給水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	A.1 10日 4時間 その後の8時間に1回	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの2系統のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード1、2および3において補助給水系2系統以上が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4にする。	
C. モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において電動補助給水ポンプによる補助給水系の全てが動作不能である場合	C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに	C.1 当直課長は、電動補助給水ポンプによる補助給水系1系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直課長は、余熱除去系1系統以上による熱除去のための操作を開始する。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第66条>

変更前	変更後	差異の理由																				
<p>(復水タンク)</p> <p>第66条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、復水タンクは表66-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、1日に1回、復水タンク水量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表66-1</p> <table border="1" data-bbox="603 1413 783 2145"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）</td> <td>480 m³ 以上であること</td> </tr> <tr> <td>2. 3号炉および4号炉</td> <td></td> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）※1</td> <td>520 m³ 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉または4号炉の復水タンク水量（有効水量）を確認する場合、第85条（表85-1 4）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量）	480 m ³ 以上であること	2. 3号炉および4号炉		項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量）※1	520 m ³ 以上であること	<p>(復水タンク)</p> <p>第66条 モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、復水タンクは表66-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 復水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において、1日に1回、復水タンク水量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、復水タンクが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-2の措置を講じる。</p> <p>表66-1</p> <table border="1" data-bbox="603 517 783 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）</td> <td>480 m³ 以上であること</td> </tr> <tr> <td>2. 3号炉および4号炉</td> <td></td> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> <tr> <td>復水タンク水量（有効水量）※1</td> <td>520 m³ 以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の復水タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の復水タンク水量（有効水量）を確認する場合は、第85条（表85-1 4）の運転上の制限も確認する。</p>	項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量）	480 m ³ 以上であること	2. 3号炉および4号炉		項目	運転上の制限	復水タンク水量（有効水量）※1	520 m ³ 以上であること	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>
項目	運転上の制限																					
復水タンク水量（有効水量）	480 m ³ 以上であること																					
2. 3号炉および4号炉																						
項目	運転上の制限																					
復水タンク水量（有効水量）※1	520 m ³ 以上であること																					
項目	運転上の制限																					
復水タンク水量（有効水量）	480 m ³ 以上であること																					
2. 3号炉および4号炉																						
項目	運転上の制限																					
復水タンク水量（有効水量）※1	520 m ³ 以上であること																					
<p>表66-2</p> <table border="1" data-bbox="986 1368 1369 2145"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンクの水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および</td> <td>4時間 その後の 12時間1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>7日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンクの水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および	4時間 その後の 12時間1回		A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7日	<p>表66-2</p> <table border="1" data-bbox="986 472 1369 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンクの水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および</td> <td>4時間 その後の 12時間1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。</td> <td>7日</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンクの水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および	4時間 その後の 12時間1回		A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7日			
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンクの水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および	4時間 その後の 12時間1回																				
	A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7日																				
条件	要求される措置	完了時間																				
A. 復水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、代替水源である2次系純水タンクの水量が復水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および	4時間 その後の 12時間1回																				
	A.2 当直課長は、復水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	7日																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第67条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子炉補機冷却水系) 第67条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプ、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプまたは1次系冷却水冷却器、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-2の措置を講じる。</p>	<p>(原子炉補機冷却水系) 第67条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプ、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1号炉および2号炉については1次系冷却水ポンプまたは1次系冷却水冷却器、3号炉および4号炉については原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表67-2の措置を講じる。</p>	
<p>表67-1 原子炉補機冷却水系※1 2系統が動作可能であること</p> <p>※1： 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限を確認する。</p>	<p>表67-1 原子炉補機冷却水系※1 2系統が動作可能であること</p> <p>※1： 3号炉および4号炉の原子炉補機冷却水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限を確認する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第67条>

変更前		変更後		差異の理由															
表67-2		表67-2		変更なし															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間		A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回																	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																	
条件	要求される措置	完了時間																	
A. 原子炉補機冷却水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間に1回																	
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																	
※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。		※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第68条>

変更前	変更後	差異の理由																										
<p>(原子炉補機冷却海水系) 第68条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却海水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68-2の措置を講じる。</p> <p>表68-1</p> <table border="1" data-bbox="708 1413 780 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系※1</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表68-2</p> <table border="1" data-bbox="951 1406 1434 2143"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※1	2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>(原子炉補機冷却海水系) 第68条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 当直課長は、定期検査時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2) 発電室長は、定期検査時に、海水ポンプが模擬信号により起動すること、および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。 (3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、海水ポンプまたは原子炉補機冷却海水系の冷却器の切替を行った場合、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。 3. 当直課長は、原子炉補機冷却海水系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表68-2の措置を講じる。</p> <p>表68-1</p> <table border="1" data-bbox="708 495 780 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水系※1</td> <td>2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のA原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。 3号炉または4号炉のA原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表68-2</p> <table border="1" data-bbox="951 495 1434 1249"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。</td> <td>10日 4時間 その後の8時間間に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉補機冷却海水系※1	2系統が動作可能であること	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間間に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限																											
原子炉補機冷却海水系※1	2系統が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																										
項目	運転上の制限																											
原子炉補機冷却海水系※1	2系統が動作可能であること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. 原子炉補機冷却海水系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムが動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのシステムのポンプを起動し、動作可能であることを確認する※2。	10日 4時間 その後の8時間間に1回																										
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																										

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第68条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※2：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第70条>

変更前	変更後	差異の理由																								
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第70条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動動作ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表70-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表70-1</p> <table border="1" data-bbox="890 1249 957 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系*2</td> <td>中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：</p> <p>3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第85条(表85-1-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="957 1249 1117 2143"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ</td> <td>90%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系*2	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	中央制御室非常用循環フィルタ	90%以上	95%以上	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第70条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉保修課長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表70-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、定期検査時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動動作ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、1ヶ月に1回、中央制御室あたり2台以上の中央制御室非常用循環ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>3. 当直課長は、中央制御室非常用循環系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表70-3の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のファンについては、運転状態により確認する。</p> <p>表70-1</p> <table border="1" data-bbox="890 85 957 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系*2</td> <td>中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：</p> <p>3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉および4号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は、第85条(表85-1-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>表70-2</p> <table border="1" data-bbox="957 85 1117 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">よう素除去効率(総合除去効率)</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環フィルタ</td> <td>90%以上</td> <td>95%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系*2	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること	項目	よう素除去効率(総合除去効率)		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	中央制御室非常用循環フィルタ	90%以上	95%以上	<p>表面の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限																									
中央制御室非常用循環系*2	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること																									
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																									
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																								
中央制御室非常用循環フィルタ	90%以上	95%以上																								
項目	運転上の制限																									
中央制御室非常用循環系*2	中央制御室あたり2系統以上が動作可能であること																									
項目	よう素除去効率(総合除去効率)																									
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																								
中央制御室非常用循環フィルタ	90%以上	95%以上																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第70条>

変更前		変更後		差異の理由																														
表70-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	表70-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合</td> <td>A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> <tr> <td>D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する^{※3}。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日	C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに	変更なし
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日																																
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																
C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに																																
条件	要求される措置	完了時間																																
A. 動作可能な中央制御室非常用循環系が1系統である場合	A.1 当直課長は、動作不能となっている中央制御室非常用循環系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	30日																																
B. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合	B.1 当直課長は、少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。	10日																																
C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 原子燃料課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※3} 。	速やかに																																

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※3：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第73条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(外部電源 (3号炉および4号炉))</p> <p>第73条の3 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{*1}は、表73の3-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>なお、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73の3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p> <p>表73の3-1</p> <table border="1" data-bbox="842 1294 986 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線^{*2}以上が動作可能であること^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{*4}^{*5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする (以下、各条において同じ)。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4} ^{*5}	<p>(外部電源 (3号炉および4号炉))</p> <p>第73条の3 3号炉および4号炉について、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、外部電源^{*1}は、表73の3-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、1週間に1回、所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源3回線以上の電圧が確立していること、および1回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。</p> <p>変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるような切替を実施する。</p> <p>また、予備変圧器から所内負荷へ給電時は、77kV送電線の電流値を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、外部電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表73の3-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>※1：外部電源とは、電力系統からの電力を第79条および第80条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう (以下、各条において同じ)。</p> <p>表73の3-1</p> <table border="1" data-bbox="842 398 986 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1) 3回線^{*2}以上が動作可能であること^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{*4}^{*5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする (以下、各条において同じ)。</p> <p>※3：送電線事故の瞬停時は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※4：独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>※5：1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能な状態であれば、独立性を有していることとみなすことができる。</p>	項目	運転上の制限	外部電源	(1) 3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4} ^{*5}	<p>規定内容の適正化 (規制文書を受けた対応)</p>
項目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4} ^{*5}									
項目	運転上の制限									
外部電源	(1) 3回線 ^{*2} 以上が動作可能であること ^{*3} (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{*4} ^{*5}									
表73の3-2	表73の3-2	変更なし								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第73条>

変更前		変更後		差異の理由
条件	要求される措置	条件	要求される措置	
A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	A. 全ての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および A.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	完了時間 4時間 その後の1日に1回 30日
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および B.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 4時間 その後の1日に1回 30日
C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および 全ての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および C.2 当直課長は、動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。または、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 4時間 その後の1日に1回 20日
D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	D. 動作可能な外部電源が1回線である場合	D.1 当直課長は、動作可能な外部電源について、電圧が確立していることおよび電流値 ^{※6} を確認する。 および D.2 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	完了時間 4時間 その後の1日に1回 10日

表73の3-2 (続き)

表73の3-2 (続き)

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第73条>

変更前			変更後			差異の理由
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
E. 動作可能な外部電源が1回線である場合およびディーゼル発電機1基が動作不能である場合※7	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する。※7	1 2時間	E. 動作可能な外部電源が1回線である場合およびディーゼル発電機1基が動作不能である場合※7	E.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源1回線またはディーゼル発電機1基を復旧する。※7	1 2時間	
F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	2 4時間	F. 全ての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直課長は、動作不能となっている外部電源の少なくとも1回線を動作可能な状態に復旧する。	2 4時間	
G. モード1、2、3および4において、条件A、B、C、D、EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。 および G.2 当直課長は、モード5にする。	1 2時間 5 6時間	G. モード1、2、3および4において、条件A、B、C、D、EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直課長は、モード3にする。 および G.2 当直課長は、モード5にする。	1 2時間 5 6時間	
H. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8 および H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	H. モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において、条件A、B、C、D、EまたはFの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 原子燃料課長は、照射済燃料移動中の場合は、照射済燃料の移動を中止する。※8。 および H.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および H.3 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに	

※6：電流値の確認については、77kV送電線の電流値を確認する。（予備変圧器から所内負荷へ給電時）

※7：モード1、2、3および4以外においては、ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。

※8：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第74条＞

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3および4-1)</p> <p>第74条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、次の事項を確認する。</p> <p>(a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>(b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>(c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 6,900±345 V および周波数 60±3 Hz で運転可能であること。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じる。</p> <p>表74-1</p> <table border="1" data-bbox="948 1350 1086 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{*1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{*2} (2) 燃料油サービスタタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2} (2) 燃料油サービスタタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること ^{*3}	<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3および4-1)</p> <p>第74条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表74-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、次の事項を確認する。</p> <p>(a) 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>(b) ディーゼル発電機に電源を求める機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>(c) (b)における所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧 6,900±345 V および周波数 60±3 Hz で運転可能であること。</p> <p>(2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2基のディーゼル発電機について、待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が 6,900±345 V および周波数が 60±3 Hz であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、燃料油サービスタタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74-3の措置を講じる。</p> <p>表74-1</p> <table border="1" data-bbox="948 454 1086 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{*1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{*2} (2) 燃料油サービスタタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること^{*3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、<u>重大事故等対処設備を兼ねる</u>。</p> <p>3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2} (2) 燃料油サービスタタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること ^{*3}	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2} (2) 燃料油サービスタタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること ^{*3}									
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2} (2) 燃料油サービスタタンクの貯油量が表74-2に定める制限値内にあること ^{*3}									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第74条>

変更前			変更後			差異の理由																												
表74-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m³ 以上</td> <td>1.10 m³ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上	表74-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)</td> <td>0.60 m³ 以上</td> <td>1.10 m³ 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上	変更なし														
項目	制限値																																	
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上																																
項目	制限値																																	
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	0.60 m ³ 以上	1.10 m ³ 以上																																
表74-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. デイゼル発電機1基が動作不能※4である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのデイゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、残りのデイゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 30日</td> </tr> <tr> <td>C. デイゼル発電機1基が動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作不能となっているデイゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。 および 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. デイゼル発電機1基が動作不能※4である場合	A.1 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのデイゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのデイゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	C. デイゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているデイゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	12時間	D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	表74-3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. デイゼル発電機1基が動作不能※4である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのデイゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。</td> <td>10日 4時間 その後の1日に1回</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直課長は、残りのデイゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 30日</td> </tr> <tr> <td>C. デイゼル発電機1基が動作不能である場合</td> <td>C.1 当直課長は、動作不能となっているデイゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。 および 動作可能な外部電源が1回線である場合</td> <td>12時間</td> </tr> <tr> <td>D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。</td> <td>12時間 56時間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. デイゼル発電機1基が動作不能※4である場合	A.1 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのデイゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのデイゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日	C. デイゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているデイゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	12時間	D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	※4：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む（以下、本条において同じ）。
条件	要求される措置	完了時間																																
A. デイゼル発電機1基が動作不能※4である場合	A.1 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのデイゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回																																
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのデイゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日																																
C. デイゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているデイゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	12時間																																
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																
条件	要求される措置	完了時間																																
A. デイゼル発電機1基が動作不能※4である場合	A.1 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りのデイゼル発電機を起動（無負荷運転）し、動作可能であることを確認する。	10日 4時間 その後の1日に1回																																
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、残りのデイゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直課長は、当該デイゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日																																
C. デイゼル発電機1基が動作不能である場合	C.1 当直課長は、動作不能となっているデイゼル発電機1基または外部電源1回線を復旧する。 および 動作可能な外部電源が1回線である場合	12時間																																
D. 条件BまたはCの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。 および D.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間																																

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第75条>

変更前	変更後	差異の理由								
<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3および4以外)</p> <p>第75条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V および周波数が 60 ± 3 Hz であることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表75-1</p> <table border="1" data-bbox="742 1346 917 2143"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{*1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{*2*}^{*3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。</p> <p>※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2*} ^{*3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること ^{*4}	<p>(ディーゼル発電機 モード1、2、3および4以外)</p> <p>第75条 モード1、2、3および4以外において、ディーゼル発電機は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、モード1、2、3および4以外において、1ヶ月に1回、ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が $6,900 \pm 345$ V および周波数が 60 ± 3 Hz であることを確認する。</p> <p>(b) 燃料油サービスタタンク貯油量を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、ディーゼル発電機が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表75-3の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。</p> <p>表75-1</p> <table border="1" data-bbox="742 450 917 1249"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機^{*1}</td> <td>(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること^{*2*}^{*3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉のディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。</p> <p>3号炉または4号炉のディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：ディーゼル発電機の予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なるものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。</p> <p>※4：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2*} ^{*3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること ^{*4}	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2*} ^{*3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること ^{*4}									
項目	運転上の制限									
ディーゼル発電機 ^{*1}	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること ^{*2*} ^{*3} (2) (1)のディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタタンクの貯油量が表75-2に定める制限値内にあること ^{*4}									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第75条>

変更前		変更後		差異の理由
項目	制限値	項目	制限値	
燃料油サービスタンク貯油量 (保有油量)	1号炉および2号炉 0.60 m ³ 以上 3号炉および4号炉 1.10 m ³ 以上	1号炉および2号炉 0.60 m ³ 以上 3号炉および4号炉 1.10 m ³ 以上	1号炉および2号炉 0.60 m ³ 以上 3号炉および4号炉 1.10 m ³ 以上	変更なし
表75-2				
表75-3				
条件	要求される措置	完了時間		
A. ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、2基以上が動作不能 ^{※5} である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※6} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、ディーゼル発電機2基および非常用発電機1基のうち、少なくとも2基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに		
※5：ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。 ※6：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。				

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第76条＞

変更前	変更後	差異の理由																																																						
<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気) 第76条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表76-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-3の措置を講じる。</p> <p>表76-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量^{※1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること^{※2※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の燃料油貯油そうの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の燃料油貯油そうの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そうの油量(保有油量)</td> <td>26 m³以上</td> <td>226 m³以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³以上</td> <td>3.6 m³以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td colspan="2">2.35 MPa[gage]以上 2.45 MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{※4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を確認する。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油貯油そうの油量(保有油量)	26 m ³ 以上	226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上	3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage]以上 2.45 MPa[gage]以上		条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を確認する。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに	<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気) 第76条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表76-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直課長は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気を確認する。</p> <p>3. 当直課長は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表76-3の措置を講じる。</p> <p>表76-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量^{※1}、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること^{※2※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：3号炉および4号炉の燃料油貯油そうの油量は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の燃料油貯油そうの油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表76-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そうの油量(保有油量)</td> <td>26 m³以上</td> <td>226 m³以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>3.6 m³以上</td> <td>3.6 m³以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td colspan="2">2.35 MPa[gage]以上 2.45 MPa[gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表76-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合^{※4}</td> <td>A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を確認する。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間</td> <td>B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉および4号炉	燃料油貯油そうの油量(保有油量)	26 m ³ 以上	226 m ³ 以上	潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上	3.6 m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage]以上 2.45 MPa[gage]以上		条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を確認する。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの整合)</p>
項目	運転上の制限																																																							
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}																																																							
項目	制限値																																																							
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																						
燃料油貯油そうの油量(保有油量)	26 m ³ 以上	226 m ³ 以上																																																						
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上	3.6 m ³ 以上																																																						
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage]以上 2.45 MPa[gage]以上																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を確認する。	48時間																																																						
B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに																																																						
項目	運転上の制限																																																							
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そうの油量 ^{※1} 、潤滑油タンクの油量および始動用空気が表76-2に定める制限値内にあること ^{※2※3}																																																							
項目	制限値																																																							
	1号炉および2号炉	3号炉および4号炉																																																						
燃料油貯油そうの油量(保有油量)	26 m ³ 以上	226 m ³ 以上																																																						
潤滑油タンクの油量(保有油量)	3.6 m ³ 以上	3.6 m ³ 以上																																																						
始動用空気だめ圧力	2.35 MPa[gage]以上 2.45 MPa[gage]以上																																																							
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合 ^{※4}	A.1 当直課長は、燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気を確認する。	48時間																																																						
B. 条件Aの措置を完了時間	B.1 当直課長は、当該ディーゼル発電機を	速やかに																																																						

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第76条>

変更前		変更後		差異の理由
内に達成できない場合	動作不能とみなす。	内に達成できない場合	動作不能とみなす。	変更なし
※4：燃料油貯油そうの油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第 7 7 条 >

変更前	変更後	差異の理由																	
<p>(非常用直流電源 モード1、2、3および4一) 第 7 7 条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源 (蓄電池^{*1}および充電器)は、表 7 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。 (2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 7 - 2 の措置を講じる。 ※ 1 : 3号炉および4号炉においては、蓄電池 (安全防護系用) をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表 7 7 - 1</p> <table border="1" data-bbox="671 1435 780 2148"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>2 系統 (蓄電池^{*2}および充電器^{*3}) が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 1 5) の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : 充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす (以下、本条において同じ)。</p>	項 目	運転上の制限	非常用直流電源	2 系統 (蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3}) が動作可能であること	<p>(非常用直流電源 モード1、2、3および4一) 第 7 7 条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源 (蓄電池^{*1}および充電器)は、表 7 7 - 1 で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 発電室長は、定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認する。 (2) 当直課長は、モード1、2、3および4において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が 127.1 V 以上であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用直流電源が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表 7 7 - 2 の措置を講じる。 ※ 1 : 3号炉および4号炉においては、蓄電池 (安全防護系用) をいう (以下、本条において同じ)。</p> <p>表 7 7 - 1</p> <table border="1" data-bbox="671 539 780 1252"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>2 系統 (蓄電池^{*2}および充電器^{*3}) が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2 : 3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第 8 5 条 (表 8 5 - 1 5) の運転上の制限も確認する。 ※ 3 : 充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能とみなす (以下、本条において同じ)。</p> <p>表 7 7 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1023 539 1402 1252"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	非常用直流電源	2 系統 (蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3}) が動作可能であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日 速やかに	B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間	
項 目	運転上の制限																		
非常用直流電源	2 系統 (蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3}) が動作可能であること																		
項 目	運転上の制限																		
非常用直流電源	2 系統 (蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3}) が動作可能であること																		
条 件	要求される措置	完了時間																	
A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日 速やかに																	
B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間																	
<p>表 7 7 - 2</p> <table border="1" data-bbox="1023 1435 1402 2148"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。</td> <td>1 0 日 速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合</td> <td>B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>2 時間</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日 速やかに	B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間		<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p>								
条 件	要求される措置	完了時間																	
A. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	1 0 日 速やかに																	
B. 非常用直流電源 1 系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する。	2 時間																	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第77条>

変更前		変更後		差異の理由
C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	
	12時間 56時間		12時間 56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜第78条＞

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(非常用直流電源 モード5、6および照射済燃料移動中一) 第78条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源(蓄電池^{*1}および充電器)は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。 ※1: 3号炉および4号炉においては、蓄電池(安全防護系用)をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>(非常用直流電源 モード5、6および照射済燃料移動中一) 第78条 モード5、6および照射済燃料移動中において、非常用直流電源(蓄電池^{*1}および充電器)は、表78-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直課長は、モード5、6および照射済燃料移動中において、1週間に1回、浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。 3. 当直課長は、非常用直流電源が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表78-2の措置を講じるとともに、照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、原子燃料課長に通知する。通知を受けた原子燃料課長は、同表の措置を講じる。 ※1: 3号炉および4号炉においては、蓄電池(安全防護系用)をいう(以下、本条において同じ)。</p>													
<p>表78-1</p> <table border="1" data-bbox="805 353 885 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池^{*2}および充電器^{*3})が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3})が動作可能であること	<p>表78-1</p> <table border="1" data-bbox="805 353 885 1131"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源</td> <td>所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池^{*2}および充電器^{*3})が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3})が動作可能であること					
項目	運転上の制限													
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3})が動作可能であること													
項目	運転上の制限													
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統(蓄電池 ^{*2} および充電器 ^{*3})が動作可能であること													
<p>※2: 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>※2: 3号炉および4号炉の蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 3号炉または4号炉の蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>												
<p>※3: 充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす(以下、本条において同じ)。</p>	<p>※3: 充電器とは、充電器または後備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となつて動作不能とみなす(以下、本条において同じ)。</p>													
<p>表78-2</p> <table border="1" data-bbox="1093 353 1428 1131"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{*4}。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{*4} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>表78-2</p> <table border="1" data-bbox="1093 353 1428 1131"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する^{*4}。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{*4} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	<p>※4: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>
条件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{*4} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{*4} 。 および A.2 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.3 当直課長は、当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第83条>

変更前	変更後	差異の理由												
<p>(原子炉格納容器貫通部(3号炉および4号炉)) 第83条の2 3号炉および4号炉について、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表83の2-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。 3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83の2-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p> <p>表83の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ポルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ・1次冷却ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%である場合。 ・原子炉キヤビティ水位がEL31.4m以上である場合。 ※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。 ※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ポルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>(原子炉格納容器貫通部(3号炉および4号炉)) 第83条の2 3号炉および4号炉について、モード5および6において、原子炉格納容器貫通部は、表83の2-1で定める事項を運転上の制限とする。 2. 原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の号を実施する。 (1) 原子燃料課長は、原子炉格納容器内の燃料装荷および燃料取出作業前に、原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。 3. 原子燃料課長および各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表83の2-2の措置を講じるとともに、当直課長に通知する。</p> <p>表83の2-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器貫通部</td> <td>(1) 機器ハッチが全ポルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ・1次冷却ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%から30%<u>範囲内</u>にある場合。 ・原子炉キヤビティ水位がEL31.4 m以上である場合。 ※2：閉止可能であることは、閉止状態であることを含む。 ※3：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ポルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3	<p>表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)</p>				
項目	運転上の制限													
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ポルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3													
項目	運転上の制限													
原子炉格納容器貫通部	(1) 機器ハッチが全ポルトで閉じられていること※1 (2) 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること※2、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3													
<p>表83の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および	速やかに 速やかに	<p>表83の2-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td> <td>A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および</td> <td>速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および	速やかに 速やかに	
条件	要求される措置	完了時間												
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および	速やかに 速やかに												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 原子燃料課長は、原子炉格納容器内での燃料移動中は移動を中止する※4。 および A.2 各課(室)長は、原子炉格納容器貫通部の運転上の制限復旧のための措置を開始する。 および	速やかに 速やかに												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第83条>

変更前		変更後		差異の理由
	<p>A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。</p> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p> <p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>		<p>A.3 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認※5する措置を開始する。</p> <p>※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p> <p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第85条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(重大事故等対処設備) 第85条 3号炉および4号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表85-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、表85-2から表85-21に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室または当直課長に通知する。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表85-2から表85-21の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>(重大事故等対処設備) 第85条 3号炉および4号炉について、次の各号の重大事故等対処設備は、表85-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2) 1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備 (3) 炉心注水をするための設備 (4) 1次冷却系の減圧をするための設備 (5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備 (6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするための設備 (8) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備 (9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備 (14) 電源設備 (15) 計装設備 (16) 中央制御室 (17) 監視測定設備 (18) 緊急時対策所 (19) 通信連絡を行うために必要な設備 (20) その他の設備</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、土木建築課長、電気工事グループ課長、機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、表85-2から表85-21に定める確認事項を実施する。また、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、その結果を発電室または当直課長に通知する。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表85-2から表85-21の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等(代替原子炉格納容器スプレイを含めた表頭)</p>

表85-1

項目

運転上の制限

表85-1

項目

運転上の制限

変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条>

変更前		変更後		差異の理由
<p>第1項で定める重大事故 等対応設備</p> <p>(1) 表85-2、表85-12^{*1}、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること</p> <p>(2) 表85-3から表85-15^{*2}、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める^{*3}</p> <p>※1：85-12-3が該当 ※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12-1、85-12-2および85-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>第1項で定める重大事故 等対応設備</p> <p>(1) 表85-2、表85-12^{*1}、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること</p> <p>(2) 表85-3から表85-15^{*2}、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める^{*3}</p> <p>※1：85-12-3が該当 ※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12-1、85-12-2および85-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>(1) 表85-2、表85-12^{*1}、表85-16、表85-18および表85-20に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること</p> <p>(2) 表85-3から表85-15^{*2}、表85-17、表85-19および表85-21については、各表内に定める^{*3}</p> <p>※1：85-12-3が該当 ※2：表85-3から表85-15のうち、表85-12-1、85-12-2および85-12-4が該当 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-2-1>

変更前

表85-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

機能	設定値 3号炉および 4号炉	適用 モード	条件	措置	完了時間	確認事項	
						項目	頻度
1. A.TWS検知回路	—	モード1および モード2	A. A.TWS検知回路が動作不能である場合 B. 条件の項目を7日間以上達成できない場合	A.1 当直員は、当該系統と同等な機能を保持し、動作不能であることを確認する。 A.2 事後検査表は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B.1 直置員は、モード3にする。	6時間	機能検査を実施し、定期検査時	計装保修課長
a. A.TWS検知回路	—	モード1および モード2	A. 1システムが動作不能である場合 B. 条件の項目を7日間以上達成できない場合	A.1 当直員は、当該系統と同等な機能を保持し、動作不能であることを確認する。 A.2 事後検査表は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B.1 直置員は、モード3にする。	6時間	機能検査を実施し、定期検査時	計装保修課長
b. 蒸気発生源及び圧縮スパンの圧力異常検知回路	7%以上	モード1および モード2	A. 1システムが動作不能である場合 B. 条件の項目を7日間以上達成できない場合	A.1 当直員は、当該系統と同等な機能を保持し、動作不能であることを確認する。 A.2 事後検査表は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B.1 直置員は、モード3にする。	6時間	設定値確認および定期検査時 機能検査を実施する。	計装保修課長
					3.0日	動作不能でないこととを指示欄により確認する。	直置員

※1：本表における動作可能とは、当該許装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

- ※2：チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
- ※3：原子炉出力抑制（手動）機能（中央盤手動操作による原子炉トリップ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。
- ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
- ※5：A.TWS緩和設備に使用するチャネルに限る。

変更後

表85-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

機能	設定値 3号炉および 4号炉	適用 モード	条件	措置	完了時間	確認事項	
						項目	頻度
1. A.TWS検知回路	—	モード1および モード2	A. A.TWS検知回路が動作不能である場合 B. 条件の項目を7日間以上達成できない場合	A.1 当直員は、当該系統と同等な機能を保持し、動作不能であることを確認する。 A.2 事後検査表は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B.1 直置員は、モード3にする。	6時間	機能検査を実施し、定期検査時	計装保修課長
a. A.TWS検知回路	—	モード1および モード2	A. 1システムが動作不能である場合 B. 条件の項目を7日間以上達成できない場合	A.1 当直員は、当該系統と同等な機能を保持し、動作不能であることを確認する。 A.2 事後検査表は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B.1 直置員は、モード3にする。	6時間	機能検査を実施し、定期検査時	計装保修課長
b. 蒸気発生源及び圧縮スパンの圧力異常検知回路	7%以上	モード1および モード2	A. 1システムが動作不能である場合 B. 条件の項目を7日間以上達成できない場合	A.1 当直員は、当該系統と同等な機能を保持し、動作不能であることを確認する。 A.2 事後検査表は、当該系統を動作可能な状態に復帰する。 B.1 直置員は、モード3にする。	6時間	設定値確認および定期検査時 機能検査を実施する。	計装保修課長
					3.0日	動作不能でないこととを指示欄により確認する。	直置員

※1：本表における動作可能とは、当該許装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

- ※2：チャネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
- ※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ）をいう。
- ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
- ※5：A.TWS緩和設備に使用するチャネルに限る。

表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

変更前		変更後		差異の理由																																							
85-3-1	1次系のフィードアンドブリード	85-3-1	1次冷却系のフィードアンドブリード	表現の変更、運用の明確化等																																							
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却※¹</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※² (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹: 高圧注入系および加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※²: 動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。 ※³: 「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却※ ¹	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※ ² (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	燃料取替用水タンク		所要数		2台		3台		※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※² (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹: 高圧注入系および加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系をいう。 ※²: 動作可能とは、ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であることをいう。 ※³: 「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。</p>	項目	運転上の制限	1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※ ² (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	燃料取替用水タンク		所要数		2台		3台		※3	表現の変更、運用の明確化等								
項目	運転上の制限																																										
1次系のフィードアンドブリードによる炉心冷却※ ¹	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※ ² (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること																																										
適用モード	設備																																										
モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	燃料取替用水タンク																																										
	所要数																																										
	2台																																										
	3台																																										
	※3																																										
項目	運転上の制限																																										
1次冷却系のフィードアンドブリードによる炉心冷却	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること※ ² (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能であること																																										
適用モード	設備																																										
モード1、2、3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	燃料取替用水タンク																																										
	所要数																																										
	2台																																										
	3台																																										
	※3																																										
(2) 確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2および3において、<u>2台以上</u>のポンプを起動し、動作可能であることを確認する※⁴。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、<u>2台以上</u>のポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長		施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長		モード1、2および3において、 <u>2台以上</u> のポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、 <u>2台以上</u> のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てん/高圧注入ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※⁴。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※⁴。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長		施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※ ⁴ 。	1ヶ月に1回	当直課長	表現の変更、運用の明確化等(不要な記載の削除)
項目	確認事項	頻度	担当																																								
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長																																								
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																																								
	モード1、2および3において、 <u>2台以上</u> のポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																								
	モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、 <u>2台以上</u> のポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																								
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長																																								
	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長																																								
	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ⁴ 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																								
	モード4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※ ⁴ 。	1ヶ月に1回	当直課長																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

変更前				変更後				差異の理由
加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。		加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。		加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。		加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認する。		変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
※4：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。								
(3) 要求される措置								
モード 1、2および3	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表52-3 A.2の初回確認完了後4時間	モード 1、2および3	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表52-3 A.2の初回確認完了後4時間	変更なし
	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表45-3 B.1の確認完了後4時間		B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表45-3 B.1の確認完了後4時間	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 高圧注入系1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	変更なし
	B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日 4時間		B. 加圧器逃がし弁1台が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の電動補助給水ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	10日 4時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-3-1>

変更前		変更後		差異の理由
<p>合</p> <p>作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>72時間</p> <p>20時間</p>	<p>合</p> <p>作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 条件AまたはBの措置を完了した時間内に達成できない場合</p>	<p>72時間</p> <p>20時間</p>	<p>変更なし</p>
<p>※5：残りの電動補助給水ポンプ1台、タービン電動補助給水ポンプおよび主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：残りの電動補助給水ポンプ1台および主蒸気逃がし弁3台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-1>

変更前		変更後		差異の理由
85-4-1 炉心注水 - 非常用炉心冷却系 -				
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1 (2) 低圧注入系の1系統以上が動作可能であること※1	
適用モード	設備 所要数	適用モード	設備 所要数	
モード1、2、3、4、5および6	充てん/高圧注入ポンプ 1台 余熱除去ポンプ 1台 燃料取替用水タンク ※2	モード1、2、3、4、5および6	充てん/高圧注入ポンプ 1台 余熱除去ポンプ 1台 燃料取替用水タンク ※2	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。				
※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度 担当
充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	充てん/高圧注入ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 発電室長
	モード1、2および3において、1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。		モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※3。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	定期検査時 当直課長
	モード4、5および6において、1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。		モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する※3。	1ヶ月に1回 当直課長
表現の変更、運用の明確化等（不要な記載の削除）				
表現の変更、運用の明確化等（不要な記載の削除）				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-1>

変更前

(2) 確認事項 (続き)		変更後		差異の理由
項目	確認事項	頻度	担当	
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、 <u>1台以上</u> のポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、 <u>1台以上</u> のポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長	

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(2) 確認事項 (続き)		変更後		差異の理由
項目	確認事項	頻度	担当	
余熱除去ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインに開ける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※3} 。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※3} 。	定期検査時 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長	

※3：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合または、 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 12時間 56時間
モード5および6	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合または、 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜き	速やかに 速やかに

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合または、 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード5にする。	速やかに 12時間 56時間
モード5および6	A. 高圧注入系の全てが動作不能である場合または、 低圧注入系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜き	速やかに 速やかに

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-1>

変更前		変更後		差異の理由
作不能である場合	を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水 ^{※4} ）またはモード6（キャビティ低水位 ^{※5} ）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する措置を開始する。	能である場合	を中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水 ^{※4} ）またはモード6（キャビティ低水位 ^{※5} ）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故対処設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する措置を開始する。	変更なし
※4：1次冷却系非満水とは、1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	※4：1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	※4：1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	※4：1次冷却系水抜き開始からモード6となるまで、およびモード5となつてから1次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下、本条において同じ）。	
※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL31.4m未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL31.4 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL 31.4 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	※5：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がEL 31.4 m 未満である場合をいう（以下、本条において同じ）。	
※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	※6：A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系をいう。	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

変更前		変更後		差異の理由
85-4-2 炉心注水 - 蓄圧タンク -				
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう酸水量 (有効水量) が29.0m ³ 以上 (1基あたり) であること (3) 圧力が4.04MPa [gage] 以上であること (4) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1	蓄圧タンク	(1) ほう素濃度が 2,800 ppm 以上であること。 (2) ほう酸水量 (有効水量) が 29.0 m ³ 以上 (1基あたり) であること (3) モード1、2および3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] を超える場合) において、圧力が 4.04 MPa [gage] 以上であること (4) モード3 (1次冷却材圧力が 6.89 MPa [gage] 以下の場合)、4、5および6において、圧力が 1.0 MPa [gage] 以上であること (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能であること※1	表現の変更、運用の明確化等 規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合)
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5および6	蓄圧タンク	モード1、2、3、4、5および6	蓄圧タンク	
※1：動作可能とは、手動での開弁および閉弁ができることをいう。 ※2：モード3 (1次冷却材圧力が6.89MPa [gage] 以下の場合)、4、5および6において、所要数は2基。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度
蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。 ほう酸水量 (有効水量) および圧力を確認する。	蓄圧タンク	蓄圧タンク出口弁が動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう酸水量 (有効水量) および圧力を確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ほう素濃度を確認する。	定期検査時 1日に1回 3ヶ月に1回
				担当
				発電室長 当直課長 当直課長
表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合) 表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

変更前				変更後				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）	<p>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合</p> <p>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</p> <p>C. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合は、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。</p> <p>C.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および</p> <p>C.2 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>C.3 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。</p>	<p>7.2時間</p> <p>1時間</p> <p>速やかに</p> <p>1.2時間</p> <p>1.8時間</p>	<p>モード1、2および3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超える場合）、4、5および6</p> <p>モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6</p>	<p>A. 蓄圧タンク1基のほう素濃度が制限値を満足していない場合</p> <p>B. 蓄圧タンク1基が条件A以外の理由により、運転上の制限を満足していない場合</p> <p>C. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合は、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。</p> <p>B.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。</p> <p>C.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および</p> <p>C.2 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>C.3 当直課長は、1次冷却材圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。</p>	<p>7.2時間</p> <p>1時間</p> <p>速やかに</p> <p>1.2時間</p> <p>1.8時間</p>	変更なし
モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6	<p>A. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	<p>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>モード3（1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]以下の場合）、4、5および6</p>	<p>A. 運転上の制限を満足する蓄圧タンクが2基未満である場合</p>	<p>A.1 当直課長は、当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	変更なし

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-2>

変更前		変更後		差異の理由
<p>および A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を有する重大事故等対処設備が動作可能であることを確認する措置を開始する。</p> <p>※3：B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系をいう。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

変更前		変更後		差異の理由
85-4-3 代替炉心注水	一B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水	85-4-3 代替炉心注水	一B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による代替炉心注水	変更なし
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
充てん系	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1	充てん系	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能であること※1	
適用モード	設 備	適用モード	設 備	
	所要数		所要数	
モード1、2、3、4、5	B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却)	モード1、2、3、4、5	B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却)	1台
および6	燃料取替用水タンク	および6	燃料取替用水タンク	※2
	復水タンク		復水タンク	※3
	空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置	※4
	燃料油貯油そう		燃料油貯油そう	※5
	タンクローリー		タンクローリー	※5
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることという。		※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることという。		
※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		
※3：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。		※3：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。		
※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		
※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

変更前

項目	確認事項	頻度	担当
B 充てん/高圧 注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※6} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長

※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード A、B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※7} とともにその他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※10} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	72時間
モード 1、2、3、および4	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※7} とともに、 <u>その</u> 他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※10} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	30日

変更後

項目	確認事項	頻度	担当
B 充てん/高圧 注入ポンプ	施設等により固定されていない充てん系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時	当直課長
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※6} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。 ^{※6} 。	1ヶ月に1回	当直課長

※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード A、B 充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※7} とともに、 <u>その</u> 他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※10} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	72時間
モード 1、2、3および4	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ^{※7} とともに、 <u>その</u> 他の設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※9} が動作可能であることを確認する。 ^{※10} 。 および A.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間	30日

表現の変更、運用の明確化等

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-3>

変更前		変更後		差異の理由	
モード5 および6	<p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. B充てん/高圧注入ポンプ（自注冷却）による充てん系が動作不能である場合</p> <p>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン修保課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備<small>※9</small>が動作可能であることを確認する。 <small>※10</small>措置を開始する。</p>	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに	<p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. B充てん/高圧注入ポンプ（自注冷却）による充てん系が動作不能である場合</p> <p>B.1 当直課長は、モード3にする。 および</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および</p> <p>A.4 タービン修保課長は、当該システムと同等の機能を持つ重大事故等対処設備<small>※9</small>が動作可能であることを確認する。 <small>※10</small>措置を開始する。</p>	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに	
<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2システムをいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p>					
<p>※7：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※8：残りの余熱除去ポンプ1台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2システムをいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までのホースを敷設する補完措置が完了していることを含む。</p>					

表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-4 >

変更前		変更後		差異の理由
85-4-4 代替炉心注水 - A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 -	85-4-4 代替炉心注水 - A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 -			
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限			
項目	項目	運転上の制限		
代替炉心注水系	代替炉心注水系	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能であること※1		
適用モード	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	モード1、2、3、4、5および6	A格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CSSS連絡ライン使用) 燃料取替用水タンク	1台	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。		※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できることをいう。		
※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		※2：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項	(2) 確認事項			
項目	項目	確認事項	頻度	担当
A格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	定期検査時	当直課長
		定期検査時	定期検査時	発電室長
A格納容器スプレイポンプ	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	当直課長
		1ヶ月に1回	1ヶ月に1回	当直課長
モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。		モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-4>

変更前				変更後				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				規定内容の適正化（参照先の変更）
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ³ とともに、その他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する※ ⁶ 。 A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表58-3 A.2の初回確認完了後4時間 72時間 30日	モード1、2、3および4	A. A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※ ³ とともに、その他の設備※ ⁴ が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン係長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する※ ⁶ 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	表58-4 A.2の初回確認完了後4時間 72時間 30日	表現の変更、運用の明確化等
モード5および6	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5および6	A. A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャピタリ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン係長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁵ が動作可能であることを確認する※ ⁶ 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

※3：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。

※4：残りの余熱除去ポンプ1台、および充てん/高圧注入ポンプ2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-4 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※5：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-5>

変更前		変更後		差異の理由																																																																							
85-4-5 代替炉心注水	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	85-4-5 代替炉心注水	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水																																																																								
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替炉心注水系</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設組立式水槽</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガソリン用ドラム缶^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー^{※2}</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24台×2^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	適用モード	設備		可搬式代替低圧注水ポンプ		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）		消防ポンプ		仮設組立式水槽		ガソリン用ドラム缶 ^{※1}		燃料油貯油そう ^{※2}		タンクローリー ^{※2}	モード1、2、3、4、5および6	所要数		1台×2		1台×2		24台×2 ^{※1}		1台×2		※2		※3		※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替炉心注水系</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消防ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設組立式水槽</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガソリン用ドラム缶^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー^{※2}</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24台×2^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること	適用モード	設備		可搬式代替低圧注水ポンプ		電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）		消防ポンプ		仮設組立式水槽		ガソリン用ドラム缶 ^{※1}		燃料油貯油そう ^{※2}		タンクローリー ^{※2}	モード1、2、3、4、5および6	所要数		1台×2		1台×2		24台×2 ^{※1}		1台×2		※2		※3		※3	
項目	運転上の制限																																																																										
代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること																																																																										
適用モード	設備																																																																										
	可搬式代替低圧注水ポンプ																																																																										
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）																																																																										
	消防ポンプ																																																																										
	仮設組立式水槽																																																																										
	ガソリン用ドラム缶 ^{※1}																																																																										
	燃料油貯油そう ^{※2}																																																																										
	タンクローリー ^{※2}																																																																										
モード1、2、3、4、5および6	所要数																																																																										
	1台×2																																																																										
	1台×2																																																																										
	24台×2 ^{※1}																																																																										
	1台×2																																																																										
	※2																																																																										
	※3																																																																										
	※3																																																																										
項目	運転上の制限																																																																										
代替炉心注水系	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能であること																																																																										
適用モード	設備																																																																										
	可搬式代替低圧注水ポンプ																																																																										
	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）																																																																										
	消防ポンプ																																																																										
	仮設組立式水槽																																																																										
	ガソリン用ドラム缶 ^{※1}																																																																										
	燃料油貯油そう ^{※2}																																																																										
	タンクローリー ^{※2}																																																																										
モード1、2、3、4、5および6	所要数																																																																										
	1台×2																																																																										
	1台×2																																																																										
	24台×2 ^{※1}																																																																										
	1台×2																																																																										
	※2																																																																										
	※3																																																																										
	※3																																																																										
※1：「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。	※1：「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。	※2：「85-12-4 ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※2：「85-12-4 ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。																																																																								
※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。																																																																										
(2) 確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、<u>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</u>を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、 <u>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</u> を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</td> <td>発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、<u>発電機</u>を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、 <u>発電機</u> を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	表現の変更、運用の明確化等																																
項目	確認事項	頻度	担当																																																																								
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																																								
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において、 <u>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）</u> を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長																																																																								
項目	確認事項	頻度	担当																																																																								
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを2台以上起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																																								
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	1年に1回	電気 保修課長																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において、 <u>発電機</u> を起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長																																																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-5>

変更前			変更後			差異の理由
<p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、動作可能^{※4}であることを確認する。</p> <p>所要数が使用可能であることを確認する。</p>	<p>1年に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p>	<p>タービン 保修課長</p> <p>タービン 保修課長</p> <p>タービン 保修課長</p>	<p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、動作可能^{※4}であることを確認する。</p> <p>モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。</p>	<p>1年に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p> <p>3ヶ月に1回</p>	<p>タービン 保修課長</p> <p>タービン 保修課長</p> <p>タービン 保修課長</p>	
<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、残りの所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、残りの所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、残りの所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、残りの所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、残りの所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、残りの所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>	
<p>(3) 要求される措置</p>						
<p>適用モード</p> <p>モード</p> <p>1、2、3および4</p>	<p>条件</p> <p>A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合</p> <p>B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が1系統未満である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}とともに、その他の設備^{※6}が動作可能であることを確認する。および</p> <p>A.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}。および</p> <p>A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}とともに、その他の設備^{※6}が動作可能であることを確認する。および</p> <p>B.2 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}。および</p> <p>B.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>完了時間</p> <p>4時間</p> <p>10日</p> <p>30日</p> <p>4時間</p> <p>72時間</p> <p>30日</p>			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-5>

変更前		変更後		差異の理由
<p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>1 2時間</p>	<p>C.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>5 6時間</p>	<p>C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>1 2時間</p>	<p>C.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>5 6時間</p>	
<p>(3) 要求される措置 (続き)</p>				
<p>適用モード</p> <p>モード5 および6</p>	<p>条件</p> <p>A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系のうち、動作可能な系統が2系統未満である場合</p>	<p>要求される措置</p> <p>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。および</p> <p>A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。および</p> <p>A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。および</p> <p>A.4 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}措置を開始する。</p>	<p>完了時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>※5: 運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※6: 残りの余熱除去ポンプ1台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2台および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7: B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系およびA格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CCSS連絡ライン使用) による代替炉心注水系をいう。</p> <p>※8: 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				
<p>※5: 運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※6: 残りの余熱除去ポンプ1台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2台および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7: B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系およびA格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CCSS連絡ライン使用) による代替炉心注水系をいう。</p> <p>※8: 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				
<p>※5: 運転中のポンプについては、運転状態より確認する。</p> <p>※6: 残りの余熱除去ポンプ1台、充てん/高圧注入ポンプ2台、ディーゼル発電機2台および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※7: B充てん/高圧注入ポンプ (自己冷却) による充てん系およびA格納容器スプレイポンプ (RHRSS-CCSS連絡ライン使用) による代替炉心注水系をいう。</p> <p>※8: 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

変更前		変更後		差異の理由
85-4-6 代替再循環	85-4-6 代替再循環			
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限			
項目	項目	運転上の制限		
代替再循環系	代替再循環系	(1) A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作可能であること ※1 (2) B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ (海水冷却) による低圧代替再循環系が動作可能であること※1		
適用モード	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用)	A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用)	1台	1台
	A格納容器スプレイ冷却器	A格納容器スプレイ冷却器	1基	1基
	A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁	A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁	1台	1台
	格納容器再循環サンプ	格納容器再循環サンプ	1基	2基※2
	格納容器再循環サンプスクリーン	格納容器再循環サンプスクリーン	1基	2基※2
	B余熱除去ポンプ (海水冷却)	B余熱除去ポンプ (海水冷却)	1台	1台
	C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却)	C充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却)	1台	1台
	大容量ポンプ	大容量ポンプ	※2	※3
	空冷式非常用発電装置	空冷式非常用発電装置	※3	※4
	燃料油貯油そう	燃料油貯油そう	※4	※5
タンクローリー	タンクローリー	※4	※5	
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。	※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。	※1：動作可能とは、ポンプが手動起動 (系統構成含む) できること、または運転中であることをいう。		
※2：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。	※2：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。	※2：A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSSS連絡ライン使用) を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ (海水冷却) を用いる再循環用1基。		
※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。	※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。	※3：「85-7-2 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。		
※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※4：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		
※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。	※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

変更前				変更後				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
A 格 納 容 器 ス プ レイ ポ ン プ、 A 格 納 容 器 ス プ レ イ 冷 却 器	施設等により固定されていない原子炉格納容器サブレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査 時	当直課長	施設等により固定されていない原子炉格納容器サブレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査 時	当直課長	表現の変更、運用の明確化等	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査 時	発電室長	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査 時	発電室長		
A 格 納 容 器 ス プ レイ ポ ン プ、 A 格 納 容 器 ス プ レ イ 冷 却 器	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	表現の変更、運用の明確化等	
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長		
A 格 納 容 器 ス プ レイ ポ ン プ 格 納 容 器 再 循 環 サ ン プ 側 入 口 隔 離 弁 格 納 容 器 再 循 環 サ ン プ、 格 納 容 器 再 循 環 サ ン プ ス ク リ ー ン	施設等により固定されていない原子炉格納容器サブレイポンプ格納容器再循環サブ側入口隔離弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査 時	原子炉 保修課長	A 格 納 容 器 ス プ レ イ ポ ン プ 格 納 容 器 再 循 環 サ ン プ 側 入 口 隔 離 弁 が 手 動 で 開 弁 で き る こ と を 確 認 す る 。	定期検査 時	原子炉 保修課長	表現の変更、運用の明確化等	
	格納容器再循環サブが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期検査 時	原子炉 保修課長	格納容器再循環サブが異物等により塞がれていないことを確認する。	定期検査 時	原子炉 保修課長		
B 余 熱 除 去 ポ ン プ	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査 時	当直課長	施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査 時	当直課長	表現の変更、運用の明確化等	
	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査 時	発電室長	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査 時	発電室長		
B 余 熱 除 去 ポ ン プ	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} 。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に 1回	当直課長	表現の変更、運用の明確化等	
	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※5} 。	1ヶ月に 1回	当直課長	モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する ^{※6} 。	1ヶ月に 1回	当直課長		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

変更前

(2) 確認事項 (続き)

項目	確認事項	頻度	担当
C 充てん／高圧注入ポンプ	<p>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</p> <p>モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※5}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する^{※5}。</p>	<p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p>	<p>当直課長</p> <p>発電室長</p> <p>当直課長</p> <p>当直課長</p>

※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	<p>A. A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん／高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、ならびにB余熱除去</p>	<p>A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※6}とともに、<u>その他の設備</u>^{※7}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※8}とともに、<u>その他の設備</u>^{※8}が動作可能であることを確認する。</p>	<p>表58-4 A.2の初回確認完了後4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>表52-3 A.2またはB.2の初回確認完了後4時間</p>

変更後

(2) 確認事項 (続き)

項目	確認事項	頻度	担当
C 充てん／高圧注入ポンプ	<p>施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</p> <p>モード1、2および3において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※6}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>モード4、5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する^{※6}。</p>	<p>定期検査時</p> <p>定期検査時</p> <p>1ヶ月に1回</p> <p>1ヶ月に1回</p>	<p>当直課長</p> <p>発電室長</p> <p>当直課長</p> <p>当直課長</p>

※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	<p>A. A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作不能である場合</p> <p>B. B余熱除去ポンプ (海水冷却) およびC充てん／高圧注入ポンプ (海水冷却) による高圧代替再循環系、ならびにB余熱除去</p>	<p>A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※6}とともに、<u>その他の設備</u>^{※7}が動作可能であることを確認する。</p> <p>および</p> <p>A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p> <p>B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する^{※8}とともに、<u>その他の設備</u>^{※8}が動作可能であることを確認する。</p>	<p>表58-4 A.2の初回確認完了後4時間</p> <p>7.2時間</p> <p>表52-3 A.2またはB.2の初回確認完了後4時間</p>

差異の理由

表現の変更、運用の明確化等

表現の変更、運用の明確化等

表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

変更前		変更後		差異の理由
ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合	および B.2 当直課長、原子炉保修課長およびタビーン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁹ が動作可能であることを確認する※ ¹⁰ 。 および B.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。 場合	ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合	および B.2 当直課長、原子炉保修課長およびタビーン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁹ が動作可能であることを確認する※ ¹⁰ 。 および B.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。 場合	7 2 時間 3 0 日 1 2 時間 5 6 時間
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード モード5 および6	条件 A. A格納容器スプレイポンプ（RHR）による代替再循環系が動作不能である場合または B 余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC 充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、ならびにB 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合	要求される措置 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長、原子炉保修課長およびタビーン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁹ が動作可能であることを確認する※ ¹⁰ 措置を開始する。	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	表現の変更、運用の明確化等
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード モード5 および6	条件 A. A格納容器スプレイポンプ（RHR）による代替再循環系が動作不能である場合または B 余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC 充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環系、ならびにB 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環系が動作不能である場合	要求される措置 A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長、原子炉保修課長およびタビーン保修課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備※ ⁹ が動作可能であることを確認する※ ¹⁰ 措置を開始する。	完了時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	表現の変更、運用の明確化等

※6：運転中のポンプについては、運転状態より確認する。

※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-4-6>

変更前	変更後	差異の理由
<p>※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器自然対流冷却系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※8：残りのディーゼル発電機1基および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による充てん系および大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系をいう。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

変更前		変更後		差異の理由	
85-5-1	加圧器逃がし弁による減圧	85-5-1	加圧器逃がし弁による減圧	変更なし	
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
窒素ポンベ、可搬式空気圧縮機および可搬型バッテリーを使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系	(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）または可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること (2) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること	窒素ポンベ、可搬式空気圧縮機および可搬型バッテリーを使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系	(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）または可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること (2) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2および3	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用） 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用） 空冷式非常用発電装置 可搬式整流器 燃料油貯油そう タンクローリー	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用） 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用） 空冷式非常用発電装置 可搬式整流器 燃料油貯油そう タンクローリー	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用） 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用） 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用） 空冷式非常用発電装置 可搬式整流器 燃料油貯油そう タンクローリー	2本 ^{※1} 2台 ^{※2} 1個 ※3 ※4 ※5 ※5	
※1：1セット2本（A系統1本、B系統1本）。 ※2：1セット2台（A系統1台、B系統1台）。 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-5 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、ポンベ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長
可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）	モード1、2および3において、可搬式空気圧縮機が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長
可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）	モード1、2および3において、バッテリー電圧により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-5-1>

変更前			変更後			差異の理由		
(3) 要求される措置			(3) 要求される措置					
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	差異の理由
モード1、2および3	A. 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 計装係課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日間	モード1、2および3	A. 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装係課長は、代替措置※7を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 計装係課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日間	表現の変更、運用の明確化等
モード1、2および3	B. 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※6が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該システムと同様の機能を持つ重大事故等対処設備※8が動作可能であることを確認する。 ※9 および B.3 電気係課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日間	モード1、2および3	B. 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）を使用した加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。 ※6が動作可能であることを確認する。 および B.2 電気係課長は、当該システムと同様の機能を持つ重大事故等対処設備※8が動作可能であることを確認する。 ※9 および B.3 電気係課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日間	表現の変更、運用の明確化等
モード1、2および3	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	モード1、2および3	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	表現の変更、運用の明確化等

※6：残りのディーゼル発電機1基および直流電源装置をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※7：代替品の補充等。
 ※8：可搬式整流器による電源系をいう。
 ※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-1>

変更前		変更後		差異の理由	
85-6-1	原子炉格納容器スプレイ	85-6-1	原子炉格納容器スプレイ		
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2	原子炉格納容器スプレイ系	原子炉格納容器スプレイ系※1の1系統以上が動作可能であること※2		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6	格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク	1台 ※3	
※1：よう素除去薬品タンクを除く。 ※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できることをいう。 ※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、 <u>1台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</u> また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、 <u>1台以上のポンプが手動起動可能であることを確認する。</u>	格納容器スプレイポンプ	施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。 モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	当直課長 発電室長 当直課長 当直課長
表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等（不要な記載の削除） 表現の変更、運用の明確化等（不要な記載の削除）					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-1>

変更前				変更後				差異の理由
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ他の重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 1 2 時間 5 6 時間	モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。 および A.3 当直課長は、モード3にする。 および A.4 当直課長は、モード5にする。	速やかに 速やかに 1 2 時間 5 6 時間	表現の変更、運用の明確化等
モード5および6	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	モード5および6	A. 原子炉格納容器スプレイスの全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する ^{※5} 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

※4：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスをいう。

※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。

※4：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイスをいう。

※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補完措置が完了していることを含む。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

変更前	変更後	差異の理由																																																																								
<p>85-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ ー恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> <td>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	適用モード	設備		恒設代替低圧注水ポンプ		空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ		燃料取替用水タンク		復水タンク		燃料油貯油そう		タンクローリー	項目	確認事項	頻度	担当	恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長		モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	<p>85-6-2 代替原子炉格納容器スプレイ ー恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> <td>恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水タンク</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-14-3 燃料取替用水タンク」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恒設代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>発電室長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	適用モード	設備		恒設代替低圧注水ポンプ		空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ		燃料取替用水タンク		復水タンク		燃料油貯油そう		タンクローリー	項目	確認事項	頻度	担当	恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長		モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長		モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>
項目	運転上の制限																																																																									
恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること																																																																									
適用モード	設備																																																																									
	恒設代替低圧注水ポンプ																																																																									
	空冷式非常用発電装置																																																																									
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ																																																																									
	燃料取替用水タンク																																																																									
	復水タンク																																																																									
	燃料油貯油そう																																																																									
	タンクローリー																																																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																																																							
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長																																																																							
	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																							
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																							
項目	運転上の制限																																																																									
恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能であること																																																																									
適用モード	設備																																																																									
	恒設代替低圧注水ポンプ																																																																									
	空冷式非常用発電装置																																																																									
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ																																																																									
	燃料取替用水タンク																																																																									
	復水タンク																																																																									
	燃料油貯油そう																																																																									
	タンクローリー																																																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																																																							
恒設代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長																																																																							
	モード1、2、3および4において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																							
	モード5および6において、ポンプが手動起動可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

変更前		変更後		差異の理由
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※6} 。とともに、その他の設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※8} が動作可能であることを確認する ^{※9} 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	表現の変更、運用の明確化等
	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. 恒設代替低圧注水ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※9} 。措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	表現の変更、運用の明確化等
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※7：残りの余熱除去ポンプ1台、格納容器スプレイポンプ2台、ディーゼル発電機2基、および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※8：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	<p>※9：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、「動作可能であること」とは、当該系統に要求される準備時間を満足させるために、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、接続口付近までホースを布設する補充措置が完了していることを含む。</p> <p>※10：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-3>

変更前		変更後		差異の理由	
85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ ー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー (1) 運転上の制限		85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ ー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー (1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 消防ポンプ 仮設組立式水槽 ガンリン用ドラム缶 燃料油貯油そう タンクローリー	モード1、2、3、4、5および6	可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） 消防ポンプ 仮設組立式水槽 ガンリン用ドラム缶 燃料油貯油そう タンクローリー	1台×2 1台×2 24台×2※1 1台×2 ※2 ※3 ※3	
※1：「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長
電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）を起	電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、発電機を起動し、動作可能であることを確	1年に1回 3ヶ月に1回	電気 保修課長 電気 保修課長

表現の変更、運用の明確化等

表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-6-3>

変更前		変更後		差異の理由
<p>動し、動作可能であることを確認する。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能^{※4}であることを確認する。</p>	<p>1年に1回 タービン 保修課長</p>	<p>1年に1回 タービン 保修課長</p>	<p>認る。 ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能^{※4}であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、所要数が使用可能であることを確認する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの整合） 表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの整合）</p>
<p>消防ポンプ</p>	<p>3ヶ月に1回 タービン 保修課長</p>	<p>3ヶ月に1回 タービン 保修課長</p>	<p>消防ポンプ</p>	
<p>仮設組立式水槽</p>	<p>3ヶ月に1回 タービン 保修課長</p>	<p>3ヶ月に1回 タービン 保修課長</p>	<p>仮設組立式水槽 所要数が使用可能であることを確認する。</p>	
<p>※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。</p>				
<p>(3) 要求される措置</p>				
<p>適用モード</p>	<p>条件</p>	<p>要求される措置</p>	<p>完了時間</p>	
<p>モード 1、2、3および4</p>	<p>A. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原予圧格納容器スプレイ系のうち、動作可能なシステムが2系統未満である場合</p>	<p>A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※6}が動作可能であることを確認する。^{※7} および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>4時間</p>	
	<p>B. 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原予圧格納容器スプレイ系のうち、動作可能なシステムが1系統未満である場合</p>	<p>B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その他の設備^{※5}が動作可能であることを確認する。 および B.2 当直課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※6}が動作可能であることを確認する。^{※7} および B.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。</p>	<p>4時間</p>	
			<p>72時間</p>	
			<p>30日</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

変更前		変更後		差異の理由																																															
85-7-1	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却	85-7-1	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却																																																
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td> <td>原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	2基	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	※3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器内自然対流冷却系</td> <td>原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	所要数	原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	2基	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	※3	
項目	運転上の制限	所要数																																																	
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	2基																																																	
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	※3																																		
設備	所要数																																																		
A、B格納容器再循環ユニット	2基																																																		
A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2																																																		
A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基																																																		
原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																																		
窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	1本																																																		
海水ポンプ	1台																																																		
可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	※3																																																		
項目	運転上の制限	所要数																																																	
原子炉格納容器内自然対流冷却系	原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能であること※1	2基																																																	
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>2台※2</td> </tr> <tr> <td>A、B原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td>窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）</td> <td>1本</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> <td>※3</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	A、B格納容器再循環ユニット	2基	A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2	A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基	原子炉補機冷却水サージタンク	1基	窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	1本	海水ポンプ	1台	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	※3																																		
設備	所要数																																																		
A、B格納容器再循環ユニット	2基																																																		
A、B、C原子炉補機冷却水ポンプ	2台※2																																																		
A、B原子炉補機冷却水冷却器	2基																																																		
原子炉補機冷却水サージタンク	1基																																																		
窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	1本																																																		
海水ポンプ	1台																																																		
可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）	※3																																																		
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：A、B、C原子炉補機冷却水ポンプのうち、いずれか2台。 ※3：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。																																																			
(2) 確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時 切替の都度</td> <td>当直課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長	原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	当直課長 当直課長	原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> <td>外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。</td> <td>定期検査時 切替の都度</td> <td>当直課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長	原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	当直課長 当直課長	原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																	
項目	確認事項	頻度	担当																																																
A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長																																																
原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	当直課長 当直課長																																																
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																
項目	確認事項	頻度	担当																																																
A、B格納容器再循環ユニット	外観点検により動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長																																																
原子炉補機冷却水ポンプおよび原子炉補機冷却水冷却器	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	当直課長 当直課長																																																
原子炉補機冷却水サージタンク	モード1、2、3、4、5および6において、外観点検により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																																																
※1：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：A、B、C原子炉補機冷却水ポンプのうち、いずれか2台。 ※3：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。																																																			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

変更前			変更後			差異の理由
項目	確認事項	頻度	項目	確認事項	頻度	
窒素ポンペ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンペ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	窒素ポンペ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）	モード1、2、3、4、5および6において、ポンペ1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長
(2) 確認事項（続き）						
海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	海水ポンプ	施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合は、切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。	定期検査時 切替の都度	当直課長 当直課長
(3) 要求される措置						
適用モード	条件	要求される措置	完了時間			
モード1、2、3および4	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともに、その設備 ^{※4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 ^{※6} および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	4時間 72時間 30日 12時間 56時間	表現の変更、運用の明確化等		
モード5および6	A. 原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っ	速やかに 速やかに			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-1>

変更前		変更後		差異の理由
合	ている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 措置を開始する。	合	ている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 措置を開始する。	変更なし
※4：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※5：恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系をいう。 ※6：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-2>

変更前		変更後		差異の理由																																																																													
85-7-2	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	85-7-2	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却																																																																														
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系</td> <td>大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B余熱除去ポンプ（海水冷却）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※6</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	適用モード	設備		大容量ポンプ		A、B格納容器再循環ユニット		燃料油貯油そう		タンクローリー		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）		B余熱除去ポンプ（海水冷却）		C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）		空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6	所要数		1台×2※2		※3		※4		※4		※5		※6		※6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系</td> <td>大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量ポンプ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A、B格納容器再循環ユニット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B余熱除去ポンプ（海水冷却）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5および6</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1台×2※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること	適用モード	設備		大容量ポンプ		A、B格納容器再循環ユニット		燃料油貯油そう		タンクローリー		可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）		B余熱除去ポンプ（海水冷却）		C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）		空冷式非常用発電装置	モード1、2、3、4、5および6	所要数		1台×2※2		※3		※4		※4		※5		※6		※6		※7	規定内容の適正化（空冷式非常用発電装置の要求明確化。※7追加に伴い、以降番号繰り下げ）
項目	運転上の制限																																																																																
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること																																																																																
適用モード	設備																																																																																
	大容量ポンプ																																																																																
	A、B格納容器再循環ユニット																																																																																
	燃料油貯油そう																																																																																
	タンクローリー																																																																																
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）																																																																																
	B余熱除去ポンプ（海水冷却）																																																																																
	C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）																																																																																
	空冷式非常用発電装置																																																																																
モード1、2、3、4、5および6	所要数																																																																																
	1台×2※2																																																																																
	※3																																																																																
	※4																																																																																
	※4																																																																																
	※5																																																																																
	※6																																																																																
	※6																																																																																
項目	運転上の制限																																																																																
大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却系および代替補機冷却系	大容量ポンプによる海水供給系※1 2系統が動作可能であること																																																																																
適用モード	設備																																																																																
	大容量ポンプ																																																																																
	A、B格納容器再循環ユニット																																																																																
	燃料油貯油そう																																																																																
	タンクローリー																																																																																
	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）																																																																																
	B余熱除去ポンプ（海水冷却）																																																																																
	C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）																																																																																
	空冷式非常用発電装置																																																																																
モード1、2、3、4、5および6	所要数																																																																																
	1台×2※2																																																																																
	※3																																																																																
	※4																																																																																
	※4																																																																																
	※5																																																																																
	※6																																																																																
	※6																																																																																
	※7																																																																																
(2) 確認事項	<p>※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。</p> <p>※2：3号炉および4号炉の合計所要数</p> <p>※3：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「85-4-5 代替再循環」において運転上の制限を定める。</p>	<p>※1：海水供給系とは、大容量ポンプから海水管接続口までをいう。</p> <p>※2：3号炉および4号炉の合計所要数</p> <p>※3：「85-7-1 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-16-1 計装設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「85-4-6 代替再循環」において運転上の制限を定める。</p> <p>※7：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p>	規定内容の適正化 規定内容の適正化（空冷式非常用発電装置の関連条文の追加）																																																																														
(2) 確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が\squareMPa以上、容量が\square m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大容量ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が\squareMPa以上、容量が\square m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	表現の変更、運用の明確化等																																																						
項目	確認事項	頻度	担当																																																																														
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																																																														
	モード1、2、3、4、5および6において、2台以上のポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																																														
項目	確認事項	頻度	担当																																																																														
大容量ポンプ	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が \square MPa以上、容量が \square m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																																																														
	モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																																														

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-2>

変更前				変更後				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、 <u>その他の設備※2</u> が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	モード1、2、3および4	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、 <u>その他の設備※2</u> が動作可能であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 10日 30日	表現の変更、運用の明確化等
モード5および6	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、 <u>その他の設備※1</u> が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン保修課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	モード5および6	B. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認するとともに、 <u>その他の設備※2</u> が動作可能であることを確認する。 および B.2 タービン保修課長は、代替措置※3を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	表現の変更、運用の明確化等
モード5および6	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	モード5および6	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間	
モード5および6	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに 速やかに	モード5および6	A. 動作可能な大容量ポンプによる海水供給系が2系統未満である場合	A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および	速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-7-2>

変更前		変更後		差異の理由
	<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キヤピテイ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>		<p>A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キヤピテイ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および</p> <p>A.4 タービン保修課長は、代替措置^{※9}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	
<p>※7：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>	<p>※7：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※8：代替品の補充等。</p>	<p>※8：残りのディーゼル発電機1基、原子炉補機冷却水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。</p> <p>※9：代替品の補充等。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

変更前		変更後		差異の理由																																															
85-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	85-8-1	蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）	変更なし																																															
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系</td> <td> (1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※2}または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3※4} </td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統 ^{※1} が動作可能であること ^{※2} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※2※3※4}	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	電動補助給水ポンプ	2台	タービン動補助給水ポンプ	1台	タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	1台	蒸気発生器	3基	復水タンク	※5	空冷式非常用発電装置	※6	燃料油貯油そう	※7	タンクローリー	※7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系</td> <td> (1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統^{※1}が動作可能であること^{※2}または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること^{※2※3※4} </td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統 ^{※1} が動作可能であること ^{※2} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※2※3※4}	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	電動補助給水ポンプ	2台	タービン動補助給水ポンプ	1台	タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	1台	蒸気発生器	3基	復水タンク	※5	空冷式非常用発電装置	※6	燃料油貯油そう	※7	タンクローリー	※7	<p>※1：電動補助給水ポンプ2台で1系統とする（本表に限る）。</p> <p>※2：動作可能とは、ポンプが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であること</p> <p>※3：タービン動補助給水ポンプについては、原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合、運転上の制限は適用しない。</p> <p>※4：タービン動補助給水ポンプが動作可能とは、現場手動による起動を含む。</p> <p>※5：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。</p> <p>※6：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※7：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>
項目	運転上の制限																																																		
復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統 ^{※1} が動作可能であること ^{※2} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※2※3※4}																																																		
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	電動補助給水ポンプ	2台	タービン動補助給水ポンプ	1台	タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	1台	蒸気発生器	3基	復水タンク	※5	空冷式非常用発電装置	※6	燃料油貯油そう	※7	タンクローリー	※7																																
設備	所要数																																																		
電動補助給水ポンプ	2台																																																		
タービン動補助給水ポンプ	1台																																																		
タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	1台																																																		
蒸気発生器	3基																																																		
復水タンク	※5																																																		
空冷式非常用発電装置	※6																																																		
燃料油貯油そう	※7																																																		
タンクローリー	※7																																																		
項目	運転上の制限																																																		
復水タンクを水源とした補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系	(1) モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統 ^{※1} が動作可能であること ^{※2} または (2) モード1、2および3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能であること ^{※2※3※4}																																																		
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動補助給水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>蒸気発生器</td> <td>3基</td> </tr> <tr> <td>復水タンク</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※7</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	電動補助給水ポンプ	2台	タービン動補助給水ポンプ	1台	タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	1台	蒸気発生器	3基	復水タンク	※5	空冷式非常用発電装置	※6	燃料油貯油そう	※7	タンクローリー	※7																																
設備	所要数																																																		
電動補助給水ポンプ	2台																																																		
タービン動補助給水ポンプ	1台																																																		
タービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）	1台																																																		
蒸気発生器	3基																																																		
復水タンク	※5																																																		
空冷式非常用発電装置	※6																																																		
燃料油貯油そう	※7																																																		
タンクローリー	※7																																																		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

変更前

変更後

差異の理由

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	当直課長
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
	モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

※8：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。

(2) 確認事項

項目	確認事項	頻度	担当
補助給水系	施設等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	当直課長
	タービン動補助給水ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、およびテストラインにおける吐出圧力が□MPa以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
	モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長

※8：モード3において、タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は、起動弁の開閉確認をもって代えることができる。

表現の変更、運用の明確化等（不要な記載の削除）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-8-1>

変更前		変更後		差異の理由
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2および3	A. 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統およびタービン動補給水ポンプ1系統が動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、モード3にする。 および A.3 当直課長は、モード4にする。	速やかに 1 2時間 3 6時間	表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
モード4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	A. 復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプ1系統が動作不能である場合	A. 動作可能な復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統未満である場合 未滿および動作可能な復水タンクを水源としたタービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への給水系が1系統未満である場合	速やかに 1 2時間 3 6時間	表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-9-1>

変更前		変更後		差異の理由	
85-9-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）	85-9-1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）				
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限				
項目	項目	運転上の制限			
主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	主蒸気逃がし弁による蒸気放出系	手動での開弁ができること（現場手動含む）			
適用モード	適用モード	設備	所要数		
モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	主蒸気逃がし弁	3個		
(2) 確認事項	(2) 確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時	計装 保修課長
(3) 要求される措置	(3) 要求される措置	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	モード1、2、3および4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	A. 主蒸気逃がし弁1個以上が手動で開弁できない場合	A. 主蒸気逃がし弁1個以上が手動で開弁できない場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認するとともにその他の設備 [*] 1が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間
		B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード4（蒸気発生器が熱除去のために使用されない場合）にする。	12時間 36時間
※1：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器逃がし弁3台、ディーゼル発電機2基、直流電源装置、原子炉補機冷却水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※2：残りの余熱除去ポンプ1台、加圧器逃がし弁3台、ディーゼル発電機2基、非常用直流電源、原子炉補機冷却水系2系統および原子炉補機冷却水系2系統をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。					

表現の変更、運用の明確化等

表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-10-1>

変更前		変更後		差異の理由
85-10-1 水素濃度低減	85-10-1 水素濃度低減			
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	水素濃度低減	(1) 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること (2) 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能であること (3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能であること (4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数
	静的触媒式水素再結合装置		静的触媒式水素再結合装置	5基
	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置		静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	5個
	原子炉格納容器水素燃焼装置		原子炉格納容器水素燃焼装置	12個
	原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置		原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	12個
	空冷式非常用発電装置		空冷式非常用発電装置	※1
	燃料油貯油そう		燃料油貯油そう	※2
	タンクローリー		タンクローリー	※2
※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※2：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	静的触媒式水素再結合装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	原子炉 保修課長 当直課長
静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	装置の機能を確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	静的触媒式水素再結合装置温度監視装置	機能検査を実施する。 モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示値により確認する。	計装 保修課長 当直課長
原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	原子炉格納容器水素燃焼装置	装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	電気 保修課長

表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-10-1>

変更前				変更後				差異の理由
原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検 ^{※3} により動作可能であることを確認する。 装置の機能を <u>確認</u> する。	1ヶ月に1回 定期検査時	当直課長 計装 保修課長 当直課長	原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置が動作不能でないことを指示直により確認する。	1ヶ月に1回 定期検査時	当直課長 計装 保修課長 当直課長	表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
※3：ループ室内、加圧器室内およびドーム部を除く。								
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間	モード1、2、3および4	A. 静的触媒式水素再結合装置の所要数の1基以上が動作不能である場合 および B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数の1個以上が動作不能である場合 D. 静的触媒式水素再結合装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の1個以上が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※4} とともに、その他の設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 C.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 D.1 当直課長は、原子炉格納容器内が静的触媒式水素再結合装置または原子炉格納容器水素燃焼装置が動作する環境にないことを確認する ^{※6} 。 および D.2 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	4時間 その後の1.2時間に1回 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-10-2>

変更前		変更後		差異の理由																																																																																							
85-10-2	水素濃度監視	85-10-2	水素濃度監視																																																																																								
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度監視</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td>可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>可搬型格納容器ガス試料圧縮装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Aガスサンプリング圧縮装置</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Aガスサンプリング冷却器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A湿分分離器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大容量ポンプ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設 備	所要数	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	1個	適用モード		可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1台			可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1台			Aガスサンプリング圧縮装置	1個			Aガスサンプリング冷却器	1個			A湿分分離器	1個			大容量ポンプ	※2			空冷式非常用発電装置	※3			燃料油貯油そう	※4			タンクローリー	※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設 備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素濃度監視</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること</td> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td></td> <td>可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>可搬型格納容器ガス試料圧縮装置</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Aガスサンプリング圧縮装置</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>Aガスサンプリング冷却器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A湿分分離器</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>大容量ポンプ</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>タンクローリー</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設 備	所要数	水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	1個	適用モード		可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1台			可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1台			Aガスサンプリング圧縮装置	1個			Aガスサンプリング冷却器	1個			A湿分分離器	1個			大容量ポンプ	※2			空冷式非常用発電装置	※3			燃料油貯油そう	※4			タンクローリー	※4	
項目	運転上の制限	設 備	所要数																																																																																								
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	1個																																																																																								
適用モード		可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1台																																																																																								
		可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1台																																																																																								
		Aガスサンプリング圧縮装置	1個																																																																																								
		Aガスサンプリング冷却器	1個																																																																																								
		A湿分分離器	1個																																																																																								
		大容量ポンプ	※2																																																																																								
		空冷式非常用発電装置	※3																																																																																								
		燃料油貯油そう	※4																																																																																								
		タンクローリー	※4																																																																																								
項目	運転上の制限	設 備	所要数																																																																																								
水素濃度監視	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系1系統※1が動作可能であること	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	1個																																																																																								
適用モード		可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1台																																																																																								
		可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1台																																																																																								
		Aガスサンプリング圧縮装置	1個																																																																																								
		Aガスサンプリング冷却器	1個																																																																																								
		A湿分分離器	1個																																																																																								
		大容量ポンプ	※2																																																																																								
		空冷式非常用発電装置	※3																																																																																								
		燃料油貯油そう	※4																																																																																								
		タンクローリー	※4																																																																																								
<p>※1：1系統とは、可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ1台および可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプリング冷却器1個、A湿分分離器1個。</p> <p>※2：「85-7-2 大容量ポンプ」による原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却」において運転上の制限を定める。</p> <p>※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。</p> <p>※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>																																																																																											
(2) 確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</td> <td>装置の機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>計装 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 保修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻 度	担 当	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	装置の機能検査を実施する。	定期検査時	計装 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻 度</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</td> <td>機能検査を実施する。</td> <td>定期検査時</td> <td>計装 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>計装 保修課長</td> </tr> <tr> <td>可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モード1、2、3、4、5および6において</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻 度	担 当	可搬型格納容器内水素濃度計測装置	機能検査を実施する。	定期検査時	計装 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長		モード1、2、3、4、5および6において	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>																																																
項目	確認事項	頻 度	担 当																																																																																								
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	装置の機能検査を実施する。	定期検査時	計装 保修課長																																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長																																																																																								
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長																																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長																																																																																								
項目	確認事項	頻 度	担 当																																																																																								
可搬型格納容器内水素濃度計測装置	機能検査を実施する。	定期検査時	計装 保修課長																																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	計装 保修課長																																																																																								
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長																																																																																								
	モード1、2、3、4、5および6において	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長																																																																																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-10-2>

変更前				変更後				差異の理由
	て、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	回	保修課長		て、ポンプの外観点検により動作可能であることを確認する。	回	保修課長	変更なし
可搬型格納容器	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉保修課長	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉保修課長	原子炉保修課長	
ガス試料圧縮装置	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉保修課長	モード1、2、3、4、5および6において、装置の外観点検により動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉保修課長	原子炉保修課長	
A ガスサンプリング圧縮装置、A	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	放射線管理課長	装置を起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	放射線管理課長	放射線管理課長	
ガスサンプリング冷却器、A湿分離器	モード1、2、3、4、5および6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	モード1、2、3、4、5および6において、装置を起動し、動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	当直課長	

(3) 要求される措置			
適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する ^{※5} とともに、その他の設備 ^{※6} が動作可能であることを確認する。 および A.2 計装保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※7} が動作可能であることを確認する ^{※8} 。 および A.3 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間
モード5および6	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間
モード5および6	A. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視系の全てが動作不能である場合	A.1 計装保修課長および原子炉保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-10-2>

変更前		変更後		差異の理由
<p>素濃度監視系の全てが動作不能である場合</p> <p>および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非滴水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装係修課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}措置を開始する。</p>	速やかに	<p>素濃度監視系の全てが動作不能である場合</p> <p>および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非滴水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 計装係修課長は、当該系統と同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※7}が動作可能であることを確認する^{※8}措置を開始する。</p>	速やかに	変更なし
<p>※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：静的触媒式水素再結合装置監視装置または原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置をいう。 ※8：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-11-1>

変更前		変更後 (3/4号炉)		差異の理由																															
85-11-1	水素排出、放射性物質の濃度低減	85-11-1	水素排出、放射性物質の濃度低減																																
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度低減</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用) 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー</td> <td></td> <td>1台 1基 2本※2 ※3 ※4 ※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設備	所要数	水素排出	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること			放射性物質の濃度低減				適用モード	Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用) 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー		1台 1基 2本※2 ※3 ※4 ※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素排出</td> <td>(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射性物質の濃度低減</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用) 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー</td> <td></td> <td>1台 1基 2本※2 ※3 ※4 ※4</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	設備	所要数	水素排出	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること			放射性物質の濃度低減				適用モード	Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用) 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー		1台 1基 2本※2 ※3 ※4 ※4	
項目	運転上の制限	設備	所要数																																
水素排出	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること																																		
放射性物質の濃度低減																																			
適用モード	Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用) 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー		1台 1基 2本※2 ※3 ※4 ※4																																
項目	運転上の制限	設備	所要数																																
水素排出	(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能であること※1 (2) 代替空気 (窒素) 系統が動作可能であること																																		
放射性物質の濃度低減																																			
適用モード	Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用) 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー		1台 1基 2本※2 ※3 ※4 ※4																																
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：1セット2本（アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本） ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。																																			
(2) 確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aアニュラス空気浄化ファン</td> <td>ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※5。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回</td> <td>発電室長 当直課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>Aアニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）</td> <td>定期検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	Aアニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※5。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長 当直課長	Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期検査時	原子炉 保修課長	窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)	モード1、2、3、4、5および6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aアニュラス空気浄化ファン</td> <td>ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。</td> <td>定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回</td> <td>発電室長 当直課長 当直課長</td> </tr> <tr> <td>Aアニュラス空気浄化フィルタユニット</td> <td>フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）</td> <td>定期検査時</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> <tr> <td>窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)</td> <td>モード1、2、3、4、5および6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>原子炉 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	Aアニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長 当直課長	Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期検査時	原子炉 保修課長	窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)	モード1、2、3、4、5および6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長	表現の変更、運用の明確化等（不要な記載の削除。※5削除に伴い、以降番号繰り上げ）
項目	確認事項	頻度	担当																																
Aアニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する※5。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長 当直課長																																
Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期検査時	原子炉 保修課長																																
窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)	モード1、2、3、4、5および6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長																																
項目	確認事項	頻度	担当																																
Aアニュラス空気浄化ファン	ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。 モード1、2、3および4において、ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 モード5および6において、ファンが手動起動可能であることを確認する。	定期検査時 1ヶ月に1回 1ヶ月に1回	発電室長 当直課長 当直課長																																
Aアニュラス空気浄化フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去効率が95%以上であることを確認する。）	定期検査時	原子炉 保修課長																																
窒素ボンベ (アニュラス浄化排気弁等作動用)	モード1、2、3、4、5および6において、ボンベの1次側圧力により使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	原子炉 保修課長																																

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-11-1>

変更前				変更後 (3/4号炉)				差異の理由
※5: 運転中のファンについては、 <u>運転状態により確認する。</u>								表現の変更、運用の明確化等 (不要な記載の削除)
(3) 要求される措置								
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. Aエアユラス空気浄化系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認すると※6とともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表59-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	モード1、2、3および4	A. Aエアユラス空気浄化系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認すると※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	表59-3 A.2の初回確認完了後4時間 7.2時間	表現の変更、運用の明確化等
	B. 代替空気 (窒素) システムが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認すると※6とともに、その他の設備※7が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置※7を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 10日		B. 代替空気 (窒素) システムが動作不能である場合	B.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認すると※5とともに、その他の設備※6が動作可能であることを確認する。 および B.2 原子炉保修課長は、代替措置※7を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および B.3 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 7.2時間 10日	
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間		C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、モード3にする。 および C.2 当直課長は、モード5にする。	1.2時間 5.6時間	
モード5および6	A. Aエアユラス空気浄化系が動作不能である場合 または 代替空気 (窒素) システムが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止している場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を	速やかに 速やかに 速やかに	モード5および6	A. Aエアユラス空気浄化系が動作不能である場合 または 代替空気 (窒素) システムが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを中止している場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キャビティ低水位) の場合、1次系保有水を	速やかに 速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-11-1>

変更前		変更後（3/4号炉）		差異の理由
	回復する措置を開始する。 および A.4 原子炉保修課長は、代替措置※8を検 討し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する措置を開始する。		回復する措置を開始する。 および A.4 原子炉保修課長は、代替措置※7を検 討し、原子炉主任技術者の確認を得 て実施する措置を開始する。	
※6：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※7：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※8：代替品の補充等。		※5：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 ※6：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※7：代替品の補充等。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-12-1>

変更前		変更後		差異の理由	
85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水		85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水		変更なし	
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること	海水から使用済燃料ピットへの注水	消防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備		
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶	所要数 7台×2※1 ※2	
※1：「85-4-5 代替炉心注水 - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水-」、 「85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ-」、「85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：「85-4-5 代替炉心注水 - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水-」、 「85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ - 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ-」、「85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※。	消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する※。	1年に1回 3ヶ月に1回	タービン 保修課長 タービン 保修課長
※3：「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態（外観点検）の確認を行う。		※3：「動作可能であること」の確認は、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の保管状態（外観点検）の確認を行う。			

変更前		変更後		差異の理由
(3) 要求される措置				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が2系統未満となった場合	A.1 当直課長は、使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。 および A.2 原子燃料課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 原子燃料課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	規定内容の適性化（既認可プラントとの記載の整合）
	B. 動作可能な海水から使用済燃料ピットへの注水系が1系統未満となった場合	B.1 原子燃料課長は、A.3に基づき代替措置を確保するまでの間、使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する ^{※5} 。	<u>速やかに</u>	
<p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-12-2>

変更前		変更後		差異の理由																																																			
85-12-2	使用済燃料ピットへのスプレイ系	85-12-2	使用済燃料ピットへのスプレイ	表現の変更、運用の明確化等																																																			
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレイ系</td> <td>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>4台×2※3</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水槽</td> <td>1基×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>ガンリン用ドラム缶</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>4台×2※3</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水槽</td> <td>1基×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>ガンリン用ドラム缶</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2	電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2	消防ポンプ	4台×2※3	仮設組立式水槽	1基×2	スプレイヘッド	4個	ガンリン用ドラム缶	※4	燃料油貯油そう	※5	タンクローリー	※5	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピットへのスプレイ系</td> <td>(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>4台×2※3</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水槽</td> <td>1基×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>ガンリン用ドラム缶</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること	適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>4台×2※3</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水槽</td> <td>1基×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>ガンリン用ドラム缶</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2	電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2	消防ポンプ	4台×2※3	仮設組立式水槽	1基×2	スプレイヘッド	4個	ガンリン用ドラム缶	※4	燃料油貯油そう	※5	タンクローリー	※5	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>※1：1系統とは、屋外に配備する可搬式代替低圧注水ポンプ1台、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)1台、消防ポンプ4台および仮設組立式水槽1基。</p> <p>※2：1系統とは、屋内に配備するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む。)</p> <p>※3：「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。</p> <p>※4：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p> <p>※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。</p>
項目	運転上の制限																																																						
使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること																																																						
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>4台×2※3</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水槽</td> <td>1基×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>ガンリン用ドラム缶</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2	電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2	消防ポンプ	4台×2※3	仮設組立式水槽	1基×2	スプレイヘッド	4個	ガンリン用ドラム缶	※4	燃料油貯油そう	※5	タンクローリー	※5																																				
設備	所要数																																																						
可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2																																																						
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2																																																						
消防ポンプ	4台×2※3																																																						
仮設組立式水槽	1基×2																																																						
スプレイヘッド	4個																																																						
ガンリン用ドラム缶	※4																																																						
燃料油貯油そう	※5																																																						
タンクローリー	※5																																																						
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																																						
項目	運転上の制限																																																						
使用済燃料ピットへのスプレイ系	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統※1が動作可能であること (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統※2が動作可能であること																																																						
適用モード	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)</td> <td>1台×2</td> </tr> <tr> <td>消防ポンプ</td> <td>4台×2※3</td> </tr> <tr> <td>仮設組立式水槽</td> <td>1基×2</td> </tr> <tr> <td>スプレイヘッド</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>ガンリン用ドラム缶</td> <td>※4</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>※5</td> </tr> </tbody> </table>	設備	所要数	可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2	電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2	消防ポンプ	4台×2※3	仮設組立式水槽	1基×2	スプレイヘッド	4個	ガンリン用ドラム缶	※4	燃料油貯油そう	※5	タンクローリー	※5																																				
設備	所要数																																																						
可搬式代替低圧注水ポンプ	1台×2																																																						
電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)	1台×2																																																						
消防ポンプ	4台×2※3																																																						
仮設組立式水槽	1基×2																																																						
スプレイヘッド	4個																																																						
ガンリン用ドラム缶	※4																																																						
燃料油貯油そう	※5																																																						
タンクローリー	※5																																																						
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																																																						
(2) 確認事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ</td> <td>ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1年に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長		可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	表現の変更、運用の明確化等																												
項目	確認事項	頻度	担当																																																				
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																																				
	可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																				
項目	確認事項	頻度	担当																																																				
可搬式代替低圧注水ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長																																																				
	可搬式代替低圧注水ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-1-2-3

変更前

85-1-2-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	運用モード	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当
使用済燃料ピット (広域) 監視 (AM用)	使用済燃料ピット水位	2個	使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (広域)、使用済燃料ピット温度計 (AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ (使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	定期検査時	計課 保守課長
	可燃型使用済燃料ピット水位	2個	可燃型使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、可燃型使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。 A.2 計課保守課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 当班班長は、使用済燃料ピット内の可燃型使用済燃料ピットを中止する。 A.4 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。 A.5 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。	速やかに	可燃型使用済燃料ピット水位計 (広域)、可燃型使用済燃料ピット温度計 (AM用)、可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ (可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	3ヶ月に1回 計課 保守課長	
可燃型使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位	2個	使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (広域)、使用済燃料ピット温度計 (AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ (使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	定期検査時	計課 保守課長
	可燃型使用済燃料ピット水位	2個	可燃型使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、可燃型使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。 A.2 計課保守課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 当班班長は、使用済燃料ピット内の可燃型使用済燃料ピットを中止する。 A.4 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。 A.5 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。	速やかに	可燃型使用済燃料ピット水位計 (広域)、可燃型使用済燃料ピット温度計 (AM用)、可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ (可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	3ヶ月に1回 計課 保守課長	

- ※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。
- ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可燃型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
- ※3：使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、1セット1個。
- ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
- ※5：代替品の補充等。

変更後

85-1-2-3 使用済燃料ピットの監視

機能	設備	所要数	運用モード	条件	措置	完了時間	項目	確認事項	担当
使用済燃料ピット (広域) 監視 (AM用)	使用済燃料ピット水位	2個	使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (広域)、使用済燃料ピット温度計 (AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ (使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	定期検査時	計課 保守課長
	可燃型使用済燃料ピット水位	2個	可燃型使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、可燃型使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。 A.2 計課保守課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 当班班長は、使用済燃料ピット内の可燃型使用済燃料ピットを中止する。 A.4 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。 A.5 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。	速やかに	可燃型使用済燃料ピット水位計 (広域)、可燃型使用済燃料ピット温度計 (AM用)、可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ (可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	3ヶ月に1回 計課 保守課長	
可燃型使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位	2個	使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。	速やかに	使用済燃料ピット水位計 (広域)、使用済燃料ピット温度計 (AM用)、使用済燃料ピットエリア監視カメラ (使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	定期検査時	計課 保守課長
	可燃型使用済燃料ピット水位	2個	可燃型使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している間	A. 動作可能な設備が所定数でない場合	A.1 当班班長は、可燃型使用済燃料ピット水位が3.4m以上および3.5m以下であることを確認する。 A.2 計課保守課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A.3 当班班長は、使用済燃料ピット内の可燃型使用済燃料ピットを中止する。 A.4 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。 A.5 原子燃料課長は、代官の指示に従って燃料棒の移動を中止する。	速やかに	可燃型使用済燃料ピット水位計 (広域)、可燃型使用済燃料ピット温度計 (AM用)、可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ (可燃型使用済燃料ピットエリア監視カメラ)	3ヶ月に1回 計課 保守課長	

- ※1：所要数ごとに個別の条件が適用される。
- ※2：動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可燃型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。
- ※3：使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、1セット1個。
- ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
- ※5：代替品の補充等。

差異の理由

表現の変更、運用の明確化等
 表現の変更、運用の明確化等

表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-13-1>

変更前		変更後		差異の理由
85-13-1	大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	85-13-1	大気への拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	
(1) 運転上の制限				
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統※1が動作可能であること	原子炉格納容器、アニュラス部への放水 原子炉補助建屋（使用済燃料ピット内燃料体等）への放水 航空機燃料火災への泡消火	大容量ポンプおよび放水砲による放水系1系統※1が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5、6	大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 泡混合器 燃料油貯油そう	モード1、2、3、4、5、6	大容量ポンプ（放水砲用） 放水砲 泡混合器 燃料油貯油そう	
所要数		所要数		
3台※2※3 3台※3 1台※3 ※4 ※4		3台※2※3 3台※3 1台※3 ※4 ※4		
※1：1系統とは、大容量ポンプ3台（予備機1台含む）、放水砲3個（予備機1個含む）および泡混合器1台。 ※2：2台接続で3号炉と4号炉の両方に同時に放水できる容量を有するもの。 ※3：3号炉および4号炉の合計所要数。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。				
(2) 確認事項				
項目	確認事項	項目	確認事項	
大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が [] MPa 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	大容量ポンプ（放水砲用）	ポンプを起動し、運転状態に異常がないこと、および吐出圧力が [] MPa 以上、容量が [] m ³ /h 以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	
放水砲	所要数が使用可能であることを確認する。	放水砲	所要数が使用可能であることを確認する。	
泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	泡混合器	所要数が使用可能であることを確認する。	
頻度	1年に1回	頻度	1年に1回	
担当	タービン 保修課長	担当	タービン 保修課長	
規定内容の適正化（保安規定基本方針に定める可搬設備のサーベランス頻度の考え方との整合を図る）				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-13-1>

変更前				変更後				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL 31.4 m 以上および水温が 65℃ 以下であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	モード1、2、3および4	A. 放水系が動作不能である場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スプレイポンプを起動し、動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL 31.4 m 以上および水温が 65℃ 以下であることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 10日	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A. 放水系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 A. 放水系が動作不能である場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 タービン保修課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※6を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	12時間 56時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-13-1>

変更前		変更後		差異の理由
		<p><u>および</u> A.5 当直課長は、使用済燃料ピット水位が EL 31.4 m 以上および水温が 65 °C 以下であることを確認する。</p>	<p><u>速やかに</u></p>	<p>規定内容の適正化（既認可 プラントとの記載の整合）</p>
<p>※5：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等。</p>		<p>※5：残りの格納容器スプレイポンプ1台については、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※6：代替品の補充等。</p>		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-13-2>

変更前	変更後	差異の理由																																																								
<p>85-13-2 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>シルトフェンス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2組※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：取水路側： 高さ約8m/幅約12m（幅約12m/本を2本で1組として2組4本） 放水口側： 高さ約13m/幅約80m（幅約20m/本を4本を接続した状態で1組として2組） 高さ約6.5m/幅約70m（幅約20m/本を3本、幅約10m/本を1本を接続した状態で1組として2組） 高さ約10.5m/幅約10m（幅約10m/本を1本で1組として2組） 高さ約10.5m/幅約3.5m（幅約3.5m/本を6本で1組として2組） 高さ約2m/幅約5m（幅約5m/本を1本で1組として2組）</p> <p>※2：3号炉および4号炉の合計所要数。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モードA、1、2、3および4</td> <td>所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1台の格納容器スレイブンプを起動し、動作可能であること、他の設備※3が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス		所要数		2組※1※2	項目	確認事項	頻度	担当	シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA、1、2、3および4	所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スレイブンプを起動し、動作可能であること、他の設備※3が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	4時間	<p>85-13-2 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋への拡散抑制</td> <td>所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>シルトフェンス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2組※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：取水路側： 高さ約8m/幅約12m（幅約12m/本を2本で1組として2組4本） 放水口側： 高さ約13m/幅約80m（幅約20m/本を4本を接続した状態で1組として2組） 高さ約6.5m/幅約70m（幅約20m/本を3本、幅約10m/本を1本を接続した状態で1組として2組） 高さ約10.5m/幅約10m（幅約10m/本を1本で1組として2組） 高さ約10.5m/幅約3.5m（幅約3.5m/本を6本で1組として2組） 高さ約2m/幅約5m（幅約5m/本を1本で1組として2組）</p> <p>※2：3号炉および4号炉の合計所要数。</p> <p>(2) 確認事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シルトフェンス</td> <td>所要数が使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 要求される措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モードA、1、2、3および4</td> <td>所要数を満足していない場合</td> <td>A.1 当直課長は、1台の格納容器スレイブンプを起動し、動作可能であること、他の設備※3が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。</td> <td>4時間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス		所要数		2組※1※2	項目	確認事項	頻度	担当	シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モードA、1、2、3および4	所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スレイブンプを起動し、動作可能であること、他の設備※3が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	4時間	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>
項目	運転上の制限																																																									
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																																																									
適用モード	設備																																																									
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス																																																									
	所要数																																																									
	2組※1※2																																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																																							
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																							
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																							
モードA、1、2、3および4	所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スレイブンプを起動し、動作可能であること、他の設備※3が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	4時間																																																							
項目	運転上の制限																																																									
海洋への拡散抑制	所要数が使用可能であること																																																									
適用モード	設備																																																									
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	シルトフェンス																																																									
	所要数																																																									
	2組※1※2																																																									
項目	確認事項	頻度	担当																																																							
シルトフェンス	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																																																							
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																																																							
モードA、1、2、3および4	所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、1台の格納容器スレイブンプを起動し、動作可能であること、他の設備※3が動作可能であること、ならびに使用済燃料ピット水位がEL31.4m以上および水温が65℃以下であることを確認する。	4時間																																																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-13-2>

変更前		変更後		差異の理由
7 2 時間	<p>A.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する</p> <p>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>A. 所要数を満足していない場合</p>	7 2 時間	<p>A.2 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 および A.3 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する</p> <p>B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）およびモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	変更なし
モ ー ド 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>モ ー ド 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	モ ー ド 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>モ ー ド 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	

※3：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※4：代替品の補充等。

※3：残りの格納容器スプレイポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※4：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-1>

変更前		変更後		差異の理由	
85-14-1 海水を用いた復水タンクへの補給					
(1) 運転上の制限					
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること	海水を用いた復水タンクへの補給	海水を用いた復水タンクへの補給系2系統が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶	モード1、2、3、4、5および6	消防ポンプ ガンリン用ドラム缶	4台×2※ ¹ (3号炉) ※ ² 5台×2※ ¹ (4号炉) ※ ² ※3	
※1：「85-4-5 代替炉心注水 ー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水ー」、 「85-6-3 代替原子炉格納容器スプレイ ー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイー」、 「85-12-1 海水から使用済燃料ピットへの注水」および「85-12-2 使用済燃料ピットへのスプレイ」の消防ポンプとは別に所要数を確保する。 ※2：3号炉に対する消防ポンプの所要数は4台×2、また4号炉に対する消防ポンプの所要数は5台×2とし、号炉毎に運転上の制限が適用される。 ※3：「85-12-4 ガンリン用ドラム缶による燃料補給設備」において運転上の制限を定める。					
(2) 確認事項					
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。	消防ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭および漏えいがないことを確認する。	1年に1回	タービン 保修課長
	※ ⁴ 。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。		モード1、2、3、4、5および6において、 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 ※ ⁴ 。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長
※4：動作可能とは、基準となる消防ポンプを起動し運転状態の確認を行うとともに、全台数の所要数の保管状態（外観点検）の確認を行うことで動作可能と判断する。					
表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-1>

変更前				変更後				差異の理由
(3) 要求される措置								変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード 1、2、3 および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が646㎥以上であることを確認する。	4時間	モード 1、2、3 および4	A. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が646㎥以上であることを確認する。 および A.2.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。 または A.2.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間	
		A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日			A.3 タービン保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日	
モード 1、2、3 および4	B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水タンクの水量が646㎥以上であることを確認する。	4時間	モード 1、2、3 および4	B. 動作可能な復水タンクへの海水供給系が1系統未満である場合	B.1 当直課長は、復水タンクの水量が646㎥以上であることを確認する。 および B.2.1.1 当直課長は、当該系統と同等の機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。 および B.2.1.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。 または B.2.2.1 タービン保修課長は、代替措置 ^{※7} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	4時間	
		B.2.2.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1	72時間			B.2.2.2 タービン保修課長は、動作不能となっている当該系の少なくとも1	72時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-2>

変更前		変更後		差異の理由	
85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給		85-14-2 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給			
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプによる復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給系が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備	所要数	
モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 復水タンク	モード1、2、3、4、5および6	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ 復水タンク	1台 ※1	
※1：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。		※1：「85-14-4 復水タンク」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ	ポンプを起動し、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および3号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上、4号炉は揚程が□m以上、容量が□m ³ /h以上であることを確認する。 モード1、2、3、4、5および6において、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	定期検査時	原子炉 保修課長 当直課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作可能である場合	モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作可能である場合	A.1 当直課長は、燃料取替用水タンクの水量が1,600 m ³ 以上を満足していることを確認する。 および A.2 タービン保修課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。 および A.3 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間 72時間 30日

変更前		変更後		差異の理由
モード5 および6	A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	規定内容の適正化（完了時間内に達成できない場合の措置の適正化）
(3) 要求される措置（続き）				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5 および6	A. 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプが動作不能である場合	A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 タービン保修課長は、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する ^{※3} 。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに	12時間 56時間
※2：可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系および可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ系をいう。 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録により行う。				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-3>

変更前		変更後		差異の理由
85-14-3 燃料取替用水タンク		85-14-3 燃料取替用水タンク		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量 (有効水量) が1,600m ³ 以上であること※1	燃料取替用水タンク	(1) ほう素濃度が2,800 ppm 以上であること※1 (2) ほう酸水量 (有効水量) が1,600m ³ 以上であること※1	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位)	燃料取替用水タンク	所要量 1,600 m ³
※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第85条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。		※1：原子炉キャビティ水張り、水抜き期間においては、第85条に定める水源および炉心注入手段等が確保されていることを条件に、運転上の制限を満足していないとはみなさない。なお、原子炉キャビティ水張り期間とは、原子炉キャビティ水張り作業開始から水張り完了までの期間を、また、原子炉キャビティ水抜き期間とは、原子炉キャビティ水抜き作業開始から燃料取替用水タンク水位を回復するまでの期間をいう。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
燃料取替用水タンク	ほう素濃度を確認する。	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう素濃度を確認する。	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう酸水量 (有効水量) を確認する。	当直課長
	ほう酸水量 (有効水量) を確認する。	モード1、2、3、4、5および6 (キャビティ低水位) において、ほう酸水量 (有効水量) を確認する。		当直課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	条件	適用モード	条件	完了時間
モード1、2、3および4	A. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合	A. 燃料取替用水タンクのほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、復水タンクの水量が646m ³ 以上であることを確認する。 および A.2 当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	1時間
	B. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B. 燃料取替用水タンクのほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直課長は、復水タンクの水量が646m ³ 以上であることを確認する。 および B.2 当直課長は、燃料取替用水タンク水量の運転上の制限を満足させる。	1時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-14-3>

変更前			変更後			差異の理由
限を満足していない場合 C. 条件 A または B の措置を完了する間に達成できない場合	B.2 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。 C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	8時間	限を満足していない場合 C. 条件 A または B の措置を完了する間に達成できない場合	B.2 当直課長は、ほう素濃度を制限値内に回復させる。 C.1 当直課長は、モード3にする。 C.2 当直課長は、モード5にする。	8時間	変更なし
モード5 および6 (キヤビ ティ低水 位)	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キヤビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	A. 燃料取替用水タンクのほう素濃度またはほう酸水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、運転上の制限を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5 (1次冷却系非満水) またはモード6 (キヤビティ低水位) の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-1>

変更前		変更後		差異の理由
<p>モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>成でできない場合 A. 空冷式非常用発電装置2台^{※6}による電源系が動作不能である場合</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該システムと同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。</p>	<p>5.6時間 速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>モード 5、6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p> <p>成でできない場合 A. 空冷式非常用発電装置2台^{※6}による電源系が動作不能である場合</p> <p>B.2 当直課長は、モード5にする。 A.1 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 電気保修課長は、当該システムと同等な機能を有する重大事故等対処設備^{※4}が動作可能であることを確認する^{※5}。</p>	<p>5.6時間 速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>※3：残りのディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：モード1、2、3、4、5および6において、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系または号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系、ならびに電源車による電源系をいう。また、モード1、2、3、4、5および6以外において、電源車による電源系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5および6において、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補完措置が完了していることを含む。 ※6：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置1台。</p>	<p>※3：残りのディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※4：モード1、2、3、4、5および6において、号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系または号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系、ならびに電源車による電源系をいう。また、モード1、2、3、4、5および6以外において、電源車による電源系をいう。 ※5：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。また、モード1、2、3、4、5および6において、「動作可能であること」とは、当該システムに要求される準備時間を満足させるために、当該システムと同等な機能を持つ重大事故等対処設備を設置し、ケーブルを接続する補完措置が完了していることを含む。 ※6：使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては、空冷式非常用発電装置1台。</p>			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-2>

変更前	変更後	差異の理由																																																																			
<p>85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電</td> <td>(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統^{*1}が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統^{*1}が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>a. 他号炉^{*2}がモード1、2、3および4の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機（他号炉）^{*2}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう（他号炉）^{*2}</td> <td>465m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 他号炉^{*2}がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機（他号炉）^{*2}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう（他号炉）^{*2}</td> <td>226m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、他号炉^{*2}のモード1、2、3および4においてa.項の所要数、他号炉^{*2}のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においてb.項の所要数。</p> <p>※2：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の合計所要数</p>	項目	運転上の制限	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	2基		燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	465m ³	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	1基		燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	226m ³	<p>85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電</p> <p>(1) 運転上の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電</td> <td>(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統^{*1}が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統^{*1}が使用可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>a. 他号炉^{*2}がモード1、2、3および4の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機（他号炉）^{*2}</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう（他号炉）^{*2}</td> <td>465m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 他号炉^{*2}がモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>設備</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）</td> <td>1組^{*3}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ディーゼル発電機（他号炉）^{*2}</td> <td>1基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料油貯油そう（他号炉）^{*2}</td> <td>226 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1系統とは、他号炉^{*2}のモード1、2、3および4においてa.項の所要数、他号炉^{*2}のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においてb.項の所要数。</p> <p>※2：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※3：3号炉および4号炉の合計所要数</p>	項目	運転上の制限	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	2基		燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	465m ³	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}		ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	1基		燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	226 m ³
項目	運転上の制限																																																																				
号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること																																																																				
適用モード	設備	所要数																																																																			
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	2基																																																																			
	燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	465m ³																																																																			
適用モード	設備	所要数																																																																			
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	1基																																																																			
	燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	226m ³																																																																			
項目	運転上の制限																																																																				
号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）（号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号））からの給電	(1) 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること (2) 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）による電源系1系統 ^{*1} が使用可能であること																																																																				
適用モード	設備	所要数																																																																			
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	2基																																																																			
	燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	465m ³																																																																			
適用モード	設備	所要数																																																																			
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	1組 ^{*3}																																																																			
	ディーゼル発電機（他号炉） ^{*2}	1基																																																																			
	燃料油貯油そう（他号炉） ^{*2}	226 m ³																																																																			

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-2>

変更前				変更後				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				変更なし
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長	
号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)	所要のディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V および周波数が60±3 Hzであることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)	所要のディーゼル発電機を待機状態から起動し、無負荷運転時の電圧が6,900±345 V および周波数が60±3 Hzであることを確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	
燃料油貯油そう(他号炉)				燃料油貯油そう(他号炉)				当直課長
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				
モード	条件	要求される措置	完了時間	モード	条件	要求される措置	完了時間	
1、2、3および4	A. 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)による電源系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。その他の設備 ^{**4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する。 ^{**6} および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	1、2、3および4	A. 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)による電源系が使用不能である場合	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。その他の設備 ^{**4} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{**5} が動作可能であることを確認する。 ^{**6} および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。	4時間	
5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低	速やかに	5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)による電源系が使用不能である場合 または 号機間電力融通予備ケーブル	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低	速やかに	
12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	12時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間	
56時間	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低	速やかに	56時間	56時間	A.1 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5(1次冷却系非満水)またはモード6(キャビティ低	速やかに	56時間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-2>

変更前		変更後		差異の理由
ル(3号~4号)による電源系が使用不能である場合	水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。措置を開始する。	(3号~4号)による電源系が使用不能である場合	水位)の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備 ^{※5} が動作可能であることを確認する ^{※6} 。措置を開始する。	

※4: 残りのディーゼル発電機1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※5: 空冷式非常用発電装置をいう。
 ※6: 「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-3>

変更前		変更後		差異の理由
85-15-3 電源車からの給電		85-15-3 電源車からの給電		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限	
電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること	電源車からの給電	電源車による電源系2系統が動作可能であること	
適用モード	設備	適用モード	設備	
モード1、2、3、4、5、6	電源車	モード1、2、3、4、5、6	電源車	所要数 1台×2
および使用済燃料ピットに燃料	燃料油貯蔵そう	および使用済燃料ピットに燃料	燃料油貯蔵そう	※1
体を貯蔵している期間	タンクローリー	体を貯蔵している期間	タンクローリー	※1
※1：「85-15-7 燃料油貯蔵そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※1：「85-15-7 燃料油貯蔵そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	項目	確認事項	担当
電源車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	電源車	発電機を起動し、運転状態（電圧等）に異常がないことを確認する。	電気 保修課長
	2台以上の発電機を起動し、動作可能であることを確認する。		発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	電気 保修課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		表現の変更、運用の明確化等（不要な記載の削除）
適用モード	条件	適用モード	条件	
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	完了時間 4時間
	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。		完了時間 10日間	
モード3および4	B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満である場合	モード3および4	B. 動作可能な電源車による電源系が1系統未満である場合	完了時間 4時間
	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する。他の設備 ^{※2} が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{※3} が動作可能であることを確認する。 および A.3 電気保修課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する。		完了時間 30日間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-3>

変更前		変更後		差異の理由								
<p>B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備※³が動作可能であることを確認する※⁴。 および B.3 電気保修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</p>	<p>7.2時間</p> <p>3.0日間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>	<p>B.2 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備※³が動作可能であることを確認する※⁴。 および B.3 電気保修課長は、動作不能となつている当該系の少なくとも1系統を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>C. 1 当直課長は、モード3にする。 および C. 2 当直課長は、モード5にする。</p>	<p>7.2時間</p> <p>3.0日間</p> <p>1.2時間</p> <p>5.6時間</p>		<p>表現の変更、運用の明確化等 規定内容の適正化（完了時間内に達成できない場合の措置の適正化）</p>							
<p>(3) 要求される措置（続き）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合</td> <td>A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備※³が動作可能であることを確認する※⁴措置を開始する。</td> <td>速やかに 速やかに 速やかに 速やかに</td> </tr> </tbody> </table>						適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備※ ³ が動作可能であることを確認する※ ⁴ 措置を開始する。
適用モード	条件	要求される措置	完了時間									
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な電源車による電源系が2系統未満である場合	A.1 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.4 当直課長は、当該系統と同等な機能を保持つ重大事故等対処設備※ ³ が動作可能であることを確認する※ ⁴ 措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに									
<p>※2：残りのディーゼル発電機1基をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。 ※3：空冷式非常用発電装置をいう。 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。</p>												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-4>

変更前		変更後		差異の理由	
85-15-4 蓄電池（安全防護系用）からの給電		85-15-4 蓄電池（安全防護系用）からの給電			
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
蓄電池（安全防護系用）からの給電	蓄電池（安全防護系用）による電源系1系統 ^{*1} が動作可能であること	蓄電池（安全防護系用）からの給電	蓄電池（安全防護系用）による電源系1系統 ^{*1} が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備		
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	蓄電池（安全防護系用）	所要数 1組	
※1：1系統とは、蓄電池（安全防護系用）1組。		※1：1系統とは、蓄電池（安全防護系用）1組。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
蓄電池（安全防護系用）	蓄電池（安全防護系用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。	蓄電池（安全防護系用）	蓄電池（安全防護系用）が健全であることを確認する。 蓄電池（安全防護系用）の浮動充電時の蓄電池端子電圧が127.1V以上であることを確認する。	定期検査時	発電室長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 蓄電池（安全防護系用）による電源系が動作不能である場合	モード1、2、3および4	A. 蓄電池（安全防護系用）による電源系の全てが動作不能である場合	A.1 当直課長は、モード3にする。 および A.2 当直課長は、モード5にする。 および A.3 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備 ^{*2} が動作可能であることを確認する。 ^{*3} 措置を開始する。	12時間 56時間 速やかに
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して	A. 蓄電池（安全防護系用）による電源系が動作不能である場合	モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵して	A. 蓄電池（安全防護系用）による電源系の全てが動作不能である場合	A.1 原子燃料課長は、照射済燃料の移動を中止する。 ^{*4} および A.2 当直課長は、当該系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.3 当直課長は、1次冷却材中のほう素濃度	速やかに 速やかに 速やかに

表現の変更、運用の明確化等

表現の変更、運用の明確化等（注釈の順番変更。以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更）
 表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-4>

変更前		変更後		差異の理由
<p>いる期間</p> <p>が低下する操作を全て中止する。 および A.4 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行つている場合は、水抜きを中止する。 および A.5 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※3}が動作可能であることを確認する^{※4}措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>が低下する操作を全て中止する。 および A.4 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行つている場合は、水抜きを中止する。 および A.5 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。 および A.6 当直課長は、当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備^{※2}が動作可能であることを確認する^{※3}措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※3：空冷式非常用発電装置をいう。
 ※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※2：空冷式非常用発電装置をいう。
 ※3：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。
 ※4：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-5>

変更前		変更後		差異の理由	
85-15-5	可搬式整流器からの給電	85-15-5	可搬式整流器からの給電		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限			
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限		
可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること	可搬式整流器からの給電	可搬式整流器による電源系1系統※1が動作可能であること		
適用モード	設備	適用モード	設備		
	可搬式整流器 1個		可搬式整流器 1個		
	空冷式非常用発電装置 ※2		空冷式非常用発電装置 ※2		
	号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) ※3		号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) ※3		
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ※3	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号) ※3		
	ディーゼル発電機(他号炉) ※3		ディーゼル発電機(他号炉) ※3		
	燃料油貯油そう(他号炉) ※3		燃料油貯油そう(他号炉) ※3		
	電源車 ※4		電源車 ※4		
	燃料油貯油そう ※5		燃料油貯油そう ※5		
	タンクローリー ※5		タンクローリー ※5		
※1：1系統とは、可搬式整流器1個。		※1：1系統とは、可搬式整流器1個。			
※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		※2：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。			
※3：「85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) (号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号))からの給電」において運転上の制限を定める。		※3：「85-15-2 号機間電力融通恒設ケーブル(3号～4号) (号機間電力融通予備ケーブル(3号～4号))からの給電」において運転上の制限を定める。			
※4：「85-15-3 電源車からの給電」において運転上の制限を定める。		※4：「85-15-3 電源車からの給電」において運転上の制限を定める。			
※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。		※5：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。			
(2) 確認事項		(2) 確認事項			
項目	確認事項	項目	確認事項	頻度	担当
可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	可搬式整流器	所要数が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気 保修課長
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置			
適用モード	条件	適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モードA. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満であること	A.1 当直課長は、1台のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する	モードA. 動作可能な可搬式整流器による電源系が1系統未満であること	A.1 当直課長は、1基のディーゼル発電機を起動し、動作可能であることを確認する	要求される措置	完了時間
					4時間

表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-15-6

変更前		変更後		差異の理由
85-15-6 代替所内電気設備からの給電		85-15-6 代替所内電気設備からの給電		
(1) 運転上の制限		(1) 運転上の制限		
項目		項目		
運転上の制限		運転上の制限		
所要数が使用可能であること		代替所内電気設備からの給電が使用可能であること		表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
代替所内電気設備からの給電		代替所内電気設備からの給電		
適用モード		適用モード		
設備		設備		
所要数		所要数		
1個		1個		
1個		1個		
※1		※1		
※2		※2		
※3		※3		
※3		※3		
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		
タンクローリー		タンクローリー		
燃料油貯油そう		燃料油貯油そう		
※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		※1：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。		
※2：「85-15-5 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。		※2：「85-15-5 可搬式整流器からの給電」において運転上の制限を定める。		
※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備において運転上の制限を定める。		※3：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備において運転上の制限を定める。		
(2) 確認事項		(2) 確認事項		
項目	確認事項	頻度	担当	
代替所内電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器	所要数が使用可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	電気 係長	表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
(3) 要求される措置		(3) 要求される措置		
適用モード	要求される措置	完了時間		
モード	要求される措置	完了時間		
A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、所内電気設備の系統電圧を確認し、使用可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。	4時間		表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 および B.2 当直課長は、モード5にする。	7.2時間		
モード	要求される措置	完了時間		
A. 所要数を満足していない場合	A.1 当直課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに		表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-6>

変更前		変更後		差異の理由
よび使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	台 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	よび使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	電系が使用不能である場合 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。	
よび使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	速やかに 速やかに	よび使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	速やかに 速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-7>

変更前		変更後		差異の理由																							
85-15-7	燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	85-15-7	燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	変更なし																							
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備</td> <td>(1) 燃料油貯油そうの油量が465 m³*1以上あること (2) タンクローリーの所要数及使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>燃料油貯油そう タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>465 m³*1 3台**2*3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が465 m ³ *1以上あること (2) タンクローリーの所要数及使用可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯油そう タンクローリー		所要数		465 m ³ *1 3台**2*3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備</td> <td>(1) 燃料油貯油そうの油量が465 m³*1以上あること (2) タンクローリーの所要数及使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>燃料油貯油そう タンクローリー</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>465 m³*1 3台**2*3</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が465 m ³ *1以上あること (2) タンクローリーの所要数及使用可能であること	適用モード	設備	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯油そう タンクローリー		所要数		465 m ³ *1 3台**2*3	
項目	運転上の制限																										
燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が465 m ³ *1以上あること (2) タンクローリーの所要数及使用可能であること																										
適用モード	設備																										
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯油そう タンクローリー																										
	所要数																										
	465 m ³ *1 3台**2*3																										
項目	運転上の制限																										
燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備	(1) 燃料油貯油そうの油量が465 m ³ *1以上あること (2) タンクローリーの所要数及使用可能であること																										
適用モード	設備																										
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	燃料油貯油そう タンクローリー																										
	所要数																										
	465 m ³ *1 3台**2*3																										
(2) 確認事項	<p>※1：燃料油貯油そう4基分。 ※2：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 ※3：予備機1台を含む、3号炉および4号炉の合計所要数。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>所要数及使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	燃料油貯油そう	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	タンクローリー	所要数及使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	<p>※1：燃料油貯油そう4基分。 ※2：重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。 ※3：予備機1台を含む、3号炉および4号炉の合計所要数。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油そう</td> <td>油量を確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>当直課長</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>所要数及使用可能であることを確認する。</td> <td>3ヶ月に1回</td> <td>タービン 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>	項目	確認事項	頻度	担当	燃料油貯油そう	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長	タンクローリー	所要数及使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長	
項目	確認事項	頻度	担当																								
燃料油貯油そう	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																								
タンクローリー	所要数及使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																								
項目	確認事項	頻度	担当																								
燃料油貯油そう	油量を確認する。	1ヶ月に1回	当直課長																								
タンクローリー	所要数及使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	タービン 保修課長																								

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-7>

変更前				変更後				差異の理由
(3) 要求される措置				(3) 要求される措置				変更なし
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード1、2、3および4	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる。	48時間	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる。	48時間		
	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	48時間	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または B.2 タービン保修課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	48時間		
	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	速やかに	C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直課長は、燃料補給を要する重大事故等対処設備 ^{※5} を動作不能 ^{※6} とみなす。	速やかに		
(3) 要求される措置 (続き)				(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに	A. 燃料油貯油そのの油量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直課長は、燃料油貯油そのの油量を制限値内に回復させる措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保水水を回復する措置を開始する。	速やかに		
	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。	速やかに	B. タンクローリーの所要数を満足していない場合	B.1 タービン保修課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っていない場合は、水抜きを中止する。	速やかに		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-15-7>

変更前		変更後		差異の理由
<p>および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および B.4 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および B.4 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>および B.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>および B.4 タービン保修課長は、代替措置※4を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	<p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	
<p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、可搬式代替低圧注水ポンプ、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				
<p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ）、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				
<p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ）、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				
<p>※4：代替品の補充等。</p> <p>※5：燃料補給を要する重大事故等対処設備とは、空冷式非常用発電装置、電源車、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ）、大容量ポンプおよび大容量ポンプ（放水砲用）をいう。</p> <p>※6：当該可搬型設備の運転上の制限は個別に適用される。</p>				

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

変更前

分類	機 能 ¹⁾	所要ヤ ンネ ル数	モード	所要ヤ ンネ ル数	機 能 ¹⁾	所要ヤ ンネ ル数	モード	所要ヤ ンネ ル数	機 能 ¹⁾	所要ヤ ンネ ル数	項目	頻度	担当
原子炉 設備 の 正 常 運 行	主蒸気ポンプ	1	1	1	代稼ポンプ	1	1	1	代稼ポンプ	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	高圧保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	高圧補助保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	系統除去装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
原子炉 設備 の 正 常 運 行	低圧保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	低圧補助保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	系統除去装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	低圧保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員

変更後

分類	機 能 ¹⁾	所要ヤ ンネ ル数	モード	所要ヤ ンネ ル数	機 能 ¹⁾	所要ヤ ンネ ル数	モード	所要ヤ ンネ ル数	機 能 ¹⁾	所要ヤ ンネ ル数	項目	頻度	担当
原子炉 設備 の 正 常 運 行	主蒸気ポンプ	1	1	1	代稼ポンプ	1	1	1	代稼ポンプ	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	高圧保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	高圧補助保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	系統除去装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
原子炉 設備 の 正 常 運 行	低圧保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	低圧補助保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	系統除去装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員
	低圧保安注入装置	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	1	1	①主蒸気ポンプの他ヤ ンネル ②冷却炉取水タンク水位 ③加圧器水位 ④原子炉水位 ⑤格納容器再循環ポンプ広 域水位	1	定期検査 時	1ヶ月に 1回	当班 検査員

※1：プラント起動に伴う計量状況、真空ポンプ停止および原子炉格納容器減圧運転時のため解除している場合は、動作不能とみなさない。

※2：代稼ポンプに駆動する場合は優先順位であり、代稼ポンプが駆動することを示す。

※3：ヤンネルごとに駆動の条件が異なる。

※4：移動中の運転状態に移動することを強制するものではない。

差異の理由

表現の変更、運用の明確化等（重複する注釈については記載を削除。以下、明記しない箇所については、同じ理由による変更）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

変更前

分類	検 査 ^{※1}	所要ヤンネ数	モード	条件	措置	実行時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器の注水量	主要パラメータ	1	モード1、2、5および6	A.1 当直監視は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 事後検査は、当該計器が故障状態であることを検知し、措置を講じる。 A.3 事後検査は、当該計器を動作可能な状態にする。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ ③燃料取排水循環サブポンプ ④燃料取排水タンク水位 ⑤燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回
	格納容器スプレッド重量	1	モード1、2、5および6	B.1 当直監視は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 事後検査は、当該計器が故障状態であることを検知し、措置を講じる。 B.3 事後検査は、当該計器を動作可能な状態にする。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ ③燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回
原子炉格納容器の注水量	格納容器スプレッド重量	1	モード1、2、5および6	C.1 一つの機器を修理する必要がある場合は、代替パラメータまたは動作不能である場合、動作可能な状態に復旧する。 D. モード1、2、3および4において、条件A、BまたはCのいずれかの場合、動作不能である場合、動作可能な状態に復旧する。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ ③燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回
	格納容器スプレッド重量	1	モード1、2、5および6	E.1 原子炉格納容器は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 原子炉格納容器は、1次冷却中の原子炉格納容器が低下する操作を全て中止する。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回

変更後

分類	検 査 ^{※1}	所要ヤンネ数	モード	条件	措置	実行時間	項目	頻度	担当
原子炉格納容器の注水量	主要パラメータ	1	モード1、2、5および6	A.1 当直監視は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 A.2 事後検査は、当該計器が故障状態であることを検知し、措置を講じる。 A.3 事後検査は、当該計器を動作可能な状態にする。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ ③燃料取排水循環サブポンプ ④燃料取排水タンク水位 ⑤燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回
	格納容器スプレッド重量	1	モード1、2、5および6	B.1 当直監視は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 B.2 事後検査は、当該計器が故障状態であることを検知し、措置を講じる。 B.3 事後検査は、当該計器を動作可能な状態にする。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ ③燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回
原子炉格納容器の注水量	格納容器スプレッド重量	1	モード1、2、5および6	C.1 一つの機器を修理する必要がある場合は、代替パラメータまたは動作不能である場合、動作可能な状態に復旧する。 D. モード1、2、3および4において、条件A、BまたはCのいずれかの場合、動作不能である場合、動作可能な状態に復旧する。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ ③燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回
	格納容器スプレッド重量	1	モード1、2、5および6	E.1 原子炉格納容器は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する。 E.2 原子炉格納容器は、1次冷却中の原子炉格納容器が低下する操作を全て中止する。	①燃料取排水タンク水位 ②燃料取排水循環サブポンプ	選やかに	定期検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回	事後検査 1ヶ月に1回

※1：ブランド別期に伴う計器状況、真空ベンチンズおよび原子炉格納容器漏えい検出器に計器変更による影響がある場合は、動作不能とみなさない。

※2：代替パラメータに取換する審判は優先順位であり、代替パラメータが取換であることを示す。

※3：ヤンネ数にこの重別の案件が適用される。

※4：移動中の燃料の位置は移動するまで妨げない。

差異の理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-16-1>

変更前

分類	主制御パネル	機能	所要ヤーン数	注用モータ	項目	頻度	担当
原子炉下部キャビリティ	代替パラメータ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班
	原子炉下部キャビリティ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班
原子炉下部キャビリティ	代替パラメータ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班
	原子炉下部キャビリティ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班

変更後

分類	主制御パネル	機能	所要ヤーン数	注用モータ	項目	頻度	担当
原子炉下部キャビリティ	代替パラメータ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班
	原子炉下部キャビリティ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班
原子炉下部キャビリティ	代替パラメータ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班
	原子炉下部キャビリティ	①燃料制御棒挿入位置 ②燃料制御棒抽出位置 ③燃料制御棒位置 ④燃料制御棒位置	1	1、2、5および6	運転中に 運転中に 運転中に 運転中に	定期検査時 1ヶ月に1回	当班 当班 当班 当班

差異の理由

※1：プラント運転中に注用モータの故障発生、所要ヤーン不足により原子炉制御棒挿入位置制御に計器保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはなりません。
 ※2：代替パラメータに記憶するデータは定期検査時であり、代替パラメータが記憶されていることを示す。
 ※3：燃料制御棒挿入位置に記憶するデータを始まるものではない。
 ※4：燃料制御棒抽出位置に記憶するデータを始まるものではない。
 ※5：原子炉下部キャビリティ水位および原子炉下部キャビリティ水位について実施する。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-16-1>

変更前

分類	設備 ^{※1}	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所置センサー ^{※3}	測りモード	条件	測り期間	項目	確認事項	担当
原子炉格納容器内の気象観測	可搬型格納容器内気象観測計測装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	1	モード1、2、5および6	①主要パラメータを測る際に、測りモード1、2、5および6が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長
						②方向性気象計測装置が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長
原子炉格納容器内の気象観測	可搬型格納容器内気象観測計測装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	1	モード1、2、5および6	①主要パラメータを測る際に、測りモード1、2、5および6が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長
						②方向性気象計測装置が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長

※1：プロント起動に使う計測校正、主要センサーおよび電子探検線温度水準検出装置は、動作不能とはならない。

※2：代替パラメータに設定する場合は、必ず監視があり、代替パラメータが観測であることを示す。

※3：センサーがごとくに観測する場合は、必ず監視がある。

※4：代替品の補充等、可搬型格納容器内気象観測計測装置に限る。

※5：移動中の原料を指定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

分類	設備 ^{※1}	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所置センサー ^{※3}	測りモード	条件	測り期間	項目	確認事項	担当
原子炉格納容器内の気象観測	可搬型格納容器内気象観測計測装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	1	モード1、2、5および6	①主要パラメータを測る際に、測りモード1、2、5および6が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長
						②方向性気象計測装置が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長
原子炉格納容器内の気象観測	可搬型格納容器内気象観測計測装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	①主要パラメータの予備 ②方向性気象計測装置 ③電子探検線温度水準検出装置 ④電子探検線湿度水準検出装置	1	モード1、2、5および6	①主要パラメータを測る際に、測りモード1、2、5および6が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長
						②方向性気象計測装置が動作可能である場合	運転中に	可搬型格納容器内気象観測計測装置の動作確認	定期検査時	自修係 保修係長

※1：代替品の補充等、可搬型格納容器内気象観測計測装置に限る。

差異の理由

規定内容の適正化（主要パラメータについて所要チャネル数を満足できない場合の措置を追加。A.項挿入に伴い、以降記号ずれ）

規定内容の適正化

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

変更前

分類	種別	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所定パラメータ ^{※1}	適用モード	発生時間	項目	確認事項	担当
A	[7]ニュウラス水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	運転中に 運転中に	燃料格納器 ①高レンダ ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								1ヶ月に1回	取扱係長
B	[7]ニュウラス内水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	7.2時間	①高レンダの機能検査を実施する。 ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								3ヶ月に1回	取扱係長
C	[7]ニュウラス内水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	1.2時間	①高レンダの機能検査を実施する。 ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								3ヶ月に1回	取扱係長
D	[7]ニュウラス内水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	5.6時間	①高レンダの機能検査を実施する。 ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								3ヶ月に1回	取扱係長

※1：プラント運転に伴う計測校正、主要パラメータおよび原子炉格納器組入し運転保護のため閉鎖している場合は、動作不能とはみえない。
 ※2：代替パラメータに取換える場合は緊急時であり、代替パラメータが稼働することを要す。
 ※3：(1)は名称検査(燃料格納器水循環装置)は運転上の制約を適用しない。
 ※4：代替品の検査等(燃料格納器水循環装置)または、アニュウラス水循環装置(制御)の場合。
 ※5：移動中の燃料を研究の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

分類	種別	主要パラメータ	代替パラメータ ^{※2}	所定パラメータ ^{※1}	適用モード	発生時間	項目	確認事項	担当
A	[7]ニュウラス水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	運転中に 運転中に	燃料格納器 ①高レンダ ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								1ヶ月に1回	取扱係長
B	[7]ニュウラス内水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	7.2時間	①高レンダの機能検査を実施する。 ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								3ヶ月に1回	取扱係長
C	[7]ニュウラス内水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	1.2時間	①高レンダの機能検査を実施する。 ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								3ヶ月に1回	取扱係長
D	[7]ニュウラス内水循環装置	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	①可搬型燃料格納器内水循環装置 ②アニュウラス(高レンダ)用可搬型機器	モード1、2、5および6	5.6時間	①高レンダの機能検査を実施する。 ②高レンダの機能検査を実施する。	定期検査時	取扱係長
								3ヶ月に1回	取扱係長

※1：代替品の検査等(可搬型燃料格納器内水循環装置)または、アニュウラス水循環装置(燃料格納器)に限定する。

差異の理由

規定内容の適正化
 表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)

表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)

表現の変更、運用の明確化等(既認可プラントとの記載の整合)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-16-1

変更前

分類	機 能 ^{※1}	所要ヤンネン此数	モード	条件	措置	実行時間	項目	頻度	担当
主要パラメータ モニタ ^{※4}	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
安全補機排気ガスモニタ ^{※4}	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
補助蒸気サブタンク水位 ^{※4}	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
蒸気発生器冷却水水位 蒸気発生器蒸気圧力	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録

変更後

分類	機 能 ^{※1}	所要ヤンネン此数	モード	条件	措置	実行時間	項目	頻度	担当
主要パラメータ モニタ ^{※4}	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
安全補機排気ガスモニタ ^{※4}	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
補助蒸気サブタンク水位 ^{※4}	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録
蒸気発生器冷却水水位 蒸気発生器蒸気圧力	① 高気発生器冷却水水位 ② 高気発生器蒸気圧力	1	モード1、2、5および6	A.1 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.2 高気発生器蒸気圧力が規定値以下に低下した場合、動作不能である。 A.3 高気発生器冷却水水位が規定値以下に低下した場合、動作不能である。	運転中に 運転中に	運転中に	定期検査 1ヶ月に1回	定期検査 1ヶ月に1回	目録 目録

差異の理由

規定内容の適正化（主要パラメータは多様性拡張設備であり、運転上の制限を設けないこととしていたため、主要パラメータを計測する計器全てが動作不能である場合の措置等の記載を削除）（A.項削除に伴い、以降記号ずれ）

※1：プラント定期に準ずる計器は、主要パラメータおよび原子炉格納罐蒸気圧力計測用の計器を除く。動作不能とは異なる。

※2：代償パラメータに取替える計器は定期検査時であり、代償パラメータが稼働することを要す。

※3：（ ）は多様性拡張設備を指す。材料検査時は運転上の制限を適用しない。

※4：修繕中の燃料を計測する位置に格納することを経験済みのことではない。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-16-1>

変更前

分類	種別 ¹⁾	状態 ²⁾	所置子ヤンネン	モード	条件	措置	実行時間	項目	頻度	担当
水素の濃度の検	燃料取用タンク水位	①主要パラメータの他字ヤ ②燃料取用タンク水位	1	モード1, 2, 5および6	A.1 当直監視は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計測保証係数は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計測保証係数は、当該計器が動作可能な状態にする。	速やかに	運転員	運転員	1ヶ月に1回	計測保証係数
	ほうろくタンク水位	①主要パラメータの他字ヤ ②燃料取用タンク水位	1	モード1, 2, 5および6	B.1 当直監視は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計測保証係数は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計測保証係数は、当該計器が動作可能な状態にする。	速やかに	運転員	運転員	1ヶ月に1回	計測保証係数

変更後

分類	種別 ¹⁾	状態 ²⁾	所置子ヤンネン	モード	条件	措置	実行時間	項目	頻度	担当
水素の濃度の検	燃料取用タンク水位	①主要パラメータの他字ヤ ②燃料取用タンク水位	1	モード1, 2, 5および6	A.1 当直監視は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計測保証係数は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計測保証係数は、当該計器が動作可能な状態にする。	速やかに	運転員	運転員	1ヶ月に1回	計測保証係数
	ほうろくタンク水位	①主要パラメータの他字ヤ ②燃料取用タンク水位	1	モード1, 2, 5および6	B.1 当直監視は、主要パラメータが動作可能であることを確認する。 および B.2 計測保証係数は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および B.3 計測保証係数は、当該計器が動作可能な状態にする。	速やかに	運転員	運転員	1ヶ月に1回	計測保証係数

※1：プラント運転に伴う計測校正、異常モニタリングおよび原子炉格納容器最大温度監視に計器保護のため関係している場合は、動作不能とはみなさない。

※2：ヤンネンモードに動作可能な状態であり、代替パラメータが監視可能な状態であることを示す。

※3：ヤンネンモードに動作可能な状態であり、代替パラメータが監視可能な状態であることを示す。

※4：P-6以上において、中性子監視用中性子室は監視可能な状態となるが運転上の問題を満足しないとはみなさない。

※5：稼働中の燃料を所定の位置に移動することを知り得るものではない。

差異の理由

項目	差異
条件	変更後：A.1 当直監視は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計測保証係数は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計測保証係数は、当該計器が動作可能な状態にする。 変更前：A.1 当直監視は、代替パラメータが動作可能であることを確認する。 および A.2 計測保証係数は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。 および A.3 計測保証係数は、当該計器が動作可能な状態にする。
措置	変更後：速やかに 変更前：速やかに
実行時間	変更後：速やかに 変更前：速やかに
項目	変更後：運転員 変更前：運転員
頻度	変更後：1ヶ月に1回 変更前：1ヶ月に1回
担当	変更後：計測保証係数 変更前：計測保証係数

変更前

85-16-2 可搬型計測器

設備	数量	適用モード	所要数を満足できない場合の措置		確認事項	
			条件	措置	項目	頻度
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。	運転可能な状態にあることを確認する。	計装係課長
				A.2 計装係課長は、代替手段 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	30日	計装係課長
			B.条件の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にす	12時間	
				および、		
				B.2 当直課長は、モード5にす	56時間	
		モード6および6	K.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。	運転可能な状態にあることを確認する。	計装係課長
				および、		
				B.2 計装係課長は、代替手段 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	30日	計装係課長

※1：代替品の種別等。

変更後

85-16-2 可搬型計測器

設備	数量	適用モード	所要数を満足できない場合の措置		確認事項	
			条件	措置	項目	頻度
可搬型計測器	40個	モード1、2、3および4	A.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。	運転可能な状態にあることを確認する。	計装係課長
				A.2 計装係課長は、代替手段 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	30日	計装係課長
			B.条件の措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にす	12時間	
				および、		
				B.2 当直課長は、モード5にす	56時間	
		モード6および6	K.動作可能な設備が所要数を満足していない場合	A.1 計装係課長は、当該設備を動作可能な状態に復帰する。	運転可能な状態にあることを確認する。	計装係課長
				および、		
				B.2 計装係課長は、代替手段 ^{※1} を検討し、原子炉主任技術者の承認を得て実施する。	30日	計装係課長

※1：代替品の種別等。

差異の理由

表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）

表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-16-3>

変更前

85-16-3 記録

設備	所要数・系統数	運用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
可燃性ガス計測装置 (格納容器前部 環状ユニット入口温度/出口温度 (S A)用)	4個	モード1、2、 3、4、5および 6	A. 動作可能な設備が所要数を 満足していない場合 および A.2 計測装置は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	A.1 計測装置長は、当該設備 を動作可能な状態に復帰す る措置を開始する。 および A.2 計測装置長は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	速やかに 速やかに	機能検査を 実施すること を可能とする。 および A.2 計測装置長は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	定期検査時 3ヶ月に1回	計測 装置長 保修員
安全パラメータ表 システム (SP DS) SPDS表示装置	1本列 ¹⁾ 4台 ¹⁾	モード1、2、 3、4、5および 6	A. 動作可能な設備が所要数・ 系統数を満足していない場 合	A.1 計測装置長は、当該設備 を動作可能な状態に復帰す る措置を開始する。 および A.2 計測装置長は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	速やかに 速やかに	動作可能な 状態にある ことを確認 する。	1ヶ月に1回	計測 装置長 保修員

※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。

※2：代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

変更後

85-16-3 記録

設備	所要数・系統数	運用モード	条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
可燃性ガス計測装置 (格納容器前部 環状ユニット入口温度/出口温度 (S A)用)	4個	モード1、2、 3、4、5および 6	A. 動作可能な設備が所要数を 満足していない場合 および A.2 計測装置は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	A.1 計測装置長は、当該設備 を動作可能な状態に復帰す る措置を開始する。 および A.2 計測装置長は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	速やかに 速やかに	機能検査を 実施すること を可能とする。 および A.2 計測装置長は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	定期検査時 3ヶ月に1回	計測 装置長 保修員
安全パラメータ表 システム (SP DS) SPDS表示装置	1本列 ¹⁾ 4台 ¹⁾	モード1、2、 3、4、5および 6	A. 動作可能な設備が所要数・ 系統数を満足していない場 合	A.1 計測装置長は、当該設備 を動作可能な状態に復帰す る措置を開始する。 および A.2 計測装置長は、代替措置 を講ずるまで運用す る措置を開始する。	速やかに 速やかに	動作可能な 状態にある ことを確認 する。	1ヶ月に1回	計測 装置長 保修員

※1：3号炉および4号炉の合計所要数・系統数。

※2：代替品の補充またはあらかじめ記録対象パラメータを定め、記録要員を確保すること等をいう。

差異の理由

表現の変更、運用の明確化
等 (既認可プラントとの記
載の整合)

表現の変更、運用の明確化
等 (既認可プラントとの記
載の整合)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-17-1

変更前		変更後		差異の理由																			
85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	85-17-1	居住性の確保および汚染の持ち込み防止	変更なし																			
(1) 運転上の制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備</td> <td>(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンペ(アニュラス浄化排気弁等作動用)</td> <td>1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンペ(アニュラス浄化排気弁等作動用)	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備</td> <td>(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>設備</td> <td>所要数</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンペ(アニュラス浄化排気弁等作動用)</td> <td>1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること	適用モード	設備	所要数	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンペ(アニュラス浄化排気弁等作動用)	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5	
項目	運転上の制限																						
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																						
適用モード	設備	所要数																					
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンペ(アニュラス浄化排気弁等作動用)	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5																					
項目	運転上の制限																						
中央制御室非常用循環系 居住性確保設備 汚染の持ち込み防止設備	(1) 中央制御室あたり中央制御室非常用循環系1系統以上が動作可能であること※1 (2) 可搬型照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能であること																						
適用モード	設備	所要数																					
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	中央制御室非常用循環ファン 中央制御室空調ファン 中央制御室循環ファン 中央制御室非常用循環フィルタユニット 可搬型照明(SA) 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 空冷式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンペ(アニュラス浄化排気弁等作動用)	1台 1台 1台 1基 8個※2 1個※2 1個※2 ※3 ※4 ※4 ※5 ※5 ※5																					
※1：動作可能とは、ファンが手動起動（系統構成含む）できること、または運転中であることをいう。 ※2：3号炉および4号炉の合計所要数 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。 ※5：「85-11-1 水素排出、放射性物質の濃度低減」において運転上の制限を定める。																							

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-17-1>

変更前				変更後				差異の理由
(2) 確認事項				(2) 確認事項				
項目	確認事項	頻度	担当	項目	確認事項	頻度	担当	
中央制御室非常用循環ファン、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。	1ヶ月に1回	当直課長	中央制御室非常用循環ファン	ファンを起動し、動作可能であることを確認する。 中央制御室あたり1台以上のファンを起動し、動作可能であることを確認する*。	1ヶ月に1回	当直課長	表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等
中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。）	定期検査時	原子炉 保修課長	中央制御室非常用循環フィルタユニット	フィルタのよう素除去効率（総合除去率が95%以上であることを確認する。）	定期検査時	原子炉 保修課長	
可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長	可搬型照明(SA)	可搬型照明(SA)が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	電気保修課長	
酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	酸素濃度計	酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	

※6：運転中のファンについては、運転状態により確認する。

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7とともに、その他の設備*9が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間
	B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合	B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満たさせる。 または B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置*9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	C. 条件AまたはB	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間

(3) 要求される措置

適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	A.1 当直課長は、1台の余熱除去ポンプを起動し、動作可能であることを確認する*7とともに、その他の設備*9が動作可能であることを確認する。 および A.2 当直課長は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	4時間
	B. 使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満たしていない場合	B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明(SA)、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満たさせる。 または B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置*9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	C. 条件AまたはB	C.1 当直課長は、モード3にする。	12時間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-17-1>

変更前			変更後			差異の理由
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A. 中央制御室非常用循環系の全ての系統が動作不能である場合</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B. 使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合</p> <p>B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	5 6 時間	<p>および C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>A.1 当直課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 当直課長は、1次冷却系の水抜きを行っている場合は、水抜きを中止する。 および A.3 当直課長は、モード5（1次冷却系非満水）またはモード6（キャビティ低水位）の場合、1次系保有水を回復する措置を開始する。</p> <p>B.1 電気保修課長および放射線管理課長は、使用可能な可搬型照明（SA）、酸素濃度計または二酸化炭素濃度計の所要数を満足させる措置を開始する。 または B.2 電気保修課長および放射線管理課長は、代替措置※9を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。</p>	5 6 時間	変更なし	

※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※9：代替品の補充等。

※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。
 ※8：残りの余熱除去ポンプ1台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。
 ※9：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 第85条 85-18-1

変更前

85-18-1 監視測定装置

機能	設備	所要数 ¹⁾	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ²⁾	確認事項	担当
放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	8個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を可搬している期間	A.動作可能な状態に備わっていること B.動作可能な状態に備わっていること C.放射線計測装置は、放射線計測装置の精度を確保する措置を講ずる。	1年に1回 3ヶ月に1回	放射線管理課長	
	無線サーベイメータ	2個		A.動作可能な状態に備わっていること B.動作可能な状態に備わっていること C.放射線計測装置は、放射線計測装置の精度を確保する措置を講ずる。	1年に1回	放射線管理課長	
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を可搬している期間	A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	1年に1回	放射線管理課長	
	小型気象計	1台		A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	3ヶ月に1回	放射線管理課長	

変更後

85-18-1 監視測定装置

機能	設備	所要数 ¹⁾	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ²⁾	確認事項	担当
放射性物質の濃度および放射線量の測定	可搬式モニタリングポスト	8個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を可搬している期間	A.動作可能な状態に備わっていること B.動作可能な状態に備わっていること C.放射線計測装置は、放射線計測装置の精度を確保する措置を講ずる。	1年に1回 3ヶ月に1回	放射線管理課長	
	無線サーベイメータ	2個		A.動作可能な状態に備わっていること B.動作可能な状態に備わっていること C.放射線計測装置は、放射線計測装置の精度を確保する措置を講ずる。	1年に1回	放射線管理課長	
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を可搬している期間	A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	1年に1回	放射線管理課長	
	小型気象計	1台		A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	3ヶ月に1回	放射線管理課長	

変更前

85-19-1 代替電源設備

項目	設備	所要数 ¹⁾	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ²⁾	確認事項	担当
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を可搬している期間	A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	1年に1回	放射線管理課長	
	小型気象計	1台		A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	3ヶ月に1回	放射線管理課長	

変更後

85-19-1 代替電源設備

項目	設備	所要数 ¹⁾	運用モード	条件	所要数を満足できない場合の措置 ²⁾	確認事項	担当
風向、風速その他の気象条件の測定	可搬式気象観測装置	1個	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を可搬している期間	A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	1年に1回	放射線管理課長	
	小型気象計	1台		A.計測可能な状態に備わっていること B.計測可能な状態に備わっていること C.計測可能な状態に備わっていること	3ヶ月に1回	放射線管理課長	

※1：5号機および1号機の合計所要数。
 ※2：設備毎に個別の条件が適用される。
 ※3：代替品の置き等

※1：5号機および1号機の合計所要数。
 ※2：設備毎に個別の条件が適用される。
 ※3：代替品の置き等

※4：5号機および4号機の空冷式非常用電源装置の増設に使用される。

表現の変更、運用の明確化等

規定内容の適正化（電源確保の設備が電源車（緊急時対策用）から空冷式非常用発電装置に変更となることを踏まえ、修正）
 表現の変更、運用の明確化等

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-19-1>

変更前		変更後		差異の理由																								
85-19-1 代替電源設備からの給電		85-19-1 代替電源設備からの給電		変更なし																								
(1) 運転上の制限																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること</td> <td>1台×2^{※1}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>空冷式非常用発電装置^{※2} 燃料油貯油そう^{※2} タンクローリー^{※2}</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	所要数	電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	1台×2 ^{※1}	適用モード	電源車 (緊急時対策所用)	※3	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置 ^{※2} 燃料油貯油そう ^{※2} タンクローリー ^{※2}	※4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> <th>所要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること</td> <td>1台×2^{※1}</td> </tr> <tr> <td>適用モード</td> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>※3</td> </tr> <tr> <td>モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td> <td>空冷式非常用発電装置^{※2} 燃料油貯油そう^{※2} タンクローリー^{※2}</td> <td>※4</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	所要数	電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	1台×2 ^{※1}	適用モード	電源車 (緊急時対策所用)	※3	モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置 ^{※2} 燃料油貯油そう ^{※2} タンクローリー ^{※2}	※4	
項目	運転上の制限	所要数																										
電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	1台×2 ^{※1}																										
適用モード	電源車 (緊急時対策所用)	※3																										
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置 ^{※2} 燃料油貯油そう ^{※2} タンクローリー ^{※2}	※4																										
項目	運転上の制限	所要数																										
電源車 (緊急時対策所用)	電源車 (緊急時対策所用) 2台が動作可能であること	1台×2 ^{※1}																										
適用モード	電源車 (緊急時対策所用)	※3																										
モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	空冷式非常用発電装置 ^{※2} 燃料油貯油そう ^{※2} タンクローリー ^{※2}	※4																										
※1：緊急時対策所あたりの合計所要数。 ※2：3号炉および4号炉の両方が要求される。 ※3：「85-15-1 空冷式非常用発電装置からの給電」において運転上の制限を定める。 ※4：「85-15-7 燃料油貯油そう、タンクローリーによる燃料補給設備」において運転上の制限を定める。																												
(2) 確認事項																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長 電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	電気 保修課長 電気 保修課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>確認事項</th> <th>頻度</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。</td> <td>1年に1回 3ヶ月に1回</td> <td>電気 保修課長 電気 保修課長</td> </tr> </tbody> </table>		項目	確認事項	頻度	担当	電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	電気 保修課長 電気 保修課長									
項目	確認事項	頻度	担当																									
電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	電気 保修課長 電気 保修課長																									
項目	確認事項	頻度	担当																									
電源車 (緊急時対策所用)	発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常がないことを確認する。 発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1年に1回 3ヶ月に1回	電気 保修課長 電気 保修課長																									
(3) 要求される措置																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用) が2台未満である場合 B. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>A.1 電気保修課長は、電源車 (緊急時対策所用) 2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 電気保修課長は、動作不能となつていない電源車 (緊急時対策所用) の少なくとも</td> <td>30日 10日</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用) が2台未満である場合 B. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用)	A.1 電気保修課長は、電源車 (緊急時対策所用) 2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 電気保修課長は、動作不能となつていない電源車 (緊急時対策所用) の少なくとも	30日 10日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用モード</th> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モード1、2、3および4</td> <td>A. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用) が2台未満である場合 B. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用)</td> <td>A.1 電気保修課長は、電源車 (緊急時対策所用) 2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 電気保修課長は、動作不能となつていない電源車 (緊急時対策所用) の少なくとも</td> <td>30日 10日</td> </tr> </tbody> </table>		適用モード	条件	要求される措置	完了時間	モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用) が2台未満である場合 B. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用)	A.1 電気保修課長は、電源車 (緊急時対策所用) 2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 電気保修課長は、動作不能となつていない電源車 (緊急時対策所用) の少なくとも	30日 10日									
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																									
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用) が2台未満である場合 B. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用)	A.1 電気保修課長は、電源車 (緊急時対策所用) 2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 電気保修課長は、動作不能となつていない電源車 (緊急時対策所用) の少なくとも	30日 10日																									
適用モード	条件	要求される措置	完了時間																									
モード1、2、3および4	A. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用) が2台未満である場合 B. 動作可能な電源車 (緊急時対策所用)	A.1 電気保修課長は、電源車 (緊急時対策所用) 2台を動作可能な状態に復旧する。 または A.2 電気保修課長は、代替措置 ^{※5} を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。 B.1 電気保修課長は、動作不能となつていない電源車 (緊急時対策所用) の少なくとも	30日 10日																									

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-19-1>

変更前		変更後		差異の理由
<p>用)が1台未満である場合</p> <p>C.条件AまたはBの措置を完了する間に達成できない場合</p> <p>モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>も1台を動作可能な状態に復旧する。または</p> <p>B.2 電気保修課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	<p>用)が1台未満である場合</p> <p>C.条件AまたはBの措置を完了する間に達成できない場合</p> <p>モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</p>	<p>も1台を動作可能な状態に復旧する。または</p> <p>B.2 電気保修課長は、代替措置^{※5}を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>C.1 当直課長は、モード3にする。および</p> <p>C.2 当直課長は、モード5にする。</p> <p>12時間</p> <p>56時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>	

※5：代替品の補充等。

※5：代替品の補充等。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-19-2>

変更前		変更後		差異の理由
85-19-2 居住性の確保	85-19-2 居住性の確保			
(1) 運転上の制限	(1) 運転上の制限			
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 居住性確保設備	運転上の制限	運転上の制限	
(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統※1が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること	(1) 緊急時対策所空気浄化系1系統※1が動作可能であること (2) 空気供給装置の所要数が使用可能であること (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること (4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタの所要数が動作可能であること	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	所要数 1台※2 1基※2 720本 1個※2 1個※2 1個※2 1個※2	表現の変更、運用の明確化等
※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基。 ※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。	※1：1系統とは、緊急時対策所非常用空気浄化ファン1台および緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット1基。 ※2：緊急時対策所あたりの合計所要数。			
(2) 確認事項	(2) 確認事項			
緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 酸素濃度計	緊急時対策所空気浄化系 緊急時対策所空気供給装置 酸素濃度計	確認事項 緊急時対策所空気浄化系（ファンおよびフィルタユニット）が動作可能であることを確認する。 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットよう素除去効率（総合除去率が99.75%（有機よう素）以上および99.99%（無機よう素）以上であることを確認する。 空気供給装置の所要数が使用可能であることを確認する。 酸素濃度計が使用可能であることを確認する。	頻度 3ヶ月に1回 1年に1回 3ヶ月に1回 3ヶ月に1回	担当 原子炉保修課長 原子炉保修課長 放射線管理課長 放射線管理課長

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-19-2>

変更前				変更後				差異の理由
二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	機能確認を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	緊急時対策所外可搬型エリアモニタ	機能検査を実施する。	1年に1回	放射線管理課長	表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所外可搬型エリアモニタが動作可能であることを確認する。	3ヶ月に1回	放射線管理課長	

(3) 要求される措置			
適用モード	条件	要求される措置	完了時間
モード1、2、3および4	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモニタまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満たしていない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに
	B. 動作可能な緊急時対策所空気浄化系が1系統未満である場合	B.1 原子炉保修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する。 または B.2 原子炉保修課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満たしていない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または C.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日
	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を使用可能な状態に復旧する。 または D.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	10日

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-19-2>

変更前		変更後		差異の理由
	を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	変更なし
E. 条件B、CまたはDの措置を完了時間内におよび達成できない場合	12時間	E. 条件B、CまたはDの措置を完了時間内におよび達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	
	を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	変更なし
E. 条件B、CまたはDの措置を完了時間内におよび達成できない場合	56時間	E. 条件B、CまたはDの措置を完了時間内におよび達成できない場合	E.1 当直課長は、モード3にする。 E.2 当直課長は、モード5にする。	
(3) 要求される措置 (続き)				
適用モード	条件	要求される措置	完了時間	
モード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所内可搬型エリアモータまたは緊急時対策所外可搬型エリアモニタが所要数を満足していない場合	A.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および A.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
	B. 動作可能な緊急時対策所空気浄化系が1系統未満である場合	B.1 原子炉保研修課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.2 原子炉保研修課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
	C. 使用可能な空気供給装置が所要数を満足していない場合	C.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および C.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	
	D. 使用可能な酸素濃度計または二酸化炭素濃度計が所要数を満足していない場合	D.1 放射線管理課長は、当該設備を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および D.2 放射線管理課長は、代替措置 ^{※3} を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	速やかに	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-19-2>

変更前		変更後		差異の理由
	を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。		を検討し原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	変更なし
※3：代替品の補充等。		※3：代替品の補充等。		

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第85条 85-20-1>

変更前	変更後	差異の理由
<p>※1：3号炉および4号炉の会計所要数・系統数。 ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。 ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。 ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※5：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 ※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。 ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの代替手段は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p>	<p>※1：3号炉および4号炉の会計所要数・系統数。 ※2：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。 ※3：設備ごとに個別の条件が適用される。 ※4：衛星携帯電話設備等の通信機器による通信手段を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴う停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※5：サーバー切替等による一時的なデータ伝送停止は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保することを条件に行う計画的保守および機能試験による停止時（他の事業者等が所掌する設備の点検および試験に伴うデータ伝送停止を含む。）は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。 ※6：衛星電話（固定、携帯、可搬）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、緊急時衛星通報システムおよび統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、原子炉設置者所掌外の設備（通信衛星等の他の事業者等が所掌する設備）の故障等により運転上の制限を逸脱した場合は、当該要求される措置に対する完了時間を除外する。 ※7：連絡要員の追加や、同種の通信機器の追加または他種の通信機器による通信手段の確保による措置をいう。 ※8：安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムの代替手段は、所要の確認対象パラメータを記録し、連絡する要員を確保すること等をいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、通信機器の補充等をいう。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第89条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 第89条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工グループ課長および土木建築工グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において同じ。))を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{*1}。なお、運用方法については、表88-1の例に準拠するものとする。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するた め、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと 判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらか じめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{*1}。</p> <p>3. 各課長(品質保証室長等を除く。)は、表89-1で定める設備について、保全計画に基づ き定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第88条第1項の運転上の制限を満足しな い場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保 修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保 修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外に移行 する前に、運転上の制限外に移した段階で要求される措置^{*2}を順次実施し、その全てが終了 した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置につい ては、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第88条第3項、 第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に 移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項または第3項の場合において要求される 措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第2項の場合において安 全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の 制限外から復帰しているとは判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づく点検・保修および第3項におい て、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合 は、原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合) 第89条 各課(室)長(品質保証室長、品質保証室課長、安全・防災室長、安全・防災室課長、 所長室長、所長室課長(総務)、技術課長、保全計画課長、電気工事グループ課長、機械工事グ ループ課長および土木建築工グループ課長(以下、「品質保証室長等」という。本条において 同じ。))を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制 限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置 を要求される完了時間の範囲内で実施する^{*1}。なお、運用方法については、表88-1の例に 準拠するものとする。</p> <p>2. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するた め、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと 判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらか じめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{*1}。</p> <p>3. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、表89-1で定める設備について、保全計画 に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合は、同表に定める点検時の措置を実施する。</p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第88条第1項の運転上の制限を満足しな い場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項、第2項または第3項に基づく点検・保 修を行う場合、関係課(室)長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施に当たっては、運転上の制限外へ移行した時点を点検・保 修に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 第1項を実施する場合、各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外に移行 する前に、運転上の制限外に移した段階で要求される措置^{*2}を順次実施し、その全てが終了 した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置につい ては、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>8. 第1項、第2項または第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、第88条第3項、 第7項、第8項、第9項および第10項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に 移行する場合は、「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第1項または第3項の場合において要求される 措置または点検時の措置を完了時間内に実施できなかった場合は第2項の場合において安 全措置を実施できなかった場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、運転上の制限外へ移行した場合および運転上の 制限外から復帰しているとは判断した場合は当直課長に通知する。</p> <p>11. 各課(室)長(品質保証室長等を除く。)は、第2項に基づく点検・保修および第3項におい て、完了時間を超えて点検・保修を実施後、運転上の制限外から復帰しているとは判断した場合 は、原子炉主任技術者に報告する。</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第89条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>※3：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※5：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※6}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第89条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p> <p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>※3：「他号炉」とは、3号炉については4号炉をいい、4号炉については3号炉をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>※4：運転上の制限外に移行する前に順次実施し、その全てが終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。なお、移行前に実施した措置については、移行時点で完了したものとみなす。</p> <p>※5：「動作可能であることを確認」とは、ディーゼル発電機2基^{※6}を起動し動作可能であることを確認する。ただし、第89条適用時期が使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間で、かつ、点検期間が30日を超えない場合は、至近の記録により動作可能であることを確認する。</p> <p>※6：モード1、2、3および4以外ではディーゼル発電機に非常用発電機1基を含めることができる。</p> <p>※7：運転中のポンプについては、運転状態により確認する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第94条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車面の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第94条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 補助建屋クレーン、ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料取扱装置、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 原子燃料課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車面の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(4) ウラン・プルトニウム混合酸化新燃料を運搬する場合は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項または第2項の運搬を使用済燃料ピットにおいて実施する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料の落下を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</p> <p>5. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第106条第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>規定内容の適正化（既認可プラントとの記載の整合。4. 追加に伴い、以降番号繰り下げ）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<第95条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>(新燃料の貯蔵)</p> <p>第95条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) ウラン新燃料は、新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下、「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上^{※1}、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、<u>施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</u></p> <p>(3) ウラン新燃料は、補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) <u>使用済燃料ピットにて取り扱う場合は、燃料の落下を防止する措置を講じること。</u></p> <p>(7) <u>使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること。</u></p> <p>(8) 使用済燃料ピットに貯蔵する場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) <u>使用済燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。</u></p> <p>2. <u>原子燃料課長は、第1項(8)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u></p> <p>※1：毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施（以下、本章において同じ）。</p>	<p>規定内容の適正化（既認可プラントとの記載の整合）</p> <p>規定内容の適正化（既認可プラントとの記載の整合）</p> <p>規定内容の適正化（既認可プラントとの記載の整合）</p>

(なし)

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第97条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(燃料の取替等) 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。 (1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) $F^{N_{xy}}$ (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F^{N_{\Delta H}}$ (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F。 3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること(3号炉および4号炉のみ)。 (5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉および4号炉のみ)。</p>	<p>(燃料の取替等) 第97条 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。 2. 原子燃料課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。 (1) 反応度停止余裕 (2) 最大線出力密度 (3) 燃料集合体最高燃焼度 (4) $F^{N_{xy}}$ (5) 減速材温度係数 (6) 最大反応度添加率 (7) 制御棒クラスタ落下時のワーストおよび $F^{N_{\Delta H}}$ (8) 制御棒クラスタ飛出し時のワーストおよび F。 3. 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ原子燃料課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 4. 原子燃料課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。 (1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。 (2) 補助建屋クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。 (3) 燃料の取替に際し、燃料の落下を防止する措置を講じること(3号炉および4号炉のみ)。 (4) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること(3号炉および4号炉のみ)。 (5) 原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含め0.98以下となることを確認し、管理すること(3号炉および4号炉のみ)。 (6) 使用済燃料ピット内の燃料の移動にあたっては、誤配置を防止する措置を講じること。 5. 原子燃料課長は、第4項(5)における燃料移動の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>規定内容の適正化(既認可プラットフォームとの記載の整合)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第98条>

変更前	変更後	差異の理由																				
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表98-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の燃料配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>表98-1</p> <table border="1" data-bbox="1220 1550 1401 2143"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉、4号炉	2号炉	2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉、4号炉	4号炉	3号炉、4号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表98-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。また、3号炉および4号炉について、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに使用済燃料ピットにおいては、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。<u>また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</u></p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 使用済燃料の落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(6) 使用済燃料ピット周辺に設置する設備については、使用済燃料ピットに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(7) 使用済燃料ピットクレーン使用時の吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(8) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保することを、(1)に定める巡視点検時に確認すること。（3号炉および4号炉のみ）</p> <p>(9) 使用済燃料ピット内の燃料の配置変更を行う場合は、燃料の移動開始前に未臨界性評価を行い、実効増倍率が不確定性を含めて0.98以下となることを確認し、管理すること（3号炉および4号炉のみ）。</p> <p>(10) 使用済燃料の移動に当たっては、誤配置を防止する措置を講じること。</p> <p>2. 原子燃料課長は、第1項(9)における燃料移動の実施計画を作成し、<u>原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u></p> <p>表98-1</p> <table border="1" data-bbox="1220 654 1401 1249"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>3号炉、4号炉</td> </tr> </tbody> </table>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉、4号炉	2号炉	2号炉、3号炉、4号炉	3号炉	3号炉、4号炉	4号炉	3号炉、4号炉	<p>規定内容の適正化（既認可プラントとの記載の整合）</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>規定内容の適正化（既認可プラントとの記載の整合）</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉																					
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉																					
3号炉	3号炉、4号炉																					
4号炉	3号炉、4号炉																					
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																					
1号炉	1号炉、3号炉、4号炉																					
2号炉	2号炉、3号炉、4号炉																					
3号炉	3号炉、4号炉																					
4号炉	3号炉、4号炉																					

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第100条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[*]または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(6)イイに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(6)イイに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(6)イイに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉炉修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉炉修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽壁保管庫における放射性固体廃棄物ならびに</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[*]または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電室長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫(以下、「廃棄物庫」という。)に保管する。</p> <p>(2) 1号炉および2号炉で発生したイオン交換器廃樹脂は、発電室長が廃樹脂タンクまたは廃樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、イオン交換器廃樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イイに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。貯蔵したイオン交換器廃樹脂を廃樹脂処理装置で処理する場合は、発電室長が処理し、処理済樹脂は(7)イイに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は発電室長が液体廃棄物処理設備で処理、または廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管する。</p> <p>(3) 3号炉および4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、発電室長が使用済樹脂タンクまたは使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。また、脱塩塔使用済樹脂のうち、低線量のものについて雑固体廃棄物として取扱ひ、(7)イイに基づき処理した後、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。ドラム缶に固型化する場合、発電室長が固化装置で固型化し、放射線管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、原子炉炉修課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。ただし、このうち3号炉および4号炉の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等については、機械工グループ課長が、また、3号炉および4号炉で取り外した原子炉容器上部ふたの搬出に伴い除去した鉄筋コンクリートの雑固体廃棄物については、土木建築課長が、それぞれ汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長、計装係課長および原子炉係課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) 1号炉および2号炉の外周コンクリート壁一部撤去に伴い発生したコンクリート、鉄筋および埋め込み金物は、土木建築課長が、汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、放射線管理課長が外部遮蔽壁保管庫に保管する。</p> <p>(7) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線管理課長が確認した上で、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電室長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線管理課長がベイラで圧縮減容する。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第1項において封入または固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表133-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 原子燃料課長、放射線管理課長、当直課長、計装係課長および原子炉炉修課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線管理課長は、廃棄物庫および外部遮蔽壁保管庫における放射性固体廃棄物ならびに</p>	<p>規定内容の適正化(参照 項番号の適正化)</p> <p>規定内容の適正化(参照 項番号の適正化)</p> <p>規定内容の適正化(参照 項番号の適正化)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第100条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>蒸気発生器保管庫における蒸気発生器および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係管理課長および原子炉係管理課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>蒸気発生器保管庫における蒸気発生器および原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、1号炉および2号炉にあっては廃樹脂タンクおよび廃樹脂貯蔵タンクの水位、3号炉および4号炉にあっては使用済樹脂タンクの水位および使用済樹脂貯蔵タンクの圧力を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、廃樹脂タンク等における使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 当直課長は、1号炉および2号炉にあっては、廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクにおける廃液の保管状況を確認するために、1日に1回、濃縮廃液タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線管理課長は、当該濃縮廃液タンクにおける廃液の保管量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(4) 原子燃料課長、計装係管理課長および原子炉係管理課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、廃棄物庫、外部遮蔽壁保管庫および蒸気発生器保管庫の目に付きやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車面への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第106条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第106条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう(以下、本条において同じ)。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 115 条 >

変更前	変更後	差異の理由																																																																																																
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 115 条 放射線管理課長および計装保修課長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 115</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>退出モニタ</td> <td></td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>3 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器</td> <td>モニタポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モニタステーション</td> <td></td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エリアモニタ</td> <td></td> <td>40 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td>環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td></td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 1 台は表 103 の試料放射能測定装置と共用 ※ 2 : 管理区域外測定用の 4 台を含む。 ※ 3 : 環境放射能用計測器は、美浜発電所、大飯発電所と共用</p>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台		汚染密度測定用サーベイメータ		4 台		退出モニタ		4 台		試料放射能測定装置		3 台 ^{※1}		積算線量計		1 式	放射線監視用計測器	モニタポスト	放射線管理課長	5 台		モニタステーション		1 台		エリアモニタ		40 台 ^{※2}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 ^{※1}		積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第 115 条 放射線管理課長および計装保修課長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 115 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 115</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>退出モニタ</td> <td></td> <td>4 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>3 台^{※2}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>放射線監視用計測器</td> <td>モニタポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>モニタステーション</td> <td></td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エリアモニタ</td> <td></td> <td>40 台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計測定装置</td> <td></td> <td>1 台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 3 号炉および 4 号炉の重大事故等対処設備は「85-18-1 監視測定設備」において管理する。 ※ 2 : 1 台は表 103 の試料放射能測定装置と共用 ※ 3 : 管理区域外測定用の 4 台を含む。 ※ 4 : 環境放射能用計測器は、美浜発電所、大飯発電所と共用</p>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台		汚染密度測定用サーベイメータ		4 台		退出モニタ		4 台		試料放射能測定装置		3 台 ^{※2}		積算線量計		1 式	放射線監視用計測器	モニタポスト	放射線管理課長	5 台		モニタステーション		1 台		エリアモニタ		40 台 ^{※3}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 ^{※1}		積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}	<p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）（※ 1 追加に伴い、以降番号繰り下げ）</p> <p>表現の変更、運用の明確化等（既認可プラントとの記載の整合）</p>
分類	計測器種類	担当	数量																																																																																															
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台																																																																																															
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台																																																																																															
	汚染密度測定用サーベイメータ		4 台																																																																																															
	退出モニタ		4 台																																																																																															
	試料放射能測定装置		3 台 ^{※1}																																																																																															
	積算線量計		1 式																																																																																															
放射線監視用計測器	モニタポスト	放射線管理課長	5 台																																																																																															
	モニタステーション		1 台																																																																																															
	エリアモニタ		40 台 ^{※2}																																																																																															
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 ^{※1}																																																																																															
	積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}																																																																																															
分類	計測器種類	担当	数量																																																																																															
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1 台																																																																																															
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5 台																																																																																															
	汚染密度測定用サーベイメータ		4 台																																																																																															
	退出モニタ		4 台																																																																																															
	試料放射能測定装置		3 台 ^{※2}																																																																																															
	積算線量計		1 式																																																																																															
放射線監視用計測器	モニタポスト	放射線管理課長	5 台																																																																																															
	モニタステーション		1 台																																																																																															
	エリアモニタ		40 台 ^{※3}																																																																																															
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1 台 ^{※1}																																																																																															
	積算線量計測定装置		1 台 ^{※1}																																																																																															

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(保守管理計画) 第120条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>第8章 保守管理</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7. 3 参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第120条の2に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保安を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7. 3 参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 原子力部門は、2. の保守管理目標を達成するため4. より11. からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7. 3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保安を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 多様性拡張設備※1(3号炉および4号炉)</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5. 保全重要度の設定</p>	<p>(保守管理計画) 第120条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>第8章 保守管理</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程(JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7. 3 参照)を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第120条の2に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には、長期保守管理方針に従い保安を実施することを保守管理の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7. 3 参照)を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 原子力部門は、2. の保守管理目標を達成するため4. より11. からなる保全プログラムを策定する。</p> <p>また、12. の保守管理の有効性評価の結果、および保守管理を行う観点から特別な状態(7. 3 参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保安を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 多様性拡張設備※1(3号炉および4号炉)</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1：多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>5. 保全重要度の設定</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>原子力部門は、4. の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保安重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保安の有効性を監視、評価するために5. の保安重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>系統レベルの保安活動管理指標として、5. (1) の保安重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、1.1. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえ設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第20条から第86条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画</p>	<p>原子力部門は、4. の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の保安重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保安の有効性を監視、評価するために5. の保安重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保安活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>系統レベルの保安活動管理指標として、5. (1) の保安重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（3号炉および4号炉）に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>② 非待機（UA）時間^{※2}</p> <p>※2：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する（以下、本条において同じ）。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保安活動管理指標の目標値を設定する。また、1.1. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保安活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保安活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえ設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>② 非待機（UA）時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第20条から第86条の2の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保安活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、4. の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (7. 1 参照)</p> <p>b. 補修、取替えおよび改造計画 (7. 2 参照)</p> <p>c. 特別な保全計画 (7. 3 参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、5. の保安重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1 1. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p>	<p>には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、4. の保安対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (7. 1 参照)</p> <p>b. 補修、取替えおよび改造計画 (7. 2 参照)</p> <p>c. 特別な保全計画 (7. 3 参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、5. の保安重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、1 1. の保安の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<第120条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法をおよび修復時期を定める。</p> <p>7. 2 補修、取替えおよび改造計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法</p>	<p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法をおよび修復時期を定める。</p> <p>7. 2 補修、取替えおよび改造計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※3}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※4}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物をいう(以下、本条および第133条において同じ)。</p> <p>※4：法令に基づき手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)、第43条の3の12(燃料体検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査)、ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう(以下、本条および第133条において同じ)。</p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画</p> <p>b. 設計管理</p> <p>c. 調達管理</p> <p>d. 工事管理</p> <p>(3) 原子力部門は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定められたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の</p>	<p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※3：安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物をいう(以下、本条および第133条において同じ)。</p> <p>※4：法令に基づき手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(工事の計画の認可)、第43条の3の10(工事の計画の届出)、第43条の3の11(使用前検査)、第43条の3の12(燃料体検査)および第43条の3の13(溶接安全管理検査)、ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう(以下、本条および第133条において同じ)。</p> <p>7. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、7. で定めた保全計画にしたがって点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画</p> <p>b. 設計管理</p> <p>c. 調達管理</p> <p>d. 工事管理</p> <p>(3) 原子力部門は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定められたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期^{※5}までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置</p> <p>(1) 原子力部門は、以下のa.およびb.の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)a.およびb.の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、1.1.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置および予防処置</p> <p>(1) 原子力部門は、以下のa.およびb.の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 原子力部門は、(1)a.およびb.の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>原子力部門は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 原子力部門は、1.1.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 原子力部門は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第120条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>13. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>13. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第121条＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>第9章 非常時の措置</p> <p>(原子炉防災組織)</p> <p>第121条 安全・防災室長は、原子炉災害の発生または拡大を防止するため、図121に示す原子炉防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電所原子炉緊急時対策本部（以下、「発電所対策本部」という。）の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子炉災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。</p>	<p>第9章 非常時の措置</p> <p>(原子炉防災組織)</p> <p>第121条 安全・防災室長は、原子炉災害の発生または拡大を防止するため、図121に示す原子炉防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>2. 発電所原子炉緊急時対策本部（以下、「発電所対策本部」という。）の本部長は、所長とする。ただし、安全・防災室長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>3. 原子炉災害対策特別措置法に基づき措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する（以下、本章において同じ）。</p>	<p>表紙の記載が変更されたことによる。</p>
<p>第121条 図 原子炉防災組織図</p>	<p>第121条 図 原子炉防災組織図</p>	<p>図121の組織図は、発電所が一部に特殊災害が発生した場合は特殊災害と判断し、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 発電所対策本部の本部長は、所長とする。 2. 発電所対策本部の本部長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第127条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(原子力防災体制等の発令) 第127条 所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。 所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、<u>発電所原子力緊急時対策本部</u>の要員を召集し、<u>発電所原子力緊急時対策本部</u>を設置する。 所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。</p>	<p>(原子力防災体制等の発令) 第127条 所長は、警戒事象の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、警戒体制を発令して、発電所警戒本部の要員を召集し、発電所警戒本部を設置する。 所長は、警戒体制、または原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。 2. 所長は、特定事象等の発生について報告を受け、または自ら発見した場合は、原子力防災体制を発令して、<u>発電所対策本部</u>の要員を召集し、<u>発電所対策本部</u>を設置する。 所長は、原子力防災体制を発令した場合は、直ちに原子力発電部門統括に報告する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
＜第133条＞

変更前	変更後	差異の理由																																																												
<p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正^{※1}に作成(表133-1第1項および第2項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正^{※1}に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	2. 定期検査の結果			3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名			(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	(2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名			(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名			(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名			5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する	<p>第11章 記録および報告</p> <p>(記録)</p> <p>第133条 各課(室)長は、表133-1および表133-2に定める保安に関する記録を適正^{※1}に作成(表133-1第1項および第2項を除く)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 原子力部門は、表133-3に定める保安に関する記録を適正^{※1}に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないこと(以下、本条において同じ)。</p> <p>表133-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録(実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する</td> </tr> </tbody> </table>	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	2. 定期検査の結果			3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名			(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	(2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名			(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名			(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名			5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																																												
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																																												
2. 定期検査の結果																																																														
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																												
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名																																																														
(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																												
(2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名																																																														
(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名																																																														
(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名																																																														
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する																																																												
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																																																												
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																																																												
2. 定期検査の結果																																																														
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																												
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名																																																														
(1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																												
(2) 点検・補修等の結果(安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む。)およびその担当者の氏名																																																														
(3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名																																																														
(4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名																																																														
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する																																																												

高浜発電所原子炉施設保安規定
 < 第133条 >

変更前		変更後		差異の理由
の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者 の氏名	計画の改定までの期間	の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者 の氏名	計画の改定までの期間	変更なし
6. 熱出力	10年間	原子炉に燃料が装荷	10年間	
7. 炉心の中性子束密度	10年間	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10年間	
8. 炉心の温度	10年間		10年間	
※2: 記録可能な状態において常に記録することの意味しており、点検・故障または消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。				
表133-1 (続き)				
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間
9. 冷却材入口温度	モード1 および2に おいて1時間毎	9. 冷却材入口温度	モード1 および2に おいて1時間毎	10年間
10. 冷却材出口温度		10. 冷却材出口温度		10年間
11. 冷却材圧力	モード1 および2に おいて1時間毎	11. 冷却材圧力	モード1 および2に おいて1時間毎	10年間
12. 冷却材流量		12. 冷却材流量		10年間
13. 制御棒位置		13. 制御棒位置		1年間
14. 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)		14. 再結合装置内の温度 (3号炉および4号炉)		1年間
(1) 静的触媒式水素再結合装置温度	運転中※3 1時間毎	(1) 静的触媒式水素再結合装置温度	運転中※3 1時間毎	
(2) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度		(2) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度		
15. 原子炉内における冷却材の純度および 毎日の補給量	モード1 および2に おいて毎日1回 配置または配置替え の都度	15. 原子炉内における冷却材の純度および 毎日の補給量	モード1 および2に おいて毎日1回 配置または配置替え の都度	1年間 取出後10年間
16. 原子炉内における燃料体の配置		16. 原子炉内における燃料体の配置		
17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間
19. 運転開始日時	その都度	19. 運転開始日時	その都度	1年間
20. 臨界到達日時	同上	20. 臨界到達日時	同上	1年間
21. 運転切替日時	同上	21. 運転切替日時	同上	1年間
22. 緊急しや断日時	同上	22. 緊急しや断日時	同上	1年間
23. 運転停止日時	同上	23. 運転停止日時	同上	1年間
24. 警報装置から発せられた警報の内容※4	その都度	24. 警報装置から発せられた警報の内容※4	その都度	1年間
25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名なら びにこれらの者の交代の日時および交代時の 引継事項	交代の都度	25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名なら びにこれらの者の交代の日時および交代時の 引継事項	交代の都度	1年間
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置	配置または配置替え の都度	26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の 配置	配置または配置替え の都度	5年間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

変更前			変更後			差異の理由
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間 取出後10年間	27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間 取出後10年間	
28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後(装荷予定のない場合を除く)	10年間	28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後(装荷予定のない場合を除く)	10年間	
29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	29. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	
※3：添付3「重大事故等および大規模損壊対応にかか る 実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素燃焼装置を起動している期間。 ※4：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。						
※3：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に 係 る実施基準」に定める判断基準により、原子炉格納容器水素燃焼装置を起動している期間。 ※4：「警報装置から発せられた警報」とは、実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報をいう。						
表133-1 (続き)						
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)			記録すべき場合※2			保存期間
31. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の密度	毎週1回	10年間	31. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	※6	32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月毎に1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	※6	
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以	※6	33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以	※6	

高浜発電所原子炉施設保安規定

< 第 133 条 >

変更前		変更後		差異の理由
降に限る)		降に限る)		
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	※6	34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	※6	変更なし
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間にわたる当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	※6	35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間にわたる当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	※6	
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	1年間	36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	1年間	
<p>※5：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。 ※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p>				
<p>表 133-1 (続き)</p>				
記録 (美用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	記録 (美用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合※2	保存期間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	※7
38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※7
39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※7
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※7
42. 事故の原因	同上	42. 事故の原因	同上	※7
43. 事故後の処置	同上	43. 事故後の処置	同上	※7

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

変更前		変更後		差異の理由
44. 風向および風速	連続して	連続して	10年間	変更なし
45. 降雨量	同上	同上	10年間	
46. 大気温度	同上	同上	10年間	
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	策定の都度	3年間	
48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	実施の都度	3年間	

※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。

表133-2

記録(実用炉規則第37条 および第57条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 溶接事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	記録すべき場合 検査の都度	保存期間 当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間 当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間
2. 定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理	検査の都度	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

変更前		変更後		差異の理由
(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※9 1. 文書化した、品質方針および品質目標 2. 第3条に定める品質保証計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程 3. JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 予防処置通達	記録すべき場合 変更の都度 変更の都度 変更の都度	保存期間 変更後5年が経過するまでの期間 変更後5年が経過するまでの期間 変更後5年が経過するまでの期間	
(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※9 1. 文書化した、品質方針および品質目標 2. 第3条に定める品質保証計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程 3. JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 予防処置通達	記録すべき場合 変更の都度 変更の都度 変更の都度	保存期間 変更後5年が経過するまでの期間 変更後5年が経過するまでの期間 変更後5年が経過するまでの期間	表現の変更、運用の明確化等(注記番号の見直し)
(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)※9 1. 文書化した、品質方針および品質目標 2. 第3条に定める品質保証計画および原子力発電の安全に係る品質保証規程 3. JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の社内標準 (1) 原子力部門における文書・記録管理通達 (2) 原子力部門における内部監査通達 (3) 不適合管理および是正処置通達 (4) 予防処置通達 4. 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、組織が必要と判断した次の文書 (1) グレード分け通達 (2) 安全文化通達 (3) 品質目標通達 (4) 内部コミュニケーション通達 (5) 要員・組織計画通達 (6) 教育・訓練通達 (7) 運転管理通達 (8) 原子燃料管理通達 (9) 放射性廃棄物管理通達 (10) 放射線管理通達 (11) 保守管理通達 (12) 非常時の措置通達 (13) 安全管理通達 (14) 原子燃料サイクル通達 (15) 原子力技術業務要綱 (16) 外部コミュニケーション通達 (17) 設計・開発通達	記録すべき場合 変更の都度 変更の都度 変更の都度	保存期間 変更後5年が経過するまでの期間 変更後5年が経過するまでの期間 変更後5年が経過するまでの期間	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

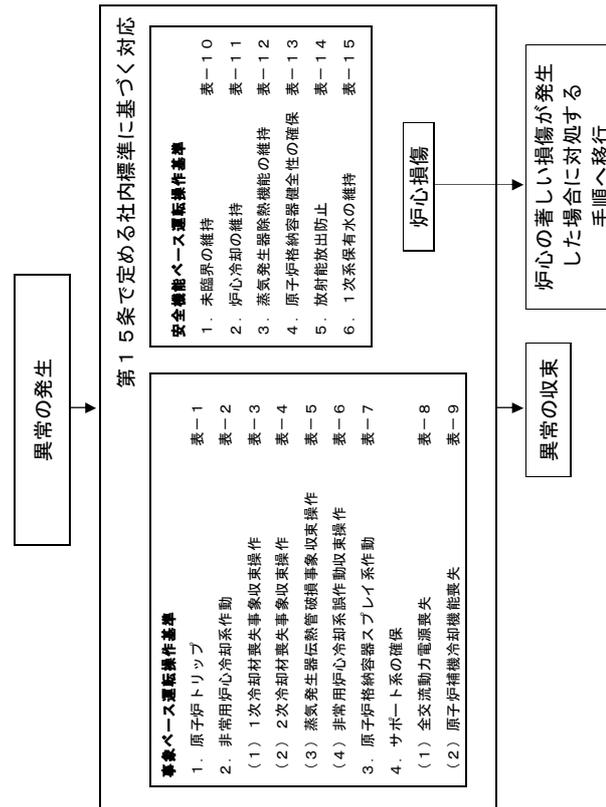
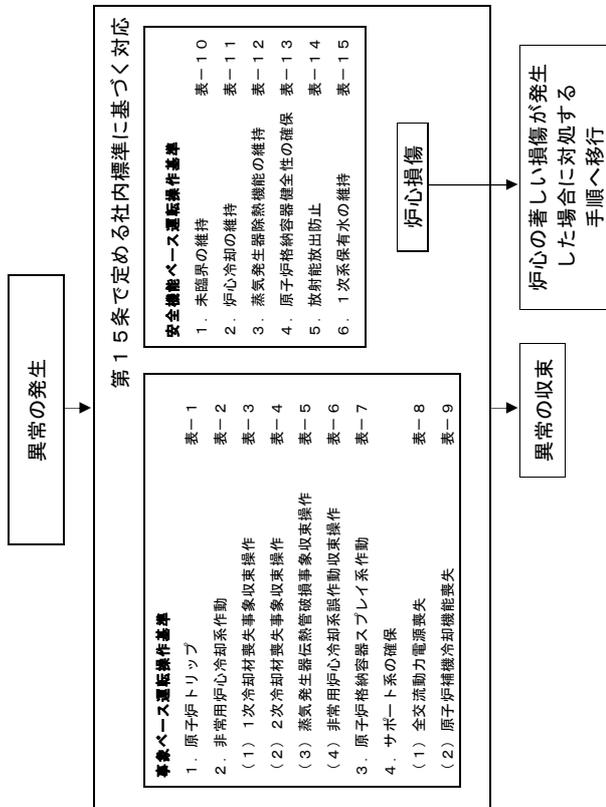
変更前		変更後		差異の理由
(18) 原子力部門における調達管理通達 (19) 監視機器・測定機器管理通達 (20) 検査・試験通達 (21) データ分析通達 (22) 火災防護通達		(18) 原子力部門における調達管理通達 (19) 監視機器・測定機器管理通達 (20) 検査・試験通達 (21) データ分析通達 (22) 火災防護通達		表現の変更、運用の明確化等（注記番号の見直し） 表現の変更、運用の明確化等（注記番号の見直し）
※9：表133-1および表133-2に掲げるものを除く。				
表133-3（続き）				
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）※9	記録すべき場合	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）※8	記録すべき場合	保存期間
5. JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録 (3) 業務の計画で必要と定めた記録（本項の他に定めるものを除く。） (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録 (7) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録 (9) 設計・開発の変更の記録 (10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録 (12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年		
5. JEAC4111の要求事項に基づき作成する次の記録 (1) マネジメントレビューの結果の記録 (2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録 (3) 業務の計画で必要と定めた記録（本項の他に定めるものを除く。） (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録 (7) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録 (8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録 (9) 設計・開発の変更の記録 (10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録 (11) 供給者の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録 (12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13) 業務・原子炉施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	作成の都度	5年	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <第133条>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正または検証に用いた基準の記録</p> <p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) 不適合の性質、不適合に対してもとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(21) 是正処置の結果の記録</p> <p>(22) 予防処置の結果の記録</p>	<p>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正または検証に用いた基準の記録</p> <p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証の結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) <u>検査および試験の合否判定基準への適合の記録</u></p> <p>(20) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録</u></p> <p>(21) 不適合の性質、不適合に対してもとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22) 是正処置の結果の記録</p> <p>(23) 予防処置の結果の記録</p>	<p>規定内容の適正化 (JEAC4111改定に伴う記録項目追加。(20)項追加に伴い、以降番号繰り下げ)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <附則>

変更前	変更後	差異の理由
	<p>附 則 (年 月 日 平成26原安管通達第3号一) (施行期日) 第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。 この規定は、原子力規制委員会の認可を受け、10日を超えない範囲で施行する。</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>異常時の運転操作基準（3号炉および4号炉）</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することとを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合は事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p> 	<p>異常時の運転操作基準（3号炉および4号炉）</p> <p>炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので、著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために、原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること、および発電所外への放射能の放出を防止するために、原子炉格納容器の健全性を確保することとを目的として、原子炉の未臨界の維持、原子炉冷却の維持、原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め、異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。</p> <p>異常発生時には、事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し、事象に適した運転操作基準を使用する。</p> <p>事象ベース運転操作基準が適用できない場合は事象ベース運転操作基準による操作中において、安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば、安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。</p> <p>これらの運転操作基準による対応で事故収束せず、炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し、対応処置を実施する。</p> <p>なお、当直課長は、安全上必要と判断した場合は、本運転操作基準にかかわらず、安全側の処置を講じることができる。</p> 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付1>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3 (高温停止) を確立する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉を手動トリップした場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉トリップの確認</u> 1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。 2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップしや断器の開放表示灯の点灯 ・制御棒炉底位置表示灯の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 3. 手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u> 1. タービンがトリップし、引き継ぎ発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u> 1. タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3 (高温停止) となることを、1次冷却材温度により確認する。 2. 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 3. 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u> 1. 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>表-1 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 1. 原子炉トリップ</p> <p>① 目的 ・原子炉を停止し、未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し、モード3 (高温停止) を確立する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉トリップの確認</u> 1. 原子炉トリップの警報発信を確認する。 2. 制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを、以下により確認する。なお、原子炉が自動トリップする設定値になっても、自動トリップしない場合には、手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップしや断器の開放表示灯の点灯 ・制御棒炉底位置表示灯の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 3. 自動または手動による原子炉トリップに成功しなければ、『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。</p> <p><u>タービン・発電機トリップの確認</u> 1. タービンがトリップし、引き継ぎ発電機がトリップしたことを確認する。なお、自動トリップしなければ、手動によりトリップを行う。</p> <p><u>蒸気発生器による除熱確認</u> 1. タービンバイパス弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し、モード3 (高温停止) となることを、1次冷却材温度により確認する。 2. 蒸気発生器水位異常低信号の発信により、補助給水ポンプが起動し、蒸気発生器へ注水されることを確認する。 3. 補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。</p> <p><u>加圧器圧力・水位の整定</u> 1. 加圧器逃がし弁が閉止しており、加圧器圧力が正常であることを確認する。 2. 加圧器水位が正常であることを確認する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p> <p>規定内容の適正化 (既認可プラントとの記載の整合)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-2 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>非常用炉心冷却系警報の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動信号の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。 <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動機器の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していただければ手動にて起動を試みる。 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。 <p><u>主給水系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。 <p><u>中央制御室換気系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。 	<p>表-2 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に、炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p><u>非常用炉心冷却系警報の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動信号の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお、非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて信号を発信させる。 <p><u>原子炉トリップの確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。 <p><u>非常用炉心冷却系作動機器の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 非常用炉心冷却系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお、自動起動していただければ手動にて起動を試みる。 非常用炉心冷却系作動シーケンスにより、非常用炉心冷却系作動機器が、自動作動することを確認する。なお、自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。 <p><u>主給水系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 主給水系の隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。 <p><u>中央制御室換気系隔離状態の確認</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお、隔離できていない場合は手動にて隔離を試みる。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付1>

変更前	変更後	差異の理由
<p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならないならば回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力および水位 ・ 1次冷却材圧力および温度 ・ 蒸気発生器圧力および水位 ・ 原子炉格納容器圧力およびサンブ水位 ・ 各非常用炉心冷却系流量 ・ 放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器圧力の上昇 ・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・ 原子炉格納容器サンブ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器水位の低下 ・ 加圧器圧力の低下 ・ 原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力上昇 	<p>主蒸気系隔離状態の確認</p> <p>1. 主蒸気系隔離作動信号が発信されれば、当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお、正規の状態にならないならば回復を試みる。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が上昇し、原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば、『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。</p> <p>原子炉冷却系の状況確認</p> <p>1. 各パラメータの確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器圧力および水位 ・ 1次冷却材圧力および温度 ・ 蒸気発生器圧力および水位 ・ 原子炉格納容器圧力およびサンブ水位 ・ 各非常用炉心冷却系流量 ・ 放射線モニタ <p>事象判別</p> <p>1. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器圧力の上昇 ・ 原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・ 原子炉格納容器サンブ水位の上昇 <p>2. 以下の徴候がある場合は、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し、『1次冷却材喪失事象収束操作【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加圧器水位の低下 ・ 加圧器圧力の低下 ・ 原子炉格納容器外での漏えい確認、または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・ 余熱除去ポンプ出口圧力上昇 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・ 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>3. 以下の徴候がある場合は、2次冷却材喪失事象と判断し、『2次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が連続して低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の2次側圧力および水位が異常に低下 ・ 1基または全ての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 <p>4. 以下の徴候がある場合は、蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し、『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復水器空気抽出器ガスモニタ、蒸気発生器ブロワーダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・ 破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 <p>5. 以下の場合は、非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し、『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象、原子炉格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象、2次冷却材喪失事象、蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付1>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-3 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。</p> <p>モード5 (低温停止) への移行 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替〕 1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 2. 格納容器再循環サンプルを水源として長期的な冷却を継続する。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕 1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。</p>	<p>表-3 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。</p> <p>モード5 (低温停止) への移行 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替〕 1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 2. 格納容器再循環サンプルを水源として長期的な冷却を継続する。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕 1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。</p>	<p>変更なし</p>
<p>表-3 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。</p> <p>モード5 (低温停止) への移行 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替〕 1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 2. 格納容器再循環サンプルを水源として長期的な冷却を継続する。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕 1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。</p>	<p>表-3 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (1) 1次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的 ・ 1次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 【原子炉格納容器内での1次冷却材喪失事象】 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 2. 非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず、燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕へ移行する。</p> <p>モード5 (低温停止) への移行 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替〕 1. 低圧注入系および高圧注入系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕へ移行する。 2. 格納容器再循環サンプルを水源として長期的な冷却を継続する。 ・ 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプル切替後に、原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ、〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕へ移行する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替不能〕 1. 非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系 1 系統のみとする。</p> <p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替循環を停止する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 2. 原子炉補機冷却水ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。 3. 原子炉補機冷却水ポンプ全台中止の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。 ・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、低圧または高圧再循環運転を実施する。 4. <u>1 次冷却材温度が飽和温度以上に達すれば</u>、代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。 	<p>2. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系 1 系統のみとする。</p> <p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させ、破断流を減少させる。</p> <p>4. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器スプレイ系と低圧注入系との接続による非常用炉心冷却系の代替循環を開始する。</p> <p>6. 燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以下となれば、燃料取替用水タンクを水源としている全てのポンプを停止し、水位が回復すれば、運転を再開する。</p> <p>7. 非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば、非常用炉心冷却系の代替循環を停止する。</p> <p>〔非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 2. 原子炉補機冷却水ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ、〔非常用炉心冷却系再循環切替〕に戻る。 3. 原子炉補機冷却水ポンプ全台中止の場合は、低圧注入系の冷却のため空調用冷水系により代替補機冷却を開始する。 ・空調用冷水系による代替補機冷却ができない場合は、大容量ポンプを用いた海水通水による代替補機冷却を行い、低圧または高圧再循環運転を実施する。 4. 代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。 	<p>表現の変更、運用の明確化等 (既認可プラントとの記載の整合)</p>
<p>【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 2. 1 次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が 1 次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 3. 余熱除去系を 1 次冷却系より隔離する。 ・隔離できていなければ、〔破断点が隔離できない場合〕へ移行する。 4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。 5. モード 5 (低温停止)に移行する。 	<p>【原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取替用水タンク水が、破断点から流出するのを防止するため、余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 2. 1 次冷却材圧力が低下傾向で、炉心出口温度が 1 次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 3. 余熱除去系を 1 次冷却系より隔離する。 ・隔離できていなければ、〔破断点が隔離できない場合〕へ移行する。 4. 余熱除去系の系統分離を行い、破断系統を確認する。 5. モード 5 (低温停止)に移行する。 	

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>[破断点が隔離できない場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系 1 系統のみとする。 2. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による 1 次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による 1 次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制閉とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 7. 健全側余熱除去系が確認できない場合は、蒸気発生器 2 次側による 1 次冷却系の冷却を行う。 	<p>[破断点が隔離できない場合]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取替用水タンク水の消費を減らすため、燃料取替用水タンクを水源とするポンプは、高圧注入系 1 系統のみとする。 2. 1 次冷却系への注水を長期間続けるために、燃料取替用水タンクに水を補給する。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 4. 非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、満足している場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 <ul style="list-style-type: none"> ・満足していない場合には、充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で、高圧注入系を充てん系に切替える。 5. 余熱除去系の系統分離を行い、健全側余熱除去系による 1 次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系による 1 次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制閉とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 6. 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 7. 健全側余熱除去系が確認できない場合は、蒸気発生器 2 次側による 1 次冷却系の冷却を行う。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-4 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、〔全蒸気発生器の異常な減圧〕へ移行する。 <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 ・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード5 (低温停止) への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。 <p>〔全蒸気発生器の異常な減圧〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 隔離に成功すれば、非常用炉心冷却系の停止条件の確認に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。 5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。 	<p>表-4 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(2) 2次冷却材喪失事象収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>蒸気発生器の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 破損蒸気発生器の隔離ができず、全蒸気発生器の2次側圧力が低下傾向にある場合は、〔全蒸気発生器の異常な減圧〕へ移行する。 <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 ・ 補助給水ポンプ2台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇、または1基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード5 (低温停止) への移行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5 (低温停止) に移行する。 <p>〔全蒸気発生器の異常な減圧〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破損蒸気発生器の隔離を試みる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 隔離に成功すれば、非常用炉心冷却系の停止条件の確認に戻る。 2. 1次冷却系の希釈の停止を確認する。 3. 1次冷却系の過冷却を防止しつつ、蒸気発生器の除熱機能を維持するために、補助水流量の調整を行う。 4. 1次冷却材温度を確認し、安定または低下していない場合は、主蒸気逃がし弁により1次冷却系の冷却を行う。 5. 復水タンク水位が、補助給水系代替水源切替水位となれば、補助給水系の水源を代替水源に切替える。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>6. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・ 加圧器水位が下端以上 ・ 1次冷却材圧力が安定または上昇 <p>7. モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表一5（3号炉および4号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <u>破損蒸気発生器の隔離</u> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。</p> <p><u>2次冷却系からの汚染拡大防止措置</u> 1. 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2. 2次冷却材の系外への排水を停止する。</p> <p><u>1次冷却系の減圧</u> 1. 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 2. 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 ・1次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</p> <p><u>モード5（低温停止）への移行</u> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>表一5（3号炉および4号炉） 事象ベース運転操作基準 2. 非常用炉心冷却系作動 (3) 蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作</p> <p>① 目的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。</p> <p>② 主な監視操作内容 <u>破損蒸気発生器の隔離</u> 1. 破損蒸気発生器を隔離する。 ・当該蒸気発生器2次側圧力の低下が継続する場合は、〔蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続〕へ移行する。</p> <p><u>2次冷却系からの汚染拡大防止措置</u> 1. 復水器の排気が隔離されていることを確認する。 2. 2次冷却材の系外への排水を停止する。</p> <p><u>1次冷却系の減圧</u> 1. 破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度を目標に、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 2. 健全側の1次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器2次側圧力の飽和温度未満になれば、1次冷却材圧力を破損蒸気発生器2次側圧力まで減圧する。 ・1次冷却系の減圧ができなければ、〔蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能〕へ移行する。</p> <p><u>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</u> 1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・1次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇</p> <p><u>モード5（低温停止）への移行</u> 1. ほう酸による負の反応度を添加し、停止余裕を確保した後、モード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>[蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続]</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 隔離に成功し、破損蒸気発生器 2 次側圧力の低下が停止すれば、1 次冷却系の減圧に戻る。 健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 1 次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 破損蒸気発生器 2 次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で 1 次冷却系を減圧する。 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 次冷却材温度が 1 次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 電動補助給水ポンプ 1 台分の注水、または 1 基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 余熱除去系による 1 次冷却系の冷却を行い、モード 5（低温停止）に移行する。余熱除去系による 1 次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 <p>[蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次冷却系の減圧機能が回復すれば、1 次冷却系の減圧に戻る。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の 1 次冷却系ループのサブクールを確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1 次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、1 次冷却系の減圧に戻る。 	<p>[蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続]</p> <ol style="list-style-type: none"> 破損蒸気発生器の隔離を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 隔離に成功し、破損蒸気発生器 2 次側圧力の低下が停止すれば、1 次冷却系の減圧に戻る。 健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 1 次冷却系への注水を長期間続けるため、燃料取替用水タンクへ水を補給する。 破損蒸気発生器 2 次側への漏えいを低減するため、サブクールを確保できる範囲で 1 次冷却系を減圧する。 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 <ul style="list-style-type: none"> 1 次冷却材温度が 1 次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 電動補助給水ポンプ 1 台分の注水、または 1 基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 余熱除去系による 1 次冷却系の冷却を行い、モード 5（低温停止）に移行する。余熱除去系による 1 次冷却系の冷却ができなければ、加圧器逃がし弁を強制開とし、非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 <p>[蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次冷却系の減圧機能が回復すれば、1 次冷却系の減圧に戻る。 破損蒸気発生器水位が、水位異常高以上の場合、または加圧器水位が下端以上に回復した場合は、高圧注入系を充てん系に切替える。 健全側の 1 次冷却系ループのサブクールを確保するため、健全側の主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 次冷却系の減圧機能が回復されるまで、1 次冷却系の冷却を継続し、減圧機能が回復すれば、1 次冷却系の減圧に戻る。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-6 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤作動時に原子炉を安全に停止する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード3 (高温停止) の確立</p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>表-6 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>2. 非常用炉心冷却系作動</p> <p>(4) 非常用炉心冷却系誤作動収束操作</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 誤作動時に原子炉を安全に停止する。 <p>② 主な監視操作内容</p> <p>非常用炉心冷却系の停止条件の確認</p> <p>1. 以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し、全て満足していれば、非常用炉心冷却系作動機器を停止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下 加圧器水位が下端以上 加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 電動補助給水ポンプ1台分の注水、または1基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 <p>モード3 (高温停止) の確立</p> <p>1. ほう酸濃縮を実施し、モード3 (高温停止) を確立する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-7 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的 ・ 原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 2. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕へ移行する。</p> <p>〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕 1. 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。 2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>表-7 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的 ・ 原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 2. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕へ移行する。</p> <p>〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕 1. 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。 2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>変更なし</p>
<p>表-7 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的 ・ 原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 2. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕へ移行する。</p> <p>〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕 1. 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。 2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>表-7 (3号炉および4号炉) 事象ベース運転操作基準 3. 原子炉格納容器スプレイ系作動</p> <p>① 目的 ・ 原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 <u>原子炉格納容器スプレイ系警報の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動、格納容器隔離作動の警報発信を確認する。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお、原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には、手動にて発信させる。</p> <p><u>原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認</u> 1. 原子炉格納容器スプレイ系作動信号、格納容器隔離信号により、自動作動する弁、ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系作動の場合は、『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 2. 原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 燃料取替用水タンク水位が、再循環切替水位となれば、原子炉格納容器スプレイ系の水源を、燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプルに切替える。 ・ 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプル切替が不能となった場合は、〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕へ移行する。</p> <p>〔原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能〕 1. 原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプルへの切替を試みる。 2. 原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 3. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。</p> <p>7. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p>	<p>4. 燃料取替用水タンクに水を補給する。</p> <p>5. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば、格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。</p> <p>6. 原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり、燃料取替用水タンク水位が、水位異常低以上となれば、1系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお、水位異常低以下となれば、原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。</p> <p>7. 原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し、原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば、原子炉格納容器スプレイ系を停止する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付 1〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-8 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流電源喪失時の措置を開始する。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。 <p>代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、アニュラス空気浄化系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 <p>蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、 	<p>表-8 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ、早期に電源を回復させる。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉トリップの確認を行う。 <p>タービン・発電機トリップの確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. タービントリップ、発電機トリップの確認を行う。 <p>補助給水流量の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 <p>全交流動力電源喪失判断</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外部電源喪失、ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 2. 交流動力電源の早期回復不能を判断し、全交流電源喪失時の措置を開始する。 <p>代替電源からの受電</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替電源（非常用発電機等）から受電したことを確認する。 <p>代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、アニュラス空気浄化系、中央制御室空調系の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。 <p>蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助給水機能が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場手動にて全開とし、 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付 1〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>1 次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1 次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p>	<p>1 次冷却系の強制冷却を行う。</p> <p>2. 1 次冷却系の減圧により、蓄圧注入系が動作していることを確認する。</p>	<p>変更なし</p>
<p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p>1 次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1 次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p> <p>蓄圧タンク隔離</p> <p>1. 1 次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスからの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1 次冷却材圧力が 1 次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器再循環サン水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	<p>所内直流電源の確保</p> <p>1. 代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は、蓄電池からの受電や不要な直流負荷を切り離す。</p> <p>1 次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <p>1. 1 次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。</p> <p>蓄圧タンク隔離</p> <p>1. 1 次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスからの混入を防止するための圧力となり、代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。</p> <p>代替炉心注水</p> <p>1. 1 次冷却材圧力が 1 次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。</p> <p>再循環運転</p> <p>1. 格納容器再循環サン水位が、再循環可能水位となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば、代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。</p> <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <p>1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-9 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の状況を確認し原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、原子炉補機冷却水ポンプが全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気系の空気供給を所内用空気系へ切替え、1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 	<p>表-9 (3号炉および4号炉)</p> <p>事象ベース運転操作基準</p> <p>4. サポート系の確保</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合、または原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に、原子炉補機冷却水系の機能を維持するため、適切な運転操作を行うことを目的とする。 <p>② 導入条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または、原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 <p>③ 主な監視操作内容</p> <p>原子炉補機冷却水系の機能回復操作</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場の状況を確認し原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 <p>原子炉手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 手動による原子炉トリップを行う。 <p>1次冷却材ポンプ手動停止</p> <ol style="list-style-type: none"> 1次冷却材ポンプを全台停止する。 <p>原子炉補機冷却水系の状態確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系の漏えいがあり、原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は、【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】へ移行する。 原子炉補機冷却水系の漏えいがなく、原子炉補機冷却水ポンプが全台停止している場合は、充てん系ポンプを全台停止し、制御用空気系の空気供給を所内用空気系へ切替え、1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離を行い、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。 <p>【原子炉補機冷却水系の漏えいの場合】</p> <p>原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。 健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系ポンプを全台停止する。 2. 制御空気系の空気供給を所内用空気系より行う。 3. 原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 <p>破断箇所の特定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 2. 破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 健全ヘッダの隔離を解除する。 5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。 6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。 7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。 <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p>	<p>原子炉補機冷却水系隔離後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 充てん系ポンプを全台停止する。 2. 制御空気系の空気供給を所内用空気系より行う。 3. 原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 <p>1次冷却材ポンプの封水系、原子炉補機冷却水系の隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材ポンプの封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 <p>破断箇所の特定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 破断箇所が判明すれば、破断ヘッダに対応した措置に移行する。 2. 破断箇所が不明の場合には、充てん系ポンプ停止後の措置へ移行する。 <p>破断ヘッダに対応した措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1台の充てん系ポンプの冷却を、健全ヘッダ側原子炉補機冷却水系ドレンにより確保し、当該充てん系ポンプを起動し1次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに、1次冷却系にほう酸水を注入する。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 健全ヘッダの隔離を解除する。 5. 破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。 6. 原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。 7. 充てん系ポンプの冷却が確保されており、健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】に移行する。 <p>・充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は、充てん系ポンプ停止後の措置に移行する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】 代替炉心注水他準備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 代替炉心注水の準備、原子炉格納容器内自然対流冷却の準備および蒸気発生器、使用済燃料ピットへの注水準備を行う。 <p>1次冷却系からの漏えいの有無の確認</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。</p> <p>充てん系ポンプ停止後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 <p>代替炉心注水</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。 <p>原子炉補機冷却水系機能回復の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】へ移行する。 ・原子炉補機冷却水系機能が回復していなければ大容量ポンプからの海水供給による再循環運転へ移行する。 2. 【海水冷却機能喪失の場合】は海水冷却機能回復の確認へ移行する。 <p>再循環運転</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。 <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量 	<p>1. 1次冷却材漏えいの有無を確認する。</p> <p>充てん系ポンプ停止後の措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 2. 余熱除去系による冷却ができるまで、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により蒸気発生器2次側による1次冷却系の強制冷却を行う。 3. 余熱除去系による冷却ができるまで、加圧器逃がし弁により1次冷却系の減圧を行う。 4. 非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は、非常用炉心冷却系作動信号をリセットし、必要な機器の起動は、原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。 <p>蓄圧タンク隔離</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 <p>代替炉心注水</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり、代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。 <p>原子炉補機冷却水系機能回復の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば、【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】へ移行する。 ・原子炉補機冷却水系機能が回復していなければ大容量ポンプからの海水供給による再循環運転へ移行する。 2. 【海水冷却機能喪失の場合】は海水冷却機能回復の確認へ移行する。 <p>再循環運転</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 格納容器再循環サンプ水位が、再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え、炉心冷却を継続する。 <p>原子炉格納容器内自然対流冷却の開始</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり、大容量 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】 <u>原子炉補機冷却水ポンプ運転可能な場合</u> 1. 健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 2. 充てん系ポンプの冷却を行っている場合は、原子炉補機冷却水系ドレンを停止する。 3. 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 4. 制御用空気系を起動し、所内用空気系からの空気供給を停止する。 5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【海水冷却機能喪失の場合】 1. 手動による原子炉トリップを行い、1次冷却材ポンプを全台停止。<u>代替炉心注水他準備</u>、および制御用空気系の空気供給を所内用空気系に切替え、1次冷却材漏えいの有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。</p> <p>〔安全系補機の冷却水制限温度未満の場合〕 1. 蒸気発生器2次側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</p> <p>〔安全系補機の冷却水制限温度以上の場合〕 1. 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。</p> <p><u>海水冷却機能回復の確認</u> 1. 海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系を復旧後、必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 ・海水冷却機能が回復していなければ、大容量ポンプを用いてモード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>量ポンプからの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により、原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。</p> <p>【原子炉補機冷却水系機能回復の場合】 <u>原子炉補機冷却水ポンプ運転可能な場合</u> 1. 健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 2. 充てん系ポンプの冷却を行っている場合は、原子炉補機冷却水系ドレンを停止する。 3. 充てん系ポンプによる充てん、封水注入を再開する。 4. 制御用空気系を起動し、所内用空気系からの空気供給を停止する。 5. モード5（低温停止）に移行する。</p> <p>【海水冷却機能喪失の場合】 1. 手動による原子炉トリップを行い、1次冷却材ポンプを全台停止。<u>代替炉心注水他準備</u>、および制御用空気系の空気供給を所内用空気系に切替え、1次冷却材漏えいの有無および原子炉補機冷却水温度を確認し、以下の措置を実施する。</p> <p>〔安全系補機の冷却水制限温度未満の場合〕 1. 蒸気発生器2次側による1次冷却系の減温、減圧を実施し、海水冷却機能が回復すればモード5（低温停止）に移行する。</p> <p>〔安全系補機の冷却水制限温度以上の場合〕 1. 充てん系ポンプを全台停止し、1次冷却材ポンプの封水系隔離、原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後、【原子炉補機冷却水系機能喪失の場合】へ移行する。</p> <p><u>海水冷却機能回復の確認</u> 1. 海水冷却機能が回復すれば、海水系、原子炉補機冷却水系を復旧後、必要な補機を起動しモード5（低温停止）に移行する。 ・海水冷却機能が回復していなければ、大容量ポンプを用いてモード5（低温停止）に移行する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由				
<p>表-10 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の未臨界性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正 </td> <td> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率が零または負 中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大 </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容 【原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率の正が確認された場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動原子炉トリップ MGセットの電源を断 MGセット出力しや断器の開放 制御棒手動挿入 現地原子炉トリップしや断器の開放 多様化自動作動設備 (ATWS 緩和設備) 作動警報が発信した場合、多様化自動作動設備 (ATWS 緩和設備) による以下の作動状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> タービントリップ 主蒸気隔離弁の閉止 補助給水ポンプの起動 タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動タービントリップ 主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 蒸気加減弁の閉止 現地タービントリップ 蒸気発生器 2 次側の注水量を確認し、注水量を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正 	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率が零または負 中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大 	<p>表-10 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 1. 未臨界の維持</p> <p>① 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉を停止し、未臨界を維持する。 原子炉停止後の未臨界性を確保する。 <p>② 導入条件</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正 </td> <td> <p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率が零または負 中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大 </td> </tr> </table> <p>③ 主な監視操作内容 【原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率の正が確認された場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 原子炉トリップを確認し、できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動原子炉トリップ MGセットの電源を断 MGセット出力しや断器の開放 制御棒手動挿入 現地原子炉トリップしや断器の開放 多様化自動作動設備 (ATWS 緩和設備) 作動警報が発信した場合、多様化自動作動設備 (ATWS 緩和設備) による以下の作動状態を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> タービントリップ 主蒸気隔離弁の閉止 補助給水ポンプの起動 タービントリップを確認し、できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 <ul style="list-style-type: none"> 手動タービントリップ 主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止 蒸気加減弁の閉止 現地タービントリップ 蒸気発生器 2 次側の注水量を確認し、注水量を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正 	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率が零または負 中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大 	<p>変更なし</p>
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正 	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率が零または負 中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大 					
<ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 以上、または中間領域起動率が正 	<p>④ 脱出条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉出力が 5 % 未満、および中間領域起動率が零または負 中性子源領域起動率が正、または P-6 以上で中間領域起動率が -0.2 DPM より大 					

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>5. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができないければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下を確認できないければ、「順序1」に戻る。</p>	<p>5. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>6. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>7. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>8. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>9. 原子炉出力が5%未満、および中間領域起動率の零または負の確認ができないければ、「順序5」へ戻る。</p> <p>【中性子源領域起動率が正、またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPMより大が確認された場合】</p> <p>1. ほう酸水注入を実施する。</p> <p>2. ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。</p> <p>3. 1次冷却材温度を確認し、低下していれば、主蒸気隔離弁および主蒸気隔離弁バイパス弁の閉止を確認する。</p> <p>4. 蒸気発生器2次側圧力を確認し、低下している蒸気発生器があれば、当該蒸気発生器を隔離する。</p> <p>5. 中性子源領域起動率が零、または負、およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2 DPM以下を確認できないければ、「順序1」に戻る。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1.1 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的 ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行う、炉心冷却を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の注入を伴う1次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合 ・1次冷却系が飽和状態または過熱状態 ・炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p> <p>③ 主な監視操作内容 【炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合】 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 ・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】へ移行する。 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p> <p>【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】 1. 充てん系による注水を試みる。 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・注水されていない場合は、注水の回復を図る。 ・注水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制閉により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。</p>	<p>表-1.1 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 2. 炉心冷却の維持</p> <p>① 目的 ・炉心の冷却が不適切な場合、炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行う、炉心冷却を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以下で少なくとも1系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること ・1次冷却系が飽和状態または過熱状態 ・炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度未満</p> <p>③ 主な監視操作内容 【炉心出口温度が1次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合】 1. 少なくとも1系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 ・非常用炉心冷却系による注水ができなければ、【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】へ移行する。 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 4. 炉心出口温度が1次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p> <p>【非常用炉心冷却系の確立ができない場合】 1. 充てん系による注水を試みる。 2. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 ・注水されていない場合は、注水の回復を図る。 ・注水の回復ができず、蓄圧注入系、低圧注入系による注水が可能であれば、加圧器逃がし弁の強制閉により1次冷却系を減圧し、蓄圧注入系、低圧注入系による注水を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも 1 系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序 2」に戻る。</p> <p>【1 次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも 1 系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていない場合は、手動による閉止または元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 4. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が 1 次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序 3」に戻る。 	<p>3. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。</p> <p>4. 炉心出口温度が飽和温度以下、および少なくとも 1 系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ、「順序 2」に戻る。</p> <p>【1 次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少なくとも 1 系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は、非常用炉心冷却系の回復を図る。 2. 加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお、閉止されていない場合は、手動による閉止または元弁を閉止する。 3. 蒸気発生器へ注水されていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器へ注水されていない場合は、注水の回復を図る。 4. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により 1 次冷却系の冷却を促進させる。 5. 炉心出口温度が 1 次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ、「順序 3」に戻る。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1.2 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>① 目的 ・ 蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。</p> <p>② 導入条件 ④ 脱出条件 ・ 全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプより低い場合 または ・ 余熱除去系による除熱ができる場合 または ・ 補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</p> <p>③ 主な監視操作内容 蒸気発生器蒸気放出経路の確保 1. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。</p> <p>蒸気発生器注水の確保 1. 補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 ・ 回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。 ・ 蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、1次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード運転 1. 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 2. 加圧器逃がし弁を強制開とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード停止 1. 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 ・ 回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 2. 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。</p>	<p>表-1.2 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 3. 蒸気発生器除熱機能の維持</p> <p>① 目的 ・ 蒸気発生器2次側の保有水を回復し、蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い、蒸気発生器除熱機能を維持する。</p> <p>② 導入条件 ④ 脱出条件 ・ 全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプより低い場合 または ・ 余熱除去系による除熱ができる場合 または ・ 補助給水流量が電動補助給水ポンプ1台分の注水流量以上、またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</p> <p>③ 主な監視操作内容 蒸気発生器蒸気放出経路の確保 1. 主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁による蒸気放出経路の回復を図る。</p> <p>蒸気発生器注水の確保 1. 補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 ・ 回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により、蒸気発生器への注水を回復させる。 ・ 蒸気発生器への注水が回復せず、全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば、1次冷却系のフィードアンドブリード運転へ移行する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード運転 1. 非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 2. 加圧器逃がし弁を強制開とし1次冷却系のフィードアンドブリード運転を開始する。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリード停止 1. 蒸気発生器2次側による除熱機能が回復すれば、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 ・ 回復できなければ、余熱除去系による1次冷却系の冷却を行い、1次冷却系フィードアンドブリード運転を停止する。 2. 蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却後、余熱除去系による冷却を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付 1〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-13 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不動作炉格納容器スプレイ系不動作</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 6. 原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p>	<p>表-13 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 4. 原子炉格納容器健全性の確保</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器圧力上昇により、原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合、原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い、原子炉格納容器の健全性を確保する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器圧力が、原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不動作炉格納容器スプレイ系不動作</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉格納容器スプレイ系が作動し、原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号により、自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 2. 1系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。 3. 2次冷却材喪失事象の場合は、破損蒸気発生器の隔離を行う。 4. 原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁またはタービンバイパス弁により1次冷却系の冷却を促進させる。 5. 格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 6. 原子炉格納容器スプレイ系が1系統以上作動し、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ、「順序2」に戻る。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付 1 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-14 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スブレイ系不動作</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動動作する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スブレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スブレイ系を起動する。</p>	<p>表-14 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 5. 放射能放出防止</p> <p>① 目的 ・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合、原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い、放射性物質放出を防止する。</p> <p>② 導入条件 ・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が 1×10^3 mSv/h 以上および原子炉格納容器スブレイ系不動作</p> <p>④ 脱出条件 ・原子炉格納容器スブレイ系作動</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 格納容器隔離信号を手動で発信する。 2. 格納容器隔離信号により自動動作する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお、正規の状態にならない場合は回復を試みる。 3. 原子炉格納容器内放射線レベルが、1×10^4 mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号、原子炉格納容器スブレイ系作動信号を手動で発信し、原子炉格納容器スブレイ系を起動する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 1＞

変更前	変更後	差異の理由																				
<p>表-15 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的 ・ 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし、非常用炉心冷却系が作動している場合を除く。）</p> <p>④ 脱出条件 ・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>	<p>表-15 (3号炉および4号炉) 安全機能ベース運転操作基準 6. 1次系保有水の維持</p> <p>① 目的 ・ 1次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い、1次系保有水を維持する。</p> <p>② 導入条件 ・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</p> <p>④ 脱出条件 ・ 加圧器水位が、水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</p> <p>③ 主な監視操作内容 1. 抽出水ラインの隔離を確認する。なお、隔離できていなければ手動により隔離を試みる。 2. 充てん流量を確保し、加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</p>	<p>変更なし</p>																				
<p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 16 %</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 3 %</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td>復水タンク水位計 計器スバンの 3.6 %</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スバンの 17 %</td> </tr> </tbody> </table>		3号炉および4号炉	再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 16 %	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 3 %	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 計器スバンの 3.6 %	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スバンの 17 %	<p>参考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3号炉および4号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再循環切替水位</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 16 %</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク水位異常低</td> <td>燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 3 %</td> </tr> <tr> <td>補助給水系代替水源切替水位</td> <td>復水タンク水位計 計器スバンの 3.6 %</td> </tr> <tr> <td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td> <td>加圧器水位計 計器スバンの 17 %</td> </tr> </tbody> </table>		3号炉および4号炉	再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 16 %	燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 3 %	補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 計器スバンの 3.6 %	加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スバンの 17 %	
	3号炉および4号炉																					
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 16 %																					
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 3 %																					
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 計器スバンの 3.6 %																					
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スバンの 17 %																					
	3号炉および4号炉																					
再循環切替水位	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 16 %																					
燃料取替用水タンク水位異常低	燃料取替用水タンク水位計 計器スバンの 3 %																					
補助給水系代替水源切替水位	復水タンク水位計 計器スバンの 3.6 %																					
加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値	加圧器水位計 計器スバンの 17 %																					

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>1 火 災</p> <p>1. 1 火災（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>1. 1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、中央制御室（1、2号炉中央制御盤取替工事に伴いA中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間中は、運転員が常駐する区画である運転員控室）から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 1. 2 要員の配置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>1. 1. 3 教育訓練の実施（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>1. 1. 4 資機材の整備（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材^{*1}を配備する。</p> <p>1. 1. 5 手順書の整備（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） (1) 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (2) 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (3) 当直課長は、第14条（巡視点検）に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p>	<p>1 火 災</p> <p>1. 1 火災（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>1. 1. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、中央制御室（1、2号炉中央制御盤取替工事に伴いA中央制御室が運用停止（取水路防潮ゲートを閉止する機能は除く。）となる期間中は、運転員が常駐する区画である運転員控室）から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 1. 2 要員の配置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、消火活動を行う要員として、10名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>1. 1. 3 教育訓練の実施（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。</p> <p>1. 1. 4 資機材の整備（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材^{*1}を配備する。</p> <p>1. 1. 5 手順書の整備（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） (1) 各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (2) 各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (3) 当直課長は、第14条（巡視点検）に定める巡視により、火災の発生の有無を確認する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由												
<p>1. 1. 6 定期的な評価（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、1. 1. 1項から1. 1. 5項に定める消火活動のための体制について、総合的な訓練および消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>1. 1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関連課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1： <table border="1" data-bbox="708 1301 823 2145"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※2}</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>※2：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※3：化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※2に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p> <p>1. 2 火災（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 安全・防災室長は、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 2. 1項から1. 2. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 2. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2. 2 要員の配置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※2}	1台 ^{※3}	泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p>1. 1. 6 定期的な評価（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 安全・防災室長は、1. 1. 1項から1. 1. 5項に定める消火活動のための体制について、総合的な訓練および消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>1. 1. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（1号炉および2号炉（外部遮蔽壁保管庫を除く）） 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関連課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1： <table border="1" data-bbox="708 405 823 1249"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学消防自動車^{※2}</td> <td>1台^{※3}</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)</td> <td>1500リットル以上</td> </tr> </tbody> </table> </p> <p>※2：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。 ※3：化学消防自動車が、点検または故障の場合には、※2に示す能力を有する小型動力ポンプ付水槽車等をもって代用することができる。</p> <p>1. 2 火災（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 安全・防災室長は、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、次の1. 2. 1項から1. 2. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>1. 2. 1 専用回線を使用した通報設備の設置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 安全・防災室長は、中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備を設置する。</p> <p>1. 2. 2 要員の配置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p>	設備	数量	化学消防自動車 ^{※2}	1台 ^{※3}	泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上	<p>変更なし</p>
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※2}	1台 ^{※3}													
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上													
設備	数量													
化学消防自動車 ^{※2}	1台 ^{※3}													
泡消火薬剤(化学消防自動車保有分を含む)	1500リットル以上													

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1) 安全・防災室長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員</p> <p>各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員</p> <p>通報連絡者、運転員、専属消防隊による消火要員として、10名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 2. 3 教育訓練の実施（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的を実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練^{※4}</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練^{※4}</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯・防火エリアの設定に係る教育訓練</p>	<p>(1) 安全・防災室長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、上記体制以外の通常時および火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員</p> <p>各建屋、階および部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 消火要員</p> <p>通報連絡者、運転員、専属消防隊による消火要員として、10名以上（発電所合計数）を発電所に駐在させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的または物的な被害を最小限にとどめるため、所長が指名した統括管理者を自衛消防隊に設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、7つの班で構成され、各班には、責任者である班長（管理職）を配置するとともに、自衛消防隊を統括する統括管理者を置く。</p> <p>(c) 統括管理者は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、指令を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 2. 3 教育訓練の実施（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的を実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 安全・防災室長、放射線管理課長および発電室長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練^{※4}</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練^{※4}</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯・防火エリアの設定に係る教育訓練</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>工. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練^{*4}</p> <p>オ. 固体廃棄物貯蔵庫を森林火災から防護するために、飛び火による影響防止のための散水することについての教育訓練^{*4}</p> <p>カ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練^{*4}</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する訓練 発電室長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応） 安全・防災室長は、消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 2. 4 資機材の配備（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2. 5 手順書の整備（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策^{*4}</p> <p>d. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p>	<p>工. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練^{*4}</p> <p>オ. 固体廃棄物貯蔵庫を森林火災から防護するために、飛び火による影響防止のための散水することについての教育訓練^{*4}</p> <p>カ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練^{*4}</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 安全・防災室長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 運転員に対する訓練 発電室長は、運転員に対して、火災発生時の運転操作等の教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 消防訓練（防火対応） 安全・防災室長は、消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 2. 4 資機材の配備（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、化学消防自動車、泡消火薬剤等の消火活動のために必要な資機材を配備する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、火災防護対策のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2. 5 手順書の整備（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫）</p> <p>(1) 安全・防災室長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保および教育訓練、火災発生防止のための活動、火災防護設備の保守管理、点検および火災情報の共有化等</p> <p>b. 原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設を設置する火災区域および火災区画を考慮した火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策</p> <p>c. 可搬型重大事故等対処設備、重大事故等に柔軟に対応するための多様性拡張設備等のその他の原子炉施設については、当該設備等に応じた火災防護対策^{*4}</p> <p>d. 安全施設を外部火災から防護するための運用等</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応^{※4}</p> <p>(a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応^{※4}</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応^{※4}</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御室内における火災発生時の対応（中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）^{※4}</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御室内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアロゾル消火設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応^{※4}</p>	<p>(2) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 消火活動</p> <p>各課（室）長は、火災発生現場の確認および中央制御室への連絡ならびに消火器、消火栓等を用いた消火活動を実施する。</p> <p>b. 消火設備故障時の対応</p> <p>当直課長は、消火設備の故障警報が発信した場合、中央制御室および必要な現場の制御盤の警報の確認を実施する。</p> <p>c. 消火設備のうち、自動消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、火災感知器が作動した場合、火災区域または火災区画からの退避警報、自動消火設備の動作状況の確認を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、自動消火設備の動作後の消火状況の確認、消火状況を踏まえた消火活動の実施、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>d. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する火災区域または火災区画における火災発生時の対応</p> <p>(a) 消火要員は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合、消火活動を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、消火が困難な場合、職員の退避確認後に固定式消火設備を手動操作により動作させ、その動作状況、消火状況、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>e. 原子炉格納容器内における火災発生時の対応</p> <p>(a) 当直課長は、局所火災と判断し、かつ、原子炉格納容器内への進入が可能であると判断した場合、消火器、消火栓による消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、広範囲な火災または原子炉格納容器内へ進入できないと判断した場合、プラントを停止するとともに、原子炉格納容器スプレイ設備を使用した消火活動、消火状況の確認、プラント運転状況の確認および必要な運転操作を実施する。</p> <p>f. 単一故障も想定した中央制御室内における火災発生時の対応（中央制御室の1つの区画の安全機能が全て喪失した場合における原子炉の安全停止に係る対応を含む。）^{※4}</p> <p>(a) 当直課長は、中央制御室内の高感度煙感知器が作動し、火災の発生場所が特定できる場合は、常駐する運転員による消火器を用いた消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。火災の発生場所が特定できない場合は、エアロゾル消火設備による消火活動を行い、プラント運転状況の確認等を実施する。</p> <p>(b) 当直課長は、煙の充満により運転操作に支障がある場合、火災発生時の煙を排気するため、換気空調設備の換気モードの切替えを行う。</p> <p>g. 水素濃度検知器が設置される火災区域または火災区画における水素濃度上昇時の対応^{※4}</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動^{※4} 消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓から微量の消火水を放水する。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長およびタービン係修課長は、消火用水供給系において、所内用水系と共用しない運用を行うことにより、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量に対して十分な容量を確保する運用により、消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯・防火エリアの維持・管理 安全・防災室長は、防火帯・防火エリアの維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応^{※4} 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応^{※4} 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>n. 森林火災に対する固体廃棄物貯蔵庫の防護^{※4} 消火要員は、固体廃棄物貯蔵庫の森林火災からの飛び火による影響を防止するために散水する。</p> <p>o. 外部火災によるモニタポストが影響を受けた場合^{※4} 放射線管理課長は、モニタポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p> <p>p. 燃料保有量制限^{※4} 当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を150kWhに制限する。</p> <p>q. タンクローリー火災に対する消火活動^{※4} 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p>	<p>当直課長は、換気空調設備の運転状態の確認および換気空調設備の切替えを実施する。</p> <p>h. 火災発生時の煙の充満により消火活動に支障を生じた際のポンプ室の消火活動^{※4} 消火要員は、火災発生時の煙の充満によりポンプ室の消火活動に支障がある場合は、煙を排気できる可搬式の排風機を準備し、起動する。</p> <p>i. 屋外消火配管の凍結防止対策の対応 当直課長は、外気温度が約0℃まで低下した場合、屋外消火栓から微量の消火水を放水する。</p> <p>j. 消火用水の供給優先の対応 当直課長およびタービン係修課長は、消火用水供給系において、所内用水系と共用しない運用を行うことにより、消火用水を確保する。具体的には、水源である淡水タンクおよび消火水バックアップタンクには、最大放水量（260 m³）に対して十分な容量（1,600 m³以上）を確保する運用により、消火を優先する。</p> <p>k. 防火帯・防火エリアの維持・管理 安全・防災室長は、防火帯・防火エリアの維持・管理を実施する。</p> <p>l. 外部火災によるばい煙発生時の対応^{※4} 当直課長は、ばい煙発生時、ばい煙侵入防止のため、外気取入口に設置している平型フィルタ、外気取入ダンパの閉止および換気空調系の停止または中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内へのばい煙の侵入の防止を実施する。</p> <p>m. 外部火災による有毒ガス発生時の対応^{※4} 当直課長は、有毒ガス発生時、有毒ガス侵入防止のため、外気取入ダンパの閉止、換気空調系の停止または中央制御室および安全補機閉閉器室の閉回路循環運転による建屋内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。</p> <p>n. 森林火災に対する固体廃棄物貯蔵庫の防護^{※4} 消火要員は、固体廃棄物貯蔵庫の森林火災からの飛び火による影響を防止するために散水する。</p> <p>o. 外部火災によるモニタポストが影響を受けた場合^{※4} 放射線管理課長は、モニタポストが外部火災の影響を受けた場合は、代替設備を防火帯の内側に設置する。</p> <p>p. 燃料保有量制限^{※4} 当直課長は、補助ボイラ燃料タンクの燃料保有量を150 kWhに制限する。</p> <p>q. タンクローリー火災に対する消火活動^{※4} 消火要員は、燃料補充用のタンクローリー火災が発生した場合は、消火活動を実施する。</p> <p>r. 火災予防活動（巡視点検） 各課（室）長は、巡視点検により、火災発生の有無の確認を実施する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>s. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p>(a) 安全・防災室長は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。^{※4}</p> <p>t. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>u. 延焼防止^{※4}</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>v. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>x. 保守管理、点検</p> <p>各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>y. 火災影響評価条件の変更の要否確認^{※4}</p> <p>(a) 内部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できていることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p>	<p>s. 火災予防活動（可燃物管理）</p> <p>(a) 安全・防災室長は、原子炉施設の安全機能を有する構造物、系統および機器を設置する火災区域または火災区画については、当該施設を火災から防護するため、恒設機器および点検等に使用する可燃物（資機材）の総発熱量が、制限発熱量を超えない管理（持込みと保管）を実施する。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域については、当該施設を火災から防護するため、可燃物を置かない管理を実施する。^{※4}</p> <p>t. 火災予防活動（火気作業等の管理）</p> <p>各課（室）長は、火災区域または火災区画において、溶接等の火気作業を実施する場合、火気作業前に計画を策定するとともに、火気作業時の養生、消火器等の配備、監視人の配置等を実施する。</p> <p>u. 延焼防止^{※4}</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等対処施設を設置する屋外の火災区域では、周辺施設および植生との離隔を確保し、火災区域内の周辺の植生区域については、除草等の管理を実施し、延焼防止を図る。</p> <p>v. 火災鎮火後の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課（室）長は、原子炉施設に火災が発生した場合は、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>w. 地震発生時における火災発生の有無の確認</p> <p>各課（室）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>x. 保守管理、点検</p> <p>各課（室）長は、火災防護に必要な設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>y. 火災影響評価条件の変更の要否確認^{※4}</p> <p>(a) 内部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、設備改造等を行う場合、都度、内部火災影響評価への影響確認を行い、評価結果に影響がある場合は、原子炉施設内の火災によっても、安全保護系および原子炉停止系の作動が要求される場合には、火災による影響を考慮しても、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全停止できていることを確認するために、内部火災影響評価の再評価を実施する。</p> <p>(b) 外部火災影響評価</p> <p>安全・防災室長は、評価条件を定期的に確認し、評価結果に影響がある場合は、発電所敷地内外で発生する火災が防護対象施設へ影響を与えないことおよび火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることを確認するために、外部火災影響評価の再評価を実施する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>1. 2. 6 定期的な評価（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） (1) 各課（室）長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果について、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 2. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※4：（3号炉および4号炉）</p>	<p>1. 2. 6 定期的な評価（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） (1) 各課（室）長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果について、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、1. 2. 1項から1. 2. 5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、火災防護計画の見直しを行う。</p> <p>1. 2. 7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（3号炉および4号炉ならびに外部遮蔽壁保管庫） 各課（室）長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※4：（3号炉および4号炉）</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>2 内部溢水</p> <p>安全・防災室長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、溢水全般(評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課(室)長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラークからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p>安全・防災室長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としていない系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理</p>	<p>2 内部溢水</p> <p>安全・防災室長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1項から2. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第121条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、溢水全般(評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等)の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備</p> <p>各課(室)長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順</p> <p>当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリングラークからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火放水時における注意喚起</p> <p>安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火放水時の注意事項を現場に表示する。</p> <p>c. 運転時間実績管理</p> <p>安全・防災室長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としていない系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. 屋外タンクの水位管理 安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要な屋外タンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課（室）長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 保守管理、点検 (a) 各課（室）長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(b) 各課（室）長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保修課長、計装保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプ室内および室外の溢水を受けて、海水ポンプ室内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプ室浸水防止蓋について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 (a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p>	<p>当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. 屋外タンクの水位管理 安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要な屋外タンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課（室）長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 保守管理、点検 (a) 各課（室）長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(b) 各課（室）長は、防護すべき設備が没水または被水した場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保修課長、計装保修課長およびタービン保修課長は、海水ポンプ室内および室外の溢水を受けて、海水ポンプ室内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプ室浸水防止蓋について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保修課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 (a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>2. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、2. 1項から2. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>3 火山影響等、降雪発生時</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により高浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象および積雪より防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 所長室長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>3 火山影響等、降雪発生時</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1項から3. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、計画に基づき、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害(原子力災害を除く。)が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>また、所長は、降灰予報等により高浜町への多量の降灰が予想される場合、社内標準に定める組織の要員を召集して活動する。</p> <p>なお、休日、時間外(夜間)においては、第13条に定める重大事故等の対応を行う要員を活用する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、火山影響等発生時の運転操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、各課員に対して、火山影響等および積雪発生時に対する運用管理に関する教育訓練ならびに火山事象および積雪より防護すべき施設の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急安全対策要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時のディーゼル発電機の機能を維持するための対策および炉心の著しい損傷を防止するための対策等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備</p> <p>(1) 所長室長は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>(2) 各課(室)長は、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なディーゼル発電機用の着脱可能なフィルタ(300メッシュ)その他の必要な資機材を配備する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、3号炉および4号炉においては、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナー洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機への改良型フィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</p> <p>各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃</p> <p>各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>d. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した</p>	<p>3. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、火山影響等および降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止</p> <p>当直課長は、3号炉および4号炉においては、外気取入口に設置している平型フィルタの差圧確認、外気取入ダンパの閉止、換気空調設備の停止または閉回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。</p> <p>b. 降下火砕物および積雪の除去作業</p> <p>(a) 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、施設の機能に影響が及ばないよう、換気空調設備のフィルタの清掃や取替え、水循環系のストレーナー洗浄作業、開閉所設備の碍子洗浄作業を実施する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、降下火砕物の堆積が確認された場合は、降下火砕物より防護すべき屋外の施設、ならびに降下火砕物より防護すべき施設を内包する建屋について、長期的な堆積により施設に悪影響を及ぼさないよう降下火砕物を除去する。</p> <p>また、上記以外の重大事故等対処設備に対する降下火砕物および積雪の除去作業については、降灰および降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼさないよう実施する。</p> <p>c. ディーゼル発電機の機能を維持するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、ディーゼル発電機の機能を維持するため、ディーゼル発電機への改良型フィルタの取付およびフィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>(a) ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付</p> <p>各課(室)長は、フィルタの取替・清掃が容易な改良型フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報(「速報」または「詳細」)により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域(発電所敷地から半径160km)内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替・清掃</p> <p>各課(室)長は、ディーゼル発電機が起動した場合において、フィルタの閉塞を防止するため、フィルタの取替・清掃を実施する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機が起動した場合</p> <p>d. タービン動補給水ポンプを用いた炉心を冷却するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失した</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却</p> <p>当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合</p> <p>エ. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業</p> <p>各課（室）長は、電源車^{※1}を降下火砕物の影響を受けることのない燃料取扱建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却</p> <p>緊急時対策本部は、タービン動補給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車^{※1}を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプによる給水ができない場合</p> <p>フ. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策</p> <p>火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保</p> <p>各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多</p>	<p>場合は、タービン動補給水ポンプを使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) タービン動補給水ポンプを用いた炉心冷却</p> <p>当直課長は、タービン動補給水ポンプを用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失した場合</p> <p>エ. 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>火山影響等発生時において、外部電源喪失およびディーゼル発電機が機能喪失、かつタービン動補給水ポンプが機能喪失した場合は、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を使用し、蒸気発生器2次側による1次冷却系の冷却を行う。</p> <p>(a) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業</p> <p>各課（室）長は、電源車^{※1}を降下火砕物の影響を受けることのない燃料取扱建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた炉心冷却</p> <p>緊急時対策本部は、タービン動補給水ポンプによる給水ができない場合は、電源車^{※1}を起動し、蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）を用いた蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、ディーゼル発電機2台がともに機能喪失し、かつタービン動補給水ポンプによる給水ができない場合</p> <p>フ. 緊急時対策所の居住性確保に関する対策</p> <p>火山影響等発生時において、緊急時対策所入口扉を開放することにより緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>(a) 緊急時対策所の居住性確保</p> <p>各課（室）長は、緊急時対策所入口扉の開放により居住性を確保し、降下火砕物の侵入を防止するため、入口扉（2箇所）に仮設フィルタを取り付ける。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>g. 通信連絡設備に関する対策</p> <p>火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号炉および4号炉タービン建屋内に配置した電源車^{※2}から給電する。</p> <p>(a) 電源車^{※2}の準備作業</p> <p>各課（室）長は、電源車^{※2}を降下火砕物の影響を受けることのない3号および4号炉タービン建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車^{※2}からの給電開始</p> <p>緊急時対策本部および当直課長は、電源車^{※2}からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車^{※2}による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>h. 電源車^{※1}および電源車^{※2}の燃料確保に関する対策</p> <p>火山影響等発生時における電源車^{※1}および電源車^{※2}の燃料を電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}により確保する。</p> <p>(a) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}の建屋近傍への移動</p> <p>各課（室）長は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}を燃料取扱建屋近傍ならびに3号および4号炉タービン建屋近傍へそれぞれ移動する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火</p>	<p>量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>g. 通信連絡設備に関する対策</p> <p>火山影響等発生時における通信連絡について、降下火砕物の影響を受けない有線系の設備を複数手段確保することにより機能を確保する。ディーゼル発電機の機能が喪失した場合には、3号炉および4号炉タービン建屋内に配置した電源車^{※2}から給電する。</p> <p>(a) 電源車^{※2}の準備作業</p> <p>各課（室）長は、電源車^{※2}を降下火砕物の影響を受けることのない3号炉および4号炉タービン建屋内へ移動し、準備作業を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火砕物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車^{※2}からの給電開始</p> <p>緊急時対策本部および当直課長は、電源車^{※2}からの給電準備を行ったのち給電を開始する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車^{※2}による給電開始は、火山影響等発生時において外部電源喪失が発生し、3号炉または4号炉のディーゼル発電機全台が機能喪失した場合</p> <p>h. 電源車^{※1}および電源車^{※2}の燃料確保に関する対策</p> <p>火山影響等発生時における電源車^{※1}および電源車^{※2}の燃料を電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}により確保する。</p> <p>(a) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}の建屋近傍への移動</p> <p>各課（室）長は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}を燃料取扱建屋近傍ならびに3号炉および4号炉タービン建屋近傍へそれぞれ移動する。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>気象庁が発表する降灰予報（「速報」または「詳細」）により高浜町への「多量」の降灰が予想された場合、気象庁が発表する噴火に関する火山観測報において、地理的領域（発電所敷地から半径160km）内の活火山に20km以上の噴煙が観測されたが噴火後10分以内に降灰予報が発表されない場合は降下火</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前		変更後		差異の理由
<p>碎物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}による燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}から電源車^{※1}および電源車^{※2}へそれぞれ燃料補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車^{※1}および電源車^{※2}の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>イ. 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給に関する対策</p> <p>火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。</p> <p>(a) 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給</p> <p>緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>復水タンクへの補給が必要と判断した場合</p>		<p>碎物による発電所への重大な影響が予想された場合</p> <p>(b) 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}による燃料補給</p> <p>緊急時対策本部は、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）^{※3}および電源車（緊急時対策所用）^{※4}から電源車^{※1}および電源車^{※2}へそれぞれ燃料補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>電源車^{※1}および電源車^{※2}の運転継続のために燃料補給が必要と判断した場合</p> <p>イ. 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給に関する対策</p> <p>火山影響等発生時において、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。</p> <p>(a) 消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給</p> <p>緊急時対策本部および当直課長は、消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給を行う。</p> <p>ア. 手順着手の判断基準</p> <p>復水タンクへの補給が必要と判断した場合</p>		変更なし
火山影響等発生時の対策における主な作業				
作業手順 No	対応手段	要員	要員数	想定時間
c (a)	ディーゼル発電機への改良型フィルタ取付	緊急安全対策要員	8	50分
c (b)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ取替	緊急安全対策要員	4	20分
e (a)	ディーゼル発電機改良型フィルタのフィルタ清掃 ^{※5}	緊急安全対策要員	2	60分
g (a)	電源車 ^{※1} 、電源車 ^{※2} 、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用） ^{※3} および電源車（緊急時対策所用） ^{※4} の移動	緊急安全対策要員	4 (3号炉および4号炉合計)	50分
e (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業 ^{※6} （給電用ケーブル敷設・接続）	緊急安全対策要員	2	80分 ^{※7}

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前				変更後				差異の理由	
f (a)	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	60分	蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）の準備作業（ホース接続・系統構成）	緊急安全対策要員	5	60分	変更なし
	緊急時対策所の居住性確保（仮設ファイラタ取付）	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	50分	緊急時対策所の居住性確保（仮設ファイラタ取付）	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	50分	
	電源車 ^{※2} からの給電開始 ^{※6} （給電用ケーブル敷設・接続）	緊急安全対策要員	4 (3号炉および4号炉合計)	60分	電源車 ^{※2} からの給電開始 ^{※6} （給電用ケーブル敷設・接続）	緊急安全対策要員	4 (3号炉および4号炉合計)	60分	
g (b)	電源車 ^{※2} からの給電開始（不要負荷切り離し・受電操作）	運転員等（中央制御室、現場）	3	90分	電源車 ^{※2} からの給電開始（不要負荷切り離し・受電操作）	運転員等（中央制御室、現場）	3	90分	
	消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	40分	消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)		
		運転員等（中央制御室、現場）	3 (3号炉および4号炉合計)			運転員等（中央制御室、現場）	3 (3号炉および4号炉合計)		
i (a)	消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	40分	消火水バックアップタンクから復水タンクへの補給	緊急安全対策要員	2 (3号炉および4号炉合計)	40分	

※1：蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用
 ※2：通信連絡設備への給電用
 ※3：電源車^{※1}への燃料補給用
 ※4：電源車^{※2}への燃料補給用
 ※5：1班2名で2班が交代して実施する。
 ※6：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安

※1：蒸気発生器補給用仮設中圧ポンプ（電動）への給電用
 ※2：通信連絡設備への給電用
 ※3：電源車^{※1}への燃料補給用
 ※4：電源車^{※2}への燃料補給用
 ※5：1班2名で2班が交代して実施する。
 ※6：可搬式排気ファンおよび仮設ダクト等設置作業は、1箇所あたり上表とは別に緊急安

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>全対策員4名が60分以内で実施する。 ※7：屋外作業は50分以内で実施する。</p> <p>j. 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>k. 保守管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、火山影響等および降雪発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. 高浜町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. 高浜町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第7.3条の3に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>全対策員4名が60分以内で実施する。 ※7：屋外作業は50分以内で実施する。</p> <p>j. 降灰時の原子炉施設への影響確認 各課(室)長は、降灰が確認された場合は、原子炉施設への影響を確認するため、降下火砕物より防護すべき施設について点検を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>k. 保守管理、点検 各課(室)長は、火山事象より防護すべき施設の要求機能を維持するため、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、3. 1項から3. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>3. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、火山影響等および降雪発生時の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 a. 高浜町に降灰予報「多量」が発表された場合 b. 高浜町に降灰予報「多量」が発表されていない場合において、火山影響等発生時の対応に着手し、かつ、第7.3条の3に定める外部電源において、全5回線中、3回線以上が動作不能になり、動作可能な外部電源が2回線以下となった場合(送電線の点検時を含む。)またはすべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</p> <p>3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力技術部門統括(原子力技術)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力技術部門統括(原子力技術)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>4 地 震</p> <p>安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施すること当社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、3号炉および4号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、3号炉および4号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震スクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位スクラス施設^{※1}の波及的影響（4つの観点^{※2}および水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処</p>	<p>4 地 震</p> <p>安全・防災室長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1項から4. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、地震発生時の運用管理に関する教育訓練を定期的を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、地震発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的を実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施すること当社内標準に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、3号炉および4号炉の機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、3号炉および4号炉の機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震スクラス施設）および常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位スクラス施設^{※1}の波及的影響（4つの観点^{※2}および水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>オ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>シ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(a) 各課(室)長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>オ. 設備の保管に関する手順</p> <p>(a) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>(b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>シ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</p> <p>各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(a) 各課(室)長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、4. 1項から4. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子力技術部門統括（土木建築）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>4. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 3号炉および4号炉について、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見等の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p> <p>b. 波及的影響防止</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点を抽出を実施する。</p> <p>c. 地震観測および影響確認</p> <p>(a) 原子力技術部門統括（土木建築）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。</p> <p>(b) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、3号炉および4号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>5 津 波</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p>	<p>5 津 波</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1項から5. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第12条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、津波防護の運用管理に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、津波発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、津波防護施設、浸水防止設備および津波監視設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、津波発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>5. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 水密扉の閉止状態の管理</p> <p>当直課長は、B中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課（室）長は、水密扉解放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>b. 発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、原則として3号炉および4号炉の循環水ポンプを停止する。また、原子炉を停止させ原子炉の冷却操作を実施するとともに、A中央制御室から取水路防潮ゲートを閉止する。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等 （以下、a. 追加に伴い項の繰り下げ）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

	変更後	差異の理由
<p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であった、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>ウ. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>エ. 取水路防潮ゲートの管理</p> <p>(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。</p> <p>(b) 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号炉および4号炉の循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。</p> <p>エ. 防潮扉の閉止状態の管理</p> <p>防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課(室)長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課(室)長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>エ. 保守管理、点検</p> <p>各課(室)長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>エ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課(室)長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p>	<p>ア 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>イ 遠方で発生した地震に伴う津波であった、発電所を含む地域に、到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、燃料等輸送船に関し、津波警報等が発令された場合、荷役作業を中断し、陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。</p> <p>(c) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(d) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>ウ. 発電所を含む地域に津波警報等が発令された場合の対応</p> <p>(a) 当直課長は、速やかにゲート落下機構の電源系および制御系に異常がないことを確認する。</p> <p>(b) 原子燃料課長および放射線管理課長は、緊急離岸する船舶と退避状況に関する情報連絡を行う。</p> <p>(c) 当直課長は、津波監視カメラおよび潮位計による津波の襲来状況の監視を実施する。</p> <p>エ. 取水路防潮ゲートの管理</p> <p>(a) 取水路防潮ゲート4門のうち、片系列2門については、常時閉止運用とする。</p> <p>(b) 当直課長は、取水路防潮ゲートの両系列4門全てが閉止した場合、または3門が閉止した場合は、3号炉および4号炉の循環水ポンプを全台停止する。また、運転中の号炉については原子炉を停止する。</p> <p>エ. 防潮扉の閉止状態の管理</p> <p>防潮扉については、原則閉止運用とし、当直課長は、中央制御室において防潮扉の閉止状態の確認を行う。また、各課(室)長は、防潮扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 津波発生時の原子炉施設への影響確認</p> <p>各課(室)長は、発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>エ. 保守管理、点検</p> <p>各課(室)長は、津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備および津波影響軽減施設の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>エ. 津波評価条件の変更の要否確認</p> <p>(a) 各課(室)長は、設備改造等を行う場合、都度、津波評価への影響確認を行う。</p> <p>(b) 安全・防災室長は、津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉技術部門統括(原子炉技術)および原子炉技術部門統括(土木建築)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括(原子炉技術)および原子炉技術部門統括(土木建築)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課(室)長は、5. 1項から5. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>5. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課(室)長は、津波の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子炉技術部門統括(原子炉技術)および原子炉技術部門統括(土木建築)は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子炉技術部門統括(原子炉技術)および原子炉技術部門統括(土木建築)は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>6 竜巻</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第1.2.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両回避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、竜巻対策設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材^{※1}よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。</p>	<p>6 竜巻</p> <p>3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1項から6. 4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課（室）長は、計画に基づき、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 所長は、災害（原子力災害を除く。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第1.2.1条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻防護の運用管理に関する教育訓練を定期的の実施する。また、安全・防災室長は、全所員に対して、竜巻発生時における車両回避等の訓練を実施する。</p> <p>(2) 発電室長は、運転員に対して、竜巻発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(3) 各課（室）長は、各課員に対して、竜巻対策設備の保守管理、点検に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各課（室）長は、竜巻対策として固縛に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、竜巻発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 飛来物管理の手順</p> <p>(a) 各課（室）長は、飛来時の運動エネルギー、貫通力が設計飛来物である鋼製材^{※1}よりも大きなものについて、設置場所等に応じて固縛、建屋内収納または撤去により飛来物とならない管理を実施する。</p> <p>(b) 各課（室）長は、屋外の重大事故等対処設備について、位置的分散を図ることで、重大事故等対処設備の機能を損なわないよう管理する。また、重大事故等対処設備が基準事故対処設備に悪影響を与えないよう管理を実施する。</p> <p>(c) 安全・防災室長は、車両に関する入構管理を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 2 >

変更前	変更後	差異の理由												
<p>※ 1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="228 1299 368 2143"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応 (a) 安全・防災室長は、車面に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。 (b) 各課（室）長は、3号炉および4号炉のディーゼル発電機建屋の水密扉の閉止状態の確認するとともに、3号炉および4号炉の換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。 (c) 原子燃料課長は、3号炉および4号炉の燃料取扱作業を中止する。 c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等 各課（室）長は、3号炉および4号炉の竜巻飛来物防護対策設備の取付および取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。 d. 代替設備または予備品確保 各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備または予備品を確保する。 e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置 (a) 当直課長は、3号炉および4号炉の格納容器排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。 (b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉の格納容器排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。 (c) 当直課長は、3号炉および4号炉の格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。 (d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行う。 (e) 当直課長は、取水路防潮ゲートの安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。 (f) 各課（室）長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。 g. 保守管理、点検</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>※ 1：設計飛来物である鋼製材の寸法等は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="228 403 368 1249"> <tr> <td>飛来物の種類</td> <td>鋼製材</td> </tr> <tr> <td>寸法 (m)</td> <td>長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2</td> </tr> <tr> <td>質量 (kg)</td> <td>135</td> </tr> </table> <p>b. 竜巻の襲来が予想される場合の対応 (a) 安全・防災室長は、車面に関して停車している場所に応じて退避または固縛することにより飛来物とならない管理を実施する。 (b) 各課（室）長は、3号炉および4号炉のディーゼル発電機建屋の水密扉の閉止状態の確認するとともに、3号炉および4号炉の換気空調系統のダンパ等の閉止を実施する。 (c) 原子燃料課長は、3号炉および4号炉の燃料取扱作業を中止する。 c. 竜巻飛来物防護対策設備の取付けおよび取外操作等 各課（室）長は、3号炉および4号炉の竜巻飛来物防護対策設備の取付および取外操作、飛来物発生防止のために設置した設備の操作を実施する。 d. 代替設備または予備品確保 各課（室）長は、竜巻の襲来により、安全施設の構造健全性が維持できない場合には、代替設備または予備品を確保する。 e. 竜巻発生時の原子炉施設への影響確認 各課（室）長は、発電所敷地内に竜巻が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 f. 竜巻により原子炉施設等が損傷した場合の処置 (a) 当直課長は、3号炉および4号炉の格納容器排気筒に損傷を発見した場合、気体廃棄物が放出中であればすみやかに放出を停止する。 (b) 原子炉保修課長は、3号炉および4号炉の格納容器排気筒に損傷を発見した場合、応急補修を行う。 (c) 当直課長は、3号炉および4号炉の格納容器排気筒の補修が困難な場合、プラント停止操作を行う。 (d) 土木建築課長は、取水路防潮ゲートに損傷を発見した場合、安全機能回復の応急処置を行う。 (e) 当直課長は、取水路防潮ゲートの安全機能回復が困難な場合、プラント停止操作を行う。 (f) 各課（室）長は、建屋外において竜巻による火災の発生を確認した場合、消火用水等による消火活動を行う。 g. 保守管理、点検</p>	飛来物の種類	鋼製材	寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2	質量 (kg)	135	<p>表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等</p>
飛来物の種類	鋼製材													
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2													
質量 (kg)	135													
飛来物の種類	鋼製材													
寸法 (m)	長さ×幅×奥行き 4.2×0.3×0.2													
質量 (kg)	135													

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</p> <p>と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>各課（室）長は、竜巻飛来物防護対策設備の要求機能を維持するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>6. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、6. 1項から6. 4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>6. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各課（室）長は、竜巻の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</p> <p>と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6. 7 その他関連する活動</p> <p>(1) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 新たな知見の収集、反映</p> <p>原子力技術部門統括（原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を諒察、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ 原子炉主任技術者は、<u>非常召集可能圏内</u>に原子炉毎に各1名（計2名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定する</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処する体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内標準に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全部門統括は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p>ア 原子炉主任技術者は、原子力防災組織において、独立性が確保できる組織に配置し、重大事故等対策における原子炉施設の運転に関し保安監督を諒察、かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>イ 原子炉主任技術者は、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、発電所対策本部の本部長は、その指示を踏まえ方針を決定する。</p> <p>ウ 原子炉主任技術者は、休日、時間外（夜間）に重大事故等が発生した場合、緊急時対策本部要員からの情報連絡（プラントの状況、対策の状況）を受け、保安上必要な場合は指示を行う。</p> <p>エ <u>非常召集可能圏内</u>に原子炉主任技術者を原子炉毎に各1名（計2名）配置する。</p> <p>オ 原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>(3) 安全・防災室長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(4) 各課（室）長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 3項および表-1から表-19に示す「重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1. 1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(5) 原子力安全部門統括は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1. 1項および1. 2項を含む計画を策定する</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>とともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(7) 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制等を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、第121条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対応する。</p> <p>(イ) 所長は、発電所対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p> <p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長あるいは本部附などの職位が技術系の課長以上の代行者がその職務を代行する。</p> <p>(7) 所長は、発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。</p> <p>また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(イ) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長および副本長を配置する。</p> <p>(イ) 所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、3号炉および4号炉の同時被災時は原子炉毎の指揮者を指名する。</p> <p>(カ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。</p> <p>(イ) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子力防災体制等を発令するとともに原子力発電部門統括へ報告する。</p> <p>(7) 実施組織である緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。</p> <p>(7) 実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円</p>	<p>とともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>ア 所長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織およびその支援組織の役割分担および責任者などを社内標準に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(7) 所長は、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止およびその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、原子力防災体制等を発令し、緊急時対策本部要員の非常召集、通報連絡を行い、第121条に定める原子力防災組織を設置し、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部の体制を整え対応する。</p> <p>(イ) 所長は、発電所対策本部の本部長として、原子力防災組織の統括管理を行い、責任を持って原子力防災の活動方針の決定をする。</p> <p>また、本部長の下に副本部長を設置し、副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、副本部長あるいは本部附などの職位が技術系の課長以上の代行者がその職務を代行する。</p> <p>(7) 所長は、発電所対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織および実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、専門性および経験を考慮した班を構成する。</p> <p>また、各班の役割分担および責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。</p> <p>(イ) 重大事故等対策の実施組織および支援組織の各班の機能、各班の責任者である班長および副本長を配置する。</p> <p>(イ) 所長は、発電所対策本部における全体指揮者となり原子力防災組織を統括管理し、3号炉および4号炉の同時被災時は原子炉毎の指揮者を指名する。</p> <p>(カ) 所長は、指揮者である本部長の所長が欠けた場合に備え、本部長の代行者と代行順位をあらかじめ定め明確にする。</p> <p>また、実施組織および支援組織の各班に責任者である班長（室長または課長）を配置し、班長が欠けた場合に備え、あらかじめ代行順位を定めた副班長（課長または係長）を配置する。</p> <p>(イ) 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合、直ちに原子力防災体制等を発令するとともに原子力発電部門統括へ報告する。</p> <p>(7) 実施組織である緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員を発電所構内および近傍に常時確保し、確保した緊急安全対策要員により、重大事故等対策に対応する。</p> <p>(7) 実施組織の班構成および必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>滑に実施する。</p> <p>a 発電班は、事故状況の把握および整理、事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を行う。</p> <p>b 保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。</p> <p>(コ) 3号炉および4号炉において同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により原子炉毎に指名した指揮者の指示のもと、原子炉毎の情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、3号炉および4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 3号炉および4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉毎の保安監督を誠実、かつ最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p> <p>(ウ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和操作の検討等を行う。</p> <p>(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>b 運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(a) 総務班は、発電所対策本部の設置・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。</p> <p>(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。</p> <p>(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>c 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(シ) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集</p>	<p>滑に実施する。</p> <p>a 発電班は、事故状況の把握および整理、事故拡大防止のための措置、原子炉施設の保安維持等を行う。</p> <p>b 保修班は、事故原因の究明、応急対策の立案、実施および原子炉施設の消火活動等を行う。</p> <p>(コ) 3号炉および4号炉において同時に重大事故等が発生した場合における実施組織の対応については、以下のとおりとする。</p> <p>a 発電所対策本部は、3号炉および4号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により原子炉毎に指名した指揮者の指示のもと、原子炉毎の情報収集や事故対策の検討を行い、重大事故等対策を実施する。</p> <p>b 原子炉主任技術者は、担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより、3号炉および4号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>c 3号炉および4号炉の原子炉主任技術者は、原子炉毎の保安監督を誠実、かつ最優先に行う。</p> <p>d 実施組織は、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう通報連絡者を配置し、通報連絡後の情報連絡は通報連絡者が管理を一括して実施することで円滑に対応する。</p> <p>(ウ) 技術支援組織と運営支援組織の班構成および必要な役割分担については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 技術支援組織は、安全管理班および放射線管理班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織に対して技術的助言を行う。</p> <p>(a) 安全管理班は、事故状況の把握および評価、事故時影響緩和操作の検討等を行う。</p> <p>(b) 放射線管理班は、放射線および放射能の測定、状況把握、被ばく管理、汚染除去および拡大防止措置、災害対策活動に伴う放射線防護措置等を行う。</p> <p>b 運営支援組織は、総務班、広報班および情報班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(a) 総務班は、発電所対策本部の設置・運営、連絡・通信手段の確保、要員の動員、輸送手段の確保、原子力災害医療措置、資機材調達・輸送および退避・避難措置を行う。</p> <p>(b) 広報班は、報道機関の対応、見学者の退避誘導および広報活動を行う。</p> <p>(c) 情報班は、社内対策本部との情報受理・伝達、国・自治体等関係者との連絡調整および社外関係機関への情報連絡を行う。</p> <p>c 各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>(シ) 地震により緊急時呼出システムが正常に機能しない等の通信障害によって非常召集</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>連絡ができない場合でも地震（最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震）の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(λ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織として必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員12名、1号炉および2号炉の運転員12名（1号炉および2号炉については原子炉へ燃料装荷を想定しない条件で、12名の内6名が3号炉および4号炉現場作業応援）、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員40名ならびに被災後6時間以内を目途として参集し、注水活動を行う緊急安全対策要員38名および発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名（以下、「召集要員」という。）の計48名として、合計118名を確保する。</p> <p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行うものを除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、注水確保および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>また、重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(t) 休日、時間外（夜間）を含めて必要な緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(y) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（予レビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所</p>	<p>連絡ができない場合でも地震（最寄りの気象庁震度観測点において、震度5弱以上の地震）の発生により緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が発電所に自動参集する。</p> <p>(λ) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために実施組織として必要な要員として、第13条に規定する運転員、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員について、以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。</p> <p>a 原子力防災組織の統括管理および全体指揮を行う全体指揮者、原子炉毎の指揮を行うユニット指揮者、原子炉毎の通報連絡を行う通報連絡者ならびに各重大事故等対策に係る現場での調整を行う現場調整者の緊急時対策本部要員6名、運転操作指揮を行う当直課長、当直主任および運転操作対応を行う運転員12名、1号炉および2号炉の運転員12名（1号炉および2号炉については原子炉へ燃料装荷を想定しない条件で、12名の内6名が3号炉および4号炉現場作業応援）、運転支援活動、電源復旧活動、注水活動、消防活動およびガレキ除去活動を行う緊急安全対策要員40名の計70名ならびに被災後6時間以内を目途として参集し、注水活動を行う緊急安全対策要員38名および発電所対策本部の各班の活動を行う緊急時対策本部要員10名（以下、「召集要員」という。）の計48名として、合計118名を確保する。</p> <p>b 緊急安全対策要員（運転支援活動を行うものを除く）および緊急時対策本部要員は、緊急時対策所に参集し、通報連絡、注水確保および電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行うとともに、緊急安全対策要員（運転支援活動を行う者）は、運転員からの連絡を受け、各現場での対応を行う。</p> <p>c 高線量下の対応においても、社員および協力会社社員を含め要員を確保する。</p> <p>d 病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、第13条に規定する所定の重大事故等対策要員（運転員、緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員にて構成される。以下同じ。）に欠員が生じた場合は、休日、時間外（夜間）を含め重大事故等対策要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた重大事故等対策要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>また、重大事故等対策要員の補充の見込みが立たない場合は、所長に連絡するとともに、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等対策要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>(t) 休日、時間外（夜間）を含めて必要な緊急安全対策要員および緊急時対策本部要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(y) 実施組織および支援組織が実効的に活動するための以下の施設および設備等について管理する。</p> <p>a 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備等（予レビ会議システムを含む。）を備えた緊急時対策所</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等</p> <p>c 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できるよう可搬型の照明装置</p> <p>(イ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子炉防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ 原子炉安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子炉発電部門統括は、発電所における原子炉防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子炉防災体制を発令する。</p> <p>(1) 社長は、原子炉防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子炉施設事態即応センター含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子炉災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子炉緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子炉部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子炉部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子炉設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、</p>	<p>b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所および現場との連携を図り作業内容および現場状況の情報共有を実施するための携行型通話装置等</p> <p>c 電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作および作業を実施できるよう可搬型の照明装置</p> <p>(イ) 支援組織の役割については、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。</p> <p>a 発電所内外の組織への通報および連絡を実施できるように衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備を用いて、広く情報提供を行う。</p> <p>b 原子炉施設の状態および重大事故等対策の実施状況に係る情報は、発電所対策本部の情報班にて一元的に集約管理し、発電所内で共有するとともに、本店対策本部と発電所対策本部間において、衛星電話（携帯）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備および緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できる設備を使用することにより、発電所の状況および重大事故等対策の実施状況の情報共有を行う。</p> <p>c 本店対策本部との連絡を密にすることで報道発表および外部からの問い合わせ対応および関係機関への連絡を本店原子炉防災組織で構成する本店対策本部の広報活動を行う班で実施することにより、発電所対策本部が事故対応に専念でき、また、発電所内外へ広く情報提供を行う。</p> <p>イ 原子炉安全部門統括は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子炉発電部門統括は、発電所における原子炉防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子炉防災体制を発令する。</p> <p>(1) 社長は、原子炉防災体制を発令した場合、速やかに本店対策本部（原子炉施設事態即応センター含む。）を中之島および若狭に設置する。また、社長は、原子炉災害対策活動を実施するため本店対策本部長としてその職務を行い、社長が不在の場合は副社長等がその職務を代行する。</p> <p>また、原子炉緊急事態宣言が発出された場合またはそのおそれがある場合は、本店対策本部長である社長は原則として、中之島から若狭へ移動し、災害対策活動の指揮を執る。社長が移動する場合は、定められた代行者が本店対策本部の指揮を執る。なお、移動中の社長への連絡については、携帯電話等を使用する。</p> <p>本店対策本部（中之島）においては、原子炉部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制により発電所対策本部の支援を行い、本店対策本部（若狭）は、原子炉部門による発電所対策本部への技術的支援を行う。</p> <p>本店対策本部（若狭）には、社内外情報の収集、連絡、記録、事故状況の把握、評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明、除去に関する支援および復旧対策に関する支援等を行う原子炉設備班を設置し、本店対策本部（中之島）は、設備の被害状況の把握、復旧対策の樹立等を行う設備班、</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(ウ) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p> <p>原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p><u>ア 力量の付与のための教育訓練</u></p> <p>各課(室)長は、重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日(使用前検査終了日等)までに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第1.3条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 各課(室)長は、表一1から表一1.9に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日(使用前検査終了日等)までに、成立性確認訓練(現場訓練による有効性評価の成立性確認)および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p><u>イ 力量の維持向上のための教育訓練</u></p> <p>力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 表一1から表一1.9に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓</p>	<p>本店対策本部の設置、運営、本部要員の召集ならびに資機材および食料の調達運搬等を行う総務班、自治体および報道対応を行う広報班を設置し、発電所対策本部の災害対策活動の支援を行う。</p> <p>(ウ) 本店対策本部総務班長は、あらかじめ選定している支援拠点の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を勘案した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定し、必要な本店緊急時対策要員を派遣するとともに、災害対策支援に必要な資機材等の運搬を実施する。</p> <p>(イ) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全部門統括は、原子力設備班を統括する。</p> <p>原子力安全部門統括は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減ならびに放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を継続して構築する。</p> <p>(2) 教育訓練の実施</p> <p><u>ア 力量の付与のための教育訓練</u></p> <p>各課(室)長は、重大事故等対処設備を設置もしくは改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日(使用前検査終了日等)までに、または運転員(当直員)、緊急時対策本部要員もしくは緊急安全対策要員を新たに認定する場合は、第1.3条第2項および第4項の体制に入るまでに以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 各課(室)長は、表一1から表一1.9に記載した対応手段を実施するために必要とする手順について、「ウ 成立性の確認訓練」の要素を考慮した教育訓練項目を定め、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を実施する。</p> <p>(4) 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始される日(使用前検査終了日等)までに、成立性確認訓練(現場訓練による有効性評価の成立性確認)および成立性確認訓練の要素等を考慮した確認方法により、力量の付与方法の妥当性を確認する。</p> <p><u>イ 力量の維持向上のための教育訓練</u></p> <p>力量の維持向上のための教育訓練</p> <p>所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。</p> <p>各課(室)長は、運転員(当直員)、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対して、事象の種類および事象の進展に応じて的確かつ柔軟に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 表一1から表一1.9に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓</p>	<p>差異の理由</p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更(教育訓練)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>練項目として定め、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。</p> <p>なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。</p> <p>b 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。</p> <p>(1) 重大事故等対策を行う運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた過酷事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>c 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設および予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。</p> <p>d (7) a 項の教育訓練において、事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を計画的に実施する。</p> <p>e 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>4 成立性の確認訓練</p> <p>安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長および発電室長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 成立性の確認訓練を以下の a 項、b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認</p>	<p>練項目として定め、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の役割に応じた教育訓練を計画的に実施する。</p> <p>a 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。</p> <p>なお、作業・操作の類似がない教育訓練項目については、教育訓練を年2回実施し、うち1回は机上による教育訓練とする。</p> <p>b 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた教育訓練項目を年1回以上実施する。</p> <p>(1) 重大事故等対策を行う運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、以下の教育訓練等を実施する。</p> <p>a 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた重大事故等発生時の原子炉施設の挙動に関する知識ならびに的確な状況把握、確実かつ迅速な対応を実施するために必要な知識の向上を図ることのできる教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>b 運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、役割に応じた過酷事故の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。また、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を確認するための総合的な教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>c 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から定期点検ならびに運転に必要な操作、保守点検活動および重大事故等対策の資機材を用いた教育訓練を自ら行うよう指導し、原子炉施設および予備品等について熟知させ実務経験を積ませる。</p> <p>d (7) a 項の教育訓練において、事故時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定し放射線防護具を使用した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練を計画的に実施する。</p> <p>e 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびにマニュアルが即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報およびマニュアルを用いた事故時対応訓練を行う。</p> <p>5 成立性の確認訓練</p> <p>安全・防災室長は、成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長および発電室長は、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員に対し、以下の成立性の確認訓練を社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 成立性の確認訓練を以下の a 項、b 項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認</p>	<p>項番号の繰り下げ</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレタによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シークエンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したⅠからⅦの重要事故シークエンスについて、運転員（当直員）を対象に年1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 2次系からの除熱機能喪失 Ⅱ 原子炉格納容器の除熱機能喪失 Ⅲ 原子炉停止機能喪失 Ⅳ E C C S注水機能喪失 Ⅴ E C C S再循環機能喪失 Ⅵ 格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故） Ⅶ 崩壊熱除去機能喪失 <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができていないことを以下のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 重要事故シークエンスに応じた対応において、当直課長からの指示に対して、運転員等が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること Ⅱ 解析上の操作条件が満足されるように対応できること Ⅲ 手順書に従い確実な対応ができること <p>b 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 技術的能力の成立性確認 現場主体で実施する表-200の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員（当直員）および緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。 (b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したⅠからⅦの重要事故シークエンスについて、緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。 Ⅰ 全交流動力電源喪失（R C P シール L O C Aが発生する場合） Ⅱ 雰困気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） Ⅲ 雰困気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） Ⅳ 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） Ⅴ 全交流動力電源喪失（運転停止中） <p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理</p>	<p>(a) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認（シミュレタによる成立性確認） 中央操作主体、重要事故シークエンスの類似性および操作の類似性の観点から整理したⅠからⅦの重要事故シークエンスについて、運転員（当直員）を対象に年1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 2次系からの除熱機能喪失 Ⅱ 原子炉格納容器の除熱機能喪失 Ⅲ 原子炉停止機能喪失 Ⅳ E C C S注水機能喪失 Ⅴ E C C S再循環機能喪失 Ⅵ 格納容器バイパス（蒸気発生器伝熱管破損時に破損側蒸気発生器の隔離に失敗する事故） Ⅶ 崩壊熱除去機能喪失 <p>(b) 成立性の確認の評価方法 重要事故シークエンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内標準に定め、当直課長の指示の下、適切な対応ができていないことを以下のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 重要事故シークエンスに応じた対応において、当直課長からの指示に対して、運転員等が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること Ⅱ 解析上の操作条件が満足されるように対応できること Ⅲ 手順書に従い確実な対応ができること <p>b 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 技術的能力の成立性確認 現場主体で実施する表-200の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シークエンスに係る対応手段について、運転員（当直員）および緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。 (b) 机上訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理したⅠからⅦの重要事故シークエンスについて、緊急安全対策要員を対象に年1回以上実施する。 Ⅰ 全交流動力電源喪失（R C P シール L O C Aが発生する場合） Ⅱ 雰困気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） Ⅲ 雰困気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損） Ⅳ 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） Ⅴ 全交流動力電源喪失（運転停止中） <p>(c) 現場訓練による有効性評価の成立性確認 現場主体、重要事故シークエンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>理したIおよびIIの重要事故シナリオを統合したシナリオに、Ⅲ、Ⅳ、およびⅤの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） II 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） III 格納容器除熱機能喪失 IV ECCS再循環機能喪失 V 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法 I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較して評価する。 II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。 III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを社内標準に定め、満足することを評価する。 IV (a) および(c)の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(c)の成立性確認は(IV)項、(V)項は適用しない。 (I) 実施に当たっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。 (II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。 (III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施に当たっては、移動時間を考慮する。 (V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。 (IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p>	<p>したIおよびIIの重要事故シナリオを統合したシナリオに、Ⅲ、Ⅳ、およびⅤの重要事故シナリオのうち現場で実施する個別手順を加え、運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損） II 使用済燃料ピットにおける重大事故に至るおそれがある事故（想定事故2） III 格納容器除熱機能喪失 IV ECCS再循環機能喪失 V 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(d) 成立性の確認の評価方法 I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較して評価する。 II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シナリオについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を社内標準に定め、満足することを評価する。 III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを社内標準に定め、満足することを評価する。 IV (a) および(c)の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(c)の成立性確認は(IV)項、(V)項は適用しない。 (I) 実施に当たっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。 (II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。 (III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施に当たっては、移動時間を考慮する。 (IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。 (V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

	変更前	変更後	差異の理由
<p>(1) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下(イ)において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b)項の措置により、力量が確保できている見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課（室）長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>(1) 成立性の確認結果を踏まえた措置</p> <p>a 中央制御室主体の操作に係る成立性確認、技術的能力の成立性確認および机上訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、役割に応じた必要な力量（以下(イ)において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 力量を確保できていないと判断された者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、力量の維持向上訓練を実施した後、役割に応じた要員により成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>b 現場訓練による有効性評価の成立性確認の場合</p> <p>成立性の確認により、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに以下の措置を講じる。</p> <p>(a) 所長および原子炉主任技術者に報告するとともに、その原因を分析、評価し、改善等、必要な措置を講じる。</p> <p>(b) 成立性の確認を任意の班が代表して実施する場合、力量を確保できていないと判断された者と同じ役割の者に対して、必要な措置の結果を踏まえ、力量が確保できていないと判断された個別の操作および作業を対象に、役割に応じた成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認し、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(c) (b)項の措置により、力量が確保できている見込みが立たないと判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(d) 力量を確保できていないと判断された者については、必要により、改めて原因を分析、評価し、改善等の必要な措置を講じ、力量の維持向上訓練を実施した後、力量を確保できていないと判断された成立性の確認訓練を実施し、力量が確保できていることを確認する。</p> <p>(e) (d)項の措置により、力量が確保できていると判断した場合は、所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課（室）長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全部門統括、原子力発電部門統括、原子力技術部門統括（原子力技術）および原子力技術部門統括（土木建築）は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>ア 安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するため、または他の設備の被害状況を把握するための経路（以下、「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水および火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(イ) 屋外および屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地すべり、火山の影響、生物学的事象、高潮および森林火災を考慮し、外部人為事象に対して、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、輸送車両の発火、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機墜下）、ダムの崩壊、電磁的障害ならびに重大事故等時の高線量下を考慮し確保する。</p> <p>a 発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては該当する施設がないこと、ダムの崩壊に対しては近傍にダムがないため考慮しない。</p> <p>b 電磁的障害に対しては道路および通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外および屋内アクセスルートへの影響はないため考慮しない。</p> <p>c 生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>d 万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合ににおいても、洪水、高潮およびダムの崩壊に対しては、津波と同様に対応が可能であり、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては、森林火災と同様に対応が可能である。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(エ) 障害物を除去可能なブルドーザーおよび油圧ショベルの他の重機を保管、使用し、それらを運転できる緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員を確保する。</p>	<p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(1) アクセスルートの確保</p> <p>ア 安全・防災室長は、発電所内の道路および通路が確保できるよう、以下の実効性のある運用を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外および屋内において、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所および接続場所まで運搬するため、または他の設備の被害状況を把握するための経路（以下、「アクセスルート」という。）は、自然現象、外部人為事象、溢水および火災を想定しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する。</p> <p>(イ) 屋外および屋内アクセスルートは、自然現象に対して地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地すべり、火山の影響、生物学的事象、高潮および森林火災を考慮し、外部人為事象に対して、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）、航空機墜落による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、輸送車両の発火、漂流船舶の衝突、飛来物（航空機墜下）、ダムの崩壊、電磁的障害ならびに重大事故等時の高線量下を考慮し確保する。</p> <p>a 発電所敷地で想定される自然現象のうち、洪水に対しては敷地付近に河川がないこと、高潮に対しては津波に包絡されることから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>また、外部人為事象のうち、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては該当する施設がないこと、ダムの崩壊に対しては近傍にダムがないため考慮しない。</p> <p>b 電磁的障害に対しては道路および通路面が直接影響を受けることはないことから、屋外および屋内アクセスルートへの影響はないため考慮しない。</p> <p>c 生物学的事象に対しては容易に排除可能なことから影響を受けないため考慮しない。</p> <p>d 万一、これらの影響を受けないとしている現象について、対応が必要となった場合ににおいても、洪水、高潮およびダムの崩壊に対しては、津波と同様に対応が可能であり、近隣の産業施設の火災および爆発（飛来物含む。）に対しては、森林火災と同様に対応が可能である。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り保管し、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。なお、同じ機能を有する重大事故等対処設備がない設備については、予備も含めて分散させる。</p> <p>(エ) 障害物を除去可能なブルドーザーおよび油圧ショベルを保管、使用し、それらを運転できる緊急安全対策要員を確保する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(オ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動が出来るように、可搬型照明を配備する。</p> <p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザー2台（予備1台）および油圧ショベル1台（予備1台）を保管、使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水ならびに降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にはアクセスルートを確認する。</p> <p>(エ) 防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万が一のガレキ発生に対してはブルドーザーおよび油圧ショベルにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>(オ) 考慮すべき自然現象のうち凍結および森林火災、外物人為事象のうち航空機落下下による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、飛来物（航空機落下）、輸送車両の発火および漂流船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(カ) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>(キ) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>(ク) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ケ) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、予備ルートの復旧および油圧ショベルによる段差解消対策により対処する。</p>	<p>(オ) 被ばくを考慮した放射線防護具の配備およびアクセスルート近傍の化学物質を貯蔵しているタンクからの漏えいを考慮した薬品保護具の配備ならびに停電時および夜間時に確実に運搬、移動ができるように、可搬型照明を配備する。</p> <p>イ 屋外アクセスルートの確保 安全・防災室長は、屋外のアクセスルートの確保にあたって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルートの状況確認、海水等の取水ポイントの状況確認、ホース敷設ルートの状態確認を行い、あわせて燃料油貯油そう、空冷式非常用発電装置、その他の屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 屋外アクセスルートに対する地震による影響、その他自然現象による影響を想定し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを確認するため、障害物を除去可能なブルドーザー2台（予備1台）および油圧ショベル1台（予備1台）を保管、使用する。</p> <p>(ウ) 地震による屋外タンクからの溢水ならびに降水に対して、道路上の自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所にはアクセスルートを確認する。</p> <p>(エ) 防潮堤の中に早期に復旧可能なアクセスルートを確認する。想定を上回る万が一のガレキ発生に対してはブルドーザーおよび油圧ショベルにより速やかに撤去することにより対処する。</p> <p>(オ) 考慮すべき自然現象のうち凍結および森林火災、外物人為事象のうち航空機落下下による火災、火災の二次的影響（ばい煙および有毒ガス）、飛来物（航空機落下）、輸送車両の発火および漂流船舶の衝突に対して、迂回路も考慮した複数のアクセスルートを確認する。</p> <p>(カ) 周辺構造物、周辺機器の倒壊による障害物については、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる撤去あるいは転倒による閉塞がないルートを通行する。</p> <p>(キ) 基準地震動に対して耐震裕度の低い周辺斜面の崩壊に対しては、崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行う。</p> <p>(ク) 耐震裕度の低い地盤にアクセスルートを設定する場合は、道路面のすべりによる崩壊土砂が広範囲に到達することを想定した上で、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる崩壊箇所の復旧を行い、通行性を確保する。</p> <p>(ケ) 不等沈下等による段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を講じる設計とするとともに、段差が発生した場合には、ブルドーザーおよび油圧ショベルによる段差発生箇所の復旧を行う。さらに地下構造物の損壊が想定される箇所については、陥没対策を講じる。想定を上回る段差が発生した場合は、予備ルートの復旧および油圧ショベルによる段差解消対策により対処する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、降雪、降灰については、ブルドーズおよび油圧ショベルによる撤去を行う。想定を上回る降雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、除雪を考慮し、車両については、オールシーザーズタイヤを配備する。</p> <p>ウ 屋内アクセスルートの確保</p> <p>安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(ウ) 転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通ずる。</p> <p>(オ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>ア 予備品等の確保</p> <p>各課（室）長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(イ) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(ウ) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーズ、油圧ショベル、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定</p>	<p>(コ) アクセスルート上の台風および竜巻による飛来物、降雪、降灰については、ブルドーズおよび油圧ショベルによる撤去を行う。想定を上回る降雪、降灰が発生した場合は、除雪、除灰の頻度を増加させることにより対処する。また、凍結、除雪を考慮し、車両については、オールシーザーズタイヤを配備する。</p> <p>ウ 屋内アクセスルートの確保</p> <p>安全・防災室長は、屋内のアクセスルートの確保に当たって、以下の運用管理を実施することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 屋内の可搬型重大事故等対処設備の保管場所へ運転員（当直員）、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員が移動するアクセスルートの状況確認を行い、あわせて恒設代替低圧注水ポンプ、その他の屋内設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>(イ) 地震、津波、その他自然現象による影響および外部人為事象に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に確保する。</p> <p>(ウ) 転倒した場合に撤去できない資機材は設置しないこととともに、撤去可能な資機材についても必要に応じて固縛、転倒防止措置により支障をきたさない措置を講じる。</p> <p>(エ) 機器からの溢水に対しては、適切な放射線防護具を着用することによりアクセスルートを通ずる。</p> <p>(オ) アクセスルートの状況を確認し、複数のアクセスルートの中から早期に復旧可能なアクセスルートを選定し、ルート近傍の資機材を管理し、固縛等の対策を実施することおよび万一の際には迂回することにより通行性を確保する。</p> <p>(2) 復旧作業に係る事項</p> <p>ア 予備品等の確保</p> <p>各課（室）長は、重要安全施設の取替え可能な機器、部品等の復旧作業を優先的に実施することとし、そのために必要な予備品を以下の方針に基づき確保することを社内標準に定める。</p> <p>(7) 事故収束対応の信頼性向上のため長期的に使用する設備を復旧する。</p> <p>(イ) 単一の重要安全施設の機能を回復することによって、重要安全施設の多数の設備の機能を回復することができ、事故収束を実施する上で最も効果が大きいサポート系設備を復旧する。</p> <p>(ウ) 復旧が困難な設備についても、復旧するための対策を検討し実施することとするが、放射線の影響、その他の作業環境条件の観点を踏まえ、復旧作業の成立性が高い設備を復旧する。</p> <p>なお、多様な復旧手段の確保、復旧を想定する機器の拡大、その他の有効な復旧対策について継続的な検討を行うとともに、そのために必要な予備品の確保に努める。</p> <p>また、予備品の取替え作業に必要な資機材等として、ガレキ撤去等のためのブルドーズ、油圧ショベル、夜間の対応を想定した照明機器等およびその他作業環境を想定</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>した資機材を確保する。</p> <p>イ 保管場所 各課(室)長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを社内標準に定める。</p> <p>ウ アクセスルートの確保 (1)「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカ、建設会社、協力会社および燃料との関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるよう支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることよって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p>	<p>した資機材を確保する。</p> <p>イ 保管場所 各課(室)長は、予備品等について、地震による周辺斜面の崩落、敷地下斜面のすべり、津波による浸水などの外部事象の影響を受けにくい場所に当該重要安全施設との位置的分散を考慮し、保管することを社内標準に定める。</p> <p>ウ アクセスルートの確保 (1)「アクセスルートの確保」と同じ。</p> <p>(3) 支援に係る事項 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全部門統括は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカ、建設会社、協力会社および燃料との関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故収束手段および復旧対策等の提供、協力会社からは、事象進展予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策活動に必要な支援に係る要員の派遣ならびに燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるように支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全部門統括は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられる他、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるよう支援計画を策定する。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることよって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他の放射線管理に使用する資機材が継続的に発電所へ供給できる体制を確立する。</p> <p>1. 3 手順書の整備 (1) 各課(室)長(当直課長を除く。)は、重大事故等発生時において、事象の種類および事象の進展に応じて、重大事故等に的確かつ柔軟に対処するための内容を社内標準に定める。</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または3号炉および4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。</p> <p>イ 安全・防災室長および発電室長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を社内標準に定める。具体的には、表-15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を送うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯竭または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ロ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(ハ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準</p> <p>(ニ) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(ホ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準</p> <p>エ 安全・防災室長および発電室長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(イ) 安全・防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内標準を定める。</p>	<p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および発電室長は、全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失、安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または3号炉および4号炉の同時被災等の過酷な状態において、限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類、その入手の方法および判断基準を社内標準に定める。</p> <p>イ 安全・防災室長および発電室長は、パラメータを計測する計器故障時に原子炉施設の状態を把握するための手順、パラメータの把握能力を超えた場合に原子炉施設の状態を把握するための手順および計測に必要な計器電源が喪失した場合の手順を社内標準に定める。具体的には、表-15「事故時の計装に関する手順等」の内容を含むものとする。</p> <p>ウ 安全・防災室長および発電室長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために、最優先すべき操作等を送うことなく判断し実施するため、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 炉心損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損防止の対処に迷うことなく移行できるよう、原子炉格納容器への注水を最優先する判断基準</p> <p>(イ) 炉心の著しい損傷または原子炉格納容器の破損を防止するために注水する淡水源が枯竭または使用できない状況においては、迷わず海水注水を行えるようにする判断基準</p> <p>(ロ) 全交流動力電源喪失時等において、準備に掛かる時間を考慮した手順着手の判断基準</p> <p>(ハ) 炉心の著しい損傷時において水素爆発を懸念し、水素濃度制御設備の必要な起動時期を見失うことがないよう、水素濃度制御設備を速やかに起動する判断基準</p> <p>(ニ) 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止するために必要な各操作については、重大事故等対処設備を必要な時期に使用可能とするための手順着手の判断基準</p> <p>(ホ) 重大事故等対策時において、設計基準事故時に用いる操作の制限事項が継続して適用されることで事故対応に悪影響を及ぼさないよう手順を区別するとともに、重大事故等発生時には速やかに移行できる判断基準</p> <p>エ 安全・防災室長および発電室長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先するという社長の方針に基づき、以下の判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(7) 発電室長は、重大事故等発生時の運転操作において、当直課長が躊躇せず指示できる判断基準を社内標準に定める。</p> <p>(イ) 安全・防災室長は、重大事故等発生時の発電所の緊急時対策本部活動において、発電所の緊急時対策本部長が方針にしたがった判断を実施するための判断基準を社内標準に定める。</p> <p>オ 安全・防災室長および発電室長は、発電所内の実施組織と支援組織が連携し事故の進展状況に応じて、実効的な重大事故等対策を実施するため、運転員用および支援組織用の社内標準を定める。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(7) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 警報に対処する事項 b 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 c 事象の判別を行う事項 d 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別および対応措置に使用 e 故障および設計基準事象に対処する事項 f 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用 g 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項 h 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 i 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 j 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器破損を防止するために実施する対応措置に使用 k 支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 l 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。 <ul style="list-style-type: none"> a 故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を行う。 b 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項（事象ベース）に移行する。 c 事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定められた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。 e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事故に対処する事項に戻り処置を行う。 f 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項による対応で、事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応処置を実施する。 力 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的な手順については、表-15「事故時の計装に関する手順等」参照。 	<p>(7) 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて以下のように構成し定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 警報に対処する事項 b 機器の異常を検知する警報発信時の対応措置に使用 c 事象の判別を行う事項 d 原子炉トリップおよび非常用炉心冷却設備作動直後に、実施すべき事象の判別および対応措置に使用 e 故障および設計基準事象に対処する事項 f 運転時の異常な過渡変化および設計基準事故の対応措置に使用 g 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項 h 安全機器の多重故障等が発生し、設計基準事故を超えた場合の対応措置に使用 i 炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項 j 炉心損傷時に、炉心の著しい損傷の緩和および原子炉格納容器の破損を防止するために実施する対応措置に使用 k 支援組織用の社内標準に緊急時対策本部が重大事故等対策を的確に実施するための必要事項を明確に定める。 l 運転員用の社内標準は、事故の進展状況に応じて、構成を明確化し、各項目間を的確に移行できるよう、移行基準を明確に定める。 <ul style="list-style-type: none"> a 故障および設計基準事故に対処する事項により事故判別ならびに初期対応を行う。 b 多重故障等により設計基準事故を超えた場合は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器破損を防止する事項（事象ベース）に移行する。 c 事象の判別ならびに初期対応を行っている場合または事象ベースの事項にて事故対応操作中は、安全機能パラメータを常に監視し、あらかじめ定められた適用条件が成立すれば、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項の、安全機能ベースの事項に移行する。 d 原因が明確で、かつその原因除去あるいは対策が優先されるべき場合は、安全機能ベースの事項には移行せず、その原因に対する事象ベースの事項を優先する。 e 多重故障が解消され安全機能が回復すれば、故障および設計基準事故に対処する事項に戻り処置を行う。 f 炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損を防止する事項による対応で、事故収束せず炉心損傷に至った場合は、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する事項に移行し対応処置を実施する。 力 安全・防災室長および発電室長は、重大事故等対策実施の判断基準として確認される水位、圧力および温度等の計測可能なパラメータを整理し、社内標準に定めるとともに、以下の重大事故等に対処するための事項についても定める。 <ul style="list-style-type: none"> 具体的な手順については、表-15「事故時の計装に関する手順等」参照。 	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>な監視パラメータに位置づけること。 (1) 通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法に関する事。</p>	<p>な監視パラメータに位置づけること。 (1) 通常使用するパラメータが故障等により計測不能な場合は、代替パラメータにて当該パラメータを推定する方法に関する事。</p>	<p>変更なし</p>
<p>(7) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。</p>	<p>(7) 記録が必要なパラメータおよび直流電源が喪失しても可搬型計測器により計測可能なパラメータをあらかじめ選定すること。</p>	
<p>(E) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関する事。 また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、社内標準に定める。</p>	<p>(E) パラメータ挙動予測、影響評価すべき項目および監視パラメータ等に関する事。 また、有効性評価等にて整理した有効な情報について、運転員が監視すべきパラメータの選定、状況の把握および進展予測ならびに対応処置の参考情報とし、社内標準に定める。</p>	
<p>キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を社内標準に定める。</p> <p>ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p>	<p>キ 安全・防災室長は、緊急時対策本部要員が運転操作を支援するためのパラメータ挙動予測や影響評価のための判断情報を社内標準に定める。</p> <p>ク 各課(室)長は、前兆事象として把握ができるか、重大事故を引き起こす可能性があるかを考慮して、設備の安全機能の維持ならびに事故の未然防止対策をあらかじめ検討しておき、前兆事象を確認した時点で事前の対応ができる体制および手順を社内標準に定める。</p>	
<p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発令された場合、原則として取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、高浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p>	<p>(7) 安全・防災室長および発電室長は、大津波警報が発令された場合、原則として取水路防潮ゲートの閉止、原子炉の停止および冷却操作を行う手順、また、所員の高台への避難および水密扉の閉止を行い、津波監視カメラおよび潮位計による津波の継続監視を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>ただし、以下の場合はその限りではない。</p> <p>a 大津波警報が誤報であった場合</p> <p>b 遠方で発生した地震に伴う津波であって、高浜発電所を含む地域に到達するまでの時間経過で、大津波警報が見直された場合</p>	
<p>(1) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p>	<p>(1) 各課(室)長は、台風進路に想定された場合、屋外設備の暴風雨対策の強化および巡視点検の強化を実施し災害発生時に迅速な対応を行う手順を社内標準に定める。</p> <p>(7) 各課(室)長は、前兆事象を伴う事象に対して、気象情報の収集、巡視点検の強化および事故の未然防止の対応を行う手順を社内標準に定める。</p>	
<p>(2) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>ア 切替の容易性</p> <p>各課(室)長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。</p>	<p>(2) 重大事故等対処設備に係る事項</p> <p>ア 切替の容易性</p> <p>各課(室)長は、本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備を含めて、通常時の系統状態から弁操作または工具等の使用により切り替えられるよう当該操作等について明確にし、通常時の系統状態から速やかに切り替えるために必要な手順等を社内標準に定める。</p>	
<p>イ 重大事故等発生後の中長期的な対応手順</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合は、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設システムの復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設システム</p>	<p>イ 重大事故等発生後の中長期的な対応手順</p> <p>安全・防災室長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合は、故障が想定される機器に対してあらかじめ確保した取替部材を用いた既設システムの復旧手段、および、あらかじめ確保した部材を用いた仮設システム</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>の構築手段について、手順を整備する。</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>の構築手段について、手順を整備する。</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、1. 1項から1. 3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、1. 1項および1. 2項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>電源の確保に関する手順等</p> <p>事故時の計装に関する手順等</p> <p>中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>監視測定等に関する手順等</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>原子炉格納容器内の冷却等のための手順等</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>電源の確保に関する手順等</p> <p>事故時の計装に関する手順等</p> <p>中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>監視測定等に関する手順等</p> <p>緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等対策における操作の成立性</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほう酸水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央盤盤手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達し、原子炉トリップしや断器の状態や制御棒炉底位置表示灯等による原子炉自動トリップ失敗を確認した場合に、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正となった場合</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動作動により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇しないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかでであること、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇しないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達したにもかかわらず、原子炉トリップしや断器等の機能喪失による原子炉自動トリップに失敗したことを検知した場合に作動する「安</p>	<p>表-1</p> <p>操作手順</p> <p>1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を停止させるための設計基準事故対処設備が機能喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、手動による原子炉緊急停止、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）により原子炉冷却材圧力バウンダリおよび原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の健全性を維持することを目的とする。また、原子炉の出力抑制を図った後にほう酸水注入により原子炉を未臨界に移行することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 手動による原子炉緊急停止</p> <p>当直課長は、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急停止することができない事象（以下、「A TWS」という。）が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央盤盤手動操作）操作により原子炉の緊急停止を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達し、原子炉トリップしや断器の状態や制御棒炉底位置表示灯等による原子炉自動トリップ失敗を確認した場合に、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正となった場合</p> <p>2. 原子炉出力抑制（自動）</p> <p>当直課長は、A TWSが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、A TWS緩和設備の自動作動により主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇しないこと、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかでであること、ならびに電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水ポンプ（以下、「補助給水ポンプ」という。）、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇しないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉トリップ設定値に到達したにもかかわらず、原子炉トリップしや断器等の機能喪失による原子炉自動トリップに失敗したことを検知した場合に作動する「安</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>全保護アナログ盤作動」警報が発信した場合</p> <p>3. 原子炉出力抑制（手動） 当直課長は、A TWS 緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。 また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。 (1) 手順着手の判断基準 A TWS 緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合</p> <p>4. ほう酸水注入 当直課長は、A TWS が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸水補給弁および充てん／高圧注入ポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。 ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸濃縮ラインが使用できない場合は、代替手段として充てん／高圧注入ポンプによりほう酸注入タンクを経由して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入し原子炉を未臨界状態へ移行させる。安全注入ラインが使用できない場合は、充てんラインより充てん／高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入する。 ほう酸水注入は第8 1条に定めるほう酸濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止または低温停止のほう酸濃度を目標にほう酸水注入を継続する。 (1) 手順着手の判断基準 手動による原子炉緊急停止の失敗を原子炉トリップしや断器の状態、制御棒炉底位置表示灯等により確認し、原子炉出力が5%以上または中間領域起動率が正であ</p>	<p>全保護アナログ盤作動」警報が発信した場合</p> <p>3. 原子炉出力抑制（手動） 当直課長は、A TWS 緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作および補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。 また、加圧器逃がし弁および加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力および温度の上昇がないこと、または格納容器内の圧力および温度の上昇がわずかであること、ならびに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁および主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリおよび格納容器の健全性が維持されていることを確認する。 (1) 手順着手の判断基準 A TWS 緩和設備が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合</p> <p>4. ほう酸水注入 当直課長は、A TWS が発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸水補給弁および充てん／高圧注入ポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釈による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釈ラインを隔離する。 ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸濃縮ラインが使用できない場合は、代替手段として充てん／高圧注入ポンプによりほう酸注入タンクを経由して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入し原子炉を未臨界状態へ移行させる。安全注入ラインが使用できない場合は、充てんラインより充てん／高圧注入ポンプを使用して燃料取替用水タンクのほう酸水を原子炉へ注入する。 ほう酸水注入は第8 1条に定めるほう酸濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止または低温停止のほう酸濃度を目標にほう酸水注入を継続する。 (1) 手順着手の判断基準 手動による原子炉緊急停止の失敗を原子炉トリップしや断器の状態、制御棒炉底位置表示灯等により確認し、原子炉出力が5 %以上または中間領域起動率が正であり、</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>り、ほう酸タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>A T W Sが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合 (A T W S 緩和設備の作動状況確認を含む。) は、中央制御室から速やかな操作が可能である原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止操作を行う。蒸気発生器水位異常低信号によるA T W S緩和設備が作動した場合においても、中央制御室から原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止を行い、その後、A T W S緩和設備の作動状況の確認を行う。</p> <p>中央制御室から原子炉トリップスイッチ (中央制御盤手動操作) により原子炉緊急停止ができない場合で、かつA T W S緩和設備が作動しない場合は、手動による原子炉出力抑制を行う。</p> <p>原子炉トリップに失敗し、原子炉の出力抑制を図った後は、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備または非常用炉心冷却設備によりほう酸水注入を行う。</p>	<p>ほう酸タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>A T W Sが発生するおそれがある場合または当該事象が発生した場合 (A T W S 緩和設備の作動状況確認を含む。) は、中央制御室から速やかな操作が可能である原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止操作を行う。蒸気発生器水位異常低信号によるA T W S緩和設備が作動した場合においても、中央制御室から原子炉トリップスイッチにより手動にて原子炉の緊急停止を行い、その後、A T W S緩和設備の作動状況の確認を行う。</p> <p>中央制御室から原子炉トリップスイッチ (中央制御盤手動操作) により原子炉緊急停止ができない場合で、かつA T W S緩和設備が作動しない場合は、手動による原子炉出力抑制を行う。</p> <p>原子炉トリップに失敗し、原子炉の出力抑制を図った後は、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備または非常用炉心冷却設備によりほう酸水注入を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-2</p> <p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合には原子炉の著しい損傷を防止するため、<u>1次系</u>のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. <u>1次系</u>のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプル水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、<u>1次系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による<u>1次系</u>のフィードアンドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>表-2</p> <p>操作手順</p> <p>2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合には原子炉の著しい損傷を防止するため、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリードまたは蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を冷却することを目的とする。また、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を監視および制御することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. <u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁の開操作により原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプル水位を確認し、再循環切替水位となれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し、蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却による原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、1次系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>○ 1次系のフィードアンドブリードの判断基準について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却による原子炉の冷却を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について</p> <p>蒸気発生器広域水位計は、常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。</p> <p>1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記の校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用し、タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合。</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復（タービン動補助給水ポンプへの給電）</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、常設直流電源系統が健全な場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプの起動およびタービン動補助給水ポンプ起動弁の開放により、タービン</p>	<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水））</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流電源系統喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用し、タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合。</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補助給水ポンプの機能回復（タービン動補助給水ポンプへの給電）</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、常設直流電源系統が健全な場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、タービン動補助給水ポンプ補助油ポンプの起動およびタービン動補助給水ポンプ起動弁の開放により、タービン</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>電動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失が発生した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、電動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補給水流量等にて確認できない場合に、電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出））</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p>	<p>ピン動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、タービン動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合。</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補給水ポンプの機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失が発生した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>なお、電動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補給水流量等にて確認できない場合に、電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出））</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合は、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 <p>主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p> ○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 <p>蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 <p>全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。加圧器逃がし弁の開操作準備の手順は、表一3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。</p> ○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 <p>全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁</p> 	<p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。補助給水の機能が回復すれば、蒸気発生器への注水を確認し主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作により蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。</p> ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 <p>主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。</p> <p>蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合には、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p> ○ 主蒸気逃がし弁操作時の環境条件 <p>蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。</p> ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 <p>全交流動力電源が喪失し、補助給水系による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合は、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。加圧器逃がし弁の開操作準備の手順は、表一3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照。</p> ○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気の確保 <p>全交流動力電源喪失時において1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし</p> 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁は、現場において専用工具を用いて弁を持ち上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 監視および制御 1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲（把握能力）を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表-15「事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの作動状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの作動状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。 (1) 手順書の判断基準 蒸気発生器水位が低下した場合において、補助給水ポンプが自動起動または手動により起動した場合</p> <p>3. 加圧器水位（原子炉水位）の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。 (1) 手順書の判断基準 燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水し、加</p>	<p>弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁は、現場において専用工具を用いて弁を持ち上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、十分な期間の運転を継続するために電動補助給水ポンプが健全であれば空冷式非常用発電装置等による非常用母線への給電を確認し起動する。 電動補助給水ポンプ起動後は、長期的な冷却に際し、十分な水源を確保する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 監視および制御 1. 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定 当直課長は、原子炉を冷却するために1次冷却系および2次冷却系の保有水を加圧器水位計および蒸気発生器水位計により監視する。 また、これらの計測機器が機能喪失または計測範囲（把握能力）を超えた場合、当該パラメータの値を推定する。 加圧器水位および蒸気発生器水位の監視または推定の手順は、表-15「事故時の計装に関する手順等」参照。</p> <p>2. 補助給水ポンプの作動状況確認 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却のために起動した補助給水ポンプの作動状況を補助給水流量計、復水タンク水位計および蒸気発生器水位計により確認する。 (1) 手順書の判断基準 蒸気発生器水位が低下した場合において、補助給水ポンプが自動起動または手動により起動した場合</p> <p>3. 加圧器水位（原子炉水位）の制御 当直課長は、燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水する場合、流量を調整し加圧器水位を制御する。 (1) 手順書の判断基準 燃料取替用水タンク水等を恒設代替低圧注水ポンプ等により原子炉へ注水し、加</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>圧器水位の調整が必要な場合</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。 (1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却において、蒸気発生器水位の調整が必要な場合</p>	<p>加圧器水位の調整が必要な場合</p> <p>4. 蒸気発生器水位の制御 当直課長は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う場合、補助給水流量を調整し、蒸気発生器水位を制御する。 (1) 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却において、蒸気発生器水位の調整が必要な場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、<u>1次系</u>のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気気直接加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p>	<p>表-3</p> <p>操作手順</p> <p>3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水、蒸気放出）により原子炉を減圧することを目的とする。</p> <p>また、炉心損傷時に原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態である場合において、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気気直接加熱による格納容器破損を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p> <p>さらに、蒸気発生器伝熱管破損またはインターフェイスシステムLOCA発生時において、炉心の著しい損傷を防止するため、1次冷却系を減圧することを目的とする。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. <u>1次系</u>のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた<u>1次系</u>のフィードアンドブリードにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行い、低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による<u>1次系</u>のフィードアンドブリー</p>	<p>② 対応手段等</p> <p><u>フロントライン系機能喪失時</u></p> <p>1. <u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になり、蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、加圧器逃がし弁を用いた<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリードにより1次冷却系を減圧する。燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより原子炉へ注水し、原子炉の冷却を確保してから加圧器逃がし弁を開操作する。燃料取替用水タンク水位および格納容器再循環サンプ水位を確認し、再循環切替水位になれば中央制御室で再循環運転になったことを確認する。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系が健全である場合、余熱除去系による原子炉の冷却操作により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードを行い、低温停止状態とする。</p> <p>蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が回復しない場合は、余熱除去系による原子炉の冷却を開始し、蓄圧タンク出口弁を閉止後、<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリードを停止する。その後、余熱除去系による原子炉の冷却により低温停止状態とする。余熱除去系が使用できない場合は、余熱除去系または蒸気発生器2次側による原子炉の冷却機能が使用可能となるまで再循環運転による<u>1次冷却系</u>のフィードアンドブリー</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>ドを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水ポンプが運転していなければ、蒸気発生器2次側による炉心冷却による1次冷却系の減圧のため、中央制御室から補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能の喪失を1次冷却材圧力等により確認した場合に、全ての補助給水ポンプが運転できず補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていない場合。また、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁の開を確認し、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧が行われていることを確認する。主蒸気逃がし弁が開いていなければ中央制御室にて開操作する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能の喪失を1次冷却材圧力等により確認した場合に、補助給水流量等により、蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水と加圧器逃がし弁の開操作による1次系のフィードアンドブリードを行う。</p>	<p>ドブリードを継続する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 補助給水ポンプの故障等による蒸気発生器への注水機能の喪失によって蒸気発生器水位が低下し、全ての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行うため、補助給水ポンプの自動起動を確認し、復水タンク水が蒸気発生器へ注水されていることを確認する。この時、補助給水ポンプが運転していなければ、蒸気発生器2次側による炉心冷却による1次冷却系の減圧のため、中央制御室から補助給水ポンプを起動し蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能の喪失を1次冷却材圧力等により確認した場合に、全ての補助給水ポンプが運転できず補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていない場合。また、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能が喪失した場合、蒸気発生器への注水および主蒸気逃がし弁の開を確認し、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧が行われていることを確認する。主蒸気逃がし弁が開いていなければ中央制御室にて開操作する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 加圧器逃がし弁による1次冷却系の減圧機能の喪失を1次冷却材圧力等により確認した場合に、補助給水流量等により、蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水と加圧器逃がし弁の開操作による1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p>	<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系の減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水と加圧器逃がし弁の開操作による1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p> <p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について 蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>補助給水ポンプの優先順位は、外部電源またはディーゼル発電機が健全であれば電動補助給水ポンプを優先し、代替電源からの給電時は燃料消費量削減の観点からタービン動補助給水ポンプを優先して使用する。</p> <p>○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。</p> <p>○ 1次冷却系のフィードアンドブリードの判断基準について 蒸気発生器広域水位計は常温、常圧の状態における水位を指示するように校正されている。そのため、高温状態においては、実水位と異なる指示値を示す。 1次冷却系のフィードアンドブリードを開始する、全ての蒸気発生器の除熱を期待できない水位とは、上記校正誤差に余裕を持たせた水位とする。</p>	<p>変更なし</p>
<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）） (1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 常設直流通電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている</p>	<p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 補助給水ポンプの機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）） (1) タービン動補助給水ポンプ（現場手動操作）およびタービン動補助給水ポンプ起動弁（現場手動操作）によるタービン動補助給水ポンプの機能回復 当直課長は、タービン動補助給水ポンプ非常用油ポンプの機能が喪失し、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要な場合、現場で専用工具を使用しタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を押し上げることおよびタービン動補助給水ポンプ起動弁を開操作することにより、タービン動補助給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 タービン動補助給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 常設直流通電源喪失時タービン動補助給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>場合</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補給水ポンプの機能回復（タービン動補給水ポンプ補助油ポンプへの給電） 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、常設直流電源系統が健全であれば、空冷式非常用発電装置からの給電によりタービン動補給水ポンプ補助油ポンプを起動し、タービン動補給水ポンプを起動する。 タービン動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる炉心冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、電動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準</p>	<p>されている場合</p> <p>(2) 空冷式非常用発電装置によるタービン動補給水ポンプの機能回復（タービン動補給水ポンプ補助油ポンプへの給電） 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、常設直流電源系統が健全であれば、空冷式非常用発電装置からの給電によりタービン動補給水ポンプ補助油ポンプを起動し、タービン動補給水ポンプを起動する。 タービン動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプを用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる炉心冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、タービン動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(3) 空冷式非常用発電装置による電動補給水ポンプの機能回復 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により非常用母線を回復させ、電動補給水ポンプを起動し、復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。 なお、電動補給水ポンプは、復水タンクから2次系純水タンクへの切り替えまたは復水タンクへの補給により水源を確保し、再循環運転、余熱除去系または蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードによる原子炉の冷却が可能となるまでの期間、運転を継続する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置により非常用母線が回復し、タービン動補給水ポンプの起動ができない場合において、蒸気発生器への注水が補助給水流量等にて確認できない場合に、電動補給水ポンプによる蒸気発生器への注水が必要で復水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 主蒸気逃がし弁の機能回復（蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）） (1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合、蒸気発生器への注水を確認し現場で手動により主蒸気逃がし弁を開操作することで、蒸気発生器2次側による炉心冷却により1次冷却系の減圧を行う。 a. 手順着手の判断基準</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復が不能時は、可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復ができない場合に、加圧器逃がし弁を中央から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流通電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流通電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流通電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合または24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流通電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、常設蓄電池が機能喪失した場合または24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合で、かつ加圧器逃がし弁を中央制御室から</p>	<p>主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失し、中央制御室からの開操作ができないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>(1) 窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）から空気配管に窒素を供給し、中央制御室から加圧器逃がし弁を開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(2) 可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復が不能時は、可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気配管に接続し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）による加圧器逃がし弁の機能回復ができない場合に、加圧器逃がし弁を中央から遠隔で操作する必要がある場合</p> <p>(3) 可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設直流通電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開操作が必要である場合は、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流通電源を供給し、中央制御室からの操作による1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>常設直流通電源喪失時において、1次冷却材圧力等により加圧器逃がし弁を中央制御室から開操作する必要がある場合</p> <p>(4) 空冷式非常用発電装置および可搬式整流器による加圧器逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、常設蓄電池が機能喪失した場合または24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合は、空冷式非常用発電装置および可搬式整流器により直流通電源を供給し、中央制御室から開操作し、1次冷却系の減圧を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、常設蓄電池が機能喪失した場合または24時間以内に交流動力電源が復旧する見込みがない場合で、かつ加圧器逃がし弁を中央制</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>開操作する必要がある場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 加圧器逃がし弁を確実に動作させるために、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）の設定圧力は、有効性評価における原子炉容器破損前の格納容器圧力を考慮した上で余裕を持たせた値に設定する。 ○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助 	<p>御室から開操作する必要がある場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 補助給水の機能が回復すれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作する。補助給水の機能が回復していない場合に、主蒸気逃がし弁の開操作による蒸気放出を実施すると蒸気発生器の保有水の減少が早まるため、補助給水ポンプの起動操作による蒸気発生器への注水を優先して実施する。 ○ 全交流動力電源喪失および補助給水失敗時の留意事項 全交流動力電源が喪失し、補助給水による蒸気発生器への注水機能が回復しない場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気直接加熱による格納容器破損を防止するため加圧器逃がし弁の開操作準備を行う。 ○ 主蒸気逃がし弁操作時の留意事項 主蒸気逃がし弁による蒸気放出を行う場合、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認後実施する。 蒸気発生器伝熱管破損は放射線モニタ等で確認するが、全交流動力電源が喪失した場合は、放射線モニタが使用できないため、蒸気発生器水位および圧力により、蒸気発生器伝熱管の破損がないことを確認する。 蒸気発生器伝熱管破損の徴候が見られた場合に、当該蒸気発生器に接続された主蒸気逃がし弁の操作は行わない。 ○ 環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初動対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し中央制御室から遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 加圧器逃がし弁を確実に動作させるために、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）の設定圧力は、有効性評価における原子炉容器破損前の格納容器圧力を考慮した上で余裕を持たせた値に設定する。 ○ タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気確保 全交流動力電源喪失時に1次冷却系の減温、減圧を行う場合、タービン動補助 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は、現場において専用工具を用いて弁を持ち上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により加圧器逃がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。 常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気蒸気直接加熱を防止する対応手段 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気蒸気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa [gage] 以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気蒸気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。 (1) 手順の判断基準 炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0MPa [gage] 以上の場合</p> <p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 蒸気発生器伝熱管破損 1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位および高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 1次冷却系を減圧後、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により炉心を冷却する。</p>	<p>助給水ポンプ駆動蒸気確保のため主蒸気逃がし弁およびタービン動補助給水流量調節弁後弁の開度を調整し、1次冷却材圧力が1次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力まで低下すれば、その状態を保持する。</p> <p>○ 作業性 タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁は、現場において専用工具を用いて弁を持ち上げる単純な操作で、タービン動補助給水ポンプ起動弁についても手動ハンドルにより容易に操作できる。専用工具については速やかに操作ができるよう操作場所近傍に配備する。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、常設直流電源喪失時、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により加圧器逃がし弁へ給電することで、中央制御室から遠隔操作を行う。 常設直流電源喪失時の代替電源確保等に関する手順は、表-1 4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>④ 炉心損傷時における高圧溶融物放出および格納容器雰囲気蒸気直接加熱を防止する対応手段 高圧溶融物放出および格納容器内雰囲気蒸気直接加熱防止 1. 当直課長は、炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0 MPa [gage] 以上である場合、高圧溶融物放出および格納容器雰囲気蒸気直接加熱による格納容器破損を防止するため、加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧する。 (1) 手順の判断基準 炉心損傷時、1次冷却材圧力が2.0 MPa [gage] 以上の場合</p> <p>⑤ 蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続の手順 蒸気発生器伝熱管破損 1. 当直課長は、蒸気発生器伝熱管破損が発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 破損側蒸気発生器を1次冷却材圧力、蒸気発生器の圧力、水位および高感度型主蒸気管モニタ等の指示値から判断し、破損側蒸気発生器を隔離する。破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器の圧力の低下が継続し破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合、健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁による減圧操作で1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の蒸気発生器2次側への漏えいを抑制する。 1次冷却系を減圧後、充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を安全注入から充てんに切り替え、余熱除去系により炉心を冷却する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(1) 手順着手の判断基準 1 次冷却材圧力の低下、破損側蒸気発生器水位、圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損発生と判断した場合 また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合</p> <p>⑥ インターフェェイスシステムLOCA発生時の手順 インターフェェイスシステムLOCA 1. 当直課長は、インターフェェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 1 次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に見出し隔離する。 破損箇所を隔離できない場合、主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。低温停止状態に移行するにあたり、余熱除去系による原子炉の冷却が困難な場合、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 1 次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 作業性 インターフェェイスシステムLOCA発生時、現場での隔離操作はアクセスルートおよび操作場所の環境性等を考慮して遠隔駆動機構により行う。</p> <p>○ インターフェェイスシステムLOCA時の漏えい箇所について インターフェェイスシステムLOCAの漏えい箇所の特定は、原子炉補助建屋内の各部屋が分離されているため、漏水検知器、監視カメラおよび火災報知器等により行う。</p>	<p>(1) 手順着手の判断基準 1 次冷却材圧力の低下、破損側蒸気発生器水位、圧力の上昇等により蒸気発生器伝熱管破損発生と判断した場合 また、破損側蒸気発生器の隔離完了後に破損側蒸気発生器圧力の低下が継続していることにより破損側蒸気発生器の隔離失敗と判断した場合</p> <p>⑥ インターフェェイスシステムLOCA発生時の手順 インターフェェイスシステムLOCA 1. 当直課長は、インターフェェイスシステムLOCAが発生した場合、原子炉の自動停止および非常用炉心冷却設備作動信号による高圧注入系、低圧注入系、電動補助給水ポンプ等の動作を確認する。 1 次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等によりインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断し、格納容器外への1次冷却材の漏えいを停止するため破損箇所を早期に見出し隔離する。 破損箇所を隔離できない場合、主蒸気逃がし弁による冷却、減圧操作と加圧器逃がし弁により1次冷却系を減圧することにより1次冷却材の格納容器外への漏えいを抑制する。低温停止状態に移行するにあたり、余熱除去系による原子炉の冷却が困難な場合、使用可能であれば多様性拡張設備である消防ポンプにより海水を注水し蒸気発生器2次側のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 1 次冷却材圧力、加圧器水位の低下、余熱除去ポンプ出口圧力上昇等により余熱除去系への漏えいによるインターフェェイスシステムLOCAの発生を判断した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 作業性 インターフェェイスシステムLOCA発生時、現場での隔離操作はアクセスルートおよび操作場所の環境性等を考慮して遠隔駆動機構により行う。</p> <p>○ インターフェェイスシステムLOCA時の漏えい箇所について インターフェェイスシステムLOCAの漏えい箇所の特定は、原子炉補助建屋内の各部屋が分離されているため、漏水検知器、監視カメラおよび火災報知器等により行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-4 操作手順 4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は代替炉心注水、代替再循環運転により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注水、代替炉心注水、代替再循環運転、蒸気発生器2次側による炉心冷却により原子炉を冷却することを目的とする。また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 1次冷却材喪失事故が発生している場合 フロントライン系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事故が発生後、1系列以上の非常用炉心冷却設備による原子炉への注水を高圧安全注入流量および余熱除去流量等により確認できない場合は、炉心出口温度が350℃以上となった場合、かつ原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合 (2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するため</p>	<p>表-4 操作手順 4. 原子炉冷却材圧カバウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的 原子炉冷却材圧カバウンダリが低圧の状態において、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、1次冷却材喪失事故が発生している場合は代替炉心注水、代替再循環運転により、1次冷却材喪失事故が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却により、運転停止中の場合は炉心注水、代替炉心注水、代替再循環運転、蒸気発生器2次側による炉心冷却により原子炉を冷却することを目的とする。また、1次冷却材喪失事故後、炉心が溶融し、溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合において、格納容器の破損を防止するため、格納容器水張りにより原子炉を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 1次冷却材喪失事故が発生している場合 フロントライン系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 1次冷却材喪失事故が発生後、1系列以上の非常用炉心冷却設備による原子炉への注水を高圧安全注入流量および余熱除去流量等により確認できない場合は、炉心出口温度が350℃以上となった場合、かつ原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合 (2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。 a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>に必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）およびA格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順 当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし充てん／高圧注入ポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給に成功している場合は、充てん／高圧注入ポンプによる炉心注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。 また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補機冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。 原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さとなれば停止する。 a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプおよび格納容器スプレイポンプによる再循環運転で原子炉へ注水を行っている場合に、格納容器再循環サンプ水位の低下、ポンプの流量低下、ポンプ出口圧力および電動機電流の変動または格</p>	<p>水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプまたは余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）およびA格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。 a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順 当直課長は、再循環運転中に格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合は、炉心の著しい損傷を防止するために余熱除去ポンプ1台運転とし流量を低下させ再循環運転を継続する。再循環運転できない場合は、燃料取替用水タンクを水源とし充てん／高圧注入ポンプ1台により原子炉への注水を行う。燃料取替用水タンクへの補給に成功している場合は、充てん／高圧注入ポンプによる炉心注水または恒設代替低圧注水ポンプ等による代替炉心注水により原子炉への注水を行う。 また、格納容器の圧力上昇緩和のため、主蒸気逃がし弁を開操作し蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉補機冷却水を使用し格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により原子炉格納容器内の冷却を行う。 原子炉への注水は、格納容器内水位が格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さとなれば停止する。 a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプ、充てん／高圧注入ポンプおよび格納容器スプレイポンプによる再循環運転で原子炉へ注水を行っている場合に、格納容器再循環サンプ水位の低下、ポンプの流量低下、ポンプ出口圧力および電動機電流の変動または格</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候を確認した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、使用準備時間の短いA格納容器スプリポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)を優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消火ポンプ等による代替注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければ使用する。 非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器再循環サンブが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。 ○ 作業性 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水にかかる可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所を使用工具および可搬型ホースを配備する。 ○ 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 代替再循環運転により格納容器再循環サンブ水を原子炉へ注水できない場合、余熱除去ポンプ格納容器再循環サンブ側入口隔離弁の開操作不能により再循環運転に移行できない場合は格納容器再循環サンブスクリーンが閉塞した場合は、充てん/高圧注入ポンプ等により燃料取替用水タンク水を原子炉に注水するとともに、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。格納容器内自然対流冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイを実施する。 ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。 <p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合 サブポート系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉への注</p>	<p>低下など格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候を確認した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、使用準備時間の短いA格納容器スプリポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)を優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消火ポンプ等による代替注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。 非常用炉心冷却設備である充てん/高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器再循環サンブが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。 ○ 作業性 可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水にかかる可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所を使用工具および可搬型ホースを配備する。 ○ 再循環不能時の原子炉格納容器内の冷却 代替再循環運転により格納容器再循環サンブ水を原子炉へ注水できない場合、余熱除去ポンプ格納容器再循環サンブ側入口隔離弁の開操作不能により再循環運転に移行できない場合は格納容器再循環サンブスクリーンが閉塞した場合は、充てん/高圧注入ポンプ等により燃料取替用水タンク水を原子炉に注水するとともに、格納容器再循環ユニットを用いた格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。格納容器内自然対流冷却ができない場合は、代替格納容器スプレイを実施する。 ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。 <p>1 次冷却材喪失事象が発生している場合 サブポート系機能喪失時 1. 代替炉心注水 当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に原子炉への注</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、恒設代替低圧注水ポンプの機能喪失により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>水機能が喪失し、1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) B充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、恒設代替低圧注水ポンプの機能喪失により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合 原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRSS-CSSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が、余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉補機冷却機能喪失時は、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）の機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転を行い、あわせて大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が、余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合</p> <p>a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプを用いた低圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉補機冷却機能喪失時は、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）の機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、1次冷却材喪失時における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による原子炉への注水を行い、あわせて、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、作動する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 (1) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、注水流量が大きく、使用準備の早い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備であるA格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）等を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ（空調用冷水）を優先し、次にB余熱除去ポンプ（海水冷却）またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を使用する。</p> <p>(3) 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器再循環サンプが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p>	<p>Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器隔離弁の閉止 当直課長は、全交流動力電源喪失時、1次冷却材ポンプシール部へのシール水注水機能およびサーマルバリア冷却機能が喪失することにより、1次冷却材ポンプシール部から1次冷却材が漏えいするおそれがあるため、1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁等を閉止する。 隔離は、空冷式非常用発電装置より電源を確保すれば、中央制御室にて1次冷却材ポンプシール戻り隔離弁を閉止し、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、作動する格納容器隔離弁の閉止を確認する。なお、隔離弁等の電源が回復していない場合は、現場にて閉止する。 (1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 (1) 代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、注水流量が大きく、使用準備の早い恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備であるA格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）等を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>(2) 原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ（空調用冷水）を優先し、次にB余熱除去ポンプ（海水冷却）またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびB充てん/高圧注入ポンプ（海水冷却）を使用する。</p> <p>(3) 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注水機能が喪失した場合、代替炉心注水により原子炉へ注水し、格納容器再循環サンプが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について</p>	<p>規定内容の適正化（危機名称の適正化）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については、炉心注水側に系統構成し、空冷式非常用発電装置より受電すれば炉心注水を行う。なお、対応途中で事象が進展し、炉心損傷と判断すれば注水を格納容器スプレイ側へ変更する。その後、B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。</p> <p>○ 作業性</p> <p>B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水にかかる可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所を使用工具および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の恒設代替低圧注水ポンプの注水先については、炉心注水側に系統構成し、空冷式非常用発電装置より受電すれば炉心注水を行う。なお、対応途中で事象が進展し、炉心損傷と判断すれば注水先を格納容器スプレイ側へ変更する。その後、B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）により代替炉心注水を行う。</p> <p>○ 作業性</p> <p>B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水にかかる可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所を使用工具および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>変更なし</p>
<p>1次冷却材喪失事象が発生している場合</p> <p><u>溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合</u></p> <p>1. 格納容器水張り</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、格納容器圧力と温度または格納容器再循環ユニット出入口の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であり原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器の破損を防止するため格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。</p> <p>格納容器スプレイポンプが使用できない場合は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用し、次に可搬式代替注水ポンプにより海水を格納容器へ注水する。</p> <p>なお、格納容器への注水量は、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、格納容器圧力と温度の上昇または可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）等の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であると判断した場合</p>	<p>1次冷却材喪失事象が発生している場合</p> <p><u>溶融デブリが原子炉容器内に残存する場合</u></p> <p>1. 格納容器水張り</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合、格納容器圧力と温度または格納容器再循環ユニット出入口の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であり原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器の破損を防止するため格納容器内自然対流冷却を確認するとともに、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。</p> <p>格納容器スプレイポンプが使用できない場合は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用し、次に可搬式代替注水ポンプにより海水を格納容器へ注水する。</p> <p>なお、格納容器への注水量は、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さまでとする。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合に、格納容器圧力と温度の上昇または可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度（SA）用）等の温度差の変化により格納容器内が過熱状態であると判断した場合</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について 原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害されるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について 格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、格納容器スプレイ流量計、A格納容器スプレイ流量積算計、消火水注入流量積算計、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量計、燃料取替用水タンク水位計の取支により注水量を把握する。 残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合において、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエリアモニタ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の1次冷却材圧力監視について 原子炉容器内に溶融デブリが残存していると判断した場合、格納容器水張り操作を実施する際は1次冷却材圧力を監視する。1次冷却材圧力が格納容器圧力より高い場合は、溶融デブリの冷却が阻害されるため、加圧器逃がし弁を開操作し原子炉容器内と格納容器内を均圧させる。</p> <p>○ 残存デブリ冷却時の注水量について 格納容器への注水量は、原子炉格納容器水位計、格納容器スプレイ流量計、A格納容器スプレイ流量積算計、消火水注入流量積算計、恒設代替低圧注水ポンプ出口流量計、燃料取替用水タンク水位計の取支により注水量を把握する。 残存デブリの影響を防止するための格納容器への注水量は、残存デブリを冷却し、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまでとする。</p> <p>○ 炉心損傷後の再循環運転について 炉心が損傷した場合において、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に加え格納容器スプレイポンプによる再循環運転を行う場合は、格納容器圧力および格納容器内高レンジエリアモニタ等により、格納容器圧力の推移および炉心損傷度合いを監視し、再循環運転を実施した場合の格納容器圧力低減効果、ポンプおよび配管の周辺線量上昇による被ばく等の影響を評価し、実施可否を検討する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>変更なし</p>
<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 フロント系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、</p>	<p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 フロント系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>1次冷却材喪失事象が発生していない場合 サポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失等により、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できない場合は、現場にて手動により主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを確認できる場合</p> <p>運転停止中の場合 フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 炉心注水/代替炉心注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 蓄圧タンクによる炉心注水</p> <p>当直課長は、蓄圧タンク水を原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な蓄圧タンク水位が確保されている場合</p> <p>(3) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>蓄圧タンクによる原子炉への注水を蓄圧タンク圧力等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(4) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを確認できる場合</p> <p>運転停止中の場合 フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 炉心注水/代替炉心注水</p> <p>当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん/高圧注入ポンプによる炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん/高圧注入ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 蓄圧タンクによる炉心注水</p> <p>当直課長は、蓄圧タンク水を原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な蓄圧タンク水位が確保されている場合</p> <p>(3) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>蓄圧タンクによる原子炉への注水を蓄圧タンク圧力等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク水位が確保されている場合</p> <p>(4) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉に注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(5) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)による代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水後、格納容器再循環サンプに水源を切り替えて、A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)およびA格納容器スプレイポンプを用いた代替再循環運転により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合に、代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水) (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合に、1次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(5) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水 当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプの故障等により原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転 (1) A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)による代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、炉心注水または代替炉心注水により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水後、格納容器再循環サンプに水源を切り替えて、A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSSS連絡ライン使用)およびA格納容器スプレイ冷却器を用いた代替再循環運転により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合に、代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水) (1) 電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水 当直課長は、運転停止中に余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却系に開口部がない場合は、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等で確認できない場合に、1次冷却系に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>る場合</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却材系統に開口部がない場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を優先する。 蒸気発生器2次側による炉心冷却ができない場合は、炉心注水または代替炉心注水による炉心冷却を行い、格納容器再循環サンパが再循環可能水位となれば、代替再循環を実施し、原子炉を冷却する。 炉心注水、代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、中央制御室で操作可能であり系統構成の容易な充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を行う。充てん/高圧注入ポンプが使用できない場合は、蓄圧タンクを使用する。上記による原子炉への注水不能の場合は、準備時間の短いA格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連络ライン使用）を使用し、次に恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消火ポンプ等による代替注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合または1次冷却材が流出した場合に、燃料取替用水タンクの保有水を充てん/高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇し</p>	<p>確保されている場合</p> <p>4. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出） (1) 主蒸気逃がし弁による蒸気放出 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されている場合は、中央制御室にて主蒸気逃がし弁を開操作し、蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。 a. 手順着手の判断基準 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が確保されたことを補助給水流量等により確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ1次冷却材系統に開口部がない場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却を優先する。 蒸気発生器2次側による炉心冷却ができない場合は、炉心注水または代替炉心注水による炉心冷却を行い、格納容器再循環サンパが再循環可能水位となれば、代替再循環を実施し、原子炉を冷却する。 炉心注水、代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、中央制御室で操作可能であり系統構成の容易な充てん/高圧注入ポンプによる原子炉への注水を行う。充てん/高圧注入ポンプが使用できない場合は、蓄圧タンクを使用する。上記による原子炉への注水不能の場合は、準備時間の短いA格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連络ライン使用）を使用し、次に恒設代替低圧注水ポンプを使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備である電動消火ポンプ等による代替注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>○ 格納容器内からの退避 当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合または1次冷却材が流出した場合に、燃料取替用水タンクの保有水を充てん/高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。 また、運転停止中に1次冷却材の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇し</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>た場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合は格納容器サンプの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合</p> <p>運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により停止時SR中中性子束高退避警報作動警報が発信した場合または停止時SR中中性子束高退避警報作動警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 作業性</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水にかかる可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所を使用し、および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>した場合は、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合は格納容器サンプの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合</p> <p>運転停止中に1次冷却系の希釈事象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇により停止時SR中中性子束高退避警報作動警報が発信した場合または停止時SR中中性子束高退避警報作動警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 作業性</p> <p>可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水にかかる可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるよう可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所を使用し、および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応</p> <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>変更なし</p>
<p>運転停止中の場合 サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な蓄圧タンク水位が確保される場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	<p>運転停止中の場合 サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合、以下の手順により燃料取替用水タンク水等を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 蓄圧タンクによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した後、蓄圧タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>燃料取替用水タンクの重力注水により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な蓄圧タンク水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) B 充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB 充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源が喪失し、恒設代替低圧注水ポンプの機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>運転停止中に原子炉補機冷却機能が喪失し、A 余熱除去ポンプ（空調用冷水）の機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>A 格納容器スブレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSSS 連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>a. B 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB 余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失事象が発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環ユニットの水位が確保されている場合</p>	<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(3) B 充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置より受電したB 充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源が喪失し、恒設代替低圧注水ポンプの機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>運転停止中に原子炉補機冷却機能が喪失し、A 余熱除去ポンプ（空調用冷水）の機能喪失により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(4) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>A 格納容器スブレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSSS 連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替再循環運転</p> <p>(1) 運転停止中において全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>a. B 余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転</p> <p>当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB 余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失事象が発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環ユニットの水位が確保されている場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 B余熱除去ポンプ（海水冷却）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等により確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に全交流動力電源喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 B余熱除去ポンプ（海水冷却）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 運転停止中において原子炉補機冷却機能喪失事象が発生した場合 a. B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）を用いた低圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等により確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、低圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>b. B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 当直課長は、運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時は、大容量ポンプにより代替補機冷却水が確保され、空冷式非常用発電装置より受電したB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を用いた高圧代替再循環運転による代替再循環運転を行うとともに、大容量ポンプを用いた格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却により格納容器内を冷却する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) <u>電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプ</u>による蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に１次冷却系統に開口部がない場合は、<u>電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプ</u>により復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、１次冷却材系統に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>4. 蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等により確保されたことを確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ、１次冷却材系統に開口部がない場合は、蒸気発生器２次側による炉心冷却を実施する。</p> <p>蒸気発生器２次側による炉心冷却ができない場合は、代替炉心注水による炉心冷却を行い、格納容器再循環サンプが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、使用可能であれば多様性拡張設備であ</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>Ｂ余熱除去ポンプ（海水冷却）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、<u>大容量ポンプ</u>により代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合</p> <p>3. 蒸気発生器２次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) <u>タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプ</u>による蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に１次冷却系統に開口部がない場合は、<u>タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプ</u>により復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、１次冷却材系統に開口部がなく、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>4. 蒸気発生器２次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による蒸気放出</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保された場合は、現場にて主蒸気逃がし弁を手動により開とし、蒸気発生器２次側による炉心冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器への注水が補助給水流量等により確保されたことを確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により崩壊熱除去機能が喪失した場合で、かつ、１次冷却材系統に開口部がない場合は、蒸気発生器２次側による炉心冷却を実施する。</p> <p>蒸気発生器２次側による炉心冷却ができない場合は、代替炉心注水による炉心冷却を行い、格納容器再循環サンプが再循環可能水位となれば、代替再循環運転を実施し、原子炉を冷却する。</p> <p>代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、使用可能であれば多様性拡張設備であ</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>るが、電源回復しない場合でも注水が可能な燃料取替用水タンクからの重力注入を優先する。空冷式非常用発電装置から受電後は、準備時間が短い蓄圧タンクを使用する。並行して継続的に原子炉に注水するために恒設代替低圧注水ポンプを準備し、準備が整えば使用する。次にB充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備であるA格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）等による代替炉心注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し、多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、使用可能であれば多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ（空調用冷水）を優先し、次にB余熱除去ポンプ（海水冷却）またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を使用する。</p> <p>○ 作業性</p> <p>B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については、速やかに作業ができるように可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 格納容器内からの退避</p> <p>当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合は1次冷却材が流出した場合に、燃料取替用水タンクの保有水を充てん／高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>また、運転停止中に1次冷却材の希釈現象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合は格納容器サンプの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合</p> <p>運転停止中に1次冷却系の希釈現象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇によ</p>	<p>るが、電源回復しない場合でも注水が可能な燃料取替用水タンクからの重力注入を優先する。空冷式非常用発電装置から受電後は、準備時間が短い蓄圧タンクを使用する。並行して継続的に原子炉に注水するために恒設代替低圧注水ポンプを準備し、準備が整えば使用する。次にB充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプは、使用準備に時間を要することから、あらかじめ可搬式代替低圧ポンプ等の準備を開始するとともに、使用可能であれば多様性拡張設備であるA格納容器スプレイポンプ（自己冷却）（RHRS-CSS連絡ライン使用）等による代替炉心注水手段を使用する。可搬式代替低圧注水ポンプ等の使用準備が完了し、多様性拡張設備を含む他の注水手段がなければこれを使用する。</p> <p>原子炉補機冷却機能喪失時に代替再循環運転に使用する機器の優先順位は、使用可能であれば多様性拡張設備であるが使用準備時間が短いA余熱除去ポンプ（空調用冷水）を優先し、次にB余熱除去ポンプ（海水冷却）またはB余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）を使用する。</p> <p>○ 作業性</p> <p>B充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。可搬式代替低圧注水ポンプによる原子炉への注水に係る可搬型ホース等の接続については、速やかに作業ができるように可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。</p> <p>○ 格納容器内からの退避</p> <p>当直課長は、運転停止中において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により余熱除去系による崩壊熱除去機能が喪失した場合は1次冷却材が流出した場合に、燃料取替用水タンクの保有水を充てん／高圧注入ポンプ等にて原子炉へ注水し、開放中の加圧器安全弁から格納容器内へ蒸散させることにより原子炉を冷却する。この場合は、格納容器内の雰囲気悪化から格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>また、運転停止中に1次冷却材の希釈現象が発生し、中性子源領域中性子束が上昇した場合、臨界になる可能性があるため格納容器内の作業員を守るために作業員を退避させる。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時、余熱除去系設備の崩壊熱除去機能が喪失し、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合は格納容器サンプの水位等にて1次冷却材の流出を確認した場合</p> <p>運転停止中に1次冷却系の希釈現象が発生し、中性子源領域中性子束の上昇によ</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>り停止時SR中性子東高退避警報が発信した場合または停止時SR中性子東高退避警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 消防ポンプ吸込口ストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>より停止時SR中性子東高退避警報が発信した場合または停止時SR中性子東高退避警報が発信するおそれがある場合</p> <p>○ 消防ポンプ吸込口ストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込口ストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>③ 復旧に係る手順等 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合、設計基準事故対処設備を代替電源設備からの給電により起動し十分な期間の運転を継続させる。</p> <p>1. 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB充てん/高圧注入ポンプ（自己冷却）および蓄圧タンク出口電動弁へ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>2. 燃料補給 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給に関する手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプによる代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p>	<p>表-5</p> <p>操作手順</p> <p>5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故対処設備が有する最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損（炉心の著しい損傷が発生する前に生ずるものに限る。）を防止するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却、格納容器内自然対流冷却、代替補機冷却、大容量ポンプによる代替補機冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) 電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水</p> <p>水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、電動補助給水ポンプまたはタービン電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンク水位が確保されている場合</p> <p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復</p> <p>当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されている場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニットに状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却母管流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプの系統構成が完了している場合</p>	<p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した状態において、1次冷却材喪失事象が発生した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニットに状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通過後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>4. 代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水</p> <p>当直課長は、海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を通過し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>海水ポンプまたは原子炉補機冷却水ポンプの故障等により、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水、原子炉補機冷却海水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプの系統構成が完了している場合</p>	
<p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) <u>電動補助給水ポンプ</u>または<u>タービン補助給水ポンプ</u>による蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン補助給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）</p> <p>(1) <u>タービン補助給水ポンプ</u>または<u>電動補助給水ポンプ</u>による蒸気発生器への注水</p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、タービン補助給水ポンプまたは空冷式非常用発電装置から受電した電動補助給水ポンプにより復水タンク水を蒸気発生器へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時において、蒸気発生器へ注水されていることを補助給水量等により確認できない場合に、蒸気発生器へ注水するために必要な復水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合において、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていることを確認できた場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を流通することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>4. 大容量ポンプによる代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を流通し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p>	<p>2. 蒸気発生器2次側による炉心冷却（蒸気放出）</p> <p>(1) 主蒸気逃がし弁（現場手動操作）による主蒸気逃がし弁の機能回復 当直課長は、蒸気発生器への注水が確保されれば、主蒸気逃がし弁を現場にて手動により開操作することで、蒸気発生器2次側による原子炉の冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失し、主蒸気逃がし弁の駆動源が喪失した場合において、中央制御室から主蒸気逃がし弁を操作できないことを蒸気発生器蒸気圧力等にて確認した場合に、補助給水流量等により蒸気発生器への注水が確保されていることを確認できた場合</p> <p>3. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のための可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を流通することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p> <p>4. 大容量ポンプによる代替補機冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプによる補機冷却水（海水）通水 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、大容量ポンプによりC充てん/高圧注入ポンプ、B余熱除去ポンプに補機冷却水（海水）を流通し、各補機の機能回復を図る。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失が発生した場合</p>	<p>変更なし</p>
<p>フロントライン系機能喪失時・サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補給水ポンプを使用する。 全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点</p>	<p>フロントライン系機能喪失時・サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 補助給水ポンプについては、電動補助給水ポンプを優先して使用し、電動補助給水ポンプが使用できなければ、タービン動補給水ポンプを使用する。 全交流動力電源が喪失した場合は、空冷式非常用発電装置の燃料消費量削減の観点</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却にかかると可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイス取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 ○ 主蒸気逃がし弁現場操作時の環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 ○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 	<p>から、タービン動補助給水ポンプを使用できる間は、電動補助給水ポンプは起動せず後備の設備として待機させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却にかかると可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所に使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイス取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。 ○ 主蒸気逃がし弁現場操作時の環境条件 蒸気発生器伝熱管破損または主蒸気、主給水配管破断等により現場の環境が悪化した場合において、現場での主蒸気逃がし弁操作を行う必要がある場合、初期対応としては現場にて確実に主蒸気逃がし弁を開操作し、以降は運転員等の負担軽減を図るとともに現場の環境が悪化した場合でも対応が可能となるため、使用可能であれば多様性拡張設備である窒素ポンベ（主蒸気逃がし弁作動用）により駆動源を確保し、中央制御室からの遠隔操作を行う。なお、状況に応じて放射線防護具を着用し、線量計を携帯する。 ○ 電源確保 全交流動力電源喪失時は、空冷式非常用発電装置により電動補助給水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給荷運転時における補給間隔を目安に実施する。燃料補給の手順は、表-6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>失し、格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイレイポンプによる格納容器へのスプレイレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイレイポンプによる格納容器へのスプレイレイができない場合、および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用出来ない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値（127kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保されている場合</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力（283kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値以上かつ格納容器スプレイレイポンプによる格納容器へのスプレイレイができない場合、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器スプレイレイポンプによる格納容器へのスプレイレイができない場合、恒設代替および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値（127 kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保されている場合</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力（283 kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの故障等により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>炉心損傷前</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイレイ</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値以上かつ格納容器へのスプレイレイができない場合および格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値（127kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの機能喪失により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保されている場合。</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力（283kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの機能喪失により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場</p>	<p>炉心損傷前</p> <p>サポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイレイ</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値以上かつ格納容器へのスプレイレイができない場合および格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、空冷式非常用発電装置から受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が発生し、格納容器圧力が格納容器スプレイレイ作動設定値（127 kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの機能喪失により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合に、燃料取替用水タンクの水位が再循環切替水位以上確保されている場合。</p> <p>また、格納容器圧力が最高使用圧力（283 kPa〔gage〕）以上かつ、格納容器スプレイレイポンプの機能喪失により、格納容器へのスプレイレイを格納容器スプレイレイ流量で確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合</p> <p>炉心損傷後</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイポンプが定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイポンプ動作設定値（127kPa〔gage〕）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量で確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器ヘス</p>	<p>下しない場合に、燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合</p> <p>炉心損傷後</p> <p>フロントライン系機能喪失時</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却</p> <p>(1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失し、格納容器圧力が格納容器スプレイポンプが定値以上かつ格納容器スプレイポンプによる格納容器へのスプレイができない場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器圧力が格納容器スプレイポンプ動作設定値（127 kPa〔gage〕）以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量で確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器ヘスプレ</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>ブレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができ ない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒 設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃 料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が最高使用圧力 (283kPa [gage]) 以上の場合に、格納容器スプレ イポンプの故障等により、格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量で きない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合 に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され ている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の多様性拡張設備による代替 格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注 水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合</p>	<p>イする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上かつ格納容器へのスプレイができ ない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒 設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。 燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が最高使用圧力 (283 kPa [gage]) 以上の場合に、格納容器スプレ イポンプの故障等により、格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量で 確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下し ない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水 位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の多様性拡張設備による代 替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低 圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合</p>	<p>変更なし</p>
<p>炉心損傷後 サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源または原子炉補機 冷却機能が喪失し、さらに格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却 機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合、空冷式非常用発電 装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納 容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使 用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能が喪失時に、原子炉補機冷却機能が 喪失し、原子炉補機冷却水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認でき ない場合に、格納容器圧力が最高使用圧力 (283kPa [gage]) 以上で、格納容器にス プレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p>	<p>炉心損傷後 サブポート系機能喪失時</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源または原子炉補機 冷却機能が喪失し、さらに格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却 機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器へスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上となった場合、空冷式非常用発電 装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納 容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使 用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能が喪失時に、原子炉補機冷却機 能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて 確認できない場合に、格納容器圧力が最高使用圧力 (283 kPa [gage]) 以上で、 格納容器にスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されて いる場合</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の多様性拡張設備による代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失が発生し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷前 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時は、継続的な冷却実施の観点および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、代替格納容器スプレイよりも格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系機能喪失時の格納容器内自然対流冷却では大容量ポンプを使用するため準備に時間を要することから、使用を開始するまでの間に格納容器圧力が最高使用圧力に達した場合は代替格納容器スプレイを使用する。</p> <p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から</p>	<p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の多様性拡張設備による代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合に全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失が発生し、格納容器内の冷却機能が喪失した場合、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失が発生した場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷前 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時は、継続的な冷却実施の観点および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、代替格納容器スプレイよりも格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系機能喪失時の格納容器内自然対流冷却では大容量ポンプを使用するため準備に時間を要することから、使用を開始するまでの間に格納容器圧力が最高使用圧力に達した場合は代替格納容器スプレイを使用する。</p> <p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から</p>	<p>変更なし</p>
<p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷前 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時は、継続的な冷却実施の観点および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、代替格納容器スプレイよりも格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系機能喪失時の格納容器内自然対流冷却では大容量ポンプを使用するため準備に時間を要することから、使用を開始するまでの間に格納容器圧力が最高使用圧力に達した場合は代替格納容器スプレイを使用する。</p> <p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から</p>	<p>炉心損傷前 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷前 サポート系機能喪失時・炉心損傷後 フロントライン系機能喪失時・炉心損傷後 サポート系機能喪失時 (配慮すべき事項) ○ 優先順位 炉心損傷前および炉心損傷後のフロントライン系機能喪失時は、継続的な冷却実施の観点および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、代替格納容器スプレイよりも格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、サポート系機能喪失時の格納容器内自然対流冷却では大容量ポンプを使用するため準備に時間を要することから、使用を開始するまでの間に格納容器圧力が最高使用圧力に達した場合は代替格納容器スプレイを使用する。</p> <p>○ 格納容器内冷却 (1) 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理 格納容器内の冷却および溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスブレイを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へのスブレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまで達すれば格納容器スブレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみを冷却とする。</p> <p>○ 放射性物質濃度低減 炉心損傷後において、代替格納容器スブレイ手段を用いて格納容器へスブレイすることにより、格納容器内の圧力および温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スブレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所の使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間※1となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯油そうの備蓄量（116.25kL以上）（1基あたり）</p>	<p>50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止することとする。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度（ドライ）により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol%（ドライ）未満であれば減圧を継続する。</p> <p>(2) 注水量の管理 格納容器内の冷却および溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の冷却を目的とした格納容器へのスブレイを行う場合は、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へのスブレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さまで達すれば格納容器スブレイを停止し、格納容器内自然対流冷却のみを冷却とする。</p> <p>○ 放射性物質濃度低減 炉心損傷後において、代替格納容器スブレイ手段を用いて格納容器へスブレイすることにより、格納容器内の圧力および温度を低下させるとともに粒子状の放射性物質の除去により放射性物質の濃度を低減する。格納容器再循環ユニットによる冷却で対応している場合において、格納容器圧力が十分低下しない等により放射性物質濃度低減が必要な場合は、代替格納容器スブレイを同時に実施することにより、格納容器内冷却と放射性物質濃度の低下を図る。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所の使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスタンスピース取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への重油の補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間※1となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表-14「電源の確保に関する手順等」に示す燃料油貯油そうの備蓄量（116.25kL以上）（1基あたり）</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>り)、4基)を管理する。</p> <p>消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料携行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(ガソリン)の備蓄量として12.150リットル以上を管理する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>あたり)、4基)を管理する。</p> <p>消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料携行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(ガソリン)の備蓄量として12.15kL以上を管理する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-7 操作手順 7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</u></p> <p>1. 格納容器スプレイ (1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(127kPa〔gage〕)以上、かつ、格納容器スプレイポンプが起動していない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取り付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(127kPa〔gage〕)以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが格納容器スプレイクーラ流量等にて確認できない場合</p>	<p>表-7 操作手順 7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイ、格納容器内自然対流冷却、代替格納容器スプレイにより格納容器内の圧力および温度を低下させることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</u></p> <p>1. 格納容器スプレイ (1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器内へスプレイする。 a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(127 kPa〔gage〕)以上、かつ、格納容器スプレイポンプが起動していない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 格納容器内自然対流冷却 (1) A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内の冷却機能が喪失した場合、原子炉補機冷却水系の沸騰を防止するため、原子炉補機冷却水サージタンクを窒素ポンベ（原子炉補機冷却水サージタンク加圧用）により加圧し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取り付け後、A、B格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水することにより格納容器内自然対流冷却を行う。原子炉補機冷却水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。 a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値(127 kPa〔gage〕)以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが格納容器スプレイクーラ流量等にて確認できない場合</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>3. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、以下の手順により格納容器ヘスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器ヘスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が最高使用圧力(283kPa [gage])以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器ヘスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器ヘのスプレイが必要となった場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol% (ドライ) 未満であれば減</p>	<p>3. 代替格納容器スプレイ 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、以下の手順により格納容器ヘスプレイする。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上、かつ格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイができない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器ヘスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器圧力が最高使用圧力(283 kPa [gage])以上の場合に、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合および格納容器内自然対流冷却により格納容器圧力が低下しない場合に、格納容器ヘスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器ヘのスプレイが必要となった場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器の圧力および温度を低下させる効果が最も大きい格納容器スプレイを優先する。次に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>○ 水素濃度 炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa 低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が 8 vol% (ドライ)</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>圧を継続する。</p> <p>○ 注水量の管理 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により格納容器ヘスプレイする。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p>	<p>未滿であれば減圧を継続する。</p> <p>○ 注水量の管理 格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器ヘスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却のみの冷却とする。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 格納容器内自然対流冷却 (1) 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、大容量ポンプを配置、接続し、A、B格納容器再循環ユニット冷却状態監視のため可搬型温度計測装置を取付け後、A、B格納容器再循環ユニットに海水を通過することにより格納容器内自然対流冷却を行う。海水通水後、可搬型温度計測装置等によりA、B格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差、格納容器圧力および温度指示の低下等により、格納容器が冷却状態であることを確認する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または原子炉補機冷却機能が喪失している場合に、原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ 炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器内の圧力および温度を低下させるために、以下の手順により格納容器ヘスプレイする。 (1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、格納容器最高使用圧力(283 kPa〔gage〕)以上で、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水素濃度 <p>炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol% (ドライ) 未満であれば減圧を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注水量の管理 <p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却</p>	<p>当直課長は、格納容器圧力が最高使用圧力以上の場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉補機冷却機能が喪失し、原子炉補機冷却水の通水を、原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認できない場合に、格納容器最高使用圧力(283 kPa〔gage〕)以上で、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(2) 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、恒設代替低圧注水ポンプおよびその他の代替格納容器スプレイが実施できない場合、あらかじめ準備している可搬式代替低圧注水ポンプにより海水を格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプによる格納容器へのスプレイが必要となった場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、継続的な冷却および格納容器内の重要機器の水没を未然に防止する観点から、大容量ポンプを用いた格納容器内自然対流冷却を優先する。ただし、格納容器内自然対流冷却は大容量ポンプの使用準備に時間を要することから、この間に格納容器圧力が最高使用圧力以上に達した場合は、代替格納容器スプレイを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水素濃度 <p>炉心損傷後の格納容器減圧操作については、格納容器圧力が最高使用圧力から50kPa低下すれば停止する手順とすることで、大規模な水素燃焼の発生を防止する。また、水素濃度は、可搬型格納容器内水素濃度計測装置で計測される水素濃度(ドライ)により継続的に監視を行う運用とし、測定による水素濃度が8vol% (ドライ) 未満であれば減圧を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 注水量の管理 <p>格納容器内の冷却を目的とした格納容器スプレイを行う場合、格納容器内への注水量の制限があることから、格納容器へスプレイを行っている際に、格納容器内自然対流冷却に影響しない高さになれば格納容器スプレイを停止し格納容器内自然対流冷却</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>みの冷却とする。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所の使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイ取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>格納容器内自然対流冷却および代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路および操作場所に高線量の区域はない。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p> <p>燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>却のみの冷却とする。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却に係る可搬型ホース等の接続については速やかに作業ができるように大容量ポンプの保管場所の使用工具および可搬型ホースを配備する。また、原子炉補機冷却水系と海水系を接続するディスプレイ取替えについても速やかに作業ができるよう、作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>格納容器内自然対流冷却および代替格納容器スプレイにおける現場への移動経路および操作場所に高線量の区域はない。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプへ給電する。給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における補給間隔を目安に実施する。</p> <p>燃料補給の手順は、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-8 操作手順 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイにより、溶融し格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に（格納容器再循環サンブ広域水位67%未満）、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器再循環サンブ広域水位が67%未満で、かつ、格納容器スプレイポンプの</p>	<p>表-8 操作手順 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）の破損を防止するため、格納容器スプレイおよび代替格納容器スプレイにより、溶融し格納容器の下部に落下した炉心を冷却することにより、溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり格納容器バウンダリへの接触を防止することを目的とする。</p> <p>また、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、炉心注水および代替炉心注水により、発電用原子炉（以下、「原子炉」という。）を冷却することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 格納容器スプレイ</p> <p>(1) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、格納容器スプレイポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位を確保し、維持する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に（格納容器再循環サンブ広域水位 67 % 未満）、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器スプレイポンプの故障等により格納容器内への注水機能が喪失し、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後は水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器再循環サンブ広域水位が67 % 未満で、かつ、格納容器スプレイポンプ</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>故障等により、格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、格納容器スプレイポンプを使用する格納容器スプレイを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉下部キャビティの水位監視 <p>溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>ブの故障等により、格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合に、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却する手段の優先順位は、格納容器スプレイポンプを使用する格納容器スプレイを優先し、次に恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子炉下部キャビティの水位監視 <p>溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>
<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に（格納容器再循環サンブ領域水位67%未満）、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替格納容器スプレイ</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保された場合は、恒設代替低圧注水ポンプを停止し、その後水位を維持する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に（格納容器再循環サンブ領域水位67%未満）、格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 恒設代替低圧注水ポンプの注水先について 	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプにより原子炉への注水を実施している際に炉心損傷を確認した場合は、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を炉心注水から格納容器スプレイへ切り替える。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p><u>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</u> 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん／高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注水ライオンを使用した炉心注水 当直課長は、充てん／高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注水ライオンを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心が損傷し、燃料取替用水タンクの水量が確保されている場合</p> <p>(2) 充てん／高圧注水ポンプによる充てんラインを使用した炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てん／高圧注水ポンプにより充てんラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉への注水がA余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、格納容器下部に落下した溶融炉心を冷却するために、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を格納容器へスプレイする。</p> <p>恒設代替低圧注水ポンプにより原子炉への注水を実施している際に炉心損傷を確認した場合は、恒設代替低圧注水ポンプの注水先を炉心注水から格納容器スプレイへ切り替える。</p> <p>○ 原子炉下部キャビティの水位監視 溶融炉心冷却のための原子炉下部キャビティ水位を監視するため、格納容器へのスプレイ時は原子炉下部キャビティ水位計の作動により確認する。</p> <p>○ 電源確保 空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p><u>溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止</u> 交流動力電源および原子炉補機冷却機能 健全</p> <p>1. 炉心注水 当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 充てん／高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプによる高圧または低圧注水ライオンを使用した炉心注水 当直課長は、充てん／高圧注水ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注水ライオンを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心が損傷し、燃料取替用水タンクの水量が確保されている場合</p> <p>(2) 充てん／高圧注水ポンプによる充てんラインを使用した炉心注水 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRSS-CSS連絡ライン使用）の故障等により、原子炉への注水ができない場合、充てん／高圧注水ポンプにより充てんラインを使用して、燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 A格納容器スプレイポンプの故障等により、原子炉への注水がA余熱除去流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A格納容器スブレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん／高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スブレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん／高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水が高圧安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん／高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん／高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水が充てん流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイポンプに使用していない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な充てん／高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スブレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水、充てん／高圧注入ポンプによる充てんラインを用いた炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>2. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) A格納容器スブレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん／高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水ができない場合に、A格納容器スブレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん／高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水が高圧安全注入流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>(2) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、充てん／高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水ができない場合に、恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>充てん／高圧注入ポンプの故障等により、充てんラインを使用した原子炉への注水が充てん流量等にて確認できない場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保され、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイポンプに使用していない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>交流動力電源および原子炉補機冷却機能が健全な場合、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止する手段の優先順位は、中央制御室操作により早期に運転可能な充てん／高圧注入ポンプまたは余熱除去ポンプにより高圧または低圧注入ラインを用いた原子炉への注水を優先する。次にA格納容器スブレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替炉心注水、充てん／高圧注入ポンプによる充てんラインを用いた炉心注水、恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水とする。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。給電の手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>規定内容の適正化</p> <p>規定内容の適正化</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、恒設代替低圧注水ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>(2) B 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したB 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っていないければ恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 作業性</p> <p>B 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピーク替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。</p>	<p>全交流動力電源または原子炉補機冷却機能 喪失</p> <p>1. 代替炉心注水</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合において、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心の格納容器下部への落下を遅延または防止するため、以下の手順により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。</p> <p>(1) 恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電した恒設代替低圧注水ポンプにより燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>炉心が損傷し、全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、恒設代替低圧注水ポンプを代替格納容器スプレイに使用していない場合</p> <p>(2) B 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）による代替炉心注水</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置により受電したB 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）により燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する。燃料取替用水タンクが使用できない場合は、復水タンクを使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失時に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンク等の水位が確保されている場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>代替炉心注水に使用する補機の優先順位は、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイを行っていないければ恒設代替低圧注水ポンプを優先する。次にB 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）を使用する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>空冷式非常用発電装置により恒設代替低圧注水ポンプに給電する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備によりB 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）へ給電する。給電の手順は、表-1 4 「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 作業性</p> <p>B 充てん／高圧注入ポンプ（自己冷却）の補機冷却水確保に係るディスタンスピーク替えについては、速やかに作業ができるように作業場所近傍に使用工具を配備する。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-9</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応および水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>水素濃度低減</u></p> <p>1. 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度350℃以上および格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合</p> <p>2. 原子炉格納容器水素燃焼装置</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置を起動する。また、原子炉格納容器水素燃焼装置の作動状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動確認は、事故時における非常用炉心冷却設備作動信号発信後に実施する</p> <p><u>水素濃度監視</u></p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置</p> <p>当直課長は、炉心出口温度が350℃以上または格納容器内高レンジエリアモニタ</p>	<p>表-9</p> <p>操作手順</p> <p>9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、ジルコニウム-水反応および水の放射線分解による水素が、原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出された場合においても水素爆発による格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>水素濃度低減</u></p> <p>1. 静的触媒式水素再結合装置</p> <p>当直課長は、炉心の著しい損傷が発生した場合、格納容器内の水素濃度を低減させるために設置している静的触媒式水素再結合装置の作動状況を、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の温度指示上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度350℃以上および格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示が1×10^5 mSv/h以上に到達した場合</p> <p>2. 原子炉格納容器水素燃焼装置</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合、原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動を確認する。全交流動力電源が喪失した場合は、代替電源設備である空冷式非常用発電装置からの給電後、速やかに原子炉格納容器水素燃焼装置を起動する。また、原子炉格納容器水素燃焼装置の作動状況を、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の温度指示の上昇により確認する。常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の指示値を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>原子炉格納容器水素燃焼装置の自動起動確認は、事故時における非常用炉心冷却設備作動信号発信後に実施する</p> <p><u>水素濃度監視</u></p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置</p> <p>当直課長は、炉心出口温度が350℃以上または格納容器内高レンジエリアモニタ</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>レンジ)の指示が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上に到達した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常発電装置からの給電操作および可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプおよび可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度350°C以上または格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)の指示が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上に到達した場合</p>	<p>ニタ (高レンジ)の指示が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上に到達した場合、可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失および原子炉補機冷却機能喪失時は、空冷式非常発電装置からの給電操作および可搬型格納容器内水素濃度計測装置の系統構成を行い、可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプおよび可搬型格納容器ガス試料圧縮装置を起動し、可搬型格納容器内水素濃度計測装置を起動後、格納容器内の水素濃度を確認する。</p> <p>常設直流電源が喪失した場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、格納容器内水素濃度を確認する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度350°C以上または格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)の指示が$1 \times 10^5 \text{ mSv/h}$以上に到達した場合</p>	<p>差異の理由</p>
<p>水素濃度低減・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件</p> <p>炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、緊急時対策本部においてプラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、電気式水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。</p>	<p>水素濃度低減・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備により水素濃度低減に使用する設備および水素濃度監視に使用する設備に給電する。代替電源設備により給電する手順は、表-1.4「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>○ 原子炉格納容器水素燃焼装置の起動条件</p> <p>炉心損傷の判断後に、電源の回復が炉心出口温度350°C到達後60分を経過した場合および炉心損傷の判断に係るパラメータの確認ができない状況では、緊急時対策本部においてプラント情報等により、水素爆轟による原子炉格納容器破損の可能性を判断するとともに、原子炉格納容器水素燃焼装置起動による原子炉格納容器の健全性への影響を判断して起動可否を決定する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニユラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニユラス内の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>水素排出</p> <p>1. アニユラス空気浄化ファン起動による水素排出</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニユラス空気浄化ファンが起動し、アニユラス内の水素を含むガスがアニユラスからアニユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニユラス内の圧力の低下にて確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（アニユラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニユラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流電源が健全である場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合</p> <p>水素濃度監視</p> <p>1. 可搬型アニユラス内水素濃度計測装置による水素濃度測定</p> <p>当直課長は、炉心の損傷を判断した場合、アニユラス内の水素濃度を、格納容器内の水素濃度および格納容器からアニユラスへの漏えい率により推定し監視する。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測装置を用いた格納容器内水素濃度の測定を行い、炉心損傷判断からの経過時間、格納容器内水素濃度の測定値ならびに格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）およびアニユラス水素濃度推定用可搬型線量率計の線量率の比により推定したアニユラスへの漏えい率により、関係図から格納容器内水素濃度の推移を推定し、アニユラス内の水素濃度を推定する。</p>	<p>表-10</p> <p>操作手順</p> <p>10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）内に放出され、格納容器から格納容器周囲のアニユラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニユラス内の水素排出および水素濃度監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>水素排出</p> <p>1. アニユラス空気浄化ファン起動による水素排出</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニユラス空気浄化ファンが起動し、アニユラス内の水素を含むガスがアニユラスからアニユラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニユラス内の圧力の低下にて確認する。</p> <p>当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニユラス空気浄化系の弁に窒素ポンベ（アニユラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニユラス空気浄化ファンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流電源が健全である場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合</p> <p>水素濃度監視</p> <p>1. 可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定</p> <p>当直課長は、炉心の損傷を判断した場合、アニユラス内の水素濃度を、格納容器内の水素濃度および格納容器からアニユラスへの漏えい率により推定し監視する。</p> <p>可搬型格納容器内水素濃度計測装置を用いた格納容器内水素濃度の測定を行い、炉心損傷判断からの経過時間、格納容器内水素濃度の測定値ならびに格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）およびアニユラス水素濃度推定用可搬型線量率計の線量率の比により推定したアニユラスへの漏えい率により、関係図から格納容器内水素濃度の推移を推定し、アニユラス内の水素濃度を推定する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>アニュラス内の放射線量の推定は、多様性拡張設備である格納容器排気筒高レンジガスモニタが使用可能であれば、アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率計よりも優先して使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度が350℃以上および格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×10^5 mSv/h以上の場合</p> <p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アニュラス内水素濃度計測装置 <p>多様性拡張設備であるアニュラス内水素濃度計測装置は、炉心損傷後の高放射線および高温下では、指示値に影響があることから参考値として扱う。</p> <p>アニュラス内水素濃度計測装置の指示値を参考にすることは、計器類の環境特性を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>アニュラス内の放射線量の推定は、多様性拡張設備である格納容器排気筒高レンジガスモニタが使用可能であれば、アニュラス水素濃度推定用可搬型線量率計よりも優先して使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心出口温度が350℃以上および格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が1×10^5 mSv/h以上の場合</p> <p>水素排出・水素濃度監視 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アニュラス内水素濃度計測装置 <p>多様性拡張設備であるアニュラス内水素濃度計測装置は、炉心損傷後の高放射線および高温下では、指示値に影響があることから参考値として扱う。</p> <p>アニュラス内水素濃度計測装置の指示値を参考にすることは、計器類の環境特性を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電源確保 <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電する手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1-1 操作手順 1.1. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料（以下、「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線の遮へい、および臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1. 海水からの使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26m以下まで低下している場合、消防ポンプにより海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26m以下まで低下している場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 使用済燃料ピットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い多様性拡張設備である燃料取替用水タンク等を優先する。消防ポンプは、使用準備に時間を要することから、あらかじめ消防ポンプ等の運搬、設置および接続の準備を行い、燃料取替用水タンク等の注水手段がなければ使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃</p>	<p>表-1-1 操作手順 1.1. 使用済燃料ピットの冷却等のための手順等</p> <p>① 方針目的 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合、使用済燃料ピット内の燃料体または使用済燃料（以下、「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線の遮へい、および臨界を防止するため使用済燃料ピットへの注水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するため使用済燃料ピットへのスプレイ、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水、使用済燃料ピットの監視を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時</p> <p>1. 海水からの使用済燃料ピットへの注水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生し、計画外に使用済燃料ピットポンプの全停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26 m以下まで低下している場合、消防ポンプにより海水を使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26 m以下まで低下している場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 使用済燃料ピットへの注水に使用する補機の優先順位は、注水までの所要時間が短い多様性拡張設備である燃料取替用水タンク等を優先する。消防ポンプは、使用準備に時間を要することから、あらかじめ消防ポンプ等の運搬、設置および接続の準備を行い、燃料取替用水タンク等の注水手段がなければ使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>等を行う。</p> <p><u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時</u></p> <p>1. 使用済燃料ピットへのスブレイおよび放水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +31.01m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスブレイまたは原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。 (1) 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスブレイ 緊急時対策本部は、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスブレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスブレイする。 a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +31.01m) 以下で低下し、かつ水位低下が継続する場合</p> <p>(2) 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。 a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +31.01m) 以下で低下し、かつ水位低下が継続する場合において、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスブレイを優先する。原子炉補助建屋に損壊がある場合は原子炉補助建屋に近づけない場合は、スブレイヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水を優先する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>等を行う。</p> <p><u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時</u></p> <p>1. 使用済燃料ピットへのスブレイおよび放水 緊急時対策本部は、使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生し使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +31.01 m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合、以下の手段により、使用済燃料ピットへスブレイまたは原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。 (1) 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスブレイ 緊急時対策本部は、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスブレイヘッドにより海水を使用済燃料ピットへスブレイする。 a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +31.01 m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合</p> <p>(2) 大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合、大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲により海水を原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) へ放水する。 a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (EL +31.01 m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、原子炉補助建屋の損壊または使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋に近づけない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 <u>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスブレイを優先する。</u>原子炉補助建屋に損壊がある場合は原子炉補助建屋に近づけない場合は、スブレイヘッドよりも射程距離が長い大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による原子炉補助建屋 (貯蔵槽内燃料体等) への放水を優先する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1. 使用済燃料ピットの監視</p> <p>当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、または使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26m以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置の運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>当直課長は、常用設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>当直課長は、使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を配置し中央制御室にて使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピットエリア監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が50℃を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外にEL +32.26m以下まで低下している場合</p>	<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時</p> <p>1. 使用済燃料ピットの監視</p> <p>当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能が喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時、または使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、常設設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM用）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。また、計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度 50℃ を超えている場合、または使用済燃料ピット水位が計画外に EL +32.26 m 以下まで低下している場合、可搬型設備である使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置の運搬、設置および接続を行い、使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>当直課長は、常用設備である使用済燃料ピット水位（広域）、使用済燃料ピット温度（AM）および使用済燃料ピットエリア監視カメラにより使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視</p> <p>当直課長は、使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタおよび使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を配置し中央制御室にて使用済燃料ピットの監視を行う。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置は、使用済燃料ピットエリア監視カメラの耐環境性向上のため、空気を供給し冷却を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合もしくは使用済燃料ピット温度が 50℃ を超える場合、または使用済燃料ピット水位が計画外に EL +32.26 m 以下まで低下している場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業性 海水から使用済燃料ピットへの注水にかかる消防ホースの取付けについては速やかに作業ができるように消防ポンプの保管場所に消防ホースを配備する。 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイにかかる消防ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および消防ホース等を配備する。 ○ 電源確保 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料確保 消防ポンプの給油は、定格負荷運転における燃料供給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶を用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目標に実施する。 燃料を供給する手順は、表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）および大容量ポンプ（放水砲用）の給油は、定格負荷運転時における燃料供給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目標に実施する。表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 	<p>使用済燃料ピットの冷却機能もしくは注水機能の喪失または使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時・重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時 (配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業性 海水から使用済燃料ピットへの注水にかかる消防ホースの取付けについては速やかに作業ができるように消防ポンプの保管場所に消防ホースを配備する。 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイにかかる消防ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように可搬式代替低圧注水ポンプの保管場所に使用工具および消防ホース等を配備する。 ○ 電源確保 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する。給電の手順は、表一14「電源の確保に関する手順等」参照。 ○ 燃料確保 消防ポンプの給油は、定格負荷運転における燃料供給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶を用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目標に実施する。 燃料を供給する手順は、表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）および大容量ポンプ（放水砲用）の給油は、定格負荷運転時における燃料供給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目標に実施する。表一6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。 	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1-2</p> <p>操作手順</p> <p>1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の損傷または貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により、発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、泡消火により、消火することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(1) 大容量ポンプ、放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、炉心出口温度350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモータ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモータ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所（取水路側1箇所、放水口側4箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○ 優先順位</p> <p>放水砲による原子炉格納容器およびアニュラス部への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水排水の流路を通過して海へ流れるため、排水路に、多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性</p>	<p>表-1-2</p> <p>操作手順</p> <p>1.2. 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の損傷または貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷に至った場合において、大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制により、発電所外への放射性物質の拡散を抑制することを目的とする。</p> <p>また、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合に、泡消火により、消火することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>(1) 大容量ポンプ、放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、炉心出口温度 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモータ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモータ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、原子炉格納容器へのスプレイが格納容器スプレイ流量等にて確認できない場合</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器およびアニュラス部へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所（取水路側1箇所、放水口側4箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制を行う判断をした場合</p> <p>（配慮すべき事項）</p> <p>○ 優先順位</p> <p>放水砲による原子炉格納容器およびアニュラス部への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水排水の流路を通過して海へ流れるため、排水路に、多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>物質吸着剤は、放水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL +31.01m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、以下の手順により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>(1) 可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づける場合、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッドにより原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。水源は仮設組立式水槽を使用する。仮設組立式水槽への供給は、消防ポンプにより海水を使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL +31.01m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づける場合。</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、スプレイよりも射程距離が大きい大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL +31.01m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所（取水路側1箇所、放水口側4箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への</p>	<p>物質吸着剤は、放水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> <p>貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷</p> <p>1. 大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL +31.01 m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、以下の手順により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>(1) 可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づける場合、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッドにより原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。水源は仮設組立式水槽を使用する。仮設組立式水槽への供給は、消防ポンプにより海水を使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL +31.01 m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づける場合。</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合、スプレイよりも射程距離が大きい大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により海水を原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（EL +31.01 m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合。</p> <p>2. 海洋への拡散抑制</p> <p>(1) シルトフェンスによる海洋への拡散抑制</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水し、放水による放射性物質を含む汚染水が発生する場合、発電所から海洋に流出する5箇所（取水路側1箇所、放水口側4箇所）にシルトフェンスを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生し、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>拡散抑制を行う判断をした場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水排水の流路を通して海へ流れるため、排水路に、多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>原子炉補助建屋等周辺における航空機衝突による航空燃料火災</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機燃料火災への泡消火 <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 手順着手の判断基準 <p>航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲の準備が完了するまで多様性拡張設備である化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃により、アクセルートの確保、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p> ○ 泡消火剤の配備 <p>放水開始から約20分の泡消火を行うために、泡消火剤を4,000リットル(1,000リットル×4)配備する。</p> 	<p>拡散抑制を行う判断をした場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水排水の流路を通して海へ流れるため、排水路に、多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機燃料火災への泡消火 <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 手順着手の判断基準 <p>航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲の準備が完了するまで多様性拡張設備である化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃により、アクセルートの確保、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p> ○ 泡消火剤の配備 <p>放水開始から約20分の泡消火を行うために、泡消火剤を4kl(1kl×4)配備する。</p> 	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>拡散抑制を行う判断をした場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>放水砲による原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水により、放射性物質を含む汚染水の発生を想定して、放射性物質を含む汚染水は雨水排水の流路を通して海へ流れるため、排水路に、多様性拡張設備である放射性物質吸着剤を設置する。放射性物質吸着剤は、放水口側シルトフェンスの内側に優先的に設置する。次に取水路側シルトフェンス内側、側溝の順に設置する。側溝については、放水口付近から設置する。なお、放水の状況に応じてその設置量を決定する。</p> ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 <p>消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p>原子炉補助建屋等周辺における航空機衝突による航空燃料火災</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機燃料火災への泡消火 <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を用いて、海水を泡混合器で泡消火剤と混合しながら放水することで航空機燃料火災への泡消火を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 手順着手の判断基準 <p>航空機燃料火災が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優先順位 <p>大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲の準備が完了するまで多様性拡張設備である化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃により、アクセルートの確保、緊急時対策本部要員および緊急安全対策要員の安全確保、航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のために泡消火を実施する。</p> ○ 泡消火剤の配備 <p>放水開始から約20分の泡消火を行うために、泡消火剤を4,000リットル(1,000リットル×4)配備する。</p> 	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷・原子炉補助建屋等周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 操作性 放水砲による放水については、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状にするとより遠くまで放水できるが、噴霧状にすると直線状よりも放射性物質の抑制効果があることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>原子炉格納容器の損壊箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器損壊部に調整するが、確認できない場合は格納容器頂部へ調整する。</p> <p>放水砲は、最も効果的な方角から原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に向けて放水する。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプ（放水砲用）および消防ポンプへの燃料供給に関する手順は、表－6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p> <p>スプレイヘッドによる原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する際の仮設組立式水槽の補給手順は、表－11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）の給油は、燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプ（放水砲用）による大気への拡散抑制または航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所の使用工具および可搬型ホースを保管する。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ（放水砲用）、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）および消防ポンプへの燃料補給の手順は、表－6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損・貯蔵槽内燃焼体等の著しい損傷・原子炉補助建屋周辺における航空機衝突による航空燃料火災 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 操作性 放水砲による放水については、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状または噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状にするとより遠くまで放水できるが、噴霧状にすると直線状よりも放射性物質の抑制効果があることから、なるべく噴霧状を使用する。</p> <p>原子炉格納容器の損壊箇所が確認できる場合は、放水砲の噴射位置を原子炉格納容器損壊部に調整するが、確認できない場合は格納容器頂部へ調整する。</p> <p>放水砲は、最も効果的な方角から原子炉格納容器およびアニュラス部または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）に向けて放水する。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプ（放水砲用）および消防ポンプへの燃料供給に関する手順は、表－6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p> <p>スプレイヘッドによる原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃焼体等）へ放水する際の仮設組立式水槽の補給手順は、表－11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）の給油は、燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。</p> <p>○ 作業性 大容量ポンプ（放水砲用）による大気への拡散抑制または航空機燃料火災への泡消火に係る可搬型ホース取付け等については速やかに作業ができるように大容量ポンプ（放水砲用）の保管場所の使用工具および可搬型ホースを保管する。</p> <p>○ 燃料補給 大容量ポンプ（放水砲用）、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）および消防ポンプへの燃料補給の手順は、表－6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-13</p> <p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水タンク、復水タンク等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給、炉心注水および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給、格納容器再循環ポンプを水源とした再循環運転、使用済燃料ピットへの水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破壊時の格納容器およびエアラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給</p> <p>1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 1次系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>a. 手順着手の判断</p> <p>蒸気発生器2次側への注水機能が喪失した場合において蒸気発生器水位が低下し、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 復水タンクへの補給</p> <p>(1) 海水を用いた復水タンクへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、消防ポンプにより海水を水源として復水タンクへ補給する。</p>	<p>表-13</p> <p>操作手順</p> <p>13. 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>設計基準事故の収束に必要な水源である燃料取替用水タンク、復水タンク等とは別に重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源として、淡水源および海水等を確保することを目的とする。</p> <p>設計基準事故対処設備および重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するため、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給、炉心注水および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給、格納容器再循環ポンプを水源とした再循環運転、使用済燃料ピットへの水の供給、使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水ならびに炉心の著しい損傷および格納容器破壊時の格納容器およびエアラス部への放水のための水の供給を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段および復水タンクへの供給</p> <p>1. 復水タンクへの供給ができない場合の代替手段</p> <p>(1) 1次冷却系のフィードアンドブリード</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生により、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）手段の水源となる復水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、燃料取替用水タンク水を充てん／高圧注入ポンプにより炉心に注水する操作と、加圧器逃がし弁の開操作により格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する。</p> <p>a. 手順着手の判断</p> <p>蒸気発生器2次側への注水機能が喪失した場合において蒸気発生器水位が低下し、すべての蒸気発生器が除熱を期待できない水位になった場合に、原子炉へ注水するために必要な燃料取替用水タンクの水位が確保されている場合</p> <p>2. 復水タンクへの補給</p> <p>(1) 海水を用いた復水タンクへの補給</p> <p>当直課長は、重大事故等の発生時に、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、消防ポンプにより海水を水源として復水タンクへ補給する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

〈添付3〉

変更前	変更後	差異の理由
<p>a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認し、かつ2次系純水タンクから復水タンクへの補給ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先事項 復水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ消防ポンプの使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、消防ポンプの準備を整えば海水を使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロスレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンクの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認し、かつ2次系純水タンクから復水タンクへの補給ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先事項 復水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ消防ポンプの使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で使用可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、消防ポンプの準備を整えば海水を使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロスレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロスレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>変更なし</p>
<p><u>炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替および燃料取替用水タンクへの補給ができない場合</p>	<p><u>炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、炉心注水の水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、原子炉に注水する。</p> <p>(1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水により原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替 当直課長は、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替ができない場合、あらかじめ可搬式代替低圧注水ポンプ等の準備を開始し、他の多様性拡張設備による淡水の供給手段が使用できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより原子炉に注水する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失し、燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替および燃料取替用水タンクへの補給ができない場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認し、1次系純水タンクおよびほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できなくなった場合、またはインターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損および余熱除去系統による再循環運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃を行う。</p> <p><u>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。 (1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替</p>	<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認し、1次系純水タンクおよびほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できなくなった場合、またはインターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損および余熱除去系統による再循環運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃を行う。</p> <p><u>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。 (1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替</p>	<p>変更なし</p>
<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認し、1次系純水タンクおよびほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できなくなった場合、またはインターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損および余熱除去系統による再循環運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃を行う。</p> <p><u>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。 (1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替</p>	<p>2. 燃料取替用水タンクへの補給</p> <p>(1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認し、1次系純水タンクおよびほう酸タンクから燃料取替用水タンクへの補給ができない場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できなくなった場合、またはインターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損および余熱除去系統による再循環運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃を行う。</p> <p><u>格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給</u></p> <p>1. 燃料取替用水タンクへの供給ができない場合の代替手段 当直課長は、重大事故等の発生により、格納容器スプレイの水源となる燃料取替用水タンクの枯渇、破損等が発生し水源として使用不可能な場合、以下の手段により、格納容器にスプレイする。 (1) 燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替 当直課長は、復水タンクを水源とし恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイにより格納容器にスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、復水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合</p> <p>(2) 燃料取替用水タンクから海水への水源切替</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>当直課長は、あらかじめ準備した可搬式代替低圧注水ポンプの準備が整い、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイが実施できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器へスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、または格納容器スプレイ再循環運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>格納容器再循環ポンプを水源とした代替再循環運転</u> 1. 代替再循環運転 当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環ポンプを水源とした再循環運転において、余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）および格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用</p>	<p>当直課長は、あらかじめ準備した可搬式代替低圧注水ポンプの準備が整い、恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイが実施できない場合は、海水を水源とし可搬式代替低圧注水ポンプにより格納容器へスプレイする。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合</p> <p>2. 燃料取替用水タンクへの補給 (1) 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 当直課長は、重大事故等の発生時において、格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し補給が必要な場合、復水タンクから燃料取替用水タンクへ補給する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水タンクの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、または格納容器スプレイ再循環運転ができない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 燃料取替用水タンクへの補給の優先順位は、あらかじめ復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるがほう酸水であり早期に使用可能な1次系純水タンクおよびほう酸タンク等を優先して使用し、準備が整えば復水タンクを使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p> <p><u>格納容器再循環ポンプを水源とした代替再循環運転</u> 1. 代替再循環運転 当直課長は、重大事故等の発生による格納容器再循環ポンプを水源とした再循環運転において、余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水機能が喪失した場合、以下の手順により格納容器再循環ポンプ水を原子炉へ注水する。 (1) A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）による代替再循環運転 当直課長は、A格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSSS連絡ライン使用）および格納容器スプレイ冷却器による代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表-4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）および大容量ポンプによる高圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表—4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表—4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(2) B余熱除去ポンプ（海水冷却）、C充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）および大容量ポンプによる高圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）およびC充てん／高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表—4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p> <p>(3) B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転 当直課長は、全交流動力電源が喪失し、原子炉冷却機能が喪失した場合は、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水を確保し、B余熱除去ポンプ（海水冷却）による低圧代替再循環運転により原子炉へ注水する。 原子炉へ注水する手順は、表—4「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 当直課長は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として消防ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表—11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 使用済燃料ピットへの注水の優先順位は、あらかじめ消防ポンプの使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、消防ポンプの準備を整えば海水を使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>使用済燃料ピットへの水の供給</p> <p>1. 海水から使用済燃料ピットへの注水 <u>緊急時対策本部</u>は、使用済燃料ピットの冷却機能または注水機能が喪失し、または使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合、海水を水源として消防ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。 使用済燃料ピットへの注水の手順は、表—11「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 使用済燃料ピットへの注水の優先順位は、あらかじめ消防ポンプの使用準備を開始し、使用可能であれば多様性拡張設備であるが短時間で実施可能な2次系純水タンク等を優先して使用する。他の多様性拡張設備による淡水の補給手段が使用できない場合は、消防ポンプの準備を整えば海水を使用する。</p> <p>○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>規定内容の適正化（主語の適正化）</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>放水 使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレレイおよび</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端未満で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットへスプレレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>1. 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレレイ 緊急時対策本部は、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレレイする。 使用済燃料ピットへスプレレイを行う手順は、表-1 1 「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水口、海水ポンプ前および放水口から取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して使用済燃料ピットへ放水を行う手順は、表-1 2 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>よび放水 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレレイお</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等の発生により、使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生し、使用済燃料ピットの機能が喪失した場合に、使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端以下で水位低下が継続する場合、以下の手順により使用済燃料ピットへスプレレイまたは原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する。</p> <p>1. 可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレレイ 緊急時対策本部は、可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレレイする。 使用済燃料ピットへスプレレイを行う手順は、表-1 1 「使用済燃料ピットの冷却等のための手順等」参照。</p> <p>2. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水 緊急時対策本部は、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲により、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する。なお、海水を使用する際、取水箇所は取水口、海水ポンプ前および放水口から取水箇所を選定し使用する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲等を使用して使用済燃料ピットへ放水を行う手順は、表-1 2 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p> <p>（配慮すべき事項） ○ 消防ポンプ吸込ロストレーナ閉塞時の対応 消防ポンプの運転時、吸込ロストレーナに閉塞が見られた場合はストレーナの清掃等を行う。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>規定内容の適正化</p> <p>規定内容の適正化</p>
<p>放水 炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>1. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>水 緊急時対策本部は、重大事故等が発生し、炉心出口温度が350℃以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が1×10^5 mSv/h以上となり、格納容器へのスプレレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲により海水を格納容器およびアニュラス部へ放水する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を使用して、海水を格納容器およびアニュラス部へ放水を行う手順は、表-1 2 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	<p>炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>1. 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>水 緊急時対策本部は、重大事故等が発生し、炉心出口温度が 350 °C 以上かつ格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）が 1×10^5 mSv/h 以上となり、格納容器へのスプレレイが確認できない場合、大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲により海水を格納容器およびアニュラス部へ放水する。 大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲を使用して、海水を格納容器およびアニュラス部へ放水を行う手順は、表-1 2 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業ルート確保 構内のアクセス状況を考慮して消防ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 ○ 切替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水または海水を復水タンクへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)を成立させるため、復水タンクの保有水量を約646m³以上に管理する。 淡水を燃料取替用水タンクへ補給すること、および可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水、格納容器スプレイ、代替炉心注水および代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水タンクの保有水量を約1,600 m³以上に管理する。 ○ 成立性 海水取水時には、ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。 ○ 作業性 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 ○ 燃料補給 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、燃料油貯 	<p>蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段および復水タンクへの供給・炉心注水のための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器スプレイのための代替手段および燃料取替用水タンクへの供給・格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転・使用済燃料ピットへの水の供給・使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピットへのスプレイおよび放水・炉心の著しい損傷および格納容器破損時の格納容器およびアニュラス部への放水</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業ルート確保 構内のアクセス状況を考慮して消防ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 ○ 切替性 当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。 淡水または海水を復水タンクへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)を成立させるため、復水タンクの保有水量を約646m³以上に管理する。 淡水を燃料取替用水タンクへ補給すること、および可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水、格納容器スプレイ、代替炉心注水および代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水タンクの保有水量を約1,600 m³以上に管理する。 ○ 成立性 海水取水時には、ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置することで、漂流物を吸い込むことなく水を供給する。 ○ 作業性 燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ出口ラインの通水用ディスタンスピース取替えについては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 ○ 燃料補給 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、大容量ポンプへの重油の補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)として、燃料油貯 	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>油その量の備蓄量（116.25kL以上（1基あたり）、4基）を管理する。 消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料携行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料（ガソリン）の備蓄量として、12、150リットル以上を管理する。</p>	<p>油その量の備蓄量（116.25kL以上（1基あたり）、4基）を管理する。 消防ポンプへのガソリンの補給は、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間となればガソリン用ドラム缶および燃料携行缶を用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時における給油間隔を目安に実施する。重大事故等発生時7日間運転継続するために必要な燃料（ガソリン）の備蓄量として、12、15kL以上を管理する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等 表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1 4</p> <p>操作手順</p> <p>1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃焼体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃焼体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うこととする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>代替電源（交流）の給電</u></p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電したことを確認する。</p> <p>1. 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作およびディーゼル発電機の起動操作を実施しても、非常用高圧母線の電圧等が確立しない場合</p> <p>2. 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>予備変圧器の故障等により予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数（他号炉のモード1、2、3および4においては2台、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピットに燃焼体を貯蔵している期間においては1台）が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合</p> <p>3. 電源車による代替電源（交流）からの受電</p> <p>緊急時対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合</p>	<p>表-1 4</p> <p>操作手順</p> <p>1 4. 電源の確保に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃焼体等の著しい損傷および運転停止中における原子炉内燃焼体の著しい損傷を防止するため代替電源（交流）、代替電源（直流）、代替所内電気設備から給電を行うこととする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>代替電源（交流）の給電</u></p> <p>当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、以下の手段により非常用高圧母線へ代替電源（交流）から給電し、電圧計により受電したことを確認する。</p> <p>1. 空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電</p> <p>当直課長は、空冷式非常用発電装置から受電準備を行った後、空冷式非常用発電装置により給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作およびディーゼル発電機の起動操作を実施しても、非常用高圧母線の電圧等が確立しない場合</p> <p>2. 号機間電力融通恒設ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、他号炉のディーゼル発電機が非常用高圧母線の電圧にて健全であることを確認した場合、号機間電力融通恒設ケーブルを使用し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>予備変圧器の故障等により予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数（他号炉のモード1、2、3および4においては2台、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピットに燃焼体を貯蔵している期間においては1台）が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合</p> <p>3. 電源車による代替電源（交流）からの受電</p> <p>緊急時対策本部は、電源車から受電準備を行った後、電源車を起動し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>号機間電力融通恒設ケーブル（1、2号～3、4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>4. 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 電源車の故障等により代替電源からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数（他号炉のモード1、2、3および4においては2台、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては1台）が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。</p>	<p>4. 号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）を使用した号機間融通による代替電源（交流）からの給電 緊急時対策本部は、あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合は、配備している号機間電力融通予備ケーブルを使用し給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 電源車の故障等により代替電源からの給電が非常用高圧母線の電圧にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発電機等の必要台数（他号炉のモード1、2、3および4においては2台、他号炉のモード5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては1台）が健全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 代替電源（交流）による給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、号機間電力融通恒設ケーブル、電源車、号機間電力融通予備ケーブルの順で使用する。</p>	<p>変更なし</p>
<p><u>代替電源（直流）による給電</u></p> <p>1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ自動で給電されていることを確認する。あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧にて確認できない場合</p> <p>2. 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 緊急時対策本部は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合。</p>	<p><u>代替電源（直流）による給電</u></p> <p>1. 蓄電池（安全防護系用）による代替電源（直流）からの給電 当直課長は、全交流動力電源が喪失した場合は、蓄電池（安全防護系用）により非常用直流母線へ自動で給電されていることを確認する。あわせて、全交流動力電源喪失発生後1時間を目安に中央制御室で不要直流負荷の切り離しを行い、8時間以降に現場にてさらに不要直流負荷の切り離しを行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母線への給電が母線電圧にて確認できない場合</p> <p>2. 可搬式整流器による代替電源（直流）からの給電 緊急時対策本部は、蓄電池（安全防護系用）の電圧が低下する前までに、代替電源（交流）および可搬式整流器により非常用直流母線へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源（交流）設備による、代替電源（交流）からの給電が母線電圧等にて確認でき、非常用直流母線への給電が確認できない場合。</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p><u>代替所内電気設備による給電</u></p> <p>1. 代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置）緊急時対策本部は、所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持および人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤および可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧および非常用直流母線の電圧等により確認した場合</p> <p><u>代替電源（交流）の給電・代替電源（直流）による給電</u></p> <p><u>代替所内電気設備による給電</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給 緊急時対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置または電源車を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間[*]に達した場合</p> <p>※1：各発電機の燃料補給作業着手時間および給油間隔は以下のとおり。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間毎に補給）</p> <p>(b) 電源車：運転開始後約2.5時間後（その後約2時間毎に補給）</p> <p>○ 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯油そうの備蓄量（116.25kl以上（1基あたり）、4基）を管理する。</p> <p>○ 負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シケケンスのうち最大負荷となる、「外部電源が喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失およびRCPシールLOCAが発生する事故」の場合である。空冷式非常用発電</p>	<p><u>代替所内電気設備による給電</u></p> <p>1. 代替所内電気設備による交流および直流の給電（空冷式非常用発電装置）緊急時対策本部は、所内電気設備が共通要因で機能を失った場合、少なくとも1系統は機能の維持および人の接近性を確保するために、空冷式非常用発電装置から代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤および可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧および非常用直流母線の電圧等により確認した場合</p> <p><u>代替電源（交流）の給電・代替電源（直流）による給電</u></p> <p><u>代替所内電気設備による給電</u> (配慮すべき事項)</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給 緊急時対策本部は、空冷式非常用発電装置または電源車への給油は、負荷運転における燃料補給作業着手時間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の給油は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 空冷式非常用発電装置または電源車を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間[*]に達した場合</p> <p>※1：各発電機の燃料補給作業着手時間および給油間隔は以下のとおり。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置：運転開始後約2.5時間後（その後約4時間毎に補給）</p> <p>(b) 電源車：運転開始後約2.5時間後（その後約2時間毎に補給）</p> <p>○ 燃料の管理 重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料（重油）として、表-6「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料（重油）も含め、燃料油貯油そうの備蓄量（116.25kl以上（1基あたり）、4基）を管理する。</p> <p>○ 負荷容量 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シケケンスのうち最大負荷となる、「外部電源が喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失およびRCPシールLOCAが発生する事故」の場合である。空冷式非常用発電</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度およびプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。</p> <p>号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。</p> <p>○ 悪影響防止</p> <p>号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器およびケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、電源車ならびに号機間電力融通恒設ケーブルまたは号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「切断」または「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池室排気ファン用ダンパおよび中間建屋給気ファン用ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンおよび中間建屋給気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>○ 成立性</p> <p>所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。</p> <p>○ 作業性</p> <p>暗間でも視認性がある操作対象遮断器の識別表示を行う。</p>	<p>電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度およびプラント設備状況（被災状況、定期検査中等）に応じたその他使用可能な設備に供給する。</p> <p>号機間電力融通は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。</p> <p>電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の負荷に給電する。</p> <p>○ 悪影響防止</p> <p>号機間電力融通ケーブルは、通常運転中は、遮断器およびケーブルにより系統から分離し、重大事故等時のみ接続する。</p> <p>空冷式非常用発電装置、電源車ならびに号機間電力融通恒設ケーブルまたは号機間電力融通予備ケーブルを使用した号機間融通により電力を供給する際、中央制御室で受電後の補機の自動起動を防止するため、補機の操作スイッチを「引断」または「切」にする。</p> <p>受電後の蓄電池の充電による水素発生防止のため、蓄電池室排気ファン用ダンパおよび中間建屋給気ファン用ダンパを「開」とし、蓄電池室排気ファンおよび中間建屋給気ファンの起動により、蓄電池室の換気を行う。</p> <p>○ 成立性</p> <p>所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、常設代替電源（交流）である空冷式非常用発電装置により、十分な余裕を持って非常用直流母線に繋ぎ込み給電する。また、可搬型代替電源設備（交流）である電源車についても24時間以内に十分な余裕を持って給電する。</p> <p>○ 作業性</p> <p>暗間でも視認性がある操作対象遮断器の識別表示を行う。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-1 5 操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等の対処として監視が必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>監視機能の喪失</u> 1. 計器故障時のパラメータ推定 当直課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 主要パラメータのうち重要な監視パラメータおよび有効な監視パラメータを計測する計器の故障が疑われた場合</p> <p>(2) パラメータ監視の手順 a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 (a) 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） (b) 水位を注水源もしくは注水先の水位変化または注水量から推定 (c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定 (d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 (e) 1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 (f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 (g) ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 (h) 装置の動作特性により推定 (i) その他評価したパラメータの相関関係により推定</p>	<p>表-1 5 操作手順 1 5. 事故時の計装に関する手順等</p> <p>① 方針目的 重大事故等が発生し、計測機器の故障等により、当該重大事故等の対処として監視が必要なパラメータを計測することが困難となった場合に、当該パラメータを推定するために有効な情報を把握するため、計器の故障時の対応、計器の計測範囲を超えた場合への対応、計器電源の喪失時の対応、計測結果を記録することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等 <u>監視機能の喪失</u> 1. 計器故障時のパラメータ推定 当直課長は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータ（原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および原子炉格納容器（以下、「格納容器」という。）への注水量等）または有効な監視パラメータを計測する計器が故障により、計測することが困難となった場合、以下の手段により当該パラメータを推定する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 主要パラメータのうち重要な監視パラメータおよび有効な監視パラメータを計測する計器の故障が疑われた場合</p> <p>(2) パラメータ監視の手順 a. 発電用原子炉施設の状態を把握するために必要とする重要な監視パラメータについて、他チャンネルまたは他ループの計器がある場合は、当該計器により当該パラメータを計測する。 b. パラメータ選定にて選定した重要代替パラメータ（他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器を除く。）の値を用いて以下の方法で推定する。 (a) 同一物理量で推定（温度、圧力、水位、流量、放射線量） (b) 水位を注水源もしくは注水先の水位変化または注水量から推定 (c) 流量を注水先または注水源の水位変化を監視することにより推定 (d) 除熱状態を温度、圧力等の傾向監視により推定 (e) 1次冷却系からの漏えいを水位、圧力等の傾向監視することにより推定 (f) 圧力と温度を水の飽和状態の関係から推定 (g) ほう素濃度と炉心の未臨界性から推定 (h) 装置の動作特性により推定 (i) その他評価したパラメータの相関関係により推定</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(3) 代替パラメータの推定方法 計器故障時、当該パラメータの他チャネルまたは他ループの計器がある場合、他チャネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ（他チャネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器除く。）の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類および使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定 原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉容器内の温度と水位である。 当直課長は、原子炉容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。 (1) 原子炉容器内の温度 当直課長は原子炉容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に1次系冷却材高温側温度（広域）または1次系冷却材低温側温度（広域）値が、計器の測定範囲を超えて確認できない場合</p> <p>(2) 原子炉容器内の水位 当直課長は、原子炉容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉水位で計測する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に加圧器水位が低下し、計器の計測範囲を外れ確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ パラメータの選定 炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力</p>	<p>(3) 代替パラメータの推定方法 計器故障時、当該パラメータの他チャネルまたは他ループの計器がある場合、他チャネルの計器による計測を優先し、次に他ループの計器により計測する。 重要代替パラメータ（他チャネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器除く。）の値により推定を行う際に、推定に使用する計器が複数ある場合、より直接的なパラメータ、検出器の種類および使用環境条件を考慮するとともに、計測される値の確からしさを判断の上で使用するパラメータの優先順位を定める。</p> <p>2. 計器の計測範囲を超えた場合のパラメータの推定 原子炉容器内の温度、圧力および水位、ならびに原子炉容器および原子炉格納容器への注水量を監視するパラメータのうち、パラメータの値が計器の計測範囲を超えるものは、原子炉容器内の温度と水位である。 当直課長は、原子炉容器内の温度および水位の値が計器の計測範囲を超えた場合、原子炉施設の状態を推定する。 (1) 原子炉容器内の温度 当直課長は原子炉容器内の温度のパラメータである1次冷却材温度が計測範囲を超えた場合、可搬型計測器を接続し、検出器の抵抗を計測し、換算表を用いて温度へ変換する。多様性拡張設備である炉心出口温度が健全である場合は、炉心出口温度による計測を優先する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に1次冷却材高温側温度（広域）または1次冷却材低温側温度（広域）値が、計器の測定範囲を超えて確認できない場合</p> <p>(2) 原子炉容器内の水位 当直課長は、原子炉容器内の水位のパラメータである加圧器水位が低下して計測範囲を超えた場合は、原子炉水位で計測する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等時に加圧器水位が低下し、計器の計測範囲を外れ確認できない場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ パラメータの選定 炉心損傷防止対策および格納容器破損防止対策を成功させるために把握することが必要な原子炉施設の状態を監視する主要パラメータは、事象の判別を行う運転手順書の判断基準、炉心の著しい損傷および格納容器破損を防止する運転手順書の適用条件、炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書の適用条件および技術的能力</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>に係る審査基準1.1～1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの種類：原子炉容器内の温度、圧力および水位、原子炉容器および格納容器への注水量、格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ：原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ：重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握</p> <p>設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態ないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を</p>	<p>能力に係る審査基準1.1～1.10、1.13、1.14を満足するために必要なパラメータを選定する。</p> <p>選定した主要パラメータ（パラメータの種類：原子炉容器内の温度、圧力および水位、原子炉容器および格納容器への注水量、格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度、放射線量率、未臨界の維持または監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視、水源の確保およびアニュラス内の水素濃度）は、以下のとおり分類する。</p> <p>(1) 重要な監視パラメータ：主要パラメータのうち、耐震性、耐環境性を有し、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器で計測するパラメータをいう。</p> <p>(2) 有効な監視パラメータ：主要パラメータのうち、多様性拡張設備の計器で計測されるが、計測することが困難となった場合でも重大事故等対処設備の計器で計測される代替パラメータを有するものをいう。</p> <p>(3) 補助的な監視パラメータ：原子炉施設の状態や重大事故等対処設備の運転状態等を補助的に監視するパラメータをいう。</p> <p>さらに、次のとおり重要代替パラメータを選定する。</p> <p>(4) 重要代替パラメータ：重要な監視パラメータの代替パラメータのうち、重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器（当該重要な監視パラメータの他チャンネルおよび他ループの重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器含む。）ならびに有効な監視パラメータの代替パラメータを計測する重大事故等対処設備としての要求事項を満たした計器により計測されるパラメータをいう。</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握</p> <p>設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p> <p>○ 確からしさの考慮</p> <p>圧力のパラメータと温度のパラメータを水の飽和状態の関係から推定する場合は、水が飽和状態ないとパラメータに不確かさが生じるため、計器が故障するまでの原子炉施設の状態および事象進展状況を踏まえ、複数の関連パラメータを確認し、有効な情報を得た上で推定する。</p> <p>格納容器内の水素濃度を装置の動作特性を用いて推定する場合は、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>アニュラス内の水素濃度を推定する場合は、パラメータの相関関係を用いて、間接的な情報により推定するため、不確かさが生じることを考慮する。</p> <p>なお、代替パラメータによる推定に当たっては、代替パラメータの誤差による影響を</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>考慮する。</p> <p>計器電源の喪失</p> <p>1. 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータが監視できない場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源および直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>考慮する。</p> <p>計器電源の喪失</p> <p>1. 計器電源の喪失時の対応</p> <p>当直課長は、直流電源が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータを計測または監視する。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失および直流電源喪失</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により計測に必要な計器電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車の運転により、計器へ給電する。</p> <p>代替電源の供給ができない場合は、特に重要なパラメータとして、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器については、温度、圧力、水位および流量に係るものについて、可搬型計測器を接続し計測する。ただし、可搬型計測器を用いずに直接確認できるものは現場で確認する。</p> <p>また、可搬型計測器の計測値を工学値に換算する換算表を準備する。</p> <p>可搬型計測器による計測においては、計測の選定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測または監視する。同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し、計測または監視する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>直流電源が喪失した場合において、中央制御室でのパラメータが監視できない場合。</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源および直流電源喪失時は、空冷式非常用発電装置、蓄電池（安全防護系用）、電源車の運転により、計器へ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>
<p>重大事故等時のパラメータを記録する手順</p> <p>緊急時対策本部は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ（格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置</p>	<p>重大事故等時のパラメータを記録する手順</p> <p>緊急時対策本部は、パラメータ選定で選定した重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータ（格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度および放射線量率等）は、安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置または可搬型温度計測装置により計測結果を記録する。ただし、複数の計測結果を使用し計算により推定する監視パラメータ（計測結果を含む。）の値や現場操作時のみ監視する現場の指示値は記録用紙に記録する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置および可搬型温度計測装置</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p>	<p>に記録された監視パラメータの計測結果は、記録容量を超える前に定期的にメディア（記録媒体）に保存する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 原子炉施設の状態把握 設計基準を超える状態における原子炉施設の状態を把握する能力として、重要な監視パラメータおよび重要代替パラメータを計測する計器の計測範囲ならびに計器の個数を社内標準に明確に定める。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-16</p> <p>操作手順</p> <p>16. 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下、「中央制御室換気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室空調装置の運転手順等</p> <p>当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルターおよび微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室装置が中央制御室換気隔離モードで運転中であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号発信による中央制御室換気隔離信号または中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換気</p>	<p>表-16</p> <p>操作手順</p> <p>16. 中央制御室の居住性に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために必要な対処設備および資機材を活用した居住性の確保、汚染の持ち込み防止、放射性物質の濃度低減を図ることを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p>居住性の確保</p> <p>当直課長は、重大事故等が発生した場合において、中央制御室にとどまる運転員の被ばく線量を7日間で100 mSvを超えないよう、中央制御室遮蔽および中央制御室空調装置の外気を遮断した閉回路循環運転（以下、「中央制御室換気隔離モード」という。）により、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するとともにマネジメント（マスク等）による放射線防護措置等にて被ばくを低減し、以下の手順等で中央制御室の居住性を確保する。</p> <p>1. 中央制御室空調装置の運転手順等</p> <p>当直課長は、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから運転員等を防護するため、中央制御室換気隔離モードでの運転を行い、中央制御室非常用循環フィルターユニットに内蔵されたよう素フィルターおよび微粒子フィルタにより放射性物質を除去する。</p> <p>全交流動力電源が喪失した場合は、手動による系統構成を行い、代替交流電源設備により受電し中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源が正常な場合</p> <p>当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号の発信または中央制御室エリアモニタ指示値上昇による中央制御室換気隔離信号の発信を確認した場合、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードで運転中であることを確認する。</p> <p>また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>非常用炉心冷却設備作動信号発信による中央制御室換気隔離信号または中央制御室エリアモニタ指示値上昇により中央制御室換気隔離信号の発信を確認した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源が喪失した場合</p> <p>当直課長は、全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードにできない場合は、手動によるダンパの開操作により中央制御室換</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードにできない場合</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室非常用照明が使用できない場合</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードとなった場合</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事象となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事象となった場合または炉心損傷の兆候が見られた場合 または、発電所対策本部長が運転員等および緊急安全対策要員のマスク着用が必要と判断した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を確</p>	<p>気隔離モードの系統構成を行い、代替交流電源設備による給電後、中央制御室空調装置を運転する。</p> <p>また、当直課長は、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行い、酸素濃度または二酸化炭素濃度が制限値を満足できない場合は、外気の取り入れを実施する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードにできない場合</p> <p>2. 中央制御室の照明を確保する手順 当直課長は、全交流動力電源喪失時に、中央制御室の照明が使用できない場合、可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備による給電後、可搬型照明（SA）を可搬型照明電源に接続し中央制御室の照明を引き続き確保する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、中央制御室非常用照明が使用できない場合</p> <p>3. 中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 当直課長は、中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードとなった場合、中央制御室内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 中央制御室空調装置が中央制御室換気隔離モードとなった場合</p> <p>4. その他の放射線防護措置等に関する手順等 (1) 重大事故等時の全面マスクの着用手順 当直課長は、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事象となった場合、炉心損傷の兆候が見られた場合は発電所対策本部長が必要と判断した場合は、運転員等の内部被ばくを低減するため、全面マスクの着用を指示する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事象となった場合または炉心損傷の兆候が見られた場合 または、発電所対策本部長が運転員等および緊急安全対策要員のマスク着用が必要と判断した場合</p> <p>(2) 重大事故等時の運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化 当直課長は、運転員等の被ばく低減および被ばく線量の平準化のため、発電所対策本部長等と協議の上、長期的な保安の観点から運転員等の交代要員体制を確</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>る。 また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>汚染の持ち込み防止 1. チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替えを行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する (1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>放射性物質の濃度低減 1. アニュラス空気浄化設備の運転手順等 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアニュラスから放射性物質低減機能を有するアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス内圧力の低下にて確認する。 当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニュラス空気浄化系の弁に窒素ポンベン（アニュラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニュラス空気浄化ファ</p>	<p>立する。 また、交代要員は運転員等の交代に伴う移動時の放射線防護措置やチェンジングエリア等の各境界における汚染管理を行うことで被ばくの低減を図る。</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、多様性拡張設備である中央制御室非常用照明を優先して使用し、中央制御室非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>汚染の持ち込み防止 1. チェンジングエリアの設置手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合に、中央制御室への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーベイおよび防護具の着替えを行うためのチェンジングエリアを設置する。なお、チェンジングエリアの区画を恒設化し、速やかに使用できるようにする。 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時にチェンジングエリア設置場所の照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）の内蔵蓄電池による照明を確保し、代替交流電源設備により給電後、可搬型照明（SA）を電源に接続しチェンジングエリアの照明を引き続き確保する (1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 照明確保の優先順位は、常設の多様性拡張設備であるチェンジングエリア非常用照明を優先して使用し、チェンジングエリア非常用照明が使用できない場合は可搬型照明（SA）を使用する。</p> <p>放射性物質の濃度低減 1. アニュラス空気浄化設備の運転手順等 当直課長は、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合に、アニュラス空気浄化ファンを運転し、原子炉格納容器から漏えいした空気がアニュラスから放射性物質低減機能を有するアニュラス空気浄化フィルタユニットを通して屋外へ排出されていることを、アニュラス内圧力の低下にて確認する。 当直課長は、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合は、Aアニュラス空気浄化系の弁に窒素ポンベン（アニュラス浄化排気弁等作動用）から代替制御用空気を供給し系統構成を行い、代替電源設備から給電した後、Aアニュラス空気浄化ファ</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>ンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流電源が健全である場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）を用いたAアニュラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表—14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表—14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>ンを運転する。</p> <p>(1) 交流動力電源および直流電源が健全である場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合</p> <p>(2) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合</p> <p>a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>事故時において、非常用炉心冷却設備作動信号が発信した場合は、アニュラス空気浄化ファンの自動起動を確認する。自動起動していない場合は、手動によりアニュラス空気浄化ファンを起動する。また、全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、空冷式非常用発電装置からの受電および窒素ポンベ（アニュラス浄化排気弁等作動用）を用いたAアニュラス空気浄化ファンの起動操作を実施する。</p> <p>居住性の確保・汚染の持ち込み防止・放射性物質の濃度低減 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>チェンジングエリアでは、現場作業を行う運転員等の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染により廃水が発生した場合は、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>○ 電源確保</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により中央制御室空調装置および可搬型照明（SA）へ給電する。給電の手順は、表—14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合、代替電源設備によりアニュラス空気浄化設備に給電する。給電の手順は、表—14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-17</p> <p>操作手順</p> <p>17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目指す。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>放射性物質の濃度および放射線量の測定</u></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度および放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタステーションおよびモニタポストが使用できる場合はモニタステーションおよびモニタポストを使用）を用いた放射線量の連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定（空気中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態および放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>1. モニタステーションおよびモニタポストによる放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタステーションおよびモニタポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>2. 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時にモニタステーションまたはモニタポストが機能喪失した場合、可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等発生後、モニタステーションまたはモニタポストの故障等により、モニタステーションおよびモニタポストのいずれかの放射線量の測定機能が喪失した場合</p> <p>3. 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発</p>	<p>表-17</p> <p>操作手順</p> <p>17. 監視測定等に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録するため、放射性物質の濃度および放射線量を測定することを目指す。また、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録するため風向、風速その他の気象条件を測定することを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>放射性物質の濃度および放射線量の測定</u></p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所およびその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度および放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度および放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタステーションおよびモニタポストが使用できる場合はモニタステーションおよびモニタポストを使用）を用いた放射線量の連続測定を行う。また、放射性物質の濃度の測定（空気中、水中、土壌中）および海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態および放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>1. モニタステーションおよびモニタポストによる放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタステーションおよびモニタポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>2. 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等時にモニタステーションまたはモニタポストが機能喪失した場合、可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等発生後、モニタステーションまたはモニタポストの故障等により、モニタステーションおよびモニタポストのいずれかの放射線量の測定機能が喪失した場合</p> <p>3. 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>電所山岳および海岸の敷地境界方向を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタステーションおよびモニタポストが使用できる場合の当該6方位の測定については、モニタステーションおよびモニタポストを優先して使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>4. 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>(1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射線測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射線測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンブラ、GM汚染サーベイメータまたはよう素モニタの故障等により、移動式放射線測定装置（モニタ車）による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合</p> <p>5. 可搬型放射線測定装置等による放射性物質の濃度および放射線量の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所およびその周辺（周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータおよびβ線サーベイメータ）および電離箱サーベイメータにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。</p> <p>(1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>電所山岳および海岸の敷地境界方向を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタステーションおよびモニタポストが使用できる場合の当該6方位の測定については、モニタステーションおよびモニタポストを優先して使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合</p> <p>4. 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>(1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射線測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、移動式放射線測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンブラ、GM汚染サーベイメータまたはよう素モニタの故障等により、移動式放射線測定装置（モニタ車）による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合</p> <p>5. 可搬型放射線測定装置等による放射性物質の濃度および放射線量の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の発電所およびその周辺（周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）および放射線量について、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータおよびβ線サーベイメータ）および電離箱サーベイメータにより監視し、および測定し、ならびにその測定結果を記録する。</p> <p>周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。</p> <p>(1) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 3 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>重大事故等の発生により、格納容器排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、または放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</p> <p>(3) 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、格納容器排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 緊急時対策本部は、周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、格納容器排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域への放射性物質放出が確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要となった場合</p> <p>6. バックグラウンド低減対策等 (1) モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 緊急時対策本部は、事故後の周辺汚染により測定ができなくなること避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。 a. 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。</p>	<p>重大事故等の発生により、格納容器排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、または放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</p> <p>(3) 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 緊急時対策本部は、重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所およびその周辺の土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、格納容器排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）</p> <p>(4) 海上モニタリング測定 緊急時対策本部は、周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータおよび可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度および放射線量を測定する。 a. 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、格納容器排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から周辺海域への放射性物質放出が確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要となった場合</p> <p>6. バックグラウンド低減対策等 (1) モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 緊急時対策本部は、事故後の周辺汚染により測定ができなくなること避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。 a. 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>b. 放射性物質の放出によりモニタステーション、モニタポストまたは可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合</p> <p>(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 緊急時対策本部は、重大事故発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能になった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 緊急時対策本部は、重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材の支援およびモニタリングに係る要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>b. 放射性物質の放出によりモニタステーション、モニタポストまたは可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合</p> <p>(2) 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 緊急時対策本部は、重大事故発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能になった場合、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 緊急時対策本部は、重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材の支援およびモニタリングに係る要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p>	<p>変更なし</p>
<p><u>風向、風速その他の気象条件の測定</u> 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。 気象観測設備および可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p> <p>1. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の風向、風速その他の気象条件を可搬型気象観測装置により測定し、およびその測定結果を記録する。 また、風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型気象観測装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量および雨量の測定機能が喪失した場合。 気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央制御室の共通盤の指示値および警報表示にて確認する。</p> <p>2. 気象観測設備による気象観測項目の測定</p>	<p><u>風向、風速その他の気象条件の測定</u> 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。 気象観測設備および可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p> <p>1. 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 緊急時対策本部は、重大事故等時の風向、風速その他の気象条件を可搬型気象観測装置により測定し、およびその測定結果を記録する。 また、風向、風速その他の気象条件を測定する優先順位は、多様性拡張設備である気象観測設備を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型気象観測装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量および雨量の測定機能が喪失した場合。 気象観測設備の測定機能喪失の確認については、中央制御室の共通盤の指示値および警報表示にて確認する。</p> <p>2. 気象観測設備による気象観測項目の測定</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p> <p>モニタレーションおよびモニタポストへの代替交流電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタレーションおよびモニタポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタレーションおよびモニタポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自動で切り替わる。</p> <p>その後、代替交流電源設備（空冷式非常用発電装置）によりモニタレーションおよびモニタポストへ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>モニタレーションおよびモニタポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p>	<p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、およびその測定結果を記録する。</p> <p>モニタレーションおよびモニタポストへの代替交流電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタレーションおよびモニタポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタレーションおよびモニタポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元が自動で切り替わる。</p> <p>その後、代替交流電源設備（空冷式非常用発電装置）によりモニタレーションおよびモニタポストへ給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p> <p>モニタレーションおよびモニタポストは、電源が喪失した状態から給電した場合は、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 全交流動力電源が喪失した場合</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-18 操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化ファンおよび緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替える準備を行う。</p>	<p>表-18 操作手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p>① 方針目的 緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な、居住性の確保、必要な指示および通信連絡、必要な数の要員の収容、代替電源設備からの給電を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段 居住性の確保 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気浄化ファンおよび緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（以下「緊急時対策所可搬型空気浄化装置」という。）による放射性物質の侵入低減、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間100 mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>1. 緊急時対策所の立上げの手順 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げる。</p> <p>(1) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。 a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 空気供給装置による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替える準備を行う。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合</p> <p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 空気供給装置への切替準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化お</p>	<p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(3) 緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合</p> <p>2. 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを、緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>(1) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順 緊急時対策所内に緊急時対策所内可搬型エリアモニタを、緊急時対策所の外に緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>3. 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。</p> <p>(1) 緊急時対策所にとどまる緊急時対策本部要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 空気供給装置への切替準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化お</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>よび緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合 具体的には以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイライン線により、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示が上昇傾向となった場合</p> <p>(b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのブランド状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのブランド状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所に設置した緊急時対策所外可搬型エアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、<u>それぞれ</u>の空気流入量を調整する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) 緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示が30mSv/h以上となった場合</p> <p>(b) 緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に</p>	<p>化および緊急時対策所換気設備切替えのための要員配置を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合 具体的には以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイライン線により、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示が上昇傾向となった場合</p> <p>(b) 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのブランド状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(c) 炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。または、緊急時対策所でのブランド状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合</p> <p>(3) 空気供給装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、原子炉格納容器からブルームが放出され、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所に設置した緊急時対策所外可搬型エアモニタまたは緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所における緊急時対策所換気設備を緊急時対策所可搬型空気浄化装置から空気供給装置へ切り替えるとともに、緊急時対策所内の酸素濃度および二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、<u>空気</u>流入量を調整する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかに該当した場合</p> <p>(a) 緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示が30 mSv/h以上となった場合</p> <p>(b) 緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示が0.5 mSv/h以上となった場合</p> <p>(4) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置した緊急時対策所外可搬型エアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示が低下し、緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所換気設備を空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置へ切り替える。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>規定内容の適正化</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて空気吸収線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合</p> <p>必要な指示および通信連絡 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。 (1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。 <p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための</p>	<p>設置した緊急時対策所外可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合</p> <p>必要な指示および通信連絡 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視または収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所の情報収集設備および通信連絡設備へ給電する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。 (1) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 各課室長は、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常時から維持、管理する。 通信連絡に関する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う。 発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順は、表-19「通信連絡に関する手順等」参照。 <p>必要な数の要員の収容 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水、食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理について</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サードイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等にて放射線を監視し、ブルームの通過および屋外作業可能なレベルまでの低下が確認された場合</p> <p>(3) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下など、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合</p> <p>2. 飲料水、食料等について</p> <p>所長室長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。</p>	<p>対策に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の緊急時対策本部要員を収容する。</p> <p>緊急時対策本部は、これらの緊急時対策本部要員を収容するため、以下の手順等により必要な資機材、飲料水および食料等を配備するとともに、維持、管理し、放射線管理等の運用を行う。</p> <p>1. 放射線管理について</p> <p>(1) 放射線管理用資機材の維持管理について</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。</p> <p>(2) チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、身体サードイおよび防護具の着替え等を行うためのチェンジングエリアを通常時から設置し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下になった場合に運用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等にて放射線を監視し、ブルームの通過および屋外作業可能なレベルまでの低下が確認された場合</p> <p>(3) 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下など、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替えが必要となった場合、待機側へ切り替え、線量に応じ、交換、保管する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合</p> <p>2. 飲料水、食料等について</p> <p>所長室長は、少なくとも外部からの支援なしに1週間活動するために必要な飲料水および食料等を備蓄し、維持、管理する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびS</p>	<p><u>代替電源設備からの給電</u></p> <p>緊急時対策本部は、非常用母線からの給電喪失時は、代替電源として、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムおよびS</p>	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>PDＳ表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時ににおいて、空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」および表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電 非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順 緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順 緊急時対策所は、非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪失時</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替えおよび燃料給油手順 a. 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 緊急時対策所は、使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合、電源車（緊急時対策所用）の切替えを行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策所は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯油そうからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転における燃料補給作業着手時間に達し</p>	<p>PDＳ表示装置のうち、3号炉および4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時ににおいて、空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」および表-19「通信連絡に関する手順等」参照。</p> <p>1. 電源車（緊急時対策所用）による給電 非常用母線からの給電喪失時またはその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）準備手順 緊急時対策所立上げ時にケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立上げ時</p> <p>(2) 電源車（緊急時対策所用）起動手順 緊急時対策所は、非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 非常用母線からの給電喪失時</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）の切替えおよび燃料給油手順 a. 電源車（緊急時対策所用）の切替手順 緊急時対策所は、使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合、電源車（緊急時対策所用）の切替えを行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順 緊急時対策所は、電源車（緊急時対策所用）を運転し燃料補給が必要となった場合、燃料油貯油そうからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、<u>電源車（緊急時対策所用）</u>の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>た場合</p> <p>必要な数の要員の収容・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>(1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>(2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。</p> <p>重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>手時間に達した場合</p> <p>必要な数の要員の収容・代替電源設備からの給電 (配慮すべき事項)</p> <p>○ 配置</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員と現場作業を行う緊急時対策本部要員等との輻輳を避けるとともに、1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の同時被災を想定しても、独立した指揮命令を行えるレイアウトとし、遮音された少人数の会議スペースも確保できるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備する。</p> <p>○ 放射線管理</p> <p>(1) チェンジングエリア内では現場作業を行う緊急時対策本部要員の身体サーベイを行い、汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>(2) 現場作業を行う緊急時対策本部要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある緊急時対策所内で待機する。</p> <p>○ 燃料補給</p> <p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、定格負荷運転における燃料補給作業着手間となれば燃料油貯油そうおよびタンクローリーを用いて実施する。その後の補給は、定格負荷運転時の給油間隔を目安に実施する。</p> <p>重大事故等時7日間連続運転継続するために必要な燃料（重油）の備蓄量については、表-14「電源の確保に関する手順等」参照。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1. 発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、<u>モニタ車</u>、緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。</p> <p>a. <u>全交流動力電源喪失時</u>は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. <u>データ伝送設備</u>（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）およびデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p><u>通信連絡</u>を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号および2号炉送受話器）、<u>運転指令設備</u>（3号および4号炉送受話器）、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果</p>	<p>表-19</p> <p>操作手順</p> <p>1. 通信連絡に関する手順等</p> <p>① 方針目的</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡設備、発電所外（社内外）との通信連絡設備により発電所の内外の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うことを目的とする。</p> <p>② 対応手段等</p> <p><u>発電所内の通信連絡</u></p> <p>1. 発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所内）により、運転員等および緊急安全対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所、<u>移動式放射能測定装置</u>（モニタ車）および緊急時対策所との間で相互に通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</p> <p><u>データ伝送設備</u>（発電所内）により緊急時対策所へ、重大事故等に対処するために必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）およびSPDS表示装置を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所内）およびデータ伝送設備（発電所内）により、発電所内の通信連絡を必要のある場所と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p><u>通信連絡</u>を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、トランシーバーおよび携行型通話装置を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備（1号および2号炉送受話器）、<u>運転指令設備（3号および4号炉送受話器）</u>、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）および携帯型通話装置を使用する。</p>	<p>を通信設備（発電所内）により発電所内の必要な場所で共有する場合、現場と中央制御室との連絡には携帯型通話装置を使用し、現場または中央制御室と緊急時対策所との連絡には衛星電話（固定）および衛星電話（携帯）を使用する。</p> <p><u>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）</u>により、これらの設備へ給電する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所内）により、発電所内の必要な場所で共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項) ○ 優先順位 通信連絡を行う場合は、多様性拡張設備である運転指令設備、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯））および無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）および携帯型通話装置を使用する。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>
<p><u>発電所外（社内外）との通信連絡</u></p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場合と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、<u>モータ車</u>、<u>国</u>、<u>地方公共団体</u>、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、衛星電話（固定）、保安電話（携帯）および無線通話装置（モータ車）、<u>国</u>、<u>地方公共団体</u>、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）を使用する。</p> <p>a. <u>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）</u>により、これらの設備へ給電する。</p> <p>b. データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）およびデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場合と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p>	<p><u>発電所外（社内外）との通信連絡</u></p> <p>1. 発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場合と通信連絡を行うための手順等</p> <p>緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）により、緊急時対策所の緊急安全対策要員が、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、<u>移動式放射能測定装置（モータ車）</u>、<u>国</u>、<u>地方公共団体</u>、その他関係機関等との間で通信連絡を行うために、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）、緊急時衛星通報システムおよび統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）を使用する。</p> <p><u>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）</u>により、これらの設備へ給電する。</p> <p>データ伝送設備（発電所外）により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、パラメータを共有するために、安全パラメータ表示システム（SPDS）および安全パラメータ伝送システムを使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合において、通信設備（発電所外）およびデータ伝送設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場合と通信連絡または通話通信確認を行う場合</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）および緊急時衛星通報システムならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）を使用する。</p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）ならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>発電所内の通信連絡・発電所外（社内外）との通信連絡 (配慮すべき事項)</p>	<p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）および緊急時衛星通報システムならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）、衛星保安電話）および衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>2. 計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有する手順等</p> <p>緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止および格納容器破損防止に必要なパラメータ等の特に重要なパラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所と原子力事業本部、本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）および統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）を使用する。 <u>全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。</u></p> <p>(1) 手順着手の判断基準</p> <p>特に重要なパラメータを可搬型の計測器にて計測し、その結果を通信設備（発電所外）により、発電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合</p> <p>(配慮すべき事項)</p> <p>○ 優先順位</p> <p>通信連絡を行う場合は、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話およびIP-FAX）ならびに多様性拡張設備である、加入電話、加入ファクシミリ、携帯電話、電力保安通信用電話設備（保安電話（固定）、保安電話（携帯）および衛星保安電話）、社内TV会議システムおよび無線通話装置の使用を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、衛星電話（可搬）を使用する。</p> <p>発電所内の通信連絡・発電所外（社内外）との通信連絡 (配慮すべき事項)</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>○ 代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	<p>○ 代替電源設備からの給電 当直課長は、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備により、衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、統合原子炉防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）、緊急時衛星通報システム、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システムおよびSPDS表示装置へ給電する。 給電の手順は、表-14「電源の確保に関する手順等」および表-18「緊急時対策所の居住性等に関する手順等」参照。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前				変更後				差異の理由	
表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性(1/7)				表-2.0 重大事故等対策における操作の成立性(1/7)				変更なし	
操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間	操作 手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定 時間
1	手動による原子炉緊急停止	運転員等 (中央制御室、現場)	3	17分	1	手動による原子炉緊急停止	運転員等 (中央制御室、現場)	3	17分
2	タービン動補給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補給水ポンプの機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	20分	2	タービン動補給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補給水ポンプの機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	20分
	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	No. 3にて整備する。				主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復	No. 3にて整備する。		
	タービン動補給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補給水ポンプの機能回復	No. 2にて整備する。				タービン動補給水ポンプ(現場手動操作)およびタービン動補給水ポンプ起動弁(現場手動操作)によるタービン動補給水ポンプの機能回復	No. 2にて整備する。		
3	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	15分	3	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	15分
	窒素ポンプ(加圧器逃がし弁作動用)による加圧器逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分		窒素ポンプ(加圧器逃がし弁作動用)による加圧器逃がし弁の機能回復※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分
	可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分		可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	3	35分
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	41分		可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)による加圧器逃がし弁の機能回復	運転員等 (中央制御室、現場)	2	41分
	緊急安全対策要員		2			緊急安全対策要員		2	
4	A格納容器スプレイポンプ(RHR S-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	15分		A格納容器スプレイポンプ(RHR S-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	2	15分
	恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分		恒設代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	26分
	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	3	8時間		可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	運転員等 (中央制御室、現場)	3	8時間

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前		変更後		差異の理由
A格納容器スプレイポンプ（RHR）による S-CSS連絡ライン使用）による 代替再循環運転※ ¹	緊急安全対策要員 運転員等 （中央制御室、現場）	19	19	
A格納容器スプレイポンプ（RH R-CSS連絡ライン使用）に よる代替再循環運転※ ¹	緊急安全対策要員 運転員等 （中央制御室、現場）	2	2	

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前				変更後				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性(2/7)									
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
4	B 充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	85分	4	運転員等 (中央制御室、現場)	緊急安全対策要員	3	85分
		緊急安全対策要員	3						
4	主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による蒸気放出	No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)	2	16分	No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)	No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)	No. 3にて整備する。 (主蒸気逃がし弁(現場手動操作)による主蒸気逃がし弁の機能回復と同様)	2	16分
		運転員等 (中央制御室、現場)							
5	蓄圧タンクによる炉心注水	No. 3にて整備する。	21	7.5時間	No. 3にて整備する。	No. 3にて整備する。	No. 3にて整備する。	21	7.5時間
		緊急安全対策要員							
5	大容量ポンプによる補機冷却水(海水)通水※1	No. 7にて整備する。	3	26分	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	3	26分
		運転員等 (中央制御室、現場)							
6	大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。	1	8時間	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	1	8時間
		緊急安全対策要員							
6	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スブレイ※1	No. 7にて整備する。	20	2.3時間	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	20	2.3時間
		緊急安全対策要員							
6	電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)への燃料補給※1	緊急安全対策要員	2	2.3時間	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	2	2.3時間
		緊急安全対策要員	2	2.3時間	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	緊急安全対策要員	2	2.3時間
6	大容量ポンプによる格納容器内自然対流冷却	No. 7にて整備する。	12	49分	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	No. 7にて整備する。	12	49分
		緊急安全対策要員							

※1: 有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前					変更後					差異の理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (3/7)										
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
7	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2	87分	7	A、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	2	87分	
			1					1		
8	恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ 大容量ポンプを用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却※1 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1	7.5時間	8	A格納容器スプレイポンプ (RH RS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 恒設代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1	7.5時間	
		運転員等 (中央制御室、現場)	21				21	3		
9	可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度監視※1 水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合の操作手順※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	50分	9	可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度監視※1 水素排出 (アニュラス空気浄化設備) 全交流動力電源または直流電源が喪失した場合の操作手順※1	運転員等 (中央制御室、現場)	4	50分	
		運転員等 (中央制御室、現場)	2				2	2		
10	可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1	50分	10	可搬型格納容器内水素濃度計測装置による水素濃度推定※1	運転員等 (中央制御室) 緊急安全対策要員	1	50分	
			1					1		

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シナリオに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3＞

変更前				変更後				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成り立ち (4/7)									
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	緊急安全対策要員	6	4時間	1 1	海水から使用済燃料ピットへの注水※1	緊急安全対策要員	6	4時間
	可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	12	2時間		可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ	緊急安全対策要員	12	2時間
	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No. 1 2にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）	4	2時間		大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No. 1 2にて整備する。 （大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制と同様）	4	2時間
1 2	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員	4	2時間	1 2	可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視※1	緊急安全対策要員	4	2時間
	大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間		大容量ポンプ（放水砲用）および放水砲による大気への拡散抑制	緊急安全対策要員	12	3.5時間
	シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	10	5時間		シルトフェンスによる海洋への拡散抑制	緊急安全対策要員	10	5時間
1 3	可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	No. 1 1にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイと同様）	7	2.5時間	1 3	可搬式代替低圧注水ポンプおよびスプレイヘッドによる大気への拡散抑制	No. 1 1にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイと同様）	7	2.5時間
	大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間		大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲および泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	緊急安全対策要員	12	3.5時間
	海水を用いた復水タンクへの補給※1	緊急安全対策要員	7	2.5時間		海水を用いた復水タンクへの補給※1	緊急安全対策要員	7	2.5時間
1 3	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替（炉心注水時）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	2.7時間	1 3	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替（炉心注水時）	運転員等 （中央制御室、現場）	3	2.7時間
	燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替（格納容器スプレイ時）	緊急安全対策要員	3	2.6時間		燃料取替用水タンクから復水タンクへの水源切替（格納容器スプレイ時）	緊急安全対策要員	3	2.6時間
	燃料取替用水タンクから海水への水源切替（炉心注水時）	No. 4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）	3	2.6時間		燃料取替用水タンクから海水への水源切替（炉心注水時）	No. 4にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水と同様）	3	2.6時間
1 3	燃料取替用水タンクから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	No. 6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納	3	2.6時間	1 3	燃料取替用水タンクから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	No. 6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納	3	2.6時間
	燃料取替用水タンクから海水への水源切替（炉心注水時）	No. 6にて整備する。	3	2.6時間		燃料取替用水タンクから海水への水源切替（炉心注水時）	No. 6にて整備する。	3	2.6時間
	燃料取替用水タンクから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	No. 6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納	3	2.6時間		燃料取替用水タンクから海水への水源切替（格納容器スプレイ時）	No. 6にて整備する。 （可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納	3	2.6時間

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>容器スブレイと同様)</p> <p>※1：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段</p>	<p>容器スブレイと同様)</p> <p>※1：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前				変更後				差異の理由	
表-20 重大事故等対策における操作の成立性 (5/7)									
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 3	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3	2.4時間	1 3	復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 3	2.4時間
	A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転	No. 4にて整備する。				A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転	No. 4にて整備する。		
	海水から使用済燃料ピットへの注水	No. 1 1にて整備する。				海水から使用済燃料ピットへの注水	No. 1 1にて整備する。		
	可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ	No. 1 1にて整備する。				可搬式代替低圧注水ポンプによる使用済燃料ピットへのスプレイ	No. 1 1にて整備する。		
	大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制と同様)				大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による使用済燃料ピットへの放水	No. 1 2にて整備する。 (大容量ポンプ (放水砲用) および放水砲による大気への拡散抑制と同様)		
	電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への燃料補給	No. 6にて整備する。				電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) への燃料補給	No. 6にて整備する。		
	消防ポンプへの燃料補給	No. 6にて整備する。				消防ポンプへの燃料補給	No. 6にて整備する。		
	空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電※1	3	10分		1 4	空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電※1	運転員等 (中央制御室、現場)	3	16分
	号機間電力融通恒設ケーブル (3号機~4号機) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	3	2.3時間			号機間電力融通恒設ケーブル (3号機~4号機) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 2	2.3時間
	電源車による代替電源 (交流) からの給電	3	2.8時間			電源車による代替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 2	2.8時間
	号機間電力融通予備ケーブル (3号機~4号機) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	3	2.6時間			号機間電力融通予備ケーブル (3号機~4号機) を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場) 緊急安全対策要員	3 16	2.6時間
	蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	2	18分			蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) からの給電	運転員等 (中央制御室、現場)	2	18分
	可搬式整流器による代替電源 (直流) からの給電	1	2時間			可搬式整流器による代替電源 (直流) からの給電	運転員等 (現場) 緊急安全対策要員	1 2	2時間

※1：有効性評価の重要事故シナシスに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定
 <添付3>

変更前				変更後				差異の理由	
表一 2.0 重大事故等対策における操作の成り立ち (6/7)								変更なし	
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間
1 4	代替所内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電装置)	運転員等(中央制御室、現場)	2	3.8時間	1 4	代替所内電気設備による交流および直流の給電(空冷式非常用発電装置)	運転員等(中央制御室、現場)	2	3.8時間
		緊急安全対策要員	2				緊急安全対策要員	2	
1 5	空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給 ^{※1}	緊急安全対策要員	2	2.4時間	1 5	空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給 ^{※1}	緊急安全対策要員	2	2.4時間
		緊急安全対策要員	2				緊急安全対策要員	2	
1 6	可搬型計測器によるパラメータの測定 ^{※1}	緊急安全対策要員	2	2.3時間	1 5	可搬型計測器によるパラメータの測定 ^{※1}	緊急安全対策要員	2	2.3時間
		緊急安全対策要員	2				緊急安全対策要員	2	
1 7	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	運転員等(中央制御室)	1	65分	1 6	中央制御室空調設備の運転手順等(全交流動力電源が喪失した場合) ^{※1}	運転員等(中央制御室)	1	65分
		保修班	2				保修班	2	
1 6	アニュラス空気浄化設備の運転手順等(全交流動力電源または直流電源が喪失した場合) ^{※1}	No. 1 Oにて整備する。(水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源または直流電源が喪失した場合の操作手順と同様)			1 6	アニュラス空気浄化設備の運転手順等(全交流動力電源または直流電源が喪失した場合) ^{※1}	No. 1 Oにて整備する。(水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源または直流電源が喪失した場合の操作手順と同様)		
		放射線管理班	5				放射線管理班	5	
1 7	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分	1 7	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分
		放射線管理班	2				放射線管理班	2	
1 7	移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	70分	1 7	移動式放射能測定装置(モニタ車)による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	70分
		放射線管理班	2				放射線管理班	2	
1 7	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分	1 7	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	120分
		放射線管理班	2				放射線管理班	2	
1 7	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分	1 7	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班	2	60分
		放射線管理班	2				放射線管理班	2	
1 7	海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}	1 7	海上モニタリング測定	放射線管理班	3	110分 ^{※3}

※1：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

※1：有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前	変更後	差異の理由
<p>※2：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない2方位に設置した場合に想定される作業時間。</p> <p>※3：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、約100分</p>	<p>※2：可搬式モニタリングポストによる代替測定でカバーできない2方位に設置した場合に想定される作業時間。</p> <p>※3：小型船舶が海面に着水するまでの時間を記載した。その後の一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、約100分。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3>

変更前					変更後					差異の理由
表-20 重大事故等対策における操作の成立性(7/7)										
操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	操作手順 No.	対応手段	要員	要員数	想定時間	
17	モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班	2	3.1時間	17	モニタステーション、モニタポストおよび可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	放射線管理班	2	3.1時間	変更なし
	可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	保修班	6	2.2時間		可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定	保修班	6	2.2時間	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	放射線管理班	1	19分		緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順	放射線管理班	1	19分	
	空気供給装置による空気供給準備手順	安全管理班	1	55分		空気供給装置による空気供給準備手順	安全管理班	1	55分	
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	放射線管理班	2	47分		緊急時対策所内可搬型エリアモニタおよび緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順	放射線管理班	2	47分	
	空気供給装置への切替手順	放射線管理班他	2	2分		空気供給装置への切替手順	放射線管理班他	2	2分	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	放射線管理班他	2	2分		緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	放射線管理班他	2	2分	
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	放射線管理班	1	4分		緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順	放射線管理班	1	4分	
	電源車(緊急時対策所用)準備手順	保修班	2	14分		電源車(緊急時対策所用)準備手順	保修班	2	14分	
	電源車(緊急時対策所用)起動手順	保修班	2	5分		電源車(緊急時対策所用)起動手順	保修班	2	5分	
18	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	保修班	1	6分	18	電源車(緊急時対策所用)の切替手順	保修班	1	6分	
	電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料給油手順(3号炉および4号炉用に使用するタンクローリーからの給油)	保修班	2	2.3時間		電源車(緊急時対策所用)燃料タンクへの燃料給油手順(3号炉および4号炉用に使用するタンクローリーからの給油)	保修班	2	2.3時間	
	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—		(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—	
19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—	19	(成立性が要求される対応手段なし)	—	—	—	

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3-2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常の体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第121条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。</p> <p>また、休日、時間外（夜間）においても発電所内に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する重大事故等対策要員70名（消火活動要員7名含む）を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。</p> <p>さらに、発電所構内の最低要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p>	<p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 安全・防災室長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊（以下、「大規模損壊」という。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各課（室）長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(2) 各課（室）長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 2項に示す手順を整備し、2. 1(1)の要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2. 1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>2. 1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全・防災室長および原子力安全部門統括は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常の緊急時対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常の体制で活動しなければならぬ場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>原子力防災管理者は、原子炉施設において重大事故等および大規模損壊のような原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去ならびに原子力災害の拡大防止および緩和その他の必要な活動を迅速かつ円滑に実施するため、第121条に定める通常の原子力防災組織の体制を基本とする原子力防災組織を設置し、発電所に緊急時対策本部の体制を整える。</p> <p>また、休日、時間外（夜間）においても発電所内に「添付3 1. 1(1)体制の整備」で確保する重大事故等対策要員70名（消火活動要員7名含む）を確保し、大規模損壊の発生により中央制御室（運転員（当直員）を含む。）が機能しない場合においても、対応できるよう体制を確立する。</p> <p>さらに、発電所構内の最低要員により当面の間は事故対応を行えるよう体制を整える。</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 3-2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>ア 大規模損壊発生時の対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子炉防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p>(7) 休日、時間外（夜間）における緊急時対策本部の副本部長を含む常駐者は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるように、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の対応要員を重大事故等対策要員の役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(イ) プールーム放出時、最低限必要な対応要員は緊急時対策所にとどまり、プールーム通過後、活動を再開する。その他の対応要員は発電所外へ一時避難し、その後、交代要員として発電所へ再度非常召集する。</p> <p>(ウ) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点</p> <p>本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たっては、緊急時対策所を基本とする。</p> <p>緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子炉災害と非常災害（原子炉災害を除く。）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子炉緊急時対策・非常災害対策統本部（以下、「統本部」という。）を設置する。</p> <p>統本部の本部長は原子炉緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子炉災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(イ) 外部支援体制の確立</p> <p>原子炉安全部門統括は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p>	<p>ア 大規模損壊発生時の対応要員確保および通常とは異なる指揮命令系統の確立についての基本的な考え方</p> <p>以下の基本的な考え方に基づき、通常の原子炉防災体制での指揮命令系統が機能しない状況においても、対応要員を確保するとともに指揮命令系統を確立する。</p> <p>(7) 休日、時間外（夜間）における緊急時対策本部の副本部長を含む常駐者は、地震、津波等の大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合にも対応できるように、分散して待機する。また、建物の損壊等により対応要員が被災するような状況においても、構内に勤務している他の対応要員を重大事故等対策要員の役割に割り当てる等の措置を講じる。</p> <p>(イ) プールーム放出時、最低限必要な対応要員は緊急時対策所にとどまり、プールーム通過後、活動を再開する。その他の対応要員は発電所外へ一時避難し、その後、交代要員として発電所へ再度非常召集する。</p> <p>(ウ) 大規模損壊と同時に大規模火災が発生している場合、緊急時対策本部の火災対応の指揮命令系統の下、消火活動要員は消火活動を実施する。また、発電所対策本部長が、事故対応を実施および継続するために、放水砲等による泡消火の実施が必要と判断した場合、重大事故等対策要員を火災対応の指揮命令系統の下で消火活動に従事させる。</p> <p>イ 対応拠点</p> <p>本部長を含む緊急時対策本部要員等が対応を行うに当たっては、緊急時対策所を基本とする。</p> <p>緊急時対策所以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p> <p>ウ 支援体制の確立</p> <p>(7) 本店対策本部体制の確立</p> <p>社長は、原子炉施設において大規模損壊が発生した場合の支援を実施するため、本店対策本部を設置する。</p> <p>また、原子炉災害と非常災害（一般災害）の複合災害発生時には、状況に応じて両者を統合した原子炉緊急時対策・非常災害対策統本部（以下、「統本部」という。）を設置する。</p> <p>統本部の本部長は原子炉緊急時対策本部長とし、必要に応じて、原子炉災害を除く災害対策の指揮を本部長が指名するものに代行させる。</p> <p>(イ) 外部支援体制の確立</p> <p>原子炉安全部門統括は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。</p> <p>また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3-2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>(2) 対応要員への教育訓練の実施 各課(室)長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における対応要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。 また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別訓練を実施する。さらに、対応要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する対応要員以外の対応要員でも対応できるような教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p>	<p>(2) 対応要員への教育訓練の実施 各課(室)長は、「添付3 1.1(2)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練を基に、大規模損壊発生時における対応要員の役割に応じた任務を遂行するにあたり必要となる力量を維持向上するための教育訓練を計画的に実施する。 また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した指揮者等の個別訓練を実施する。さらに、対応要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって対応できるような力量を確保していくことにより、期待する対応要員以外の対応要員でも対応できるような教育訓練の充実を図るとともに、教育内容についても充実を図る。</p> <p><u>ア 力量の付与のための教育訓練</u> <u>(7) 重大事故等対処設備を用いた大規模損壊対応</u> <u>「添付3 1.1(2)教育訓練の実施 ア 力量の付与のための教育訓練」と同じ。</u> <u>(4) その他の大規模損壊対応</u> <u>安全・防災室長は、緊急時対策本部要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉毎の指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う通報連絡者(以下(2)において「指揮者等」という。)または消火活動要員を新たに認定する場合は、第13条第4項の体制に入るまでに、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。</u> <u>a 消火活動要員</u> <u>(a) 化学消防自動車から原子炉へ注入または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</u> <u>b 指揮者等</u> <u>(a) 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練</u> <u>(4) 安全・防災室長は、(4)項に係る設備を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに、技術的能力の確認訓練の要素を考慮した確認方法により、力量付与の妥当性を確認する。</u></p> <p><u>1 力量の維持向上のための教育訓練</u> 所長室長は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。 安全・防災室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内標準に基づき実施する。 なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が発生した場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更(教育訓練)</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3-2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(7) 安全・防災室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>a 化学消防自動車から原子炉へ注入または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</p> <p>b 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>4 技術的能力の確認訓練</p> <p>安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と消火活動要員との連携を含めた実効性等を確認するため、ア項(7) a または b のいずれかの操作を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等および消火活動要員を対象[*]に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>ア 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各課(室)長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p> <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けにくい位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、裕度を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(4) 可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉補助建屋から100m以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受けない場</p>	<p>(7) 安全・防災室長は、消火活動要員に対する以下の操作の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>a 化学消防自動車から原子炉へ注入または原子炉格納容器へスプレイするための接続訓練</p> <p>b 化学消防自動車から使用済燃料ピットへスプレイするための接続訓練</p> <p>(4) 安全・防災室長は、緊急時対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事象を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>4 技術的能力の確認訓練</p> <p>安全・防災室長は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>安全・防災室長は、指揮者等および消火活動要員に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内標準に基づき実施する。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等と消火活動要員との連携を含めた実効性等を確認するため、イ項(7) a または b のいずれかの操作を踏まえた総合的な訓練について、任意の指揮者等および消火活動要員を対象[*]に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(3) 設備および資機材の配備</p> <p>ア 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応に必要な設備の配備および当該設備の防護の基本的な考え方</p> <p>各課(室)長は、可搬型重大事故等対処設備について、重大事故等対策で配備する設備の基本的な考え方を基に、同等の機能を有する設計基準事故対処設備および常設重大事故等対処設備と同時に機能喪失することのないよう外部事象の影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>また、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの共通要因で、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないように配慮する。</p> <p>(7) 可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動を一定程度超える地震動に対して、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液化および揺すり込みによる不等沈下、地盤支持力の不足および地下構造物の損壊等の影響を受けにくい位置に保管する。また、基準津波を一定程度超える津波に対して、裕度を有する高台に保管するとともに、竜巻により同時に機能喪失させないよう、位置的分散を図り複数箇所に保管する。</p> <p>(4) 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備と同時に機能喪失させないよう、原子炉補助建屋から100m以上離隔をとって当該建屋と同時に影響を受け</p>	<p>差異の理由</p> <p>項番号の繰り下げ</p> <p>項番号の繰り下げ</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3-2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>所に分散して配備する。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセルポートを複数設ける。また、速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉補助建屋等から 100m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (7) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (イ) 地震および津波の大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災の発生時ににおいて、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材および消火設備を配備する。 (ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。 (エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。 (オ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。 (カ) 大規模損壊の発生時ににおいて、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話（携帯）および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話（携帯）を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。 (1) 大規模な自然災害については、以下を考慮する。 ア 重大事故または大規模損壊等が発生する可能性 イ 確率論的リスク評価の結果に基づき事故シナリオグループの選定にて抽出しなかつた地震および津波特有の事象として発生する事故シナリオへの対応</p>	<p>ない場所に分散して配備する。</p> <p>(ウ) 可搬型重大事故等対処設備同士に離して複数箇所に分散して保管するとともに、常設設備への接続口、アクセルポートを複数設ける。また、速やかに消火およびガレキ撤去できる資機材を当該事象による影響を受けにくい場所に保管する。</p> <p>イ 大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方 各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応に必要な資機材について、重大事故等対策で配備する資機材の基本的な考え方を基に、高線量の環境、大規模な火災の発生および外部支援が受けられない状況を想定し配備する。 また、そのような状況においても使用を期待できるよう、原子炉補助建屋等から 100m 以上離隔をとった場所に分散して配備する。 (7) 全交流動力電源喪失が発生する環境で対応するために必要な照明機能を有する資機材を配備する。 (イ) 地震および津波の大規模な自然災害による油タンク火災または故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災の発生時ににおいて、必要な消火活動を実施するために着用する防護具、消火剤等の資機材および消火設備を配備する。 (ウ) 炉心損傷および原子炉格納容器破損による高線量の環境下において事故対応するために着用するマスク、高線量対応防護服および個人線量計等の必要な資機材を配備する。 (エ) 化学薬品等が流出した場合に事故対応するために着用するマスク、長靴等の資機材を配備する。 (オ) 大規模な自然災害により外部支援が受けられない場合も事故対応を行うための防護具、線量計、食料等の資機材を確保する。 (カ) 大規模損壊の発生時ににおいて、指揮者と現場間、発電所外等との連絡に必要な通信手段を確保するため、多様な通信手段を複数整備する。また、通常の通信手段が使用不能な場合を想定した通信連絡手段として、携行型通話装置、トランシーバー、衛星電話（携帯）および統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を配備するとともに、消火活動専用の通信設備としてトランシーバー、衛星電話（携帯）を配備する。</p> <p>2. 2 手順書の整備 各課（室）長（当直課長を除く。）は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、大規模損壊が発生させる可能性のある外部事象として、大規模な自然災害および故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムを想定する。 (1) 大規模な自然災害については、以下を考慮する。 ア 重大事故または大規模損壊等が発生する可能性 イ 確率論的リスク評価の結果に基づき事故シナリオグループの選定にて抽出しなかつた地震および津波特有の事象として発生する事故シナリオへの対応</p>	<p>変更なし</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3-2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>ウ 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対する緩和措置</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、大規模損壊および大規模な火災が発生することを前提とする。</p> <p>(3) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な豪雪(降雪)、暴風(台風)、竜巻、火山(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内標準に定める。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するに当たっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内標準に定める。</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊時に対応する手順の整備に当たっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるように、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および対応要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するに当たっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性および柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。</p> <p>また、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みとともに断片的に得られる情報、確保できる対応要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損緩和または放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突について、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生(または発生が疑われる場合)の判断を行う。また、以下の適用開始条</p>	<p>ウ 発生確率や地理的な理由により発生する可能性が極めて低いため抽出していない外部事象に対する緩和措置</p> <p>(2) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、大規模損壊および大規模な火災が発生することを前提とする。</p> <p>(3) 大規模損壊を発生させる可能性のある自然災害への対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、原子炉施設の安全性に影響を与える可能性のある自然災害のうち、事前予測が可能な豪雪(降雪)、暴風(台風)、竜巻、火山(降灰)、凍結および森林火災については、影響を低減するための必要な安全措置を社内標準に定める。</p> <p>(4) 故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における考慮</p> <p>各課(室)長は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応手順書を整備するに当たっては、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失および大規模な火災が発生して原子炉施設に大きな影響を与えることを想定し、その上で流用性を持たせた柔軟で多様性のある対応ができるよう社内標準に定める。</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊時に対応する手順の整備に当たっては、大規模損壊の発生によって、多量の放射性物質が環境中に放出されるような万一の事態に至る場合にも対応できるように、原子炉施設において使える可能性のある設備、資機材および対応要員を最大限に活用した柔軟で多様性のある手段を社内標準に定める。</p> <p>(5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備およびその対応操作</p> <p>各課(室)長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するに当たっては、可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性および柔軟性を有するものとして、重大事故等対策において整備する手順等に対して更なる多様性を持たせたものとする。</p> <p>また、原子炉施設の損壊状況等の把握を迅速に試みとともに断片的に得られる情報、確保できる対応要員および使用可能な設備により、原子炉格納容器の破損緩和または放射性物質の放出低減等のために効果的な対応操作を速やかに、かつ、臨機応変に選択および実行するため、施設の被害状況を把握するための手段および各対応操作の実行判断を行うための手段を定める。</p> <p>ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー</p> <p>安全・防災室長は、原子炉施設の状況把握が困難な場合および状況把握がある程度可能な場合を想定し、状況に応じた対応が可能となるよう判断フローを定める。</p> <p>また、手順書を有効、かつ、効果的に活用するため、適用開始条件を明確化するとともに、緩和操作を選択するための判断フローを明記することにより必要な個別対応手段への移行基準を定める。</p> <p>(7) 大規模損壊発生時の判断および対応要否の判断基準</p> <p>当直課長または原子力防災管理者は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突について、緊急地震速報、大津波警報等または衝撃音、衝突音等により検知した場合、中央制御室の状況、プラント状態の大まかな確認および把握を行うとともに、大規模損壊発生(または発生が疑われる場合)の判断を行う。また、以下の適用開始条</p>	<p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 3－2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) ブラント監視機能または制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子力防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(1) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>原子力防災管理者は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびブラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視および制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または可搬型計測器による優先順位にしたがった内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</p> <p>中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>なお、個別操作を実施するために必要な重大事故等対応設備または設計基準事故対応設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p> <p>イ 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>原子力防災管理者は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員および残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p>	<p>件に該当すると判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づき事故の進展防止および影響を緩和するための活動を開始する。</p> <p>【適用開始条件】</p> <p>a 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突等により原子炉施設が以下のいずれかの状態となった場合</p> <p>(a) ブラント監視機能または制御機能が喪失（中央制御室の喪失を含む。）</p> <p>(b) 使用済燃料ピットが損傷し漏えいが発生</p> <p>(c) 炉心冷却機能および放射性物質閉じ込め機能に影響を与える可能性があるような大規模な損壊が発生</p> <p>(d) 大型航空機の衝突による大規模な火災が発生</p> <p>b 当直課長が重大事故等発生時に期待する安全機能が喪失し、事故の進展防止および影響緩和が必要と判断した場合</p> <p>c 原子力防災管理者が大規模損壊時に対応する手順を活用した支援が必要と判断した場合</p> <p>(1) 緩和操作を選択するための判断フロー</p> <p>原子力防災管理者は、大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況およびブラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行うための手段に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選定する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央制御室の監視および制御機能の喪失により状況把握が困難な場合には、外からの目視による確認または可搬型計測器による優先順位にしたがった建屋内部の状況確認を順次行い、必要の都度緩和措置を行う。</p> <p>中央制御室または緊急時対策所での監視機能の一部が健全であり、速やかな安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復または代替させる等により緩和措置を行う。また、適切な個別操作を速やかに選択できるように、当該フローに個別操作への移行基準を定める。</p> <p>なお、個別操作を実施するために必要な重大事故等対応設備または設計基準事故対応設備の使用可否については、大規模損壊時に対応する手順に基づき当該設備の状況確認を実施することにより判断する。</p> <p>イ 優先順位に係る基本的な考え方</p> <p>原子力防災管理者は、環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、炉心損傷の潜在的可能性を最小限にすること、炉心損傷を少しでも遅らせることに寄与できる初期活動を行うとともに、事故対応への影響を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応要員および残存する資源等を基に有効、かつ、効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 3-2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>また、設計基準事事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および運転員（当直員）を含む重大事事故等対策要員等が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料ピット水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」の緩和等の措置について、人命救助を行うとともに対応要員の安全を確保しつつ並行して行う。</p> <p>さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセスルート確保、操作場所に支障となる火災および延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>原子力防災管理者は、非常召集した対応要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子力防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。</p> <p>対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状態に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合</p> <p>プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状況を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替所内電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺線の線量率が上昇している場合は放射性物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内に可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレーを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合</p> <p>プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低</p>	<p>また、設計基準事事故対処設備の安全機能の喪失、大規模な火災の発生および運転員（当直員）を含む重大事事故等対策要員等が被災した場合も対応できるようにするとともに、可搬型重大事事故等対処設備等を活用することにより、「大規模な火災が発生した場合における消火活動」、「炉心の著しい損傷緩和」、「原子炉格納容器の破損緩和」、「使用済燃料ピット水位確保および燃料体の著しい損傷緩和」および「放射性物質の放出低減」の緩和等の措置について、人命救助を行うとともに対応要員の安全を確保しつつ並行して行う。</p> <p>さらに、環境への放射性物質の放出低減を最優先とする観点から、事故対応を行うためのアクセスルート確保、操作場所に支障となる火災および延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>原子力防災管理者は、非常召集した対応要員から原子炉施設の被災状況に関する情報を収集し、大まかな状況の確認および把握（火災の発生有無、建屋の損壊状況等）を行う。当直課長または原子力防災管理者が原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いた状況把握が必要と判断すれば、大規模損壊時に対応する手順に基づく対応を開始する。</p> <p>対応の優先順位については、把握した対応可能要員数、使用可能設備および施設の状態に応じて選定する。</p> <p>(7) 原子炉施設の状況把握が困難な場合</p> <p>プラント監視機能が喪失し、原子炉施設の状況把握が困難な場合においては、外観より施設の状況を把握するとともに、対応が可能な要員の状況を可能な範囲で把握し、原子炉格納容器または使用済燃料ピットから環境への放射性物質の放出低減を最優先に考え、大規模火災の発生に対しても迅速に対応する。また、監視機能を復旧させるため、代替所内電源による給電により、監視機能の復旧措置を試みるとともに、可搬型計測器等を用いて可能な限り継続的に状態把握に努める。</p> <p>外観より原子炉格納容器または原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の破損が確認され周辺線の線量率が上昇している場合は放射性物質の放出低減処置を行う。</p> <p>外観より原子炉格納容器が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、原子炉格納容器破損の緩和処置を優先して実施し、炉心が損傷していないこと等を確認できた場合には、炉心損傷緩和の処置を実施する。</p> <p>使用済燃料ピットへの対応については、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が正常であることが確認できた場合は、建屋内に可搬型設備による注水を行う。また、水位の維持が不可能または不明と判断した場合は建屋内部または外部からのスプレーを行う。</p> <p>(4) 原子炉施設の状況把握がある程度可能な場合</p> <p>プラント監視機能が健全である場合には、運転員（当直員）等により原子炉施設の状況を速やかに把握し、判断フローに基づいて「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」機能の確保を基本とし、状況把握が困難な場合と同様に、環境への放射性物質の放出低</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付 3-2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和措置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。</p> <p>各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザーおよび油圧ショベルを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセスルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書</p> <p>各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するに当たっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対応設備を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。</p> <p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書</p> <p>a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、地震および津波のような大規模な自然災害によって施設内の油タンク火災の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能ないように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下の(シ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、緊急時対策本部との連絡については、衛星電話（携帯）を使用して、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p>	<p>減を目的に、優先的に実施すべき対応操作とその実効性を総合的に判断し、必要な緩和措置を実施する。</p> <p>なお、部分的にしかパラメータ等を確認できない場合は、可搬型計測器等により確認を試みる。</p> <p>各対策の実施に当たっては、重大事故等対策におけるアクセスルート確保の考え方を基本に、被害状況を確認し、早急に復旧可能なルートを選定し、ブルドーザーおよび油圧ショベルを用いて法面崩壊による土砂、建屋の損壊によるガレキ等の撤去活動を実施することでアクセスルートの確保を行う。また、事故対応の支障となるアクセスルートおよび操作の支障となる火災ならびに延焼することにより被害の拡大に繋がる可能性のある火災の消火活動を優先的に実施する。</p> <p>ウ 大規模損壊発生時に活動を行うために必要な手順書</p> <p>各課（室）長は、大規模損壊発生時の対応手順書を整備するに当たっては、重大事故等対策で整備する設備を活用した手順等に加えて、事象進展の抑制および緩和に資するための多様性を持たせた手順等、共通要因で同時に機能喪失することのない可搬型重大事故等対応設備を用いた手順、中央制御室での監視および制御機能が喪失した場合も対応できるよう現場にてプラントパラメータを監視するための手順、重大事故等対策と異なる判断基準により事故対応を行うための手順および現場にて直接機器を動作させるための手順等を定める。</p> <p>(7) 5つの活動または緩和対策を行うための手順書</p> <p>a 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災を想定し、放水砲等を用いた泡消火についての手順書を定める。</p> <p>また、地震および津波のような大規模な自然災害によって施設内の油タンク火災の大規模な火災が発生した場合においても、同様な対応が可能ないように多様な消火手段を定める。</p> <p>手順書については、以下の(シ)項に該当する手順等を含むものとする。</p> <p>大規模な火災が発生した場合における対応手段の優先順位は、放水砲等を用いた泡消火について速やかに準備するとともに、早期に準備可能な化学消防自動車および小型動力ポンプ付水槽車、または化学消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車および中型放水銃、あるいは可搬式消防ポンプおよび中型放水銃による、泡消火ならびに延焼防止のための消火を実施する。</p> <p>重大事故等対策要員による消火活動を行う場合は、事故対応とは独立した通信手段を用いるために、別のトランシーバーの回線を使用することとし、緊急時対策本部との連絡については、衛星電話（携帯）を使用して、発電所対策本部長の指揮により対応を行う。</p> <p>b 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付 3-2 >

変更前	変更後	差異の理由
<p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(カ)項、(キ)項および(ケ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>(b) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には移動式大容量ポンプ車を使用するため準備に時間がかかることから、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>○ 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項から(ク)項、(カ)項および(キ)項に該当する手順等を含むものとして定める。原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次系のフィードアンドブリードを行う。また、1次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対</p>	<p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項から(カ)項、(キ)項および(ケ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>炉心の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>(b) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において1次冷却材喪失事象が発生している場合は、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。また、1次冷却材喪失事象が発生していない場合は蒸気発生器2次側による炉心冷却を行う。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p> <p>(d) 原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合は、原子炉格納容器内自然対流冷却には大容量ポンプ車を使用するため準備に時間がかかることから、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器内の圧力および温度を低下させる。</p> <p>○ 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(ウ)項から(ク)項、(カ)項および(キ)項に該当する手順等を含むものとして定める。原子炉格納容器の破損を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は以下のとおりである。</p> <p>(a) 原子炉炉冷却材圧力バウンダリ高圧時は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および減圧を優先し、蒸気発生器の除熱機能が喪失した場合は1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。また、1次冷却系を減圧する手段により、高圧溶融物放出および原子炉格納容器内雰囲気直接加熱による原子炉格納容器破損を防止する。</p> <p>(b) 炉心が溶融し溶融デブリが原子炉容器内に残存した場合は、原子炉格納容器の破損を緩和するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器に注水し、原子炉容器内の残存デブリを冷却する。</p> <p>(c) 最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合は、蒸気発生器2次側による炉心冷却および原子炉格納容器内自然対流冷却により最終ヒートシンクへ熱を輸送する。</p>	<p>差異の理由</p> <p>等</p> <p>表現の変更、運用の明確化</p> <p>等</p> <p>表現の変更、運用の明確化</p> <p>等</p> <p>表現の変更、運用の明確化</p> <p>等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3-2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>流冷却、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器ハウジングへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、溶融し原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉補助建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>d 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項および(ロ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が増加していることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和するための対策を実施する。</p> <p>e 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項および(ロ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p>	<p>(d) 原子炉格納容器内の冷却または破損を緩和するため、原子炉格納容器内自然対流冷却、多様な格納容器スプレイ手段から早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により原子炉格納容器の圧力および温度を低下させる。</p> <p>(e) 溶融炉心・コンクリート相互作用（MCCI）の抑制および溶融炉心が拡がり原子炉格納容器ハウジングへの接触を防止するため、多様な格納容器スプレイ手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により、溶融し原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却する。</p> <p>また、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延または防止するため、多様な炉心注入手段より早期に準備可能な常設設備を優先して使用し、常設設備が使用できない場合は可搬型設備により炉心を冷却する。</p> <p>(f) さらに、原子炉格納容器内に水素が放出された場合においても水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な水素濃度低減および水素濃度監視を実施し、水素が原子炉格納容器から原子炉格納容器周囲のアニュラスに漏えいした場合にも、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するため、アニュラス内の水素排出および水素濃度監視を実施する。</p> <p>d 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項および(ロ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p> <p>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策が必要な場合における対応手段の優先順位は、外観より原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）が健全であることや周辺の線量率が増加していることが確認できた場合、建屋内部にて可能な限り代替の水位計の設置等の措置を行うとともに、早期に準備可能な常設設備による注水を優先して実施し、常設設備による注水ができない場合は、可搬型設備による注水を行う。水位維持が不可能または不明と判断した場合は、建屋内部からのスプレイを実施する。また、使用済燃料ピットの近傍に立ち入ることができない場合は、建屋外部からのスプレイを実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲により燃料体の著しい損傷の進行を緩和するための対策を実施する。</p> <p>e 放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順等</p> <p>各課（室）長は、炉心の著しい損傷および原子炉格納容器の破損または使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合において、放射性物質の放出を低減するための対策に関する手順書について、以下の(イ)項および(ロ)項に該当する手順等を含むものとして定める。</p>	<p>差異の理由</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p> <p>表現の変更、運用の明確化等</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

<添付3-2>

変更前	変更後	差異の理由
<p>放射線物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順の優先順位は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備が可能な常設設備によるスプレイを優先して実施し、常設設備によるスプレイができない場合は可搬型設備によるスプレイを実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合は放水砲による放水が必要と判断した場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合は、建屋外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損傷または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>(1) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、全ての蒸気発生器が除熱が期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失を想定し、燃料取替用水タンク水をB充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注入する操作と加圧器逃がし弁により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注入機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したB充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により充てんラインを使用して燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作</p> <p>(7) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器の除熱が期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失も想定し、燃料取替用水タンク水をB充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。</p> <p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ</p>	<p>放射線物質の放出を低減するための対策が必要な場合における対応手順の優先順位は、原子炉格納容器の閉じ込め機能が喪失した場合、格納容器スプレイが実施可能であれば、早期に準備が可能な常設設備によるスプレイを優先して実施し、常設設備によるスプレイができない場合は可搬型設備によるスプレイを実施する。格納容器スプレイが使用不能な場合は放水砲による放水が必要と判断した場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット内燃料体の著しい損傷に至った場合は、建屋外部からのスプレイにより放射性物質の放出低減を実施し、原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損傷または現場線量率の上昇により原子炉補助建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、放水砲による放射性物質の放出低減を実施する。</p> <p>(1) 「2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-2「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、全ての蒸気発生器が除熱が期待できない場合に、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失を想定し、燃料取替用水タンク水をB充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注入する操作と加圧器逃がし弁により原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を冷却する手順を定める。</p> <p>a 全交流動力電源喪失または原子炉補機冷却機能喪失により原子炉への注入機能が喪失した場合、空冷式非常用発電装置により受電したB充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により充てんラインを使用して燃料取替用水タンク水を原子炉へ注水する手順</p> <p>b 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ（加圧器逃がし弁作動用）および可搬式空気圧縮機（加圧器逃がし弁作動用）を空気に接続し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>c 直流電源喪失時において、加圧器逃がし弁の開弁が必要である場合、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、可搬型バッテリー（加圧器逃がし弁用）により直流電源を供給し、原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する手順</p> <p>(7) 「3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」各課（室）長は、重大事故等対策にて整備する表-3「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」の手順に加えて、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態において、すべての蒸気発生器の除熱が期待できない場合、フロントライン系の機能喪失に加えてサポート系の機能喪失も想定し、燃料取替用水タンク水をB充電ん/高圧注入ポンプ（自己冷却）により原子炉へ注水する操作と加圧器逃がし弁による原子炉格納容器内部へ1次冷却材を放出する操作を組み合わせた1次冷却系のフィードアンドブリードにより原子炉を減圧する手順を定める。</p> <p>a 制御用空気喪失時において、加圧器逃がし弁の機能を回復させるため、窒素ポンベ</p>	<p>差異の理由</p>

高浜発電所原子炉施設保安規定

＜添付3-2＞

変更前	変更後	差異の理由
<p>(7) 各課（室）長は、大規模損壊発生時の手順書を整備するに当たっては、同時に機能喪失することがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のいずれかによって、炉心注入、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項および2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>ることがないよう配備している可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故等対処設備および設計基準事故対処設備のいずれかによって、炉心注入、電源確保、放射性物質拡散抑制等の各対策を実施できるよう構成する。</p> <p>2. 3 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、2. 1項および2. 2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全部門統括は、2. 1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p>	<p>変更なし</p>

添付資料

1. 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴う変更
2. 規定内容の適正化
3. 表現の変更、運用の明確化等

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の
審査基準の一部改正に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正（2019年10月2日改正）のうち、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員に対する教育及び訓練に関する改正内容を反映する。

これらに対応するため、教育及び訓練に関連する以下の保安規定条文の変更を行う。

- ・ 第13条 （運転員等の確保）
- ・ 第18条の5 （重大事故等発生時の体制の整備）
- ・ 第18条の6 （大規模損壊発生時の体制の整備）
- ・ 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準
(第18条の5および第18条の6 関連)

規定内容の適正化

高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉については、2015 年 10 月 9 日付 原規規発第 1510092 号により、新規制基準に適合した保安規定として変更認可を受けた。

その後、当社、大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉を含む他発電所保安規定の新規制基準適合に係る変更認可申請の審査（以下、「先行プラント審査」）を経て、保安規定の適正化として規定内容の追加又は変更が行われてきた。

本申請において、それら先行プラント審査で追加又は変更が行われた規定内容等を高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の保安規定に反映するため、以下の保安規定条文を変更する。

- ・ 第 9 条（原子炉主任技術者の選任）
- ・ 第 10 条（原子炉主任技術者の職務等）
- ・ 第 17 条（原子炉起動前の確認事項）
- ・ 第 47 条（1 次冷却材漏えい率）
- ・ 第 73 条（外部電源）
- ・ 第 85 条（重大事故等対処設備）
- ・ 第 94 条（新燃料の運搬）
- ・ 第 95 条（新燃料の貯蔵）
- ・ 第 97 条（燃料の取替等）
- ・ 第 98 条（使用済燃料の貯蔵）
- ・ 第 100 条（放射性固体廃棄物の管理）
- ・ 第 133 条（記録）
- ・ 添付 1（異常時の運転操作基準）
- ・ 添付 3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準）

以 上

表現の変更、運用の明確化等

先行プラント審査の反映等により、表現、体裁の見直し、設備名称の見直し、運用の明確化のため、以下の保安規定条文を変更する。

第3条、第13条、第14条、第18条、第23条、第28条、第31条、第34条、第37条から第42条、第44条、第45条、第47条、第51条から第56条、第58条、第59条、第61条、第62条、第64条から第68条、第70条、第74条から第78条、第83条、第85条、第89条、第98条、第115条、第120条、第121条、第127条、第133条及び添付1から添付3